

令和2年 第1回

南会津町議会定例会
会議録

南会津町議会

令和2年第1回南会津町議会定例会会議録目次

第1日 3月6日(金)

◎議事日程	1
◎本日の会議に付した事件	1
◎出席議員	1
◎欠席議員	2
◎説明のための出席者	2
◎事務局職員出席者	2
◎開会の宣告	3
◎開議の宣告	3
◎議事日程の報告	3
◎会議録署名議員の指名	3
◎会期の決定	4
◎諸報告	4
◎令和2年度町政施政方針説明	5
◎報告第2号から議案第55号まで一括上程、説明	14
◎請願の委員会付託	33
◎議会運営委員会報告	36
◎散会の宣告	39

第2日 3月11日(水)

◎議事日程	41
◎本日の会議に付した事件	41
◎出席議員	41
◎欠席議員	41
◎説明のための出席者	41
◎事務局職員出席者	42
◎開議の宣告	43
◎議事日程の報告	43

◎一般質問	4 3
馬 場 浩 議員	4 3
楠 正 次 議員	5 8
室 井 英 雄 議員	7 1
湯 田 芳 博 議員	8 5
◎黙 禱	9 9
湯 田 良 一 議員	1 0 1
湯 田 哲 議員	1 0 6
◎散会の宣告	1 2 6

第3日 3月12日(木)

◎議事日程	1 2 7
◎本日の会議に付した事件	1 3 0
◎出席議員	1 3 0
◎欠席議員	1 3 0
◎説明のための出席者	1 3 0
◎事務局職員出席者	1 3 0
◎開議の宣告	1 3 2
◎議事日程の報告	1 3 2
◎一般質問	1 3 2
川 島 進 議員	1 3 2
渡 部 訓 正 議員	1 3 6
大 桃 英 樹 議員	1 4 8
◎報告第 2号 専決処分の報告についての質疑	1 6 7
専決第2号 工事請負契約の一部変更について（御蔵入交流館音響設備改修工事）	
専決第3号 工事請負契約の一部変更について（さゆり荘建設事業パブリック棟建築主体工事）	
◎議案第 2号 南会津町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の質疑、討論、採決	1 6 8

◎議案第 3号	南会津町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の質疑、討論、採決	169
◎議案第 4号	南会津町職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の質疑、討論、採決	170
◎議案第 5号	公益的法人等への南会津町職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の質疑、討論、採決	171
◎議案第 6号	南会津町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の質疑、討論、採決	172
◎議案第 7号	南会津町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の質疑、討論、採決	173
◎議案第 8号	南会津町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の質疑、討論、採決	174
◎議案第 9号	南会津町立幼稚園預かり保育条例の一部を改正する条例の質疑、討論、採決	174
◎議案第 10号	南会津町立学校給食センター設置条例の一部を改正する条例の質疑、討論、採決	175
◎議案第 11号	南会津町小豆温泉窓明の湯条例を廃止する条例の質疑、討論、採決	176
◎議案第 12号	南会津町保養所条例の一部を改正する条例の質疑、討論、採決	179
◎議案第 13号	南会津町生活改善センター条例の一部を改正する条例の質疑、討論、採決	180
◎議案第 14号	南会津町木材加工保管施設条例の一部を改正する条例の質疑、討論、採決	181
◎議案第 15号	南会津町町営住宅条例の一部を改正する条例の質疑、討論、採決	185
◎議案第 16号	南会津町町営住宅管理条例の一部を改正する条例の質疑、討論、採決	186
◎議案第 17号	南会津町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例の質疑、討論、採決	187

◎議案第18号	南会津町小豆温泉せせらぎオートキャンプ場条例を廃止する 条例の質疑、討論、採決……………	188
◎議案第19号	町道路線の廃止についての質疑、討論、採決……………	190
◎議案第20号	町道路線の認定についての質疑、討論、採決……………	190
◎議案第21号	町道路線の変更についての質疑、討論、採決……………	191
◎議案第22号	公の施設の指定管理者の指定について（南会津町地区集会施設 25か所）の質疑、討論、採決……………	192
◎議案第23号	公の施設の指定管理者の指定について（南会津町公民館 2 か所）の質疑、討論、採決……………	193
◎議案第24号	公の施設の指定管理者の指定について（南会津町田島体育館） の質疑、討論、採決……………	193
◎議案第25号	公の施設の指定管理者の指定について（南会津町老人デイサ ービスセンターみさわ荘）の質疑、討論、採決……………	194
◎議案第26号	公の施設の指定管理者の指定について（南会津町老人福祉セ ンター 2か所）の質疑、討論、採決……………	195
◎議案第27号	公の施設の指定管理者の指定について（南会津町高齢者生活 福祉センター 2か所）の質疑、討論、採決……………	196
◎議案第28号	公の施設の指定管理者の指定について（南会津町在宅介護支 援センター 2か所）の質疑、討論、採決……………	196
◎議案第29号	公の施設の指定管理者の指定について（南会津町生活改善セ ンター 4か所）の質疑、討論、採決……………	197
◎議案第30号	公の施設の指定管理者の指定について（南会津町農村公園 14か所）の質疑、討論、採決……………	198
◎議案第31号	公の施設の指定管理者の指定について（南会津町和泉田農村 環境改善センター）の質疑、討論、採決……………	198
◎議案第32号	公の施設の指定管理者の指定について（南会津町会津高原ふ れあい農園）の質疑、討論、採決……………	199
◎議案第33号	公の施設の指定管理者の指定について（南会津町館岩生活環 境施設 2か所）の質疑、討論、採決……………	201
◎議案第34号	公の施設の指定管理者の指定について（南会津町農業生産拋	

	点施設 5か所)の質疑、討論、採決……………	202
◎議案第35号	公の施設の指定管理者の指定について(南会津町総合交流促進施設 2か所)の質疑、討論、採決……………	202
◎議案第36号	公の施設の指定管理者の指定について(南会津町久川ふれあい広場)の質疑、討論、採決……………	203
◎議案第37号	公の施設の指定管理者の指定について(南会津町木伏転作センター)の質疑、討論、採決……………	204
◎議案第38号	公の施設の指定管理者の指定について(南会津町伊南林業総合センター)の質疑、討論、採決……………	205
◎議案第39号	公の施設の指定管理者の指定について(南会津町木材加工保管施設)の質疑、討論、採決……………	205
◎議案第40号	公の施設の指定管理者の指定について(南会津町館岩広域観光案内所)の質疑、討論、採決……………	206
◎議案第41号	公の施設の指定管理者の指定について(南会津町ものづくり伝承館)の質疑、討論、採決……………	207
◎議案第42号	公の施設の指定管理者の指定について(南会津町川衣交流センター)の質疑、討論、採決……………	207
◎議案第43号	公の施設の指定管理者の指定について(南会津町前沢曲家資料館 ほか7施設)の質疑、討論、採決……………	208
◎議案第44号	公の施設の指定管理者の指定について(南会津町ふるさとビューポイント 2か所)の質疑、討論、採決……………	209
◎議案第45号	公の施設の指定管理者の指定について(南会津町館岩展示販売センター ほか5施設)の質疑、討論、採決……………	210
◎諮問第 1号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての質疑、採決……………	210
◎諮問第 2号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての質疑、採決……………	211
◎散会の宣告……………		211

◎議事日程	2 1 3
◎本日の会議に付した事件	2 1 3
◎出席議員	2 1 3
◎欠席議員	2 1 4
◎説明のための出席者	2 1 4
◎事務局職員出席者	2 1 4
◎開議の宣告	2 1 5
◎議事日程の報告	2 1 5
◎議案第 4 6 号 令和元年度南会津町一般会計補正予算（第 7 号）の質疑、討論、採決	2 1 5
◎議案第 4 7 号 令和元年度南会津町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）の質疑、討論、採決	2 3 5
◎議案第 4 8 号 令和元年度南会津町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）の質疑、討論、採決	2 3 8
◎議案第 4 9 号 令和 2 年度南会津町一般会計予算の質疑、討論、採決	2 3 8
◎議案第 5 0 号 令和 2 年度南会津町国民健康保険特別会計予算の質疑、討論、採決	2 7 8
◎議案第 5 1 号 令和 2 年度南会津町後期高齢者医療特別会計予算の質疑、討論、採決	2 7 9
◎議案第 5 2 号 令和 2 年度南会津町介護保険特別会計予算の質疑、討論、採決	2 8 0
◎議案第 5 3 号 令和 2 年度南会津町農林業集落排水事業特別会計予算の質疑、討論、採決	2 8 0
◎議案第 5 4 号 令和 2 年度南会津町公共下水道事業特別会計予算の質疑、討論、採決	2 8 1
◎議案第 5 5 号 令和 2 年度南会津町水道事業会計予算の質疑、討論、採決	2 8 2
◎令和 2 年請願第 1 号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書 提出の請願についての委員長報告、質疑、討論、採決	2 8 3
◎日程の追加	2 8 5
◎委員会提出議案第 1 号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見	

	書の提出についての上程、説明、質疑、討論、採決……………	286
◎委員会提出議案第2号	県立南会津病院の医師確保充実強化を求める意見書 の提出についての上程、説明、質疑、討論、採決……………	287
◎議員派遣の件について……………		289
◎閉会中の継続調査について……………		289
◎町長挨拶……………		290
◎閉会の宣告……………		291

令和2年第1回南会津町議会定例会 第1日

議事日程 (第1号)

令和2年3月6日(金曜日) 午前10時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期決定の件

日程第 3 諸報告

日程第 4 令和2年度町政施政方針説明

日程第 5 報告第2号から議案第55号まで一括上程

(提案理由の説明)

日程第 6 請願の委員会付託

令和2年請願第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書
提出の請願について

日程第 7 議会運営委員会報告

(南会津町議会の議会改革について中間報告)

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員 (16名)

1番	五十嵐 芳 道	議員	2番	馬 場 浩	議員
3番	川 島 進	議員	4番	湯 田 芳 博	議員
5番	室 井 英 雄	議員	6番	渡 部 訓 正	議員
7番	丸 山 陽 子	議員	8番	湯 田 良 一	議員
9番	大 桃 英 樹	議員	10番	湯 田 哲	議員
11番	高 野 精 一	議員	12番	山 内 政	議員
13番	菅 家 幸 弘	議員	14番	星 光 久	議員
15番	楠 正 次	議員	16番	室 井 嘉 吉	議員

欠席議員（なし）

説明のための出席者

大宅宗吉	町長	渡部正義	副町長
星英雄	教育長	渡部浩治	総務課長
小寺俊和	総合政策課長	馬場純也	税務課長
居倉雅彦	住民生活課長	阿久津勝英	健康福祉課長
室井利和	農林課長	羽柴正巳	商工観光課長
月田啓	建設課長	渡部敏明	環境水道課長
渡部さつき	会計室長	五十嵐小一郎	農業委員会 事務局長
渡部浩明	学校教育課長	遠藤知樹	生涯学習課長
阿久津弘典	舘岩総合支所長	星正信	伊南総合支所長
酒井浩哉	南郷総合支所長	木下光廣	代表監査委員

事務局職員出席者

鈴木雄蔵	事務局長	星貴夫	事務局長補佐
------	------	-----	--------

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○室井嘉吉議長 どうも皆さん、おはようございます。

ただいまから令和2年第1回南会津町議会定例会を開会します。

表彰の伝達を行います。

去る2月6日開催の全国町村議会議長会定例総会において、本町山内政議員が、多年にわたる議会議員活動の功績が認められ、在職15年以上の自治功労者表彰を受賞されました。

これより伝達を行います。

○鈴木雄蔵議会事務局長 山内政議員、前にお進みください。

〔表彰状朗読、伝達〕

○室井嘉吉議長 以上で、表彰の伝達を終わります。



◎開議の宣告

○室井嘉吉議長 それでは、ただいまより本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○室井嘉吉議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。



◎会議録署名議員の指名

○室井嘉吉議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、7番、丸山陽子君、15番、楠正次君を指名します。

◇

◎会期の決定

○室井嘉吉議長 日程第2、会期の決定の件を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、お手元に配付の会議予定表のとおり、本日から3月13日までの8日間とし、明7日から10日まで休会にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月13日までの8日間とし、明7日から10日まで休会することに決定しました。

◇

◎諸報告

○室井嘉吉議長 日程第3、諸報告を行います。

初めに、諸般の報告を行います。

令和元年第4回定例会以後の議会活動状況、議員派遣の結果報告、総務委員会、産業建設委員会、文教厚生委員会調査報告は、お手元に配付のとおりであります。

次に、1月15日に招集された令和2年第1回南会津地方広域市町村圏組合議会臨時会及び令和2年第1回南会津地方環境衛生組合議会臨時会並びに2月19日に招集された令和2年第1回南会津地方環境衛生組合議会定例会及び令和2年第1回南会津地方広域市町村圏組合議会定例会の概要は、お手元に配付の報告書のとおりであります。

次に、監査委員から、令和2年1月分までの例月出納検査を実施した結果、適正であった旨、文書によって通知がありましたので、報告をしておきます。

これで諸般の報告を終わります。

次に、行政報告を行います。

令和元年第4回定例会以後の行政報告については、お手元に配付の一般行政報告書のとおりであります。

これで諸報告を終わります。



◎令和2年度町政施政方針説明

○室井嘉吉議長 日程第4、令和2年度町政施政方針説明を行います。

町長の登壇を許します。

町長。

○大宅宗吉町長 おはようございます。

令和2年度の施政方針を申し述べさせていただきます。

まず最初に、先ほど山内議員、全国議長会表彰、これまでご功績が認められまして、まことにおめでとうございます。お祝い申し上げます。

それでは、本日ここに令和2年度一般会計補正予算を初めとする重要案件のご審議をお願いするに当たり、私の町政運営に対する所信と重点施策をご説明し、議員各位並びに町民の皆様のご理解とより一層のご協力をお願い申し上げるものであります。

さて、激動の平成年間が終わり、いよいよ新しい令和の時代の幕が開きました。平成の時代は、世の中がより一層の複雑化、多様化が進んだこともあり、人により様々な評価がされた時代であったと思います。特に、自然災害が目立った時代であり、多くの方が被災されたことから、これからの令和の時代においては、平和が続くことを願い、災害も少ない平穏な時代になることをお祈りいたします。

私が町長に就任して以来、今年で11年目を迎えることになりましたが、皆様方の温かいご支援、ご協力に支えられまして、町政を進展できましたことに、改めて感謝を申し上げます。

初めに、町政運営に当たっての基本的な考え方を申し述べます。

これまで「互いを思いやり、人と自然がやさしさに包まれた、安心と信頼のまち」の将来像のもと、町民の皆さんと行政が一体となって、誰もが笑顔で安心して暮らせるまちづくりを目指してきたところであります。

しかしながら、昨年10月の台風19号では、幸い人的被害はなかったものの、町道や河川、農業施設等、多くの箇所が被害を受けました。度重なる自然災害発生時の防災体制については、これまでの経験を生かし、常日頃から町民に対する防災意識の啓発に努めるとともに、災害に強いまちづくりの必要性を痛感いたしました。

また、昨今の急激に進む人口減少と高齢化は、私たちの生活に大きな影響をもたらしていることから、人口減少が社会経済に与える影響を分析し、人口減少に歯止めをかけるための観点として積極戦略と、人口減少下でも地域の活力を維持するための観点から、調整戦略を同時に推進し、町民の希望の実現と暮らしの安全・安心の確保に全力を注いでまいります。

直面する課題は困難かつ多大ではありますが、将来展望を見据え、英断をもって未来につながる政策展開を図り、第2次総合振興計画に掲げる「ひとが集まるまち」「ひとを育むまち」「みんなが輝くまち」の実現に向けて、町政運営に挑んでまいります。

続きまして、令和2年度の予算編成について申し述べます。

平成30年度決算における本町の財政健全化判断比率等の財政指標は、実質公債費比率5.2%、将来負担比率25%と、おおむね良好な状態を維持しておりますが、人件費や物件費、公債費等の経常経費の増加に伴い、経常収支比率が90.8%となるなど、財政状況の硬直化が進んできております。

また、歳入の大半を占める普通交付税は年々減少傾向にあり、合併算定替が終了した平成27年度と令和元年度の普通交付税額の比較では、約8億6,000万円の減となっており、今後普通交付税算定の基礎となる国勢調査人口が減少することも考えますと、より一層厳しい財政状況となることが想定されます。これまで以上に、将来を見据えた財政健全化への意識を全職員が共有し、限られた財源の中で最大の効果が出るよう、創意工夫による事務事業の構築を図らなければならないと考えております。

令和2年度は、総合振興計画後期基本計画の5年めに当たることから、これまでの取組における成果指標や目標値の検証を行いながら、社会経済状況の変化や町民ニーズに対し、柔軟かつスピード感を持って対応するために必要な予算編成を基本といたしました。

さらに、第1期の地方版総合戦略の取組状況を踏まえた令和時代における希望ある地方創生の実現に向け、新たに第2期総合戦略を策定し、本町への人と資金の流れを強め、新しい時代の流れを力にする施策の推進と、誰もが活躍できる地域社会の実現に向けた取組の予算化を図ることといたしました。

この結果、効率的かつ効果的な事業を遂行するため、徹底した経費の見直しと事業の重点選別により、一般会計予算総額は、対前年度比4.6%増の134億2,300万円、特別会計は5つの会計総額で47億8,580万円、公営企業会計は11億2,385万7,000円となり、全ての会計総額で193億3,265万7,000円の予算規模としたところであります。

それでは、令和2年度の主要な施策の取組についてご説明申し上げます。

初めに、総合振興計画が目指すまちづくりの基本理念の1点め「ひとが集まるまち」に向けた取組であります。

本町の本年1月現在の人口は約1万5,000人でありましたが、令和22年度には1万1,000人を切り、40年後の令和42年には6,600人まで減少すると予測されています。人口減少の歯止めのための積極戦略として、新たに首都圏からの移住者の取込みと、これまで以上の人口流出防止、出生率向上に取り組めます。

特に、本町を訪れる交流人口だけでなく、本町に魅力を感じ、何らかの形でまちづくりに関わり、将来的な移住につながる人口、いわゆる関係人口に着目し、地域外からの交流の入口を増やすことが必要と考えております。

そのための新たな取組として、首都圏等において本町を応援していただく人たちのネットワークを作り、本町の魅力を発信してもらうことにより、町の知名度向上及び南会津町ファンの獲得につなげるふるさとアンバサダーを募集することや、首都圏等の企業の研修ツールとして本町の地域資源を活用してもらい、継続的に本町を訪れてもらうため、チームビルディングツアーリズムを誘致し、本町への新しい人の流れをつくります。

また、友好都市である台東区とは、引き続き首都圏誘客事業や各種イベント等の交流を行い、さいたま市とも、さいたま市立舘岩自然の家やホテル南郷を核とした連携と交流を強化し、さらに文京区との交流の拡大にも積極的な活動を行い、首都圏からの通年の集客を目指してまいります。

このほか、本町の四季の変化がはっきりした自然環境を生かし、学びや遊び、体験、交流などを通して生きる力を培うことができる山村留学の受入れにより、都市部の住民と地域住民との交流の機会を増やし、新たな活力を生み出します。

若者の流出抑制と将来的な地元回帰を図る事業としては、町内の高等学校への地元中学生の進学率の上昇と、町外からの進学者増加を図るため、田島高等学校・南会津高等学校に対する学習活動等の支援を今後も行い、両高等学校の教育の一層の振興を図ってまいります。その上で、両校生徒からの意見を聞く場を設け、これを政策に反映させることで、まちづくりに対する意識を高めるとともに、若者と一緒に魅力的なまちづくりを進めることで、若者の流出抑制につなげていきます。

本町では、高校生の大学等への進学や就職に伴う転出が多くなっていることから、幼児期から小・中学校、高校と、それぞれの年代に合わせた郷土愛を軸としたキャリア教育を推進し、郷土意識の醸成や地域への貢献意欲の高揚を図り、地元への就職を支援するとともに、Uター

ンや地元就業につなげていきます。併せて、Uターン者返還減免の奨学金を活用してもらうことで、経済的理由で進学できない生徒を後押しするとともに、地元回帰を促進します。

都市地域在住者から若者の定着を図るため、地域おこし協力隊を、古くから行われている藍染技術を後世に継承するための人材として採用し、若者の移住増加と担い手の確保につなげていきます。

これら関係人口の拡大と地元回帰には、南会津町を知ってもらい、来てもらう機会をつくることが重要であります。このため、南会津町に行ってみたいと思ってもらえるような情報発信をするため、町ホームページを全面的にリニューアルし、町外者に特化したポータルサイトを立ち上げ、SNS等と連携させることで情報発信を強化し、人口増に向けたプロモーションに取り組んでまいります。

次に、少子高齢化と人口減少が加速し、支える側の生産年齢人口が減少する中で、働き手不足が一層深刻化を増してきております。その確保が喫緊の課題となっております。

合同企業説明会・合同就職面接会を通して、若者の町内事業所への就職の促進と、一般求職者及びU・Iターン者の取込みによる町内事業所における慢性的な働き手不足の解消を目指し、特に本年度は事業効果をさらに高めるために、下郷町との共同開催を予定しております。

また、町内の製造業者等の設備投資に対する支援を行うことで、企業の生産性の向上を後押しし、企業業績の向上と雇用の安定を図ります。町内に一定の条件を満たして立地した企業に対して、企業立地奨励金を交付し、特に、事業立上げ時期において円滑かつ順調な生産軌道に乗せるための支援を行うことで、産業の振興と雇用の安定を図ってまいります。

このほか、町内に正社員として就職した新規学卒者及びU・Iターン者への生活支援と、これら若者を雇用した企業に支援を行うことや、町内において創業等を行う者に対してその経費の一部を支援することにより、本町における事業活動を促進し、地域経済の活性化及び雇用の確保を図ってまいります。

中小企業を取り巻く環境が依然として厳しい状況であることから、製造業等の設備投資に係る経費を支援する地域活力創生事業や、がんばる企業・人材育成事業を継続し、企業活動の促進と生産能力向上及び雇用の安定を目指すとともに、小規模事業者等の持続的発展、挑戦を支援するため、小規模事業者等活性化事業補助金を新設し、地域経済の活性化を図ってまいります。

町の基幹産業の柱である農林業についてであります。農業では、新規就農者支援を図るとともに、農業所得の向上を目指してまいります。特に、南郷トマトの栽培を目指した若い世代

のIターン者が新規就農者として定着していることから、全国に誇れる南郷トマトのブランドを活用して、さらなる新規就農者の確保を目指してまいります。

林業では、町の9割以上を占める森林資源の活用が、地域振興につなげるための重要な課題であります。昨年より林野庁との人事交流を行っておりますが、この人事交流を継続して職員の育成を図るとともに、林産業に携わる人材の育成や雇用創出のための支援を図ってまいります。

本年は、林野庁の林業成長産業化地域創出モデル事業の事業期間5年のうちの4年目となります。木の町復活に向けた重点取組として、木の町コミュニティ館の建設準備に入ります。木の町コミュニティ館を本町林業振興の拠点施設として位置づけるとともに、本町の森林や林業の取組、木育等の情報発信や次世代に向けた取組を行う施設として、将来にわたる林業の基盤機能の発揮を目指してまいります。

また、町産材の地産地消及び地場産業の振興を目的とする町産材使用新築住宅等支援事業を継続し、製品化による町産材取引の拡大と一般住宅での町産材使用を支援します。

令和元年度より、国から森林環境譲与税が譲与され、併せて市町村が管理を行う新たな森林計画管理システムが創設されました。本年は、森林の間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用に充ててまいります。

また、町役場本庁舎が昨年12月に、木で暮らしと社会を豊かにするモノ・コトを表彰するウッドデザイン賞を受賞し、本年1月には、地場産材をふんだんに使用して、地元の職人、技術を結集した地域の生活文化に対する誇りを形にした建築として、福島県建築文化賞優秀賞を受賞いたしました。引き続き、庁舎機能と合わせ、協働のまちづくりを育む活動拠点として活用してまいります。

次に、2点めのまちづくりの基本理念、「ひとを育むまち」に向けた取組であります。

南会津町をこれからも輝かせるためには、ここで働き、ここで暮らす町民が生き生きと活躍し、その経験と力を十分に発揮できるよう、学びと育ちの環境づくりに一層努力してまいります。

まず、現在の本町の合計特殊出生率は1.73であり、これを20年後の令和20年には2.0まで上昇させることを目標に、結婚から子育てまで切れ目のないきめ細やかな支援により、出生率の向上を目指してまいります。

地域全体で結婚を応援する環境の整備を図るため、希望どおりに結婚し、子どもが持てるよう、マッチングイベントの企画の充実や、縁結びサポーター等による支援など、関係団体など

と連携して、結婚を望む方が交流できる場を創出し、地域と行政が一体となって結婚を応援する環境を整えていきます。特に、子の結婚を心配している親を対象としたセミナーや個別相談会を開催し、子どもの婚活を後押しするきっかけづくりを行います。

また、安心して出産できる環境をつくるためには、妊娠・出産に関する心身及び経済的な不安要因を取り除くことが重要であることから、これまで取り組んできた不妊治療を初めとした助成制度や、訪問支援などを継続・充実させていくことで、希望した時期に子どもを産み育てられる体制づくりを進めていきます。

さらに、子育て世帯の負担と不安の軽減を図るため、母親の産後ケア、多子世帯への支援、保育環境の充実などにより、子育てしやすく、子育てに希望を持てる環境づくりを図ってまいります。

昨年10月から開始された幼保無償化制度については、本町においても、制度にのっとった施設利用料の無償化に加え、町独自に副食費の無償化を実施し、引き続き子育て世帯の経済的な負担を軽減してまいります。

少子化や核家族化、共働き世帯の増加などにより、集団的な遊びの機会の減少や育児の孤立化など、子どもや子育て家庭を取り巻く環境も大きく変化しており、子育て支援のニーズも多様化しています。子育て家庭の親と子が気軽に交流や育児相談ができる場所や機会の提供、延長保育、一時預かりの実施や学童保育の充実など、きめ細かな子育て支援を地域とともに展開してまいります。

学校教育の面では、今後も英語教育の充実を図るため、南会津・田島両高等学校においても、中高生海外交流事業による海外でのホームステイや、ブリティッシュヒルズでの異文化体験学習等を実施し、小中高を通して英語が話せる人材育成事業を進めてまいります。

生涯学習の充実では、生涯を通し健康で、目標を持って学び続ける町民の育成を目標とした事業に取り組んでまいります。特に、文化の大切さや命の尊さ、自然を大切にすることを育むことを目的とした公民館講座の開催や、地域と連携した教育活動を展開する放課後子ども教室を継続して開設いたします。

また、貴重な伝統的文化遺産と文化の保存継承のための事業として、重要伝統的建造物群保存地区・前沢集落の保存対策事業の継続と、防災設備の整備を推進してまいります。芸術文化の振興、貴重な自然遺産と文化の保存・伝承については、老朽化が進んでいる文化ホールの照明設備をLED化する改修事業を行うとともに、文化ホールにおける質の高い公演事業や、町民参加型の芸術文化活動を支援してまいります。

関係団体と連携を図りながら、会津田島祇園祭屋台歌舞伎を初め、先人から受け継がれてきたかけがえのない民俗芸能や伝統文化の保存伝承に努めてまいります。

南会津町の豊かな自然を未来に受け継ぐ子孫のために、四季折々に変化する里山景観に磨きをかけ、地域の宝を未来永劫伝承していくため、「移りゆく四季、人と自然を未来につなぐまちづくり」を宣言し、美しい景観づくりの一環として、ヤマザクラ1万本の里づくり事業を進めているところであります。これまで集落単位、あるいは地域ごとに苗木約3,000本が植樹されましたが、引き続き行政と地域が力を合わせ、美しい自然景観づくりを進めてまいります。

3点めは、「みんなが輝くまち」に向けた取組であります。

本町における高齢化率は41.7%となり、超高齢化社会が急速に進行しています。このため、高齢者対策として、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現していかなければなりません。

今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるための体制の整備が必要となってまいります。併せて、高齢者世帯への対応として、社会のニーズに対応した高齢者住宅の整備を進めてまいります。さらには、高齢者世帯等除雪支援事業を継続するとともに、集落内における相互扶助体制との連携など、行政と地域が一体となり、高齢者が日々安心して暮らせる生活環境の確保に努めてまいります。

また、交通弱者に対する公共交通の充実として、昨年策定した地域公共交通網形成計画に基づき、高齢者等の日常生活における移動手段の利便性を図るべく、デマンド交通を開始します。

また、高齢者の運転免許証自主返納事業における共通利用券の対象者を、配偶者まで拡大します。現行の過疎地域自立促進特別措置法に基づく町の過疎地域自立促進計画が、来年3月で期限を迎えることから、引き続き総合的な過疎対策を充実強化し、国・県との連携により安全・安心な生活に寄与できるよう、新たな過疎計画の策定に着手します。

今後も想定される自然災害に対する防災・減災対策を加速させるため、南会津町国土強靱化地域計画を策定いたします。計画では、いかなる大規模災害が発生しようとも、致命的な被害を負わない強さと、速やかに復旧・復興ができるしなやかさを備えた強靱な地域社会を構築し、南会津町地域防災計画との調和を図りつつ、安全で安心なまちづくりを推進するための指針といたします。

また、伊南川及び阿賀川の最大浸水想定区域の見直しが行われていることから、防災ハザードマップの更新を行うとともに、各地区自主防災組織を中心とした地域住民と連携し、自分た

ちの地域は自分たちで守るという、自助・共助を基本とする各地区防災計画の作成支援に取り組んでまいります。

さらに、電波法の改正に基づいた防災行政無線の新規格への対応や、災害時に多様な情報媒体に一括して情報を発信するため、本庁親局及び南郷地域防災行政無線設備を更新するほか、昨年新築した南会津広域消防庁舎の訓練棟建設費及び資機材運搬車等の購入費を負担し、消防機能の充実を図ります。

過去二度の台風により発生した、田代山の山腹崩落と西根川への土砂流出に対しましては、早急な対策が講じられるよう、国・県の関係機関に対し、強く働きかけを行ってまいります。

昨年の台風19号による災害復旧については、緊急を要する道路修繕、水路の土砂上げ等はおおむね完了いたしました。今後は、既に契約となっている農地・農業用施設の復旧工事の推進と、国から補助を受けて行う災害復旧工事の発注を行い、早期復旧に向けて事業を進めてまいります。

次に、道路網の整備についてであります。本町が交通の要衝となるべき広域連携を強化する幹線道路の整備が進められております。会津縦貫南道路は、5工区の先行整備区間である長野地区において、本格的な盛土工事に向けた準備が整えられています。また、本町が起点となり栃木県へのつながる栃木西部・会津南道路につきましても、栃木県側の一部区間が、国の直轄権限代行事業として新規事業化されました。

加えて、国道289号八十里越えの工事も着実に進められていることから、新潟県三条市と只見町とともに、八十里越連携戦略会議に参画し、観光分野での連携と交流人口の拡大に向けた準備を行ってまいります。

これらに国道400号、国道352号を加えた5本の国道が集まり、交通の要衝となる本町を取り巻く環境の進展は、町の豊かな自然や文化を生かした産業振興と地域づくりに大きく寄与することはもとより、救急医療機関への搬送時間が大幅に短縮されることで、救命率の向上にもつながることから、建設中の国道の早期の開通に向けて、関係機関にさらなる働きかけをしてまいります。

本年4月より、新会社としてスタートする第三セクター株式会社みなみあいづは、スケールメリットを生かした各施設の連携による効率的な運営、多種多様な施設による柔軟性のある活用を図り、年間を通した誘客戦略と安定雇用により、経営の健全化を図ってまいります。その上で、社員も誇りを持って働くことができ、地域住民の福祉や教育など、総合的に地域を担う会社になることを目指してまいります。

東京オリンピック参加国であるアルメニア共和国のホストタウンとしての登録を機に、町を挙げて選手団や関係者を歓迎いたします。地酒で乾杯！プロジェクト事業でのアルメニア共和国ブースの新設や、オリンピック終了後の選手団との人的・経済的・スポーツや文化交流を行うほか、本町最大の観光・伝統文化行事である会津田島祇園祭をオリンピック会場のホストタウンハウスで披露し、その魅力を、国内はもとより世界中の方々にアピールすることで、観光情報の発信と地域活力を生み出していくことにつなげてまいります。

以上、第2次総合振興計画における、まちづくりの基本理念に基づく令和2年度の主要な施策の取組について申し述べてまいりました。

本町は合併から15年めを迎え、合併特例による財政優遇措置期間終了後の激変緩和期間が、令和2年度で終了になります。町の財政は依然として、地方交付税を初めとした依存財源の動向に大きく左右される財源構造となっていることから、効率的かつ計画的な財政運営に努めていくことを念頭に、これからも私の政治信念である「公平・公正・誠実・思いやり」を基本とし、常に初心を忘れることなく、一人一人の声に真摯に向き合いながら、困った人に手を差し伸べられる行政であり続けたいと強く思っております。

目前の課題に対し、現状の対応だけで済ませることなく、将来設計を見通せる安心のまち、そして「みんなの力は地域力、みんなで創る協働のまちづくり宣言」の実現に向け、町民の皆様と手を携えながら、引き続き夢と希望のまちづくりに取り組んでまいります。

議員各位並びに町民の皆様におかれましては、引き続き町政運営について一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げまして、私の所信とさせていただきます。どうぞよろしく願います。

○室井嘉吉議長 これで、令和2年度町政施政方針説明を終わります。

暫時休憩します。

10時50分まで休憩します。

休憩 午前10時39分

再開 午前10時50分

○室井嘉吉議長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

◇

◎報告第2号から議案第55号まで一括上程、説明

○室井嘉吉議長 日程第5、報告第2号から議案第55号までを一括上程します。

提出者の町長より、提案理由の説明を求めます。

町長。

○大宅宗吉町長 それでは、提案理由の説明を申し上げます。

令和2年第1回南会津町議会定例会を招集いたしましたところ、何かとご多忙中にもかかわらずご参集を賜り、誠にありがとうございます。

それでは、今定例会に提出いたしました各議案等について、提案理由をご説明申し上げます。

初めに、報告第2号 専決処分の報告についてであります。本件は、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において規定されている事項について専決処分したため、同条第2項の規定により報告するものであります。

専決第2号 工事請負契約の一部変更についてご説明申し上げます。

本件は、令和元年9月13日付で、ヤマハサウンドシステム株式会社仙台営業所と契約と締結した御蔵入交流館音響設備改修工事について、工事内容の変更に伴い、工事請負契約金額を236万2,800円増額し、1億8,221万2,800円とするものであります。

変更金額が100分の5以内かつ300万円を超えないことから、指定事項に基づき、専決処分をしたものであります。

次に、専決第3号 工事請負契約の一部変更についてご説明申し上げます。

本件は、令和元年6月14日付で、南総建株式会社と契約と締結したさゆり荘建設事業パブリック棟建築主体工事について、工事内容の変更に伴い、工事請負契約金額を177万7,600円増額し、3億7,137万7,600円とするものであります。

変更金額が100分の5以内かつ300万円を超えないことから、指定事項に基づき、専決処分をしたものであります。

次に、議案第2号 南会津町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、南会津町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部について、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第3号 南会津町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、地方公務員法の改正により、地方公務員法第58条の2に第1号会計年度任用職員を除く旨の追加がされたことを受け、南会津町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部について所要の改正を行うものであります。

次に、議案第4号 南会津町職員の分限の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い南会津町会計年度任用職員の給与及び勤務時間帯に関する条例を制定し、令和2年4月1日から施行するに当たり、南会津町職員の分限の手続及び効果に関する条例一部について所要の改正を行うものであります。

次に、議案第5号 公益的法人等への南会津町職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、地方公務員法の改正により、地方公務員法第22条の第2項から、第7項までが削除されたことを受け、公益的法人等への南会津町職員の派遣等に関する条例の一部について、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第6号 南会津町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い南会津町会計年度任用職員の給与及び勤務時間帯に関する条例を制定し、令和2年4月1日から施行するに当たり、南会津町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例一部について所要の改正を行うものであります。

次に、議案第7号 南会津町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、会計年度任用職員制度の施行に伴い、特別職の職員で非常勤のものに位置づけられていた職から、会計年度任用職員へ移行する職を整理したため、南会津町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部について所要の改正を行うものであります。

次に、議案第8号 南会津町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、福島県人事委員会勧告に基づき、福島県が職員の給与に関する条例を改正したこと

に合わせて、南会津町職員の給与に関する条例の一部について所要の改正を行うものであります。

次に、議案第9号 南会津町立幼稚園預かり保育条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、在園児の預かり保育及び2歳児の一時預かり保育について、子ども・子育て支援法等が改正されたことから、南会津町立幼稚園預かり保育条例の一部について所要の改正を行うものであります。

次に、議案第10号 南会津町立学校給食センター設置条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、南会津町立伊南学校給食センターの施設移設に伴い、南会津町立学校給食センター設置条例の一部について所要の改正を行うものであります。

次に、議案第11号 南会津町小豆温泉窓明の湯条例を廃止する条例についてご説明申し上げます。

本案は、町民の福祉と健康の増進及び観光事業の発展を目的として設置した小豆温泉窓明の湯について、設置から2年が経過し、その利用動向から将来の在り方を検討した結果、地元住民の保養所としての施設利用が多く、今後のさらなる町民の利用促進を図るため、本条例を廃止するものであります。

なお、今後は同施設を南会津町保養所条例に規定するものです。

次に、議案第12号 南会津町保養所条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、南会津町小豆温泉窓明の湯条例の廃止に伴い、小豆温泉窓明の湯を南会津町保養所条例に加えるため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第13号 南会津町生活改善センター条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、中荒井生活改善センターについて、地区からの要望に基づき、平成25年7月1日付で無償譲渡したことから、同センターを削除するものであります。また、生活改善センターの位置の表記に一部誤りがありましたので、南会津町生活改善センター条例の一部について所要の改正を行うものであります。

次に、議案第14号 南会津町木材加工保管施設条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、チップ生産保管施設について、本施設でのチップ生産を中止し、指定管理施設から

除外するため、南会津町木材加工保管施設条例の一部について所要の改正を行うものであります。

次に、議案第15号 南会津町町営住宅条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、昭和62年に建設した町営住宅観音寺団地及び平成元年に建設した松戸原団地について、町営住宅としての耐用年数が経過したため、それぞれ1棟1戸を用途廃止し、普通財産として管理するため、南会津町町営住宅条例の一部について所要の改正を行うものであります。

次に、議案第16号 南会津町町営住宅管理条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、令和2年4月1日に施行される改正民法において、連帯保証人が保証する債務について極度額を定めなければ連帯保証の効力が生じなくなることや、連帯保証人に対する情報提供義務、貸借物の一部滅失等による賃料の減額等に関する規定が設けられたため、南会津町町営住宅管理条例の一部について、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第17号 南会津特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、議案第16号同様、令和2年4月1日に施行される改正民法において、連帯保証人が保証する債務について極度額を定めなければ連帯保証の効力が生じなくなることや、連帯保証人に対する情報提供義務、貸借物の一部滅失等による賃料の減額等に関する規定が設けられたため、南会津町特定公共賃貸住宅条例の一部について、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第18号 南会津町小豆温泉せせらぎオートキャンプ場条例を廃止する条例についてご説明申し上げます。

本案は、平成28年度から運営を休止しています小豆温泉せせらぎオートキャンプ場について、今後もキャンプ場として運営を行わないことから、本条例を廃止するものであります。

次に、議案第19号 町道路線の廃止についてをご説明申し上げます。

本案は、田島地域における土地区画整理事業によって、一般交通の用に供する必要がなくなった町道2路線を廃止するものであります。

次に、議案第20号 町道路線の認定についてをご説明申し上げます。

本案は、土地区画整理事業によって整備された道路5路線について、新たに町道として認定するものであります。

次に、議案第21号 町道路線の変更についてをご説明申し上げます。

本案は、新庁舎の建設に伴い、既に町道として認定している後原1号線の起点を変更するほ

か、土地区画整理事業による道路改良に伴い、既に町道として認定している行司6号線及び行司7号線の終点を変更するものであります。

次に、議案第22号から議案第45号までの公の施設の指定管理者の指定についての議案につきましては、各公の施設について指定管理者にその管理を行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

まず、議案第22号は、南会津町熨斗戸集会所ほか、24施設について、所在するそれぞれの行政区を指定管理者として指定するものでありまして、指定の期間は本年4月1日から5年間とするものであります。

次に、議案第23号は、南会津町大川公民館及び南会津町界公民館について、所在するそれぞれの行政区を指定管理者として指定するものでありまして、指定の期間は本年4月1日から5年間とするものであります。

次に、議案第24号は、南会津町田島体育館について、公益財団法人南会津町シルバー人材センターを指定管理者として指定するものでありまして、指定の期間は本年4月1日から5年間とするものであります。

次に、議案第25号は、南会津町老人デイサービスセンターみさわ荘について、社会福祉法人南会津会を指定管理者として指定するものでありまして、指定の期間は本年4月1日から5年間とするものであります。

次に、議案第26号は、南会津町館岩老人福祉センターことぶき荘及び南会津町南郷老人福祉センターみさわ荘について、社会福祉法人南会津会を指定管理者として指定するものでありまして、指定の期間は本年4月1日から5年間とするものであります。

次に、議案第27号は、南会津町館岩高齢者生活福祉センター高夕及び南会津町伊南高齢者生活福祉センター尾白荘について社会福祉法人南会津会を指定管理者として指定するものでありまして、指定の期間は本年4月1日から5年間とするものであります。

次に、議案第28号は、南会津町館岩在宅介護支援センター及び南会津町伊南在宅介護支援センターについて社会福祉法人南会津会を指定管理者として指定するものでありまして、指定の期間は本年4月1日から5年間とするものであります。

次に、議案第29号は、南会津町塩ノ原生活改善センターほか3施設について、所在するそれぞれの行政区を指定管理者として指定するものでありまして、指定の期間は本年4月1日から5年間とするものであります。

次に、議案第30号は、岩下農村公園ほか、13施設について、所在するそれぞれの行政区を指

定管理者として指定するものでありまして、指定の期間は本年4月1日から5年間とするものであります。

次に、議案第31号は、南会津町和泉田農村環境改善センターについて、南会津町和泉田区を指定管理者として指定するものでありまして、指定の期間は本年4月1日から5年間とするものであります。

次に、議案第32号は、南会津町会津高原ふれあい農園について、会津高原たていわ農産有限会社を指定管理者として指定するものでありまして、指定の期間は本年4月1日から5年間とするものであります。

次に、議案第33号は、南会津町たのせ集会所及び南会津町戸中集会所について、所在するそれぞれの行政区を指定管理者として指定するものでありまして、指定の期間は本年4月1日から5年間とするものであります。

次に、議案第34号ですが、南会津町館岩穀物乾燥調製施設、南会津町館岩穀物集荷貯蔵施設及び南会津町館岩農業総合管理センターについては、会津高原たていわ農産有限会社を指定管理者として、また、南会津町伊南穀物乾燥調整施設及び南会津町伊南水稻育苗施設については、有限会社伊南の郷を指定管理者として指定するものでありまして、指定の期間は本年4月1日から5年間とするものであります。

次に、議案第35号は、南会津町総合交流促進センターいわした及び南会津町湯ノ花温泉交流センターについて、所在するそれぞれの行政区を指定管理者として指定するものでありまして、指定の期間は本年4月1日から5年間とするものであります。

次に、議案第36号は、南会津町久川ふれあい広場について、南会津町青柳区を指定管理者として指定するものでありまして、指定の期間は本年4月1日から5年間とするものであります。

次に、議案第37号は、南会津町木伏転作センターについて、南会津町木伏区を指定管理者として指定するものでありまして、指定の期間は本年4月1日から5年間とするものであります。

次に、議案第38号は、南会津町伊南林業総合センターについて、南会津森林組合を指定管理者として指定するものでありまして、指定の期間は本年4月1日から5年間とするものであります。

次に、議案第39号は、南会津町木材加工保管施設について、南会津森林組合を指定管理者として指定するものでありまして、指定の期間は本年4月1日から5年間とするものであります。

次に、議案第40号は、南会津町館岩広域観光案内所について、みなみやま観光株式会社を指定管理者として指定するものでありまして、指定の期間は、ほかの町有観光施設の指定期間が

満了となる令和3年3月末日までの1年間とするものであります。

次に、議案第41号は、南会津町ものづくり伝承館について、創年のたまり場木地の里クラブを指定管理者として指定するものでありまして、指定の期間は本年4月1日より5年間とするものであります。

次に、議案第42号は、南会津町川衣交流センターについて、南会津町川衣区を指定管理者として指定するものでありまして、指定の期間は本年4月1日より5年間とするものであります。

次に、議案第43号は、南会津町前沢曲家資料館ほか関連施設等について、前沢景観保存会を指定管理者として指定するものでありまして、指定の期間は本年4月1日より5年間とするものであります。

次に、議案第44号は、南会津町ふるさと番屋ビューポイントについては、会津高原たていわ農産有限会社を指定管理者として、また、南会津町ふるさと中小屋ビューポイントについては、木伏地区営農改善組合を指定管理者として指定するものでありまして、指定の期間は本年4月1日より5年間とするものであります。

次に、議案第45号は、第三セクター3社の統合に伴い、清算される会津高原リゾート株式会社及び会津高原フレンド・カントリークラブ株式会社が指定管理者となっている南会津町館岩展示販売センターほか5施設について、新会社の母体となるみなみやま観光株式会社を指定管理者として指定するものでありまして、指定の期間は、ほかの町有観光施設の指定管理期間が満了となる令和3年3月末日までの1年間とするものであります。

次に、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、ご説明を申し上げます。

本案は、平成26年4月1日から人権擁護委員として尽力されている渡邊サイ子氏が、令和2年6月30日をもって任期満了となることから、再任のため人権擁護委員法に基づき、議会の意見を求めるものであります。

渡邊氏は人物、識見ともに優れ、教育関係をはじめ広く社会に精通されていることから、人権擁護委員として適任であるため、引き続き、その責務を担っていただくこととし推薦をするものであります。

なお、任期は令和2年7月1日から3年間となる予定であります。

次に、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、ご説明を申し上げます。

今回、新たに人権擁護委員として推薦いたします舟木由紀子氏の主な経歴は、別途配付して

おります附属資料に記載のとおりであります。

舟木氏は、人物、識見ともに優れ、豊富な行政経験を有するとともに、広く社会に精通されていることから、人権擁護委員として適任であるため、人権擁護委員法に基づき、議会の意見を求めるものであります。

なお、任期は令和2年7月1日から3年間となる予定であります。

続きまして、令和元年度各補正予算についてご説明申し上げます。

まず、議案第46号 令和元年度南会津町一般会計補正予算（第7号）についてご説明申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ7,541万2,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ141億7,179万2,000円とするものであります。その要因は、地方交付税、国・県支出金、町債等の歳入見込みの額の補正と、歳出予算において各事務事業の確定見込みに伴う予算の整理、さらには少雪経済対策に係る事業費等が主な内容となっております。

それでは、歳入から各款別にご説明いたします。

第1款町税は、これまでの実績で推計した結果、1,260万4,000円を追加補正するものであります。

第10款地方交付税につきましては、特別交付税の補正でありまして、1,688万5,000円を追加補正するものであります。

第12款分担金及び負担金は、土地改良事業受益者負担金128万9,000円の追加補正であります。

第13款使用料及び手数料は、これまでの実績から、奥会津博物館入館料及び屋外広告物許可申請手数料を補正するものでありまして、30万1,000円の減額補正となりました。

第14款国庫支出金は、公共土木施設に係る災害復旧事業費の一部を令和2年度予算で実施することに伴う補助金の減額等であり、総体では8,661万8,000円の減額補正となりました。

第15款県支出金は、本年度確定見込みによる補正のほか、農林水産施設に係る災害復旧費補助金や新たに担い手確保経営強化支援事業補助金等を追加するもので、総体では1億339万5,000円の追加補正であります。

第16款財産収入は、除雪機械売払い収入を追加するなど、総体では190万6,000円を追加補正するものであります。

第17款寄附金は、一般寄附金の補正でありまして170万円の追加補正であります。

第18款繰入金は、災害復旧事業の財源として計上した財政調整基金繰入金など事業費の確定見込みにより補正するもので1億1,544万7,000円の減額補正するものであります。

第20款諸収入は、本年度実績により整理するもので502万5,000円を減額補正するものであります。

第21款町債は、本年度の事業費見込みにより補正するもので総体では580万円の減額補正となりました。

次に、歳出の概要を款別に申し上げます。

第2款総務費であります。主な内容としましては、新たに町有林売払いに伴う縁故集落交付金の計上や公共交通対策協議会補助金を追加補正する一方、今年度事業費の確定見込みにより減額を行うものでありまして、総体では1,334万7,000円を減額補正するものであります。

第3款民生費は、各施設の改修工事請負費等を実績により減額する一方、国民健康保険特別会計繰出金や田島保育園及びびわのかげ保育所運営委託料等を追加した結果、総体では1,570万5,000円を追加補正するものであります。

第4款衛生費は、事業費の確定見込みにより、妊婦健康診査委託料、予防接種委託料等を減額するもので1,086万9,000円の減額補正となりました。

第6款農林水産業費は、新たに、担い手確保経営強化支援事業補助金等を計上する一方、事業費の確定見込みにより県営事業負担金、林業成長産業化地域創出モデル事業補助金等を減額するなど595万5,000円の減額補正となりました。

第7款商工費は、各施設の改修工事請負費等を実績により減額する一方、少雪経済対策として観光誘客宿泊棟等助成事業委託料や、各スキー場の指定管理料を新たに計上したことから、総体では1億5,114万8,000円の追加補正であります。

第8款土木費については、除雪委託料を減額するほか、事業費の確定見込みにより6,235万2,000円の減額補正となりました。

第9款消防費は、消防署新庁舎建設事業の今年度事業費の確定に伴う南会津地方広域市町村圏組合負担金を減額するなど、1,113万3,000円の減額補正となりました。

第10款教育費は、事業費の確定見込みにより減額した一方、4年に1度の教科書改訂に伴う指導書等の購入に伴う経費を計上した結果、総体では887万1,000円を追加補正するものであります。

第11款災害復旧費は、今年度分の事業費見込みにより1億4,128万5,000円の減額補正となりました。

第14款予備費は、619万5,000円の減額補正であります。

なお、第2表繰越明許費のとおり、強い農業担い手づくり総合支援事業ほか、11事業、総額

で10億1,407万1,000円につきましては、次年度に繰り越して実施するものであります。

また、地方債の追加及び変更は、第3表地方債補正のとおりであります。

次に、議案第47号 令和元年度南会津町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ4,101万4,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ18億1,774万1,000円とするものであります。

歳入の主な内容は、県支出金の保険給付費等交付金や国民健康保険基盤安定繰入金を確定見込みにより追加するものであります。

歳出の主な内容は、確定見込みにより特定健康診査等事業費や疾病予防費の人間ドック検査委託料を減額する一方、一般被保険者に係る現物給付費を追加する補正予算となっております。

次に、議案第48号 令和元年度南会津町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ33万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ23億1,299万4,000円とするものであります。

補正の内容は、介護保険制度改正対応システム改修業務に係る費用33万円を歳出で計上し、歳入では、これに伴う国庫支出金及び一般会計繰入金を計上するものであります。

続いて、令和2年度当初予算関係についてご説明を申し上げます。

まず、議案第49号 令和2年度南会津町一般会計補正予算についてご説明を申し上げます。

令和2年度の予算編成については、普通交付税の合併算定替え終了に伴う激変緩和期間の最終年度となることから、将来を見据えた予算づくりに留意しつつ、施政方針の中でも申し上げましたが、第2次南会津町総合振興計画の基本目標の実現に努め、住んでよかった、これかもずっと住み続けたい希望に満ちた町の実現に向けて取り組むための予算編成を行いました。

予算の規模は、前年度より5億8,900万円増の134億2,300万円であります。

なお、主要事業につきましては、令和2年度町政施政方針及び当初予算概要で説明させていただきましたので、省略させていただきます。

それでは、歳入から各款ごとにご説明を申し上げます。

第1款町税では、15億2,637万3,000円の計上でありまして、軽自動車税の増額が見込まれるものの、法人住民税や固定資産税が減少する見込みであり、町税全体で対前年度比2.0%の減となりました。

第2款地方譲与税は、令和元年度より交付されることとなった森林環境譲与税を当初予算に

計上したことから、対前年度比21.8%増の2億1,225万7,000円の計上となりました。

第3款利子割交付金から、第4款配当割交付金、第5款株式等譲渡所得割交付金までは、過去の交付実績等を踏まえ、利子割交付金80万円、配当割交付金380万円、株式等譲渡所得割交付金310万円を計上しております。

第6款法人事業税交付金は、平成28年税制改正の際に消費税率の引上げ時に創設するとされていたもので、令和2年度より交付されますが、現時点では、詳細な試算ができないため、存目として10万円を計上いたしました。

第7款地方消費税交付金は、県内の地方消費税収入見込み額等に基づき、対前年度比4.7%増の3億3,300万円を計上いたしました。

第8款ゴルフ場利用税交付金は、過去の交付実績等から対前年度比16.1%減の260万円を計上いたしました。

第9款環境性能割交付金は、これまでの自動車取得税交付金が廃止され、昨年10月より新たな制度として導入されたもので、1,100万円の計上となりました。

第10款地方特例交付金は、これまでの住宅借入金等特別税額控除減収補填分のほか、税率引上げに伴い、令和元年度より交付となった自動車税及び軽自動車税減収補填分を加え747万円の計上であります。

第11款地方交付税については、平成28年度から普通交付税合併算定替え終了に伴う激変緩和期間が令和2年度で終了となることや、近年の交付実績等を考慮し、積算した結果、普通交付税56億9,200万円、特別交付税3億8,000万円、合計60億7,200万円の計上となりました。

第12款交通安全対策特別交付金については、近年の交付実績等から対前年度比20.0%減の160万円を計上いたしました。

第13款分担金及び負担金は、土地改良事業受益者負担金、私立保育料、地方交付税清掃費再配分負担金等ありますが、3歳児以上の保育料無償化に伴い、私立保育料の負担金が減額となったことから対前年度比29.8%減の3,360万8,000円を計上いたしました。

第14款使用料及び手数料は、公立保育料、公営住宅使用料、各種証明手数料等ありますが、3歳児以上の保育料無償化に伴い、公立保育料の使用料が減額となったことから対前年度比12.7%減の8,032万3,000円を計上いたしました。

第15款国庫支出金は、障害者福祉費、老人福祉費及び児童福祉費など、民生費国庫負担金の増加や、過年災害復旧事業費負担金が新たに計上となったことから、対前年度比26.0%増の8億9,929万7,000円の計上となりました。

第16款県支出金は、森林環境交付金や林業成長産業化地域創出モデル事業交付金などの農林水産業費県補助金が増額となったことから10.2%増の9億2,793万9,000円の計上となりました。

第17款財産収入は、土地、建物等の貸付け収入のほか、立木売払い収入等を見込み、3,623万4,000円計上するものであります。

続いて、第18款寄附金は、ふるさと納税寄附金等について前年度の収入見込みから推計した結果、99.9%増の2,401万1,000円の計上となりました。

第19款繰入金は、財政調整基金や各種事務事業実施のために充当する地域づくり振興基金、ふれあい福祉基金、公共施設等整備基金等といった特定目的基金からの繰入金等であり、ほぼ前年度と同額の7億6,277万8,000円を計上するものであります。

第20款繰越金は近年の実績から、2億円を計上し、第21款諸収入は、社会資本整備総合交付金事業、関本古内線道路改良に伴う消防施設移転補償金を計上したことから、対前年度比19.9%増の1億731万円の計上となりました。

第22款町債は、建設準備に入ります（仮称）木の町コミュニティ館建設事業や、防災行政無線更新事業、災害復旧事業比に充当するため、対前年度比10.0%増の21億7,740万円の計上となりました。

以上、歳入の予算の概要について申し上げます。

続きまして、歳出についてご説明を申し上げます。

第1款議会費は、1億1,190万6,000円でありまして、議員及び職員の人件費のほか、議会活動経費の計上であります。

第2款総務費は、職員等の人件費のほか、地域おこし協力隊受入れ事業関連経費、集落応援交付金等の集落支援事業経費、地域公共交通運行委託料等の生活交通対策費、また、新たに国勢調査のための執行経費を予算措置するものであります。

選挙費が大きく減額となったものの、総体では、対前年度比0.7%増の17億5,128万3,000円の計上となりました。

第3款民生費は、対前年度比3.3%増の25億2,192万3,000円の計上で、社会福祉費では、社会福祉関係補助金をはじめ、各種障害者福祉給付費、老人福祉対策費等のほか、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療の各特別会計への繰出金、福祉施設管理費等でありまして、児童福祉費では、放課後児童対策費、子ども医療費給付費、児童手当、保育所費等の子育て支援事業費等が主なものであります。

第4款衛生費は、対前年度比2.0%増の9億8,423万8,000円の計上となりました。保健衛生

費は、健診、予防接種事業費をはじめ、成人保健事業費、放射能対策事業等の環境衛生業務費、水道事業会計繰出金が主なものであります。清掃費は、南会津地方環境衛生組合負担金、生活排水対策費等を計上するものであります。

第5款労働費は、令和2年度に企業立地促進奨励金の該当となる企業があることから、対前年度比407.4%増の813万4,000円の計上となり、大幅な予算の増額となりました。

第6款農林水産業費は、対前年度比23.9%増の10億9,445万5,000円の計上であります。農業費では、強い農業担い手づくり総合支援事業を実施するほか、新規就農者に農業次世代人材投資資金を交付する農業次世代人材投資事業、さらには経営体育成基盤整備事業及び中山間地域総合整備事業等の県営事業負担金、多面的機能支払い事業及び農林業集落排水事業特別会計繰出金を計上するものであります。

また林業費は、林業成長産業化地域創出モデル事業として実施する、(仮称)木の町コミュニティ館建設事業関連経費等、森林環境交付金事業として実施するヤマザクラ1万本の里づくり事業関連経費、森林環境譲与税を活用した森林経営管理事業や、各種補助事業、有害鳥獣被害対策事業等を計上いたしました。

第7款商工費は、対前年度比4.3%増の13億5,986万4,000円の計上であり、令和2年度に完成予定のさゆり荘建設事業、プレミアム商品券発行補助に係る地域振興緊急対策事業費や、合宿誘致促進事業、観光旅行二次交通対策事業といった観光誘客に取り組む事業費、スキー場及び観光施設の改修整備費等を計上しました。

さらには、会津若松市、下郷町との連携による滞在型観光の推進を図る東武軸連携外国人観光誘客促進事業や町内の小規模事業者を支援するための、小規模事業者等活性化事業に係る経費を計上いたしました。

第8款土木費は、対前年度比5.8%増の13億6,264万3,000円の計上となりました。道路橋梁費は町道維持管理費、除雪経費、さらには社会資本整備総合交付金事業等による道路新設改良費、除雪機械購入費が主なものであります。

都市計画費は、土地区画整理事業による区画道路築造等工事などの事業費の計上であり、住宅費は町営住宅維持管理費等のほか、老朽化した町営住宅会下団地の大規模改修に向けた実施計画、町営住宅松下団地建替え事業の実施計画、実施設計等を計上いたしました。

○室井嘉吉議長 町長に申し上げます。引き続きやりますか。

若干、5分程度休憩入れますか。

○大宅宗吉町長 大丈夫です。

○室井嘉吉議長 大丈夫ですか。

○大宅宗吉町長 はい。

○室井嘉吉議長 それでは、引き続きお願いします。

○大宅宗吉町長 ありがとうございます。

第9款消防費は、対前年度比12.5%減の8億7,659万4,000円の計上となりました。常備消防費では、消防署新庁舎建設事業や資材搬送車等整備事業に対する南会津地方広域市町村圏組合負担金を計上し、消防施設費では、藤生地区の消防車両格納庫建設事業費等を計上するものがあります。また、災害対策費では、災害時等の情報伝達手段を迅速に行うための防災行政無線設備更新事業費を計上いたしました。

第10款教育費は、対前年度比7.3%増の15億3,559万3,000円の計上となっております。教育総務費は、教育委員会費及び事務局費の経常経費のほか、スクールソーシャルワーカー活用事業や小中高生各種交流事業経費、中高生海外交流事業、さらには、都会から子供たちを山村留学として受け入れるための基本計画策定業務関係経費を新たに計上いたしました。小学校費及び中学校費は、主に特別支援教育支援員等の経費や学校管理に要する経費であります。社会教育費は、老朽化した照明設備を改修する御蔵入交流館設備改修事業のほか、田島祇園祭屋台歌舞伎運営事業費、文化ホール管理運営事業、前沢曲家集落保存対策事業、駒止湿原保存事業が、主な内容であります。保健体育費は、各種スポーツ事業関連経費、各種保健体育施設の改修、修繕工事及び運動公園管理費、学校給食の運営経費のほか、東京オリンピック・パラリンピック参画事業を新たに計上し、本町がホストタウンであるアルメニア共和国との交流や文化を通して地域の魅力を国内外へ発信し、さらなる地域力の向上につなげていきます。

第11款災害復旧費は、過年災害復旧事業費等の計上により2億2,004万8,000円となり、前年度より大幅な増額となりました。

第12款公債費は、起債の償還金及び一時借入金利子の計上でありまして、対前年度比3.8%減の15億5,194万1,000円の計上であります。

第13款諸支出金は、存目として1,000円を計上し、第14款予備費は、4,437万7,000円の計上となりました。

また、全般的な事業としまして、令和2年度から会計年度任用職員制度が導入されることから、各課において雇用される会計年度任用職員の報酬、給料、職員手当、共済費等について、必要額を各課目に計上しております。

歳出予算の概要は以上のとおりであります。

なお、債務を負担することができる事項、期間及び限度額につきましては、第2表債務負担行為のとおりであり、地方債の起債の目的、限度額、その他の条件については、第3表地方債のとおりであります。

以上、一般会計当初予算の説明とさせていただきます。

次に、議案第50号 令和2年度南会津町国民健康保険特別会計予算についてご説明を申し上げます。

国民健康保険特別会計は、国保財政運営の責任主体が市町村から県に移行されて3年目を迎えます。このことを踏まえ、令和2年度は前年度実績に基づいた予算編成を行い、予算規模は対前年度比0.2%減の17億3,280万円となりました。

それでは、歳入から各款別にご説明を申し上げます。

第1款国民健康保険税は、令和元年度における医療給付費の見込み等から、対前年度比4.9%減の2億8,924万2,000円の計上となりました。

なお、令和2年度の賦課方式及び税率については、被保険者数及び所得の確定等も踏まえ、6月に本算定を行うこととなります。

第2款県支出金は、保険給付費等に関する交付金及び子供の医療費助成に係る補助金を計上するもので、12億5,138万5,000円となりました。

第3款財産収入は、国民健康保険基金の利子収入として1,000円を計上するものであります。

第4款繰入金は、国民健康保険基盤安定、人件費・事務費、財政安定化支援事業、子ども医療費給付事業、出産育児一時金給付事業に対する一般会計からの繰入金等でありまして、対前年度比10.1%増の1億8,003万8,000円の計上となりました。

第5款繰越金は、前年度繰越金として1,000万円を計上するものであります。

第6款諸収入は、一般被保険者第三者納付金、特定健康診査事業受診者等負担金などで213万4,000円を計上するものであります。

次に、歳出について申し上げます。

第1款総務費は、4,869万4,000円でありまして、職員の人件費や事務経費、国保運営協議会経費等を計上いたしました。

第2款保険給付費は、一般被保険者の療養給付費及び高額療養費のほか、出産育児一時金、葬祭費等の給付費でありまして、対前年度比2.4%増の12億3,871万2,000円を計上するものであります。

第3款国民健康保険事業費納付金であります。医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介

護納付金分として県に納付するもので、4億444万6,000円を計上いたしました。

第4款保健事業費は、特定健康診査や人間ドック検診等に伴う経費の計上でありまして、対前年度比6.7%増の2,997万8,000円となりました。

第5款基金積立金は1,000円の計上で、国保基金の利子収入を基金に積み立てるものであります。

第6款諸支出金は、保険税の過誤納還付金等として、200万4,000円を計上いたしました。

第7款予備費は、896万5,000円の計上となりました。

次に、議案第51号 令和2年度南会津町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明申し上げます。

本予算は、前年度の実績等を踏まえ、対前年度比7.2%増の2億3,650万円の予算規模となりました。

歳入から申し上げますと、第1款後期高齢者医療保険料は、対前年度比10.9%増の1億4,611万1,000円を計上するものであります。

第2款繰入金は一般会計から人件費及び事務費を繰入れするほか、保険基盤安定のために繰入れするものでありまして、対前年度比0.4%増の8,193万3,000円を計上いたしました。

第3款繰越金は、50万円の計上であります。

第4款諸収入は、健康診査事業受託収入等として、795万6,000円を計上いたしました。

次に、歳出であります。第1款総務費は人件費及び事務費でありまして、737万9,000円を計上するものであります。

第2款後期高齢者医療広域連合納付金は、広域連合への保険料及び保険財政基盤安定負担金で、対前年度比8.2%増の2億8,901万3,000円を計上するものであります。

第3款保健事業費は、健康診査に関する経費を計上するもので、前年とほぼ同額の938万円を計上いたしました。

第4款諸支出金は、保険料過誤納還付金等として、17万円を計上いたしました。

第5款予備費は、55万8,000円を計上するものであります。

次に、議案第52号 令和2年度南会津町介護保険特別会計予算についてご説明申し上げます。本予算は、これまでの給付実績に基づいた予算編成を行いました。予算規模は、対前年度比3.9%増の22億8,210万円といたしました。

それでは、歳入からご説明申し上げます。

第1款保険料であります。前年度実績を踏まえ、対前年度比2.8%減の3億9,357万7,000

円を計上いたしました。

第2款使用料及び手数料は、存目として1,000円の計上であります。

第3款国庫支出金は、対前年度比4.5%増の5億6,436万6,000円となり、介護給付費負担金、調整交付金、地域支援事業交付金等を計上いたしました。

第4款支払基金交付金は5億7,774万8,000円の計上で、第5款県支出金は3億3,986万4,000円となり、それぞれ介護給付費に対する負担割合に基づく負担金等の計上であります。

第6款財産収入は、介護給付費準備基金利子として2万1,000円を計上し、第7款繰入金は3億7,647万8,000円の計上となり、介護給付費に対する町負担分、地域支援事業費、低所得者保険料軽減措置分及び人件費、事務費分を一般会計から繰入れするものであります。

第8款繰越金は、前年度同額の20万円を計上し、第9款諸収入は、介護保険事業運営資金償還金等で2,984万5,000円の計上となりました。

次に、歳出のご説明を申し上げます。

第1款総務費は、人件費、事務費、介護保険事業運営資金貸付金及び介護認定審査会費等で、9,286万5,000円の計上であります。

第2款保険給付費は、要介護者及び要支援者への施設及び居宅介護サービスのほか、サービス計画、高額介護サービスの給付費等でありまして、対前年度比4.6%増の20億7,806万8,000円の計上であります。

第3款地域支援事業費は、介護予防・生活支援サービス、地域包括支援センター運営等の事業費で、対前年度比2.5%減の1億865万円の計上となりました。

第4款基金積立金は、介護給付費準備基金の利子収入積立として2万1,000円を計上し、第5款諸支出金は、介護保険事業運営資金貸付金過年度精算繰出金等として208万1,000円の計上となりました。

第6款予備費は、41万5,000円の計上であります。

次に、議案第53号 令和2年度南会津町農林業集落排水事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

本予算は、施設の維持管理費及び起債償還金等で、対前年度比3.1%減の1億3,860万円であります。

歳入から申し上げますと、第1款使用料及び手数料は下水道使用料等で、対前年度比2.2%減の5,059万7,000円を計上いたしました。

第2款国庫支出金は、農山漁村地域整備交付金100万円の計上となりました。

第3款繰入金は、起債償還金等の一般会計からの繰入金で8,400万2,000円の計上となりました。

第4款繰越金は、300万円を計上し、第5款諸収入は存目として1,000円の計上であります。

次に、歳出であります。第1款集落排水事業費は、処理施設の維持管理経費のほか、高杖原地区と上郷地区の処理施設の統合に向けた計画概要書作成経費など5,357万4,000円の計上となりました。

第2款公債費は、起債の元利償還金で8,382万5,000円を計上し、第3款予備費は120万1,000円の計上となりました。

次に、議案第54号 令和2年度南会津町公共下水道事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

本予算の歳入歳出予算は、対前年度比11.2%増の3億9,580万円となりました。

歳入から申し上げますと、第1款分担金及び負担金は、事業に係る受益者負担金で、247万6,000円を計上いたしました。

第2款使用料及び手数料は、下水道使用料等で9,838万8,000円の計上であります。

第3款国庫支出金は、社会資本整備総合交付金として5,322万5,000円を計上いたしました。

第4款県支出金は、公共下水道事業費補助金として106万5,000円の計上となりました。

第5款繰入金は、起債償還金等に係る一般会計繰入金等で1億8,344万5,000円を計上するものであります。

第6款繰越金は200万円を計上しました。

第7款諸収入は、会計年度任用職員雇用保険料個人納付金であります。

第8款町債は、公共下水道整備事業及び地方公営企業法適用化に向けた事業に充当するため、5,520万円の計上となりました。

次に、歳出であります。第1款土木費は、一般管理費に加え、各処理施設等の維持管理経費や修繕工事費、管渠布設工事等を計上するもので、2億637万7,000円となりました。

第2款公債費は、起債の元利償還金で1億8,256万5,000円の計上であります。

第3款予備費は、685万8,000円を計上いたしました。

なお、地方債の起債の目的、限度額、その他の条件については、第2表地方債のとおりであります。

最後に、議案第55号 令和2年度南会津町水道事業会計予算についてご説明申し上げます。

まず、収益的収入及び支出からご説明申し上げます。

収入の第1款水道事業収益は、水道料金や各種手数料のほか、一般会計からの補助金や繰入金等、総体で5億8,523万6,000円を計上いたしました。

支出の第1款水道事業費用は、5億6,028万7,000円の計上となりまして、人件費や事務費、消費税のほか中長期的な水道事業会計の見通しを検討するため、アセットマネジメント策定委託経費を計上いたしました。

次に、資本的収入及び支出であります。収入の第1款資本的収入は、3億6,437万8,000円の計上であり、事業実施に係る企業債や国庫補助金、補償金のほか、企業債元金償還に係る一般会計からの出資金等が主な内容であります。

支出の第1款資本的支出は、南郷地区配水管等布設替え工事請負費等、令和2年度に実施する配水施設拡張費及び改良費等であり、総体で5億6,357万円を計上いたしました。

なお、第4条のとおり資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億9,919万2,000円は、過年度分損益勘定留保資金と当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填することとしております。

また、企業債の起債の目的、限度額等の条件については第5条のとおり、他会計からの補助金につきましては第8条のとおりであります。

以上、本定例会に提案いたしました報告1件、議案54件、諮問2件に関するご説明とさせていただきます。

つきましては、慎重審議を賜りまし、ご議決くださいますようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○室井嘉吉議長 以上で、町長の提案理由の説明は終わりました。

ここで暫時休憩します。昼食休憩とします。再開は午後1時といたします。

休憩 午前11時58分

再開 午後 1時00分

○室井嘉吉議長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。



◎請願の委員会付託

○室井嘉吉議長 日程第6、請願の委員会付託を行います。

本日までに受理した請願は1件です。

令和2年請願第1号 福島県最低賃金の引上げと早期発効を求める意見書提出の請願について、紹介議員から趣旨説明を求めます。

6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 議席番号6番の渡部訓正です。

請願1号 福島県最低賃金の引上げと早期発効を求める意見書提出の請願についての趣旨説明をいたします。

請願人の住所は、南会津郡南会津町田島字後原甲3531の1。

氏名は、日本労働組合総連合会福島県連合会南会津地区連合会議長、渡部盛男氏でございます。

本請願は、これまでも毎年同様の趣旨で提出され、本議会において、議員各位の賛同をいただき、意見書提出の採択を受けています。今回も、これまで同様に全会一致での採択を願いたいと考えていますのでよろしくお願いいたします。

請願の趣旨ですが、最低賃金制度は、非正規労働者を含む全ての労働者賃金の最低額を法律により保障される制度です。毎年、中央最低賃金審議会が作成する目安額を参考に、各都道府県最低賃金審議会の審議を経て、地域別最低賃金が決定されています。

以下、請願書を読み上げます。

福島県は、少子高齢化と人口の減少、流出が進み、震災当時と比較して生産年齢人口は約20万人も減少し、人手不足が深刻化しています。

人手不足を補うための外国人労働者数も対前年比で約20%増加し、障害者雇用数も県内民間企業で過去最高を更新、パート労働者、契約社員、派遣社員などの非正規労働者は雇用全体の約4割となるなど、働き手の多様化も進んでいます。

これら、国籍の違い、障害の有無、雇用形態の違いなどを理由に労働者を低賃金で雇用することがあってはなりません。どこで働いていても、どのような就労形態であろうとも、賃金は少なくとも生活できる水準を確保した上で、働き価値に見合った水準とすべきです。また、人口減少による消費者の購買力の低下は、企業活動の縮小や賃金のデフレ化を招き、地域経済へのダメージとさらなる経済の縮小が懸念されます。そして消費増税による物価変動の影響も無視できません。社員、従業員の定着化を進め、製品やサービスの付加価値向上、ものづくり

の生産性向上を前提とした賃金引上げによる消費の喚起と、市場拡大を目指す経済の好循環が求められます。

つきましては、賃金の経済政策としての最低賃金引上げの重要性を強く意識し、次の事項について、地方自治法第99条の規定により、政府関係機関並びに福島労働局長に対し意見書を提出していただけますようお願いいたします。

1、福島県最低賃金は、毎年年率3%程度を目途に引上げを図ること、また、2019年6月に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針」の「より早期に全国加重平均1,000円になることを目指す」とした方針に基づき、相応の引上げを行うこと。

2、福島県内の労働力確保、人口流出抑制・防止を見据えた金額とすること。

3、消費増税による物価変動の状況を見極め、増税に見合った最低賃金を担保すること。

4、中小・地場企業に対する支援策等を強化し、最低賃金の引上げを行う環境を整備すること。

5、一般労働者の賃金引上げ時期を踏まえ、福島県最低賃金の改定諮問時期を可能な限り早め、早期の発効に努めること。

内容は以上でございます。

なお、政府関係機関などへの提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、福島労働局長宛てでございます。よろしく願いいたします。

○室井嘉吉議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番、高野精一君。

○11番 高野精一議員 これは大変毎年、この時期になると出ているんですが、この努力によって、この変動はどのくらい今までの間であったのかどうか、お分かりであればお聞きしたいと思いますが。

○室井嘉吉議長 どうぞ。

○6番 渡部訓正議員 質問ありがとうございます。

実は、2019年度、地域別最低賃金金額の改正の状況は承知をしておるのですが、今ほど言ったように、過去5年とか、そういうものまではちょっとありません。申し訳ありませんが、その資料までは今日持ち得て……失礼、ありました。申し訳ありません。

福島県の例でよろしいでしょうか。

○11番 高野精一議員 はい。

○6番 渡部訓正議員 それでは、2015年から申し上げます。2015年は、705円、そして2016年、726円、2017年748円、2018年、772円、そして2019年は798円でございます。800円が間近にあるというふうに思います。ただ、多分皆さんもこれは前から言っていますからご存じだと思わんですが、全国との格差は残念ながら、全国平均と比べますと差が開いているんですよ。それもちなみに全国平均を言いますと、2015年が798円で、93円でございます、差が。そして2016年は823円で97円でございます。そして2017年が848円で100円。そして2018年が874円で102円。そして2019年が901円で103円ということで、差はどうしても福島県の場合はランクづけにいきますと、東京、神奈川の関東圏のところ、大阪も含まれますが、あとは埼玉、愛知、千葉、これはAグループということで一番高いところはもう1,000円に間近だそうです。

ところが、福島県の場合は、Dランクのトップなんですけど、一応、そういう意味では798円ということで、なかなか上位のほうに行けないというのが、やはり最低賃金の現状のようでございます。

以上でございます。

○室井嘉吉議長 11番、高野精一君。

○11番 高野精一議員 今回は分かりませんではなく、よくここまで調べてきてもらって、請願の在り方もひとつ変わってきたのかなと思うのですが、同じ文言でやはり物事を進めるよりは、今回も議案書でこの明細用のものが出ていますが、それに対比するようなこの出し方というのも、今後必要ではないのかなとこう思いますので、ひとつその辺も検討してみたいかかかなと思います。

○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 今ほどのちょっと最後のほう聞き取れなかったのですが、ちょっとちゃんとまとめておかないとつなぎようがないものですから、町職の会計任期付職員との比較なんかもやってみようかと、ざっくばらんに言って、そちらのほうですと、会計任期付職員のほうが全くもうそれは日当でございますので、高い状態にはなりません。そういうのももしできればちょっと事務局のほうに、そういうのを検討してもらいたいような形で、ちょっとお話をつなげさせていただきたいと思います。

以上です。

○室井嘉吉議長 11番、高野精一君。

○11番 高野精一議員 せっかくですから、ひとつの基準、例えば、例年出して何々はこうなんですと、そういう基準を出していただいて、漠然として1,000円だという話はちょっと

今後これからはないのではないかと思うので、これはもらっている人によっては1,000円の上の人もあるわけでしょうから、そうであればこの最低の人がこういう職種の人は、最低これですよということの意味合いよりは、何に対してこれだけ上げてくださいというような、この文言のつくり方も必要かなと、こう思うので意見を差し上げましたので、よろしく願います。

○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 今ほどの意見でございますが、先ほど説明をさせてもらったのが、全てのそれぞれ職種ごとの最低賃金は、また別でございます。ただ、一番、全ての仕事の中でのこれ以下で使っては駄目ですよというのが、今ほど説明をさせていただいた金額でございますので、そういうのも含めてちょっとほかの各職種のものを参考にしながら、そういうのをちょっと示してはどうかという、ちょっと少し内容もちょっと変化を持たせろという貴重なご意見だと思いますので、できるかどうかはまたちょっと、やりますというまで約束すると、嘘をつくようなことになりますから、ちょっと検討させていただきたいと思います。それでよろしいでしょうか。

○11番 高野精一議員 はい。

○室井嘉吉議長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

受理した請願については、お手元に配付の請願委員会付託一覧表のとおりであります。会議規則第92条の規定によって、所管の常任委員会に付託をいたします。



◎議会運営委員会報告

○室井嘉吉議長 日程第7、議会運営委員会報告（南会津町議会の議会改革について中間報告）を行います。

議会運営委員長、山内政君。

○12番 山内 政議員 中間報告を申し上げます。

元議委第102号、令和2年3月6日、南会津町議会議長、室井嘉吉様。

南会津町議会運営委員会委員長、山内政。

南会津町議会の議会改革について（中間報告）。

平成18年3月に南会津町が誕生し、当時、マンモス議会と称された51名の議員数も4回の改選を経て、16名となりました。合併後、南会津町議会では、旧町村議会の様々な議会運営方法を集約し、新たな町の議会を構築してきました。そして、議会改革の議論と実践を重ねた結果、平成22年9月に南会津町議会基本条例を制定しました。その前文では「町民の直接選挙で選ばれた議員により構成される議会と町長は、二元代表制の下でそれぞれの異なる特性を生かし、町民の意思を町政に的確に反映させるために競い合い、協力し合いながら最良の意思決定を導く共通の使命が課せられている」と新生南会津町議会の果たすべき役割に対する強い意志を明示しました。

議長より、令和元年7月22日付で議会運営委員会に対し、議会改革に対して諮問がありました。議会基本条例が制定されてから9年が経過し、制定時に在籍した議員は年々減少しています。議会を活性化し、より開かれた議会をつくるためにどんな議会改革が必要か、もう一度、目指すべき議会像を示すことが使命と考えます。

この間、議会運営委員会では、市民と議員の条例づくり交流会へ参加、議員研修会、議員アンケートを実施するとともに、様々な視点から議会改革について12回の会議で議論してきました。このたび、下記のとおり成果を取りまとめました。この中間報告を足がかりとし、最終答申に向けてさらなる議論を重ねてまいりたいと思いますので、議員各位の議会改革に対するご理解と議会運営委員会の活動に対するご協力を心からお願いをいたします。

記、見直しに当たっては全てを早期に解決することは困難であることから、時間的な目標をいかに定め、調査研究と議論を重ね見直していくものとします。

項目、時期の目安ということで、短期目標、早期に着手できるもの、6月定例会を目途とする。中期目標、実施までの調査を要するもののうち、比較的導入しやすいもの、9月から12月定例会を目途とする。長期目標、実施までに調査や議会全体の理解に時間を要するもの、来年3月定例会を目途とする。

1、議会基本条例について、（1）検証と見直し、同条例は、議員の規範的なものなので、現状のままでよいという意見が多かったが、一部条例に盛り込まれていないものもあり、検証することとする。

1) 災害時の議会と議員の対応について、他町村の事例を研究しどのように盛り込んでいくべきか、調査が必要。中期目標で取り組む。

2) 条例第13条の議決要件については、盛り込む項目、削除する項目について、今後、議員間討議を経て改正をしていく。中期目標で取り組む。

3) 研修会の実施については、南会津町議会の根幹をなすものであるとともに、議員の理解が必須であることから、必ず年1回の研修会を実施していく。短期目標で取り組む。

2、議会報告会について。

(1) 検討事項。

1) 報告会の方法として町民との意見交換を多くし、議員個人の意見も述べることとする。短期目標で取り組む。

2) 班編成は、A・B、2班体制とし、試行として4地域の区長会を対象として実施していく。西部地区と田島地区で実施し、名称は「議会報告会・町民との意見交換会」とする。試行を重ね、改善をしていく。短期目標で取り組む。

(2) 実施要綱の見直し。

1) 試行をしていく中で、改正すべきところは改正していく。中期目標で取り組む。

3、議会改革全般について。

(1) 議会広報。

1) 現状のままでよいという意見が多かったが、編集方法に対する意見も多数あったので、再度、広報委員会に付託して議論を行ってもらう。中期目標で取り組む。

(2) 予算・決算特別委員会の設置。

1) 設置すべきという意見が多かったが、設置に向けてはその運営方法を含めて、調査研究をしてから導入については判断すべきである。長期目標で取り組む。

(3) 議員研修の在り方。

1) 年1回行う研修については、事前に講師や受けたい講義について希望を募る。短期目標で取り組む。

2) 夏に法政大学で開催される「市民と議員の条例づくり交流会議」に1期・2期議員を派遣、短期目標で取り組む。

(4) 開かれた議会。

1) 全員協議会と議員懇談会の中継については、技術的なことを踏まえて検証していく。中期目標で取り組む。

2) 常任委員会の中継については、現在その設備が整っていないので、設備投資が可能なのか、町執行部と協議する必要がある。長期目標で取り組む。

3) 議員間討議については、試行を繰り返しながら、議会としてのルールづくりを進めていく。長期目標でしっかりとしたルール化を図っていく。

(5) 議場内の改革。

1) O A機器の活用については、議場内での議員個人の使用は禁止するとしても、パワーポイントでの説明、記録を取る場合のP Cの使用など、個別案件については、早急に調査していく。短期目標で取り組む。

2) ペーパーレス化対応でのO A機器導入については、現状では行わない。

(6) 議員報酬と定数について。

1) 今後、議論を進めていくのか検討をしていく。長期目標で取り組む。

以上であります。

○室井嘉吉議長 それでは、今から委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これで、議会運営委員会報告（南会津町議会の議会改革について中間報告）は終わりました。



◎散会の宣告

○室井嘉吉議長 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

次の本会議は、3月11日午前10時から開議し、一般質問を行います。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 1時27分

令和2年第1回南会津町議会定例会 第2日

議事日程 (第2号)

令和2年3月11日(水曜日) 午前10時開議

日程第1 一般質問

- 2番 馬場 浩 議員
- 15番 楠 正次 議員
- 5番 室井 英雄 議員
- 4番 湯田 芳博 議員
- 8番 湯田 良一 議員
- 10番 湯田 哲 議員

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員 (16名)

- | | |
|--------------|--------------|
| 1番 五十嵐 芳道 議員 | 2番 馬場 浩 議員 |
| 3番 川島 進 議員 | 4番 湯田 芳博 議員 |
| 5番 室井 英雄 議員 | 6番 渡部 訓正 議員 |
| 7番 丸山 陽子 議員 | 8番 湯田 良一 議員 |
| 9番 大桃 英樹 議員 | 10番 湯田 哲 議員 |
| 11番 高野 精一 議員 | 12番 山内 政 議員 |
| 13番 菅家 幸弘 議員 | 14番 星 光久 議員 |
| 15番 楠 正次 議員 | 16番 室井 嘉吉 議員 |

欠席議員 (なし)

説明のための出席者

大宅宗吉	町長	渡部正義	副町長
星英雄	教育長	渡部浩治	総務課長
小寺俊和	総合政策課長	馬場純也	税務課長
居倉雅彦	住民生活課長	阿久津勝英	健康福祉課長
室井利和	農林課長	羽染正巳	商工観光課長
月田啓	建設課長	渡部敏明	環境水道課長
渡部さつき	会計室長	五十嵐小一郎	農業委員会 事務局長
渡部浩明	学校教育課長	遠藤知樹	生涯学習課長
阿久津弘典	舘岩総合支所長	星正信	伊南総合支所長
酒井浩哉	南郷総合支所長		

事務局職員出席者

鈴木雄蔵	事務局長	星貴夫	事務局長補佐
------	------	-----	--------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○室井嘉吉議長 どうも皆さん、おはようございます。

これより本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○室井嘉吉議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

なお、東日本大震災から本日で9年目を迎えます。犠牲となられた方々のご冥福をお祈りするため、午後2時46分から1分間の黙祷を行いますので、議事の中断についてはあらかじめご了承ください。



◎一般質問

○室井嘉吉議長 日程第1、一般質問を行います。

登壇順序に従い、順番に発言を許します。

なお、本定例会における一般質問に当たりましては、会議規則第55条ただし書きの規定によって、質問の回数が3回を超えることを許し、同規則第56条第1項の規定によって、その発言時間を60分に制限しますので、質問の趣旨は簡単明瞭に願います。



◇ 馬 場 浩 議員

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君の登壇を許します。

2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 おはようございます。

議席番号、2番、馬場浩、通告に従い、一般質問をさせていただきます。

まず初めに、新設の第三セクター株式会社みなみあいづについてお伺いします。

町内の第三セクターが統合し、新しく設立される株式会社みなみあいづの運営で、下記の3点について町長の考えをお聞きします。

①経営の民間感覚（経営判断能力）の醸成をどう促進していくのか。

②新会社に民間を呼び、第三者のチェック機能を導入する考えはあるか。

③新会社が運営する施設の老朽化が進み、維持管理費の負担増が懸念されるが、町の財源が厳しくなる中、どう対処していくのか。

大きい2番です。

林業成長産業化地域創出モデル事業についてであります。モデル事業の中で、森林組合への機械導入や町産材消費拡大事業支援事業、木の町コミュニティ館（仮称）ですが、建設があります。町の森林は町有林及び民有林とも伐期になっており、それに対しての事業計画、事業発注状況はどうなっているのか。

大きい3番です。県が進めている高校改革についてであります。福島県が推進している高等学校改革計画の中で、田島高校において総合学科にする計画が、どうも聞き慣れない言葉ですが、その計画があるようだが、その情報及び内容を町は把握しているのか。

4、気候変動適用計画についてであります。今年の記録的な暖冬でも分かるように、気候変動が我々の想定を超えた状況をもたらしており、町の経済や生活に深刻な影響が出ています。今後予想される気候変動に対応するためにも、気候変動適応計画に取り組むべきではないでしょうか。

以上、私の質問を終わらせていただきます。

なお、指定された席にて待機いたします。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 おはようございます。

2番、馬場浩議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、新設の第三セクター株式会社みなみあいづに関する1点目であります。経営の民間感覚の醸成をどのように促進していくのかとのおただしであります。みなみやま観光株式会社と会津高原リゾート株式会社においては、これまでも東武トップツアーズやJTB等の大手旅行会社との連携による企画や各種団体との協力によって事業を進めております。純民間企業の経営のノウハウ、これについても研修したり、いろいろ習得しているとそのように考えております。

新会社、株式会社みなみあいづは、公益性と収益性を併せ持った第三セクター法人であり、社会的便益、そして地域振興等の観点から町が関わりを持つことは必要であります。民間企業の持つ経営感覚に行政が関与することは、その高いコスト意識と利益を追求する民間活力を阻害しかねないと。ある程度そのみなみあいづ、今度新しく、これまでもそうですけれども、第三セクターの組織として自覚しながら、その状況を判断してそれなりの判断の中でやるということ、あまり行政が枠を、もちろんその基本的なものはしっかり話し合いをしなければなりませんけれども、そうしたことの中である程度の自由度を持った中で、その状況判断の中で会社の運営をやっていただいているところであります。町といたしましてもこれまで同様、新会社に対して必要に応じた助言支援をしていきたいと考えております。

次に、②点目であります。新会社に民間及び第三者のチェック機能を導入する考えはあるかとのおただしであります。新会社は3社が統合することに伴い、組織が大きくなることから、町内の事業経営者や有識者等のご協力をいただきまして、会社の運営状況や各種事業等に対する助言、支援等をいただく体制づくりの検討を進めております。

③点目であります。新会社が運営する施設の老朽化が進み、維持管理費の負担増が懸念されるが、町の財政が厳しくなる中、どのように対処していくのかとのおただしであります。町といたしましては、平成29年3月に策定した南会津町公共施設等総合管理計画、さらにその計画に基づいて、令和2年3月策定の個別施設計画第1期に基づき対処してまいりたいと考えております。

短期的には新会社と協議の上、修繕の必要性、修繕の内容を検討していくとともに、中長期的には施設ごとに計画的な修繕が行えるよう財源の確保に努めてまいります。

次に、林業成長産業化地域創出モデル事業について、伐期を迎えている町有林、及び民有林の事業計画、事業発注状況はどうなっているかとのおただしであります。本町の森林整備方針につきましては、森林法に基づき、南会津町森林整備計画において標準的な伐期齢や造林、保育等に関する基本的な事項を定めておりまして、町有林や私有林を含む民有林が対象となっております。

まず、町有林につきましては約1,500ヘクタールの人工林があります。このうち標準伐期齢を超えた造林地について、立地や木材市況、需要がある樹種等を勘案いたしまして、計画的に立木処分を進めるとともに、木材の流通促進と事業地の確保の一助となるよう事業を実施しております。

また、将来に向けた森林資源の持続性を確保するため、特に重点的な森林整備を行う場所に

つきましては、森林経営計画を策定し、事業を実施しているところであります。伐採後は再造林を確実にを行うとともに、間伐を含めた森林整備を進めているところであります。

一方、私有林につきましては、先ほど南会津町森林整備計画に適合して、森林所有者及び林業事業体が森林経営計画を作成いたしまして効果的な森林整備を進めていくこととなっております。本町では南会津森林組合を中心に、森林計画、森林経営計画を策定しており、補助金を活用し、森林整備事業を実施しているところであります。

将来にわたって持続可能な町内の森林資源の活用と育成の観点から、伐採、再造林を計画的に進めまして、国・県等の関係機関と連携し、町有林の事業、発注量を維持、確保するとともに、私有林の森林整備等も推進していきたいとそういうふうと考えております。森林を有効に活用したいということでありまして、これはもちろん町有林ばかりでなくて民有地もそのようなことの計画の中で皆さん方と話し合いながら、森林組合と連携して計画を実行していきたいと考えております。

次に、気候変動適応計画について、今後予想される気候変動に対応するためにも、気候変動適応計画に取り組むべきではないかとのおただしであります。令和元年12月議会定例会において、2番議員のご質問に答弁させていただきました。第2次南会津町環境基本計画の中に組み込むべきか、今後進行管理の中で検討してまいりたいと、そのように考えております。

また、令和2年2月4日に開催いたしました第2回南会津町環境審議会におきましては、環境に関する町の動向として、12月議会定例会での内容などもご説明させていただいたところであります。議員おただしの記録的な暖冬による町の経済や生活に深刻な影響が出ている点につきましては、気候変動適応法において、気候変動で影響が生じる生活・社会・経済・自然環境の4分野に対応する生活の安定、社会または経済の健全な発展、自然環境の保全を図ることが定義されているため、既存の施策の適応策を基にどのような対応策を実施していくべきか、今後検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を願いたいと思います。

以上、答弁申し上げますが、具体的事項につきましては担当課長等より答弁させますので、よろしく申し上げます。

○室井嘉吉議長 教育長。

○星 英雄教育長 おはようございます。

それでは、私からは県が進めている高校改革についてお答えします。

高等学校改革計画の中で、田島高等学校において総合学科にする計画があるようだが、その情報及び内容を町は把握しているのかというおただしであります。福島県教育委員会が進め

ています田島・南会津統合校の総合学科の概要につきましては、昨年12月5日に南会津高等学校で行われました第2回県立高等学校改革懇談会において示されたところであります。

私も当該改革懇談会の委員として出席し、説明を受けており、県教育委員会から案としてありました大学等の進学を目指す文理探求グループ、農業や環境について学ぶアグリ環境探求グループ、商業分野について学ぶビジネス情報探求グループ、そして公務員や企業への就職を目指す教養探求グループという4つのグループの設定やその内容についての説明などから、自分の進路希望や興味関心に応じた学習ができる内容の各科であるということは把握しております。

以上、お答えを申し上げましたが、具体的な事項につきましては担当課長等より答弁させていただきますので、よろしく申し上げます。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 それでは、順次質問させていただきます。

まず1点確認しておきたいことがあります。この今度新設される株式会社みなみあいづは100%町出資の会社で間違いはないでしょうか。

○室井嘉吉議長 総合政策課長。

○小寺俊和総合政策課長 お答えいたします。

その予定であります。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 町が100%出資という株主であるならば、この新会社の経営に対して深く関与すべきじゃないかと私は思います。

先ほど、町長の答弁ではあまり経営に関与しないという答弁でしたが、まず町として、この町内の幾つもの施設があります。それを管理するに当たって、まずリスクマネジメント、その中にあるリスクアセスメント、これは推進していかななくてはならないと思うんです。私の調べたところによりますと、正社員もそうですが、非正規社員そしてスキー場なんかでの季節雇用社員が大勢います。その中でどうしてもエラーが生じます。事故や突発的な不祥事とかそういうものも生じます。そういうものに対してのリスクマネジメントの推進は、町が100%出資、株主ならば当然推進していかななくてはならないと思うんですけれども、その点はどうか。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 ちょっと議員勘違いされているようですので、お答えさせていただきます。

町が深く関与しないとか、そういう関与しないとは言っていません。当然、連携してしなけ

ればならない事業もいっぱいありますし、当然町の施設を管理してもらうわけです。また、事業もやることになるわけです。ですから町が関与しないわけにはいきません。ですけれども、100%深くという意味が微妙ですけれども、100%関与して本当に町ががじがじになってしまつたら、町直営になります。町が資本金を100%出しても、直営ではないと。指定管理者としての役割を果たすべきなのが今度の新しい会社ということでもありますので、ですから、町に代わっては運営しますけれども、そういう中で町とはしっかり連携した中でこの事業を進めるということには間違いないので、当然町としては、株主でもありますし、それだけ出資もするわけですから、町の責任もあります、そういう中での関与という意味でございますので、全く関与しないということではないので、そこの辺はしっかりご理解願いたいと思います。

○室井嘉吉議長 商工観光課長。

○羽染正巳商工観光課長 答えいたします。

リスクアセスメントというようなことでありますが、これにつきましては職場における安全衛生対策は極めて重要と認識してございます。労働災害等起こさないためにも、職場にある様々なリスクを見つけ出し、それによる起こることが予測される労働災害の重大さからリスクの大きさを見積り、大きいものから順に対策を講じていく手法ということで理解してございます。

職場で働く全員が参加しまして、職場にあるリスク、それに対する対策を把握しまして、それを除去、低減して、労働災害が起こらない職場にすることが重要であるというふうと考えてございます。

指定管理者に対しましても、リスクアセスメントを実行しまして、職員が安心して働ける職場、またお客様が安心・安全で利用していただける施設となるよう、今後指導の徹底を図ってまいりますので、ご理解願います。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 総合振興計画で、その第2章2節の1で、安心して働ける環境づくりとあります。そしてその目標として、笑顔で働く人が増えると明言されています。ということは今度新会社、今までのみなみやま観光でもそうです。その従業員が例えば経営のいかんでどうしてもお客が来なかったり、なかなかうまくいかない。そうすると、どうしても赤字だ赤字だと周りから言われて、働く人の意識が低下してしまうんです。まして、非正規の人たちは結構大変なつらい思いをしています。ですので、町が出資している会社ならば、そういう人たちがどうやったら笑顔でそこで働けるかということを考えなくてはならないと思うんです。ぜひ

そういう面でも今、商工観光課長が言われたようなことを進めてもらいたいと思います。

それで次ですが、経営判断能力というか、民間の中で一つ今重要視されているのがSTPと
いうことの分析です。マーケティングの中の一つの分析です。これは今、今度新会社で3つの
スキー場といろいろな施設があります。観光施設、宿の施設もあります。そういうものに対し
て、STP分析、例えばみなみやま観光でこれを行っていたかどうかというのは把握していま
すか。

○室井嘉吉議長 総合政策課長。

○小寺俊和総合政策課長 答えいたします。

議員おただしのSTP分析については承知しておりません。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 承知していないということですので、ぜひ今こういうものが、これは
各観光会社、スキー場だけでもありません。各市場の中でもこれが重要だということで今一生
懸命勉強されています。これは単なる不特定多数の人を狙ったものじゃなくて、ちゃんと施設
のニーズに合ったグループを明確にして、そこをターゲットとしてマーケティングする戦略で
す。それをしていかなかったら、例えばスキー場、このままスキーヤーが減っている。ボーダ
ーが減っていると言って、だからしょうがないんだと言ってずるずる経営するのではなく、こ
ういうことを学んでそして分析して、ターゲットを明確にして経営戦略を立てなければならな
いと思うんです。ぜひ、そういう意味でも町としてこういう勉強をしてほしいです。

○室井嘉吉議長 副町長。

○渡部正義副町長 私のほうからお答えをさせていただきます。

今ほど、STPマーケティングなる手法についてご紹介いただきました。新しい会社、三セ
クにおきましても、当然施設の運営、会社の運営については市況がどうなっているのか、動向
がどうなっているのか、当然把握してやるべきだと思いますので、今ほどご紹介いただきまし
たSTPマーケティングの中身についても会社のほうに伝達をしておきたいと思います。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 次に、施設の老朽化が進み、どう対処していくかということについて
の再質をさせていただきます。

今年2月に、たかつえスキー場で土曜日だか日曜日だかはちょっと把握していませんが、開
始早々電源喪失して、お客さんがリフトに乗れなくて、やむなく休業したという話をお聞きし
ました。これは何でなったかは分かりません。多分外的要素もあると思います。老朽化だけじ

やないと思うんです。だけれども、結構こういうことはあり得ると思うんです。今後、こういう施設の老朽化でこういうトラブルとかそういうものが起きてきます。そういったときに、まさしくこれが経営に、丸一日営業できなくなれば、相当の経営的にダメージがあります。古くなっている施設に対して、特にスキー場、ホテルに対して、例えばお客さんが泊まったときに、実は急にボイラーが動かなくなった。電源が入らなくなってきた。そういうトラブルも多々起きてくると思います。そういうことに対する対策というか、そういうものはありますか。

○室井嘉吉議長 商工観光課長。

○羽染正巳商工観光課長 答えします。

たかつえスキー場のリフトの電源喪失という部分について、私もちょっと違うスキー場にいたんですが、何か外的要因があって、電気系統の中に野生生物が入ったというようなことで落ちたというようなお話は聞いてございます。保有施設につきまして、施設の安全・安心の面からも施設の整備、点検をお客様安心して利用いただけるように運営体制について充実を図ってまいりたいと思います。通常の消火器等であったり、消火設備の消防施設の点検、あと電気系統の点検、様々な点検を行いまして、トラブルのないよう体制整備を図っていきたいというふうに考えてございますので、ご理解願います。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 ちょうど3.11から9年たって今日がこの日です。その上でお伺いします。

各施設でそういう自然災害に対する老朽化した施設の中で、ちゃんと安全確保のマニュアルは確認されていますか。

○室井嘉吉議長 商工観光課長。

○羽染正巳商工観光課長 各施設における操作マニュアルであったり、安全対策マニュアルというものを各施設において整備しているというふうに考えておりますが、現在のところ町としてそれを常に確認しているということではありませんので、そこら辺を今後しっかり最重点事項として再確認をしながら安全対策を図ってまいりたいと思いますので、ご理解をお願いします。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 それでは、その施設の維持管理についてお伺いします。

実は、平成25年1月の町の広報の中で、第三セクターの評価委員の何か記事が載っていたんです。その中で、町の方針として、今後維持管理費を、修繕費も含めた金額を限度を決めると

書いてありました。実際これは今行っていますか。

○室井嘉吉議長 総合政策課長。

○小寺俊和総合政策課長 答えいたします。

平成25年ということでの広報に載っていたというおたかしですが、ちょっと手許に資料がないので、細かくは答えられませんが、平成24年に第三セクターの総合評価の今後の方針についてということで、評価委員会のほうで三セクの在り方について評価をしたというふう聞いております。その評価に基づきまして、町としてその答申に基づきまして維持修繕費の限度額の設定をしたというふうには聞いております。

考え方としては、維持修繕に関しては60万円以上については町が負担しますということ、それから1法人1施設については1,500万円を限度とする、複数の施設を管理している法人については最大5,000万円を限度とするというような基本的な方針を定めたというふうには承知をしております。

○室井嘉吉議長 副町長。

○渡部正義副町長 ただいま総合政策課長答弁を申し上げましたが、1か所間違っております。60万円未満については事業者の負担ということで、訂正をさせていただきたいと思っております。

それから、この方針については、議員おっしゃるように、今ほど総合政策課長答弁したように、町の方針としてできております。その中に利用者の安全確保を図るための修繕については別途計上するというので、例えば索道事業者、リフトを運行する際にどうしてもやらなくてはならないというようなものについては、今ほど申し上げたものから除かれるというような取扱いになってございます。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 そうすると、今の副町長の答弁からいいますと、例えばリフト、そういう索道関係は上限がないというふうに認識してよろしいのでしょうか。

○室井嘉吉議長 副町長。

○渡部正義副町長 物によりけりだと思います。例えば支柱がさびてしまったというようなものであれば、すぐに何というんですか、危険を及ぼすということじゃないのかもしれませんが。一方、車軸関係のトラブルであれば、これはすぐにやらなければならない。影響するということで、そういったものについては、この上限といいますか、除外規定、から除かれまして、安全確保のために必要だというようなことで、それぞれ案件ごとに整理をされているということで理解をしております。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 安全確保ということの名目にすれば、例えば建物の修繕から何からみんなそうなりますよね。建物でも耐震で老朽化して危ない。だから安全確保のために修繕しなければならないとなれば、これが適用されるわけですか。

例えばスキー場のリフトとかそういうものに限ってだったら分かります。ところが安全という言葉でいけば、建物全体、施設全体が老朽化して危ないということになれば、それはこれに適用されるのでしょうか。

○室井嘉吉議長 副町長。

○渡部正義副町長 そのところは別物だと思っております。お客様をお迎えをして安全に滑っていただく、スキー場であればです、利用していただく。例えば索道ですとリフト関係、これが中心だと思いますし、例えば圧雪車であればコースの安全確保のために必要だということで、そういったものは分けられますが、例えば建物の老朽化に伴って雨漏りがしたから、それも安全確保でここで見ていいかというのは別な議論だと思っております。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 分かりました。

その中でもう1点だけちょっと気になることが書かれているので、お聞きします。今後、この第三セクターに関して公的資金の支出は行わないというふうにも書いてあったように思えたんですけども、これは私の勘違いかもしれません。そうすると、今回の指定管理料、そういうものが補正予算で上がっています、それは公的資金ではないのでしょうか。

○室井嘉吉議長 副町長。

○大宅宗吉町長 第三セクターに対し、公費による資本の増強、資本です。資金ではない、資本の増強は行わない。それも当面行わないという表現になってございます。当面というのは、この方針を見直し、判断をやってきてございます。例えば平成24年に1度やりまして、答申を受けて町の方針を整理をしたと。さらに、平成27年にまた経営評価委員会のほうから提言という形でいただいております、それに対する町の考え方を整理したものが平成27年9月にまとめてございます。これによって、大きく言えば、最初の提言を受けて指定管理については公募制を導入をしたと、町でも初めてでございます。民間の活力からの運営というところでやりまして、その期間を終わった後に、もう一度平成27年のときに見直しをしております。そのときにも今ほどの2つの項目については準拠するということございまして、今のところはこの流れで来ていると。今度の次の公募の機会が来年度、令和3年の4月から発生しますので、その

段階において、町として指定管理の関係をどうするのかと、公募関係も含めて整理する段階に来ているというふうに認識をします。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 ぜひこの新会社が町の負担にならないような、自立を目指していただくような会社になってほしいと切に願っております。

次に、2番の林業成長産業化地域創出モデルについての再質を行いたいと思います。

総合振興計画の後期で、その一番最初に自然環境の保全と次世代への継承を図るとうたっています。その中で伐期齢を設けたものが、今年で後期のものは今年が目標になっています。その中で伐期を迎えた木がいっぱいある。そして老木のものもある。このまま放っておいたら、CO₂が逆に多くなったり、山の崩落につながってきます。この政策の一番最初に書いてある次世代への継承を図るということに対して、どうも今年の令和2年度の事業予算を見てもその政策がどうもあまりよく見えてこない。これに対しての政策はどうなっているのでしょうか。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 お答えを申し上げます。

町有林の人工林につきましては約1,500ヘクタールございまして、そのうちの6割7分程度が今現在45年生以上の森林ということで、一般的な標準伐期齢を迎えているというところがございます。町の人工林の伐採計画につきましては、おおむねその1,500ヘクタールのうち約3分の2程度の1,000ヘクタールが人工林として活用できる森林ではないかというふうに考えておりまして、その中で計画的に立木の公売という形で今現在進めているところがございます。

年間にいたしましては、約20ヘクタールぐらいを見込んでおりまして、そうしますと50年のサイクルの中で森林が新たに更生化されます。そちらをすることによって、森林の資源の平準化が図れると考えております。

以上でございます。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 年間20ヘクタール、今伐期齢を迎えている木を50年かけて切るということなんでしょう。そうしたらもう完全に老木化します。対象が間に合わない、予算の関係もあると思います。ですが、このモデル事業の中で私はちょっと疑問に思うのが、木の町コミュニティ館とか、消費拡大とか、そういうことをやっています。だけれども、まずは川上の森林の政策、森林管理の政策があつてその出先としてこういう事業があるんじゃないでしょうか。

まず、箱物を造ってから50年かけてやるというのは順序が俺は逆のような気がするんですけ

れども、考えはどうでしょうか。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 私からお答えいたします。

この伐期に関しましては、これを植えた当時、木材誰もこんなに安くなるなんて思わなかったんです。私もそうですけれども、個人の所有者もそうですけれども、法正林を作って一定程度、毎年植林をして、50年たって、そうしたらあと計画的に植えた分だけ切りながらまた植林できるという、そういうものを大体目指したと思うんです。ところが、木材の状況の市況状況、全く変わりました。用途も変わりました。ですから、そういう中でこれは南会津町ばかりでなくて全国的にそうです。ですから、そういう中でせっかく50年育ててきたもの、確かに今切らないと木材の価値が劣るような林もありますが、先ほども私も答弁申し上げましたけれども、そういう意味で、利用目的とか、あるいは市況等見極め、そして樹種を見極め、そしてその用途もしっかり町としても今後の商品化も考えて、活用を図って伐採を計画的に行う。そのような方向性を出していきたいというふうに答弁させていただきました。

ですから、50年たったものが10町歩あるから10町歩みんな切ってしまうとか、そういう話ではなくて、それは有効にせっかく50年育林したわけだから、それは手入れもしながらやらなければならないし、伐採もそういうふうなことで、伐期が来たからと伐期が来た分を全部50年たったから全部一気に切ってしまうとか、そういうことではないです。ですから、有効に資源を活用して、そして有効に何といいますか、適切な販売できるように、そのようなことを町として計画をしていくというのがそういう根本になっていますので、その点をご理解願いたいと思います。

ですから伐期が来たら機械的に切ると、そういう意味ではございませんので、それはご理解願いたいと思います。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 私が言いたいのは、一遍に切れとか、そういうことを言っているんじゃないんです。伐期が過ぎれば、CO₂が逆に排出されてきます。この比率が多くなります。そして、老木になれば山が崩壊していくんです。ゲリラ豪雨で何だかんだでいろいろなところで崩壊が起きています。その危険性があるということなんです。山が荒れたら里はないです。農業も何も水資源がなくなる。だから適正な管理が必要だし、適正な伐期計画が私は必要だと思うんです。それを50年かけて順々にやっていく。ちょっと長過ぎるんじゃないかなと私は思うんですけれども、どうでしょうか。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

基本的には私が今答えたとおりです。

ですから、林にしても50年たっても、まだ枝も葉もある林も私はあると思うんです、林部によって。そうしたら、そういうふうな、今、議員おっしゃられるような、これはどうも防災にとってもCO₂の還元にとっても、これはちょっと早く切ったほうがいいかなと、50年たたなくてもそういう林があろうかと思えます。役に立つか立たないかもありますけれども、もう少し置いたほうがいいとか、ですから、その辺は充分そういうことを検討しながら、町としては計画的な伐採を進めていきたいということでございますので、それを放置するつもりは毛頭ございませんので、ご理解願いたいと思います。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 確かに、町長のおっしゃるとおりです。

だけれども、その前段として、例えば伐期するために、林道どうなのか。今町の林道どうなっているか。トラックも入れない林道がいっぱいあるじゃないですか。そういうとりあえず計画を立てるべきだと思うんです。例えば、幾ら切ろうと思ってもトラックも入れない、重機も入れない、そういう林道結構あります。そういうことに対して、どう町は考えているかということなんです。まず、そうやって政策的に段階的に持っていかなかつたら、50年かけて切り出すはいいです。だけれども、林道の整備からそういうことも必要じゃないですか。山に入れなければ木を切ることはできない。そういう計画はあるかということです。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 お答え申し上げます。

林道につきましては今現在2路線、令和2年度以降でございますが、林専道という形で2路線の整備を予定をしております。その後につきましても計画的に林道の整備を実施していきたいと考えてございます。

以上でございます。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 お答え申し上げます。

森林組合等につきましても、高性能林業機械を今年度までに、林業成長モデル産業化の中で6台今補助をしているところでございまして、そちらに伴いまして、さらなる素材生産のアップが考えられるというところでございまして、さらに民間企業体においてもそういったいろい

ろな事業を活用しながら、高性能林業機械を導入しながら素材生産のアップに今努めているところでございます。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 では、次の質問に移りたいと思います。

3番の県が進める高校改革についてということは教育長が十分把握されているということで、4番の気候変動適応計画についてただしたいと思います。

気候変動適応計画というのは、気候変動に対しての対策と緩和が必要だと思うんです。

先ほど、町長の答弁の中には緩和策、要はどうやったら温暖化を防ぐとか、そういうことのための答弁はありました。だけれども、今度は対策です。例えば気候変動した場合の、今年なんかはそうです。雪が全く降らなくて、除雪業者が大変困った。いろいろなところで困ったと。その前段として基金を積み立てるとか、例えば、そういうことに対しての基金を積み立てておくとか、あと農業に関して高温障害で農作物の減少が予想される。そういうときに対して、どういうふうにやっていくかという議論です。あともう一つ、今度の少雪において、少雪のおかげで水資源の枯渇、こういうことに対しての懸念も十分考えられると思うんです。こういうことにもう異常気象じゃなくて気候が変動しているという認識で、この環境をどう対応していくかということが私はそういう議論が必要だと思うんですけれども、考えはどうでしょうか。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

気候が大きく変わってきているという感覚的なものは多分、それこそ言葉の上での感覚的なものは、いろいろ違いはあっても感じているものは皆それぞれあるのかなと私は思っています。

ですから、今後これだけ温暖化、こう言われています。地球全体としても南極、北極の氷が解けていると、そんなことも言われています。ですから、確かに地球全体の気温が温かくなっていることは確かなんだろうと思いますが、それに対して、じゃ自然に対しての影響がどのような範囲まで及ぶのか、そして我々の生活にどう及ぶのか、自然界にどう及ぶのか、生態系にどう及ぶのかということは、いろいろな学者の説もありますから私も細かくは分かりませんが、いずれ私どものほうにもこういうようなまだかつてないこの少雪が起きていますし、そして毎年のようにどこかで豪雨がありますから、そんなことも踏まえた中でそれぞれの対応は当然しなければならないと思いますが、できること、できないこと、あると思うんですが、全て対応できる、本当に可能かということこれは不安それぞれあります。行政でも全てできるとは思っていませんが、ですからそういう中で行政でやるべきこと、そして皆さん方にもいろいろ事情

を説明しながら、そして皆さん方もそれぞれ判断される中で、どのように対応したらいいのかということをごどこかですり合わせながら、我々も皆さん方にも意見求めながら、そうやる対策はそれは必要だと思います。

ですけれども、基金とかなんかもいろいろ目的基金も町はいっぱいございますが、そういう中でそういう災害に備えては適切な財政出動もしなければなりません、今回もそうです。ですから、そのときにはある程度のそういう覚悟を持った中で対策をするというような対症療法的なものもやるわけですが、そのために準備してどうのこうのというのは、なかなか正直今の状況では厳しいのかなと私は思っております。

しかし、それは必要であることは間違いないので、どの程度なのかは、これからどういうような、方向性を見定めた中で、専門家の意見も当然出てくるでしょう。できるものは町としても準備をする。情報とか、できるもの、できないものがあると思いますが、精いっぱい努力はしていきたいと思っております。そして町としてもそれらを踏まえた中で、将来を見据えた、できるものは町としてもやっていかなければならないという、そういう責任といたしますか、あると思っておりますので、行政の分とそれから皆さん方に訴えてやってもらう分とあろうと思っておりますので、その辺を情報交換しながら町としては対応していければとそうように考えています。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 先ほども言いましたが、新しい新会社のところでも言いましたが、リスクマネジメントです。今後予想されるリスクに対してどう町が取り組むかだと思います。これは執行部側だけでは駄目だと思うんです。議員、我々も交えた中で、本当にこれをどうしたらいいのか、例えばこういう点はどうしたらいいのか、ハザードマップどうしたらいいのか、現在うちの地区にあるハザードマップは土砂災害のハザードマップしかありません。土砂災害が起きるということは当然豪雨です。豪雨ということは河川の増水も考えられる。ところがそういうことが単発的なんです、ハザードマップ一つ例にとっても。これに対する答弁はいいです。

ですので、これからリスクマネジメントということを入れて、一緒に議論していければいいかなということを私は考えております。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

○室井嘉吉議長 副町長。

○渡部正義副町長 気候変動について、私のほうからも少し答弁をさせていただきたいと思っております。

議員、よくお調べになっているというふうに敬意を表したいと思います。

気候変動については、国のほうで平成30年12月1日施行ということで法律でできておりました、これは農林業、水産業に係る分野であったり、それから水資源、水環境、それから生態系、自然災害、場合によっては健康、産業経済、生活という多様な分野にわたる中身を国ではそれぞれの省庁で計画をつくっていきましょうという流れになっております。

その中で、市町村、都道府県については策定の努力義務ということで策定することができるというスタンスです。現在、福島県はまだ策定されておられません。町としては県の策定状況を見極めた上で今後どういうふうに対応していくか、しっかり準備する必要があるだろうと思います。

その前に、国土強靱化の地域計画です。この前、新聞で福島市が県で最初につくったと出ていましたが、そちらの方に傾注すべきかなというふうに考えておりますので、議員から提案のありました気候変動に対する取組についても、状況をよく把握しながら情報収集に努めていきたいとこのように思います。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 質問を先ほど終わらせていただきますと申し上げましたが、ぜひ副町長は温暖化対策のリーダーでもいらっしゃるわけですから、CO₂削減ということで、単なる局所的なCO₂削減じゃなくて、例えば先ほど言いました、林業における老木になればCO₂が排出されます。例えばもう一つの例を言いますと、バイオマス、木質チップでやればCO₂のクレジットで評価されてきます。そういうことも含めた中で全体的なことで、農業に関してもそうです。CO₂よりももっとおっかない二酸化窒素、何かそういう部分の抑制も掲げてあります。ぜひそういうトータルのな中でこれから議論していければいいかなと私は考えます。

以上で質問を終わらせていただきます。

○室井嘉吉議長 以上で、2番、馬場浩君の一般質問を終わります。



◇ 楠 正 次 議員

○室井嘉吉議長 次に、15番、楠正次君の登壇を許します。

15番、楠正次君。

○15番 楠 正次議員 登壇順序2番、議席番号15、楠正次、通告に従い、一般質問を行い

ます。

交流人口の増加対策について1点目より順次質問いたしますが、感染症が世界中に広がりを見せる中、この質問は非常にタイミング的に疑問かなと思いますが、質問させていただきます、将来のためにもよろしくお願ひしたいと思ひます。

1つ目に、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略に人口動態が示されておりました。年少人口は14歳まで、生産年齢人口が15歳から64歳まで、老年人口が65歳以上というくくりであります、2015年までは実績値が示され、それ以降は推計値、結構確かな数値と聞いております。

社会保障人口問題研究所の推計値によりますと、40年前、1980年になります、このときは本町の年少人口は5,000人というふうに見てとれると思ひます。2020年、つまり本年は1,439人というところは町の数値が出ておりますから大きな減少、そしてさらには2060年の推計値で見ると577人と恐怖を感じるような推計値が示されております。このように人口減少が進行する中、地域経済を活性化させるためには、ここで産み育てる環境を整えることはずっといろいろな施策通してやっていますが、なかなか日本中全体でも少子化は国の施策でも止め切れない、できるだけ穏やかにというような流れで来ておりますが、経済の活性化には観光であったり、いろいろな方面での交流人口の増加が重要と思ひまして、この質問を選びました。

今シーズンはさきの質問にもありましたが、降雪量が少なく、スキー場のオープンが遅れる。また、オープンしても暖冬で雪が消えたために休止せざるを得なかったり、オールシーズン休止せざるを得ないと判断したスキー場もあります。本町の4スキー場も例外ではなく、非常に厳しい営業実績であり、町有スキー場の指定管理者に対して少雪経済対策として、今回も補正予算で1億4,000万円強のものが計上されております。今シーズンの状況を鑑み、今後のスキー場運営のために2点伺いたいと思ひます。

1点目は県内のスキー場の入り込みと営業状況、これは入り込み数とか細かいことではなく、上がった、下がった、休止した、営業ができなかった等々のようなことであります。2点目は来シーズン及び中長期的に見た場合、この4スキー場はどのように経営していただくのかというようなことであります。

続きまして2点目でありますが、本町は首都圏に近く、真夏でも特に屋外の環境が過ごしやすく、スポーツやトレーニングに適していると聞きます。全国的に温暖化の影響から、企業や学生の夏期合宿、トレーニングの地が求められていると聞きますが、そこで3点伺います。

1つ目、県外の学校などの本町への合宿の受入実績などがありましたら、伺いたいと思ひます。

②として、全天候型トラックの陸上競技場を設置して、合宿等の受入れ、競技大会の誘致などをする考えはありませんか。

③としては、びわのかげ運動公園はソフトボール、野球など球技大会が行われたり陸上競技大会が行われており、水泳大会なども町民及び郡内などの大会が開催されておりますが、競技力の向上なども視野に入れて、総合運動場として整備する考えがないか、伺いたいと思います。

3点目、観光交流人口の増加策として、それぞれの地域に観光資源がたくさんあります。これまで地域経済に大きく寄与した経過があると考えますが、今後地域資源にさらに磨きをかけ、観光振興が必要と考えております。

①観光交流人口の宿泊・日帰り、それぞれの入り込み客数を平成19年、平成24年、平成29年、平成19年は合併した翌年でありまして、24年は震災の翌年、そして福島新潟豪雨災害の翌年でもあります。29年はそのように同じような期間を空けて聞かせていただきたいというふうに思います。

それから、4地域それぞれの観光振興に対する考え方を伺いたいと思います。

③としては観光大使制度を制定している自治体が結構多く見られると思います。観光推進を図る自治体と同様に観光大使制度を私は創設していただきたいというふうに思っているわけですが、観光大使制度に対する認識と制度創設に対する考え方を伺いたいと思います。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 15番、楠正次議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、交流人口増加対策に関する4つのスキー場の厳しい営業状況についての1点目であります。

主な県内スキー場の入り込み、営業状況を示せとのおただしであります。毎月報告を受けているところであります。東北索道協会福島地区部会のデータによりますと、2月29日現在であります。猪苗代スキー場では前年対比の18.5%の入り込みということだそうです。それから猪苗代リゾートスキー場が29.5%、アルツ磐梯スキー場が35.5%とこのような数字と伺っています。猪苗代スキー場、沼尻スキー場においては今後の降雪が見込まれないなどのことから、3月8日をもって営業を終了したというようなことであるそうです。逆に入り込み数が極端に増加したスキー場もあります。グランデコススキー場が前年比134.1%、箕輪スキー場が169.9%、猫魔スキー場に至っては237.0%と非常に多くの倍以上の入り込みがあったとそのように聞いております。地域的には磐梯山エリアの表側が異常な少雪であったこと、裏磐梯方面は雪不足

であるものの北斜面や標高が高い場所であったり、人工降雪機などでゲレンデの整備が可能であったことから、偏った入り込みになったのではないかとそのように思っています。

いずれにしましても、県内のスキー場全体を見た場合、平均でも対前年比で75.1%の入り込み数となっております、非常に厳しい状況となっているところであります。

なお、この前のすぐ前の土日、たかつえスキー場も結構お客さん入ったそうです。スキー場は、それはなぜと聞いたときに、滑れるところが少ないと。ですから、あまり今までスキーでできなかったから、どうしてもスキーをやりたいというお客さんがいたのかなとそのように判断しているところであります。

次に、2点目であります。

来シーズン及び中長期的に4スキー場経営に対する考えを示せとのおたただしであります、近シーズンの異常な少雪は県内のみならず全国的にも影響を与えておりました、スキー場をはじめ、それに関する多種多様な業種に多大な影響を及ぼしているところであります。本町においては、少雪経済対策本部を2月14日に設置いたしまして、4スキー場への支援も検討事項とし、その対応策の中身を詰めてまいりました。4スキー場においては、冬期間の就労の場として長年地域経済を支えてきた重要な役割を担っております。冬期間の観光資源が乏しい時代に県内外からの交流人口の要としてスキー場や宿泊施設を整備いたしまして、年間を通しての安定した雇用に結びつけた貢献は計り知れないものがあるとそのようにも思っています。

また、スポーツ振興にも一役買っておりました、多くの国体選手を輩出したほか、平野歩夢選手においては平昌オリンピック銀メダリストとして活躍をしていただいております。南郷スキー場で幼少期に練習をされたということでもありますし、また南郷スキー場においては、今年は本当にあまり営業できなかったんですけども、高校のスキー部の練習場でもありますし、それぞれの大きな役割を果たしてきたものとそのようにも思っています。

来シーズン、そして中長期的な4スキー場の経営につきましては、雇用や地域経済への効果、季節従業員の確保等要因の変化を見極めながら、スキー場設置者である町として判断する必要があるとそのように考えております。

令和3年度は指定管理者の更新時期を迎えることとなりますので、指定管理者との協議を踏まえまして慎重に対処してまいりたいと考えております。

よろしく申し上げます。

次に、交流人口増加対策に対する夏期合宿トレーニング開催地についての①点目、県外学校などの合宿受入れの実績を示せとのおたただしであります、本町では合宿誘致促進事業を平成

26年度から行ってまいりました。過去3年間の受入実績を申し上げますと、平成28年度は県外100団体ありまして1万2,959人、県内11団体の630人、合計で111団体の1万3,589人、このようになっています。平成29年度は県外95団体1万997人、県内13団体378人、合計の108団体の1万1,375人であります。平成30年度は県外102団体の8,788人、県内7団体197人、合計109団体の8,985人とこのようになっています。

次に、②点目であります。全天候型トラックの陸上競技場設置に対する考えはとのおただしであります。全天候型陸上競技場の設置につきましては、町民のスポーツ振興やスポーツ合宿の誘致など効果が期待できることから、設置したいとそのような考え方を持っております。ではあります。競技場改修に係る経費が多額であることから、補助事業の活用など設置に向け、財源の確保等を含めて今後検討してまいります。

次に、③点目、びわのかげ運動公園を総合運動場に整備する考えはとのおただしであります。現在、会津を拓く最重点要望事項として、南会津地方のスポーツ振興のため県営体育館の整備を要望しているところであります。これらの動向を注視しながら、全天候型陸上競技場の改修なども含めまして検討してまいりたいと考えております。

県営の施設といたしましては、比較的南会津地域は少ないんであります。そういう中で私たちの地域の活性化といいますか、そして多くの交流人口を迎えるに当たって、県のでこ入れもしていただきたいと、そういう思い入れもありまして、町村会の中で提案いたしまして、この県営体育館の整備ということで県のほうに要望しているところであります。

次に、地域資源に磨きをかけた観光振興の必要性についての①点目、観光交流人口の宿泊・日帰り、それぞれの入り込み客数を示せとのおただしであります。本町では宿泊・日帰り、それぞれの入り込み客数は把握しておりませんが、全体的な観光客入り込み数の状況は把握しておりますので、その数字をお示しいたします。

平成19年、それから24年、29年ということで申し上げますが、平成19年143万819人です。平成24年が100万2,293人です。平成29年91万7,195人、このようになっております。

次に、②点目であります。4地域それぞれの観光振興に対する考えを示せとのおただしであります。平成18年3月に町村合併をして以来、それぞれの4地域の観光資源の発掘やブラッシュアップを重ねながら、観光コンテンツの創出と観光誘客の取組に努めてまいったところがあります。本町の観光資源は豊かな自然、郷愁を感じさせるような風土、そして歴史的な文化、このようなものがあると思っています。四季折々の彩りが見せる風景を生かしながら交流人口の増大につなげていくことが重要であると考えております。

議員おただしの4地域ごとの観光振興については、それぞれ培ってきたこれまでの観光資源を活用いたしまして、4地域の取組の事業内容を精査しながら進める必要があるとそうように感じております。中には、観光誘客につながるイベントや伝統文化もありますが、少子高齢化・人口減少に伴い、それらを継承していく体制も懸念されているところであります。町といたしましては、各地域のイベント等の必要性や観光資源の重要性など、それぞれに関わる地域住民の対話を重視しながら、地域の特徴を生かした観光振興の在り方を考えてまいりたいと思います。

次に、③点目であります。観光大使に対する認識と制度創設の考えを示せとのおただしであります。観光大使に対する認識は、観光地の振興のために観光地の象徴的存在として広報活動に携わる人としての認識ということで認識をしております。本町では、南会津町公式ゆるキャラのんだべえを平成25年9月26日に南会津町観光大使として認定しているところであります。しかしながら正式に制度創設としての運用はしておらず、これまで任意での取扱いとして観光PRに取り組んでいただいているところであります。そのほかに要綱を設置し、会津田島太鼓保存会に対し、平成31年4月1日に南会津町観光応援隊として委嘱を行い、各種大会、イベントに参加した際に、南会津町の観光PRを行っていただいているところでもあります。南会津町の観光振興に寄与していただける観光大使の制度化につきましては、先進事例を調査するなど、今後も研究を深めてまいりたいとそうように考えております。

非常に有効な場合もございますし、また、大使に任命されなくても応援をいただいている方もございますので、そのようなことも含めまして、いろいろな方と相談しながら、また私たちのこの地域応援していただける方、これらに対しての町としての対応も考えていきたいとそうように考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長等より答弁させていただきますので、よろしく願いいたします。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠 正次議員 それでは、1点目より、再質問させていただきます。

今、報告されました県内のスキー場多くのスキー場はマイナスでありまして、平均値でも75%の入り込み、猪苗代は18.5%と本当にすごい落ち込みだなというふうに思いますが、先ほど箕輪、猫魔、グランデコが、それぞれ169.9%、237%、134%というふうに大幅な伸び、これは先ほどの町長の答弁の中にありました人工降雪機があったり、裏のほうというのは結構雪のつきやすい場所、消えにくい場所というのが功を奏したのかなというふうに思いますが、こ

の中で、今伸びたと報告ありましたところはどこが経営しているか分かりますか。

○室井嘉吉議長 商工観光課長。

○羽染正巳商工観光課長 お答え申し上げます。

増えたところのグランデコススキー場は、所有形態につきましては、グランデコスノーリゾート、会社的には株式会社東急リゾートサービスというところでございます。箕輪スキー場につきましては、所有形態が箕輪スキー場が所有しまして、横向高原リゾート株式会社が経営をやってございます。猫魔スキー場につきましては株式会社星野リゾート、運営についても星野リゾートで運営をしているというふうにお聞きしております。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠 正次議員 いずれも民間資本が入って、これのスキー場は2015年とか、それ以前に破綻したスキー場が多いわけがありますが、箕輪に対して今横向というふうな話ありましたが、ここの買収した元というのは、ブルーキャピタルマネジメントという再生エネルギー関係の会社を買収をし、今そこが、運営会社は今おっしゃられたとおりでと思います。何が言いたいと言いますと、そういう民間のプロフェッショナル、観光に関して、誘客に関してプロフェッショナルの方たちのやっているところ、この3つ、それぞれ東急であったり、星野リゾートであったりということなので、こういうところは真似してもいいと思いますし、本町でもこれから株式会社みなみあいづで当然スキー場を経営していくわけですから、この辺のノウハウとかをしっかりと吸収しながらやるべきだろうというふうに思いますが、いかがですか。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

本当に今年どこも厳しいです。この間、岩手のほう、秋田のほう、林業成長産業化の関係で行ってまいりましたけれども、雪がありませんでした。ですから標高の高いところは雪があつてその辺のスキー場はできたんですが、そういう意味で、この3スキー場そのものは地の利というものがあつたのかなとも思いますし、努力ももちろんあつたと思います。

私たちの地域、そういうことで大変今年困っているわけでありましてけれども、今後、経営に当たっては当然新しい会社になってもより以上に、何と申しますか、経営意識それからいろいろな研修等加えた中で経営の改善、どんなことがあつてもある程度、一定程度できるんだとそのような経営のプロ、そういう人を育成してそして会社として自立できるように、町としてもその辺はてこ入れしながら、そしてまた会社として勉強していただきながらやっていく必要があるとそうふうに思っています。

どのような時代になるか、先ほどのお話もありましたけれども、そうしたことに耐えられるような組織として、町としても連携してやっていきたいと、またいかなければならないと思っています。

いずれにしましても、これまでスキー場、果たしてきた役割非常に大きなものがあります。時代が変わって、また変わってくると思いますが、その辺も含めた中で、町としての判断を誤らないような中でのお互いの連携の中で強化を図っていきたいと思いますので、ご理解願いたいと思います。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠 正次議員 分かりました。

もう一つスキー場情報で言いますと、お隣の県、すぐここから近い、田島地域からでも1時間ほどで行けるハンターマウンテンとかエーデルワイスとかマウントジーンズとかとスキー場があります。このスキー場の入り込みとかは調べましたか、もし分かれば。細かい数字でなくても構いませんけれども、すぐ出なければいいです、私ちょっと。

○室井嘉吉議長 商工観光課長。

○羽染正巳商工観光課長 答えいたします。

今言われました栃木県のハンターマウンテンスキー場等につきましては1月までの数字ではございますが、110%でございますから10%伸びだというお話は聞いてございます。

以上です。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠 正次議員 ハンターマウンテン、12月、1月頃に私もあそこを何度か通ったんですけれども、12月のスキー客がハンターマウンテンのあるところから塩原街道下がっていくのがもう関谷のほうまでつながっていて、これは南会津地方ができなくて相当入ったんだろうというふうに思ったけれども、意外に10%しかアップしなかったというような状況だと、そしてエーデルワイスのほうもほぼ前年並みということだとすると、意外にスキー人口というのは減り続けてはいるんでしょうけれども、そういうことも今後のスキー場経営には絶対考えていて、先ほどもありましたけれども、マーケティング、そういうものもしっかりとしていく必要があるんだろうというふうに思いました。

それから、先ほど町長、先週のたかつえは結構入ったと、私もちょうどあのときにペンションとか歩いてみたら、スノーボードの検定はスノーボード協会のほうで中止にできなかったんだそうです。その前週はスキーのバジテストのテストが予定されていたのが全日本スキー連盟

から各スキー場に一齐に中止と、これはコロナ関係で、予約とかはキャンセルになって先々週は大打撃というようなこともありましたから、これは今回の少雪経済対策、これは本当に少雪災害といってもいいんだと思います。

3月に結構春休みの予約があって、冷凍食品とか買い込んだけれども、それらもほぼキャンセルになって、本当にそういうことを気にしないスキー場は、広いし安心だという人たちは、リピーターの方は来てくださるということではありますが、この間相当。

あとは、ハンターマウンテンにはアイスクラッシュ方式の降雪機があるんだそうです。というのは氷を作って氷を飛ばしてゲレンデを造って、それは人工の通常の降雪機もあるんだそうで、とすると投資額は相当だと思うんですけども、氷のある程度の塊で山を作って、一説によるといろいろなメーカーがあるんですけども、数百メートル氷、高いところから飛ばすのかもしれませんが、飛ばせるというのもあるんだそうです。そうすると、バーン全体が氷で敷き詰められると大きい氷で敷き詰めると消えにくい、そこに降雪をする。普通の雪が降っても消えにくいということで、早くから、一番早くオープンしたところもそういうのがあるそうですけれども。

10月にオープンしているというような話も聞いておりますから中長期的、先ほど短期的、中期的の話ありますけれども、そういうものを導入する。これは4つのスキー場に安定して経営をしてもらう、働いてもらうためには、これは予算伴いますけれども、そういうものが、ないとすると自然頼み、神頼みであると、今年のようなことが一度あることは2度あるかもしれません。2年続くかもしれません。そういうことを考えると、本当にそういうものに対する財源はどうか、いろいろ難しい点あると思いますけれども、ぜひとも早急に研究をしながら。

そういうことで、ハンターマウンテンは11月30日にオープンできているんです。ということだと、こちらのスキー場でももう12月15日からオープンできると言えば、もう合宿等も通常のスキー教室等の、たかつえで言えば、さいたま自然の家が相当数来るということが分かって、もう1月からは3月10日まで、今回中止になりましたけれども、そういう計画ができるということなので、そういう部分も中長期的には、あまりゆっくりもしてられないのかもしれませんが、ぜひそういうのも検討していくべきだろうと。そして安定経営、もう計画的な経営ができる。そうすると季節雇用の人たちもきちんと雇用ができて、今回のような経済対策で支出がなくなることもありますので、長期的に見ればそういう形での投資は必要なんだろうというふうに思いますが、いかがですか。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 私、ちょっと先に話してから、商工観光のほうで話させていただきます。

私もハンターマウンテン、毎年毎年どこよりも早く営業始めるということ、そういう降雪機といいますか、氷を作る機械でやっていたということは、本当に今年初めて議員からこの間聞いて分かりました。降雪機はみんな同じものだろうと思っていたんですが、雪になったりならなかったりということはあることは事実でありますし、そうした中で安定的にやるということはそういうことも対策としては必要なのかなと思いますが、現実的に考えて費用対効果ありますし、そして私どものほう、普通に考えれば異常ですけれども、今年は。雪が降るとそう考えるのが普通だと思います。そうしたことを含めまして、いろいろなやり方はあろうかと思えますけれども、できるだけ安定的なお客さんをお呼びするには、またしっかり誘客できるにはそのような設備投資も必要なのかなと思いますが、申し上げましたように、費用対効果も当然見極めて判断していかなければなりません。

私、全くその知識がないので、いろいろこれから研究はさせていただきたいと思いますが、今回の全国のスキー場見てもかなり厳しくて、かなり淘汰されるのかなと、そのような何となくそういうような感じも持っています。そうした中で、私たちのこの4つのスキー場も今後どのようにするかということは非常に大きな課題でありますので、町としてそれらも含めて検討してまいりたいと思います。

そのほかの件については商工観光よりお答えします。よろしく申し上げます。

○室井嘉吉議長 商工観光課長。

○羽染正巳商工観光課長 お答え申し上げます。

今、議員おっしゃられました人工造雪機、これにつきましては氷を砕いてゲレンデにまく装置というようなことだろうと思います。スキー場の場合については、工場のような大きな専用の建物で氷を作って、それを砕いて圧送で送風してゲレンデにまくというようなことだそうでもあります。人工造雪機につきましては、氷を砕いてまきますので、外がマイナスにならなくてもゲレンデは雪になるというようなお話を聞いてございます。町のスキー場の中で人工降雪機というのも導入してございます。だいくらスキー場、たかつえスキー場については、ガンタイプだというようなお話で、高畑スキー場についてはガンタイプと大型扇風機を併用しながらまいているということでございますが、だいくらスキー場と高畑スキー場につきましては人工降雪機が設置されまして、かなりの年月が経って老朽化していますので、実際ご存じのとおり稼働していない状況にございます。

町長も申し上げましたが、導入につきましては先進事例等十分に研究しまして、費用対効果の分も考えまして、検討を図っていききたいというふうに考えておりますので、ご理解をお願いします。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠 正次議員 本町のスキー場の降雪機は相当年代物というふうに見ていいんだと思います。今は、スノーメイキングシステムといって、本当に氷を作る工場のような、それは可動式のものもあるんだそうです。可動して氷を出せる、でもそこから数百メートル飛ばせるというようなものもあるので、それは研究して、とにかく費用対効果大事ですけども、安定して営業日が決定できるということは、経営的には非常によいんだろうというふうに思いますから、ぜひ今言われたように検討していただきたいというふうに思います。

続きまして、2点目になりますけれども、県外の学校などの受入れ状況、平成28年、29年、30年と先ほど示していただきましたけれども、かなりの減り具合なんだろうというふうに思います。そして全天候型の陸上競技場は県営の体育館と同様にこれも費用が結構かかるというふうに聞いておりますけれども、ある自治体の例で言いますと、2015年当時年間5団体程度の夏の学校の合宿しかなかったのが、2017年に2年かけたのか3年かかったのかですけども、18年の実績はたしか122団体に、受入場所の整備も大切ですけども、陸上の合宿はすごく全国的に温暖化が進んで、外でやる競技というのは非常にづらいんだそうです。

ここの地域は、先ほど町長も答弁の中にありましたけれども、自然環境が本当に豊か、夏場の、本当に真夏の7月の末とかのゴルフ場なんかでも早朝ゴルフ、私経済的に厳しいんで早朝ゴルフに行くことがあるんです、安いんです。埼玉栄の子供たちがいっぱい5時ぐらいに練習しています。礼儀正しく私たちが行くとさっと開けてくれて、彼女たちはきっと、女子でしたけれども、合宿ということで安い料金で利用させていただいているのかなと思って聞いてみたら、本当に朝起きると寒いぐらいで、埼玉とは比較にならないぐらいすばらしい環境で練習ができて幸せだと、これはロードワークなんかでもそうなんだと思うんです。この地域は交通量の少なさや信号の少なさ、そういうのも止まる必要がなかったり、これは資源として本当に魅力的な部分だそうなので、そういう部分も併せ合宿誘致、それでの経済効果、これはかなり見込めると思うので、この部分に対してもきちんと調査をしながら進めていっていただきたいと。

県営体育館の部分は、まだ具体的部分というのはないんだと思うんですけども、トラックであれば、トラックの中の仕様、そしてプールなども結構老朽化しておりますから、そういう部分は総合的にあの地域はそういうスポーツ施設で、田島地域は運動とすればあそこなんだろ

うというふうに思うので、ぜひそこも進めていっていただきたいと思いますが。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

本当に、先ほども温暖化の話もございました。私たちの夏の気候というものは誇れるものもあると思います。どんどん温暖化になるとまた様子が違って来るかもしれませんが、実際そうだと思います。そうした中で子供たちの合宿であったり、スポーツの合宿、それから何と申しますか、そういう交流人口を深める中では非常にその要素を含んでいる地域だと思っていますし、これまでもさいたま市の皆さん、それから冬は冬でスキーですけれども、それから埼玉栄高校とか、大学の合宿等も行われております。

ただ言われていることは、確かにグラウンドとかそういうトレーニングできる施設、それと宿泊施設、これをどうするのかということですから、ある意味総合的ないろいろな計画の中で対応していかないと、一方だけ造ってもなかなか利用は増えないと思うんです。ですから、そういうことも含めて、町としてこれからの交流人口を増加すると、計画をするという中では、当然そのような総合的な計画、判断の中でやらなければならないと思いますので、その辺も含めてこれから検討と申しますか、どういうことが本当に必要なのか、多少のデータはあるにしても、今後もっともっと詳しいデータを集めて、そしてどうしたらできるのかということを検討していきたいと思っています。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠 正次議員 それでは次の質問に移ります。

先ほど観光誘客の日帰り・宿泊はそれぞれカウントしていないということでしたけれども、平成19年は143万人、平成24年は100万人、平成29年は90万人と大きな減少になっておることが分かりました。4地域、全体的に、1、2、3、それぞれ個別ではなくて全体的に見てそれぞれの資源というのは共通する施設としては、さっきも言いましたけれども、4地域のスキー場があり、春は桜の名所が今でもございます。また、溪流釣り、夏はアユ釣りや田島地域であれば☆園祭という本当に素晴らしいお祭りが伝統文化としてあるというふうに考えます。

さらに、館岩地域であれば夏でもゴルフ、また全地域であります。冷涼な朝晩の、先ほども申し上げましたが、環境、秋は紅葉であったり山の幸であったりという、今まさに新たに何かを作るということではなくて、あるものでも大きく魅力を売りにできるんだらうというふうに思います。将来的にはまさに今進めているヤマザクラ1万本の里、これなどは春の観光交流人口として10年先、15年先、20年先になっても、2060年の本当に年少人口が500人というよう

なときに、交流人口が何十倍も来るようになってくれるのかなというふうに思います。

観光大使の部分について、最後に聞きたいと思うんですけれども、観光大使は先進地でありますと、地元の産品であったり、お礼としてはごくごく予算的には少ないもので、その地域を愛してくださる、宣伝したいという人に観光大使に委嘱をさせていただくというようなことなので、そういう人材の発掘、有名人ということかなとは、よく言いますけれども、有名人ではなくて著名人なんだそうです。有名人は悪名でも有名な方もいらっしゃるの、そういう方は除くんだそうです。著名人はそういうことはなくて、善良で有名な方という説があるそうなので、その辺しっかりと認識されてぜひ進めて。

お1人私推薦したい方がいるんですけれども、町長もよくご存じで、皆さんも、毎年☆園祭に来ていますけれども、当地ゆかり、津吹みゆさん、彼女は先週のBS日本のうたにも出て、最近すごく売れてきて新曲も出ました。その方なんかは本当に南会津が好きですといつも言ったださるので、筆頭にそういう方。

私の知らない著名人が、きっと4地域にはたくさんいらっしゃるんだろうと思いますから、そういうことを選定して委嘱をして、総合的には南会津町の経済に寄与できる、活性化につながるというふうに思いますので、ぜひ進めていただきたいと思います。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

まず、観光客と申しますか、入り込み客の変化でありますけれども、議員ご指定だったということもあるようなんですけれども、震災が23年起こりました。それまでは順調に観光客増えてきたと思うんです。平成23年の3.11以降、本当にぱったりとお客さんが途絶えた時期もございましたものから、平成24年はこのような40万人も減るような状況になったと思います。

平成29年ということですが、実際平成27年に関東東北豪雨災害ありましたし、その後雨も降りましたから、観光の入り込みというのは秋とかポイント、ポイントの雨なのか、そういうことでかなり違ってくるのなかと、そういう変化があるのかなとそういうふうにも感じています。

そうしたことを含めて、教育旅行では、震災以前の人数オーバーしていますし、またコロナウイルスで4月以降どうなのかということ心配なんです、昨日ちょっと情報としては、今4月にはキャンセルされたけれども、10月以降に延期だと、その約束はもらっているという話は聞いているんですが、その期間どうするのかと、10月までの、そういう懸念はあるわけでありまして、どこまで行くのか、これも非常に大きな懸念材料になって、我々の地域ばかり

ではないですけれども、全世界がそうですけれども、そんなことでかなりの外的要素があってそのようなことになると思います。

そして観光大使ですが、今のところ先ほど申し上げましたように、んだべえと、田島太鼓保存会の皆さんに大使ではないですけれども、応援隊とかそういうことでお願いしているわけがありますけれども、この津吹みゆさん、議員から具体的な方紹介いただきましたけれども、この方も、東京で毎年まるごと南会津観光PRフェアやっているわけでありまして、そこにも来ていただいてそして具体的に南会津のPRもしていただいております。

相手もありますし、そしてまたどのような対応をしたらいいのかということもございますので、その辺は充分検討させていただいて今後、津吹さんにやってもらえるのかどうなのかは分かりませんが、いろいろな方またいらっしゃるでしょうけれども、その辺も含めた中で検討を進めていけたらとそうように考えていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○15番 楠 正次議員 終わります。

○室井嘉吉議長 以上で、15番、楠正次君の一般質問を終わります。

ここで昼食休憩といたします。

再開は午後1時といたします。よろしくお願ひします。

休憩 午前11時43分

再開 午後 1時00分

○室井嘉吉議長 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を行います。

◇ 室 井 英 雄 議 員

○室井嘉吉議長 5番、室井英雄君の登壇を許します。

5番、室井英雄君。

○5番 室井英雄議員 議席番号5番、室井英雄、通告に従いまして一般質問を行います。

私からは大きく2点なんですけど、まず第1点、田島地区中心市街地活性化事業におけるまちなか拠点整備についてお伺ひいたします。

その前に、田島まちなかは大変疲弊していると、執行部と我々の認識は共通しているという大前提でこれからお話しいたします。

現在空き家となっている田島地域上町地区にある石蔵造り建物及び隣接する日本家屋について、まちなか拠点整備として有効活用が望まれています。それぞれの建物自体は老朽化が著しく、利用するには改修工事等が必要であります。活用の仕方によっては中心市街地の拠点としての位置づけが十分可能であると考えます。

昨年11月にこれらの建物の有効活用について、町商工会で検討した報告書が提出されたと思えます。それを踏まえて、以下、質問いたします。

- ①報告書の内容はどのようなものだったのかお伺いいたします。
- ②報告書に対する町の考えと今後の町の取組をお伺いいたします。
- ③この建物を町を代表する伝統行事☆園祭と関連させた活用について、町の考えはあるのかどうかお伺いいたします。

次の2番目、南会津町公共施設等総合管理計画についてお伺いいたします。

先月28日、全員協議会が開かれ、南会津町公共施設等総合管理計画について説明を受けました。その計画の中に、消防団屯所の建て替えが記載されており、令和8年（2026年）までに建て替えを行いますと、明記されてあります。それを踏まえて、以下、質問いたします。

- ①何年経過すれば建て替えをするといった明確な基準はあるのか。
- ②今後7年間のうちに8屯所を建てる計画になっているが、その財源措置は。
- ③第一支団（田島地区）においても団員の確保が難しくなっています。今後、部の統廃合が懸念される中、どう計画を実施していくのかお伺いいたします。

以上、壇上での質問を終わります。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 5番、室井英雄議員のご質問にお答えいたします。

初めに、田島地区中心市街地活性化事業におけるまちなか拠点整備についての1点目であります。

町商工会で検討し、提出された報告書の内容はどのようなものだったのかと、2点目、報告書に対する町の考えと今後の町の取組はとのおただしにつきましては、関連がございますので、一括してお答えさせていただきます。

初めに、南会津町商工会から提出いただきました報告書の内容でございますが、田島地区の石蔵造り建築物及び日本家屋を活用したまちなか拠点整備事業について、商工会が設置した中

心市街地活性化事業検討委員会におきまして、建物の具体的な利活用方法及び事業運営母体等の検討、協議を踏まえ、報告書として整理されておるところであります。

まず、日本家屋でございますが、首都圏からの南会津地方をフロントとして、地理的優位性を生かしてゲストハウスとして活用し、周辺商店街への経済的波及効果、観光情報の発信につなげていくという提案であります。

また、☆園祭及びお党屋行事等での活用や各種文化活動の利用など、複合的な活用も可能であるという内容であります。

次に、石蔵造り建築物でございますけれども、飲食サービス提供を中心に据えながら、音楽、映画、ギャラリー、物販、貸し館等、幅広い広域性の高い用途に供し、誰もが立ち寄れるスペースとして活用を図るという提案であります。

これら活用に対する提案、これらの建物を活用した事業の運営については、初期投資を町が負担し、公募により起業者を募り、コンペ方式の民間主導型を用いるなど、計画を進める上での方法についても考察が加えられているものであります。

報告書に対する町の考えと今後の町の取組については、まず、土地、建物の取得や建物の修繕に多額の費用を要することから、財源等の検討と費用対効果はもとより、町民の参画が得られるか、今後の田島地区中心市街地の活性化にどのように波及させていくのかなど、さらに深掘りした検討が必要であると思っております。

特に、実際に建物を活用し、事業を運営する事業主体の見極めが重要になるため、実施主体の選出方法は十分議論しなければならないと考えています。

町といたしましては、中心市街地活性化事業検討委員会でご検討いただいた提案を真摯に受け止めまして、今後しっかり検討を進めてまいりたいと思います。

次に、3点目でございますが、この建物を町を代表する伝統行事☆園祭と関連させた活用について、町の考えはとのおただしでございますが、先ほど述べさせていただいた報告書の中にも、☆園祭での活用について提案されているところであります。現在お党屋もとにおいて、☆園祭の行事が行われておりますが、住宅の事情等により個人所有住宅に代わる施設の必要性も論じられていると聞いています。なかなか現代の建物になると、お党屋ができないと、そのような話も聞いております。また、いろいろな負担もあるでしょうけれども、そんな厳しい状況も聞き及んでおります。そうした中で、☆園祭の運営に当たる産土奉賛会、関係団体等の意見を伺いまして、町に施設確保の協力を求める状況に至れば、検討してまいりたいと考えております。

町としても、これは協議していいと思っておりますし、皆さん方としっかり協議する必要があると

私は思います。特に☆園祭、お党屋もとの中での☆園祭でありますので、町が先行してやるわけにはいかないもので、そういう点では皆さん方にいろいろご意見を聞きながら、町が何ができるのか、どういう支援ができるのかということも検討していきたいと思います。

次に、南会津町公共施設等総合管理計画についての1点目、消防団屯所の建て替えに関する基準はあるのかとのおただしであります。町として、消防団屯所の整備、更新について、一律した計画や基準はございませんが、今回の計画策定に当たりましては、第1期におおむね35年を経過する建物について現状を確認し、建て替えということにいたしました。

次に、2点目であります。今後7年間のうち8屯所を建て替える計画になっているが、その財源措置はとのおただしであります。消防施設などの整備や更新に係る財源については、過疎対策事業債や緊急防災・減災事業債などの地方債を活用してまいります。地方債以外の国の補助制度などの効果的な財源の情報収集にも、引き続き努めてまいりたいと思っています。

次に、3点目であります。今後、部の統廃合が懸念される中、どう計画を実施していくのかとのおただしであります。消防団員の減少は本町としましても非常に厳しい状況でありまして、何とかしなければならない大きな課題であると思っています。なかなか消防団員の確保は厳しい状況でございます。団員の減少に伴う消防団各部の統廃合については、現在第二支団第二分団において協議、検討を行い、今年4月から現在の11部を6部に再編する方向性が示されております。田島地域を所管する第一支団においても、今後団員の減少に伴い、地域防災力が低下することがないような組織体制とするため、部の統廃合について消防団の中で協議、検討していく予定であると聞いております。

町といたしましては、消防団屯所や消防車両などの整備、更新は消防団の組織体制と密接に関係があります。一体的に考えていかなければならないと思っています。今後消防組織の再編状況を踏まえて、全体的な考えの中で消防施設の整備、更新について検討してまいりたいと思っていますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては、担当課長等より答弁させていただきますので、よろしく願いいたします。

○室井嘉吉議長 5番、室井英雄君。

○5番 室井英雄議員 では、再質問させていただきます。

商工会からの報告書が提出された後、町長と関係課長のほうで建物を御覧に行かれたと伺っておりますが、御覧になられてどのように感じたか、率直な感想をお聞かせください。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

日にちはすみません、手帳を見れば分かるかもしれないけれども、石蔵造りの中も、日本家屋のほうも両方見させていただきました。非常に建て主の思いのこもった建物だと感じました。実際にその中の欄間とかも、非常にすばらしいものがありまして、材料もすばらしいものだと思います。

そういうことで、あの建物を生かすことは非常に有意義なものだと思いますが、その生かし方と、先ほど申し上げましたが、どういう考えの下で、どういう団体がこの施設を生かして運営するかということが大きなポイントになるのかなと私は思いました。

町が直営でやるわけにはいきませんので、ただ、拠点ということであれば、一つの町の拠点になり得るものだと思います。そして、先ほども日本家屋のほう、特に私としてはお党屋の関係、☆園祭をどうするのかという関係では、お党屋がなかなか自宅でできないというような人には、かなりあそこの建物そのものは魅力あるものかなと、私は感じました。

いろいろ考え方はあろうかと思いますが、関係者と、あるいは商工会の検討委員会もございますので、そういう方々と打ち合わせた中で、これからの活用方法、あるいはどのようにしたらいいのかということを検討していきたいと思います。町としてできるだけやれることはやりたいと思っています。

○室井嘉吉議長 5番、室井英雄君。

○5番 室井英雄議員 平成19年に商工会から南会津町田島まちなか再生事業実施計画という報告書が町のほうに提出されました。14年くらいになりますか、諸般の事情より計画を断念した経緯がありまして、その諸般の事情の一つが所有者の同意が得られなかったと記憶しております。

そこで、お尋ねしたいんですが、所有者の意向はどのような状況なのか、お伺いいたします。

○室井嘉吉議長 商工観光課長。

○羽染正巳商工観光課長 お答えいたします。

所有者の方につきましては、今後土地、建物の取得について交渉していくというような考えでございます。

○室井嘉吉議長 5番、室井英雄君。

○5番 室井英雄議員 今後取得に向けて交渉に入るということで、事前に取得が可能であるという状況での計画ではないということと理解していますか。

○室井嘉吉議長 副町長。

○渡部正義副町長 私のほうから答弁をさせていただきます。

商工会の検討委員会のほうから提案いただいたわけですが、事務局長さんのほうに間に入っ
ていただきまして、所有者のほうとの下交渉が進んでおります。その中では、町が取得するの
であれば、譲渡は考えていますというようなところで、それより一步踏み込んだ交渉はまだで
きておりませんが、そういった以前と違った感触は得ているというふうに思っております。

○室井嘉吉議長 5番、室井英雄君。

○5番 室井英雄議員 今後具体的な交渉に入るということで理解いたしました。

先ほど町長の答弁にもありましたが、町が運営することは考えられないということであれば、
どのような人というか、団体がそこを管理運営することを想定しているのか、お聞きいた
します。

○室井嘉吉議長 商工観光課長。

○羽染正巳商工観光課長 お答えいたします。

誰がやるという部分につきましては、答弁書の中でもお答えしておりますが、運営について、
公募により事業者を募って、コンペ方式の民間主導の中でやっていってはどういうような提案と
なっておりますので、実際に事業を実施される団体の見極め、協議が重要であるというふう
に考えてございます。

以上です。

○室井嘉吉議長 5番、室井英雄君。

○5番 室井英雄議員 商工会提案の公募により起業者を募るということで、今後話を進める
ということに理解してよろしいんですか。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

この話は前々からいろいろあったわけですが、19年以前もあったと聞いています。でも、その
たびになかなか前に進まなかったということ、今の状況の中で、その話が出てきて、私にもい
ろいろきました。これをどのようにするのかということ、それを町が取得してどのように活用
するのかということ、そこが一番ポイントです。そういう話も商工会に私しました。そういう
ことも含めた中で、私も答弁させていただきましたけれども、商工会で、町で買ってくれと、
あとは町にお任せしますでは困ります。でなくて、町が取得してくれと言うからには、自分た
ちがこのようにしたい、ああしたい、こうしたいの意見もあるでしょうということの中で、今それも
併せて詰めているところであります。どういう人が現れるかも分からない状況でもありますが、

そこも併せて取得に向けて今いろいろ打診をしているというか、調査をしているというふうな段階でございますので、ですから、ただあそこを町が取得するのが目的でないので、取得して活用することが目的なので、それを併せてやるということが一番のポイントだと私思っています。

ですから、そういう意味でこれからの活用も含めて、取得できるかどうかも分かりませんが、努めたいと思いますが、そんなことも含めてどういうものに利用して、誰がどういうもので、建物、施設を生かしていくのかということがポイントの一つになりますので、それを公募なり、そのアイデアを出してもらおうということが一つポイントになります。

ですから、町は直接そこに経営に携わるのではなくて、皆さんの力でやるのが町としては一番望ましいと考えておりますので、皆さん方にアイデアをこれからもらうということです。

○室井嘉吉議長 5番、室井英雄君。

○5番 室井英雄議員 分かりやすく感じました。取得に向けてご尽力お願いいたします。

改修にかかる費用などはどのように見積もっているかに関してお尋ねしたいんですが、石蔵造りはもう昭和25年に建築されてもう築70年、日本家屋においてはもっと古く、昭和10年建築で85年が経過しております。改修に係る費用等についてはどの程度を見込まれているのか、もし数字があればお示してください。

○室井嘉吉議長 商工観光課長。

○羽染正巳商工観光課長 お答えいたします。

建物の改修費用でございますが、日本家屋につきましては、耐震費用を含めまして、税抜きで6,850万円、石蔵の建築物につきましては、耐震費用を含めまして9,938万8,000円というような報告になってございます。これにつきましては、いずれもフルスペック、高機能の数字を計算してございます。概算事業費でございますので、この事業の内容、改修の内容によって大きく変動するという事も考えられますので、ご理解願います。

○室井嘉吉議長 5番、室井英雄君。

○5番 室井英雄議員 今の金額は税抜きということで、税込みですと、単純に考えても1億8,000万円は超えるのではないかと。正確な数字というか、内容次第では本当に2億円近くの費用がかかってしまうのではないかと。町としましても大変な事業になってしまうのではないかと懸念されますけれども、このように多額の費用をかけて整備しても、運営する人、あるいは団体が現れない、また、途中で撤退した場合の対応とか、そういうリスク面も町は検討しているんでしょうか。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

これはあくまで商工会の検討委員会の話なんで、これからどうするか、その内容によってはもちろん改修の仕方だってあるし、ですから、これはただ検討委員会が出した数字を課長が言っただけなんで、どのようにするかという具体的な話はこれからであります。ですから、それだけやりようによっては金もかかるということなものですから、私としてはぜひ何とか活性化はしたいと思いますが、どこがやるのか、誰がやるのか、どのようにやるのか、それをしっかり確立したものにしていかないと、なかなかこれだけの財政の投資はできないのかなと思っています。計画をしっかりお互い詰めて、そして、活性化が進むようにはしたいと思います。また、日本造りの☆園祭への活用といいますか、そのようなこともあれば、それはそれで別な分野でもまたいろいろな活用ができるのかなと思っていますので、まだまだこれから検討する必要がいっぱいあると思います。

○室井嘉吉議長 5番、室井英雄君。

○5番 室井英雄議員 町長の語尾にも十分時間をかけて協議していくというお答えだったんで、十二分に詰めて何とかこの報告書が無駄にならないように、担当課長も含めまして、よろしくお願い申し上げます。

この家について、最後に、☆園祭での活用についてということでお伺いしたいのですが、確かに今の住宅事情ですと、なかなかお党屋もとになれる家がない。私、直接祭りに関わっているんですけども、来年から向こう3年間、行事に携わるんですが、組も高齢化、後継者もないという形で、今回は何とかやろうと、残さなくてはいけないという思いで今回は取り組むんですが、次回はもうできないだろうと。今8組でお党屋制度を回しているんですけども、来年再来年ですから10年後はもうできないのではないかと、そういう状況であります。

そこで、日本家屋のほうを何とか☆園祭七行器関係に使用できれば個人の負担も軽減できる、町の補助も出しやすくなるのではないかなと、そのような考えでありますので、今後町としても何かできるのかということで、町長にも前向きなお答えをいただきましたので、今後何かあればお党屋の協議会を通じてお頼みすることがあると思うので、そのときはよろしく願いいたします。

2番目の消防屯所についてお伺いいたします。

明確な基準はないということで、おおむね35年を経過した建物について建て替える。これは現状を確認してという町長の説明だったんですけども、一つ一つ屯所を確認されたんでしょ

うか、そこをお聞きいたします。

○室井嘉吉議長 住民生活課長。

○居倉雅彦住民生活課長 お答えいたします。

消防団屯所の建て替えの8棟につきましては、築年数や現状等を確認しまして、調査しまして、このように計画に挙げておりますので、よろしく申し上げます。

○室井嘉吉議長 5番、室井英雄君。

○5番 室井英雄議員 おおむね35年経過ということなんですけれども、今回建て替えを計画しております8屯所、中には42年経過が3屯所、40年、39年、35年という築年数が書かれてあるんですが、諸問題があってもなかなか簡単に建てられるようなものではないんですけれども、ちなみに、第一支団では、屯所が建てられている土地、私有地なのか、町有地なのか、分かればいいんですが、お聞きします。

○室井嘉吉議長 住民生活課長。

○居倉雅彦住民生活課長 全ての屯所66施設、南会津町全体の分は調べておりませんが、原則的には私有地でなくてあくまでも支払いをしない施設で建てているということにしております。よろしく申し上げます。

○室井嘉吉議長 5番、室井英雄君。

○5番 室井英雄議員 屯所を実際確認されたということで、1つ例としまして、分かりやすく説明するために、ヨークベニマル前にある1の2の屯所、これが29年、計画の中で、35年を経過するというので、建て替えという中に組み込まれていると思うんですが、実際中に入っで見られましたか。

○室井嘉吉議長 住民生活課長。

○居倉雅彦住民生活課長 お答えいたします。

1の2の屯所につきましては、現在29年でございますが、この第1期計画が令和8年までなんです。その間に35年が経過するというので、このような建て替えにしました。

中については、私はまだ現在入っていませんので、よろしく申し上げます。

○室井嘉吉議長 5番、室井英雄君。

○5番 室井英雄議員 立地されている場所による条件もいろいろあるんでしょうけれども、そこを利用している誰に聞いても、今後7、8年で建て替える必要はないんじゃないかという意見もありますし、本当に実際見ますと、どうでしょう、関本とか、滝原という屯所は、本当にかわいそうなくらい老朽化している。建っている場所が日陰になっている部分も滝原はある

んでしょうけれども、だから、一つ一つ確認して、財政厳しい折なんですから、そこは確認をよろしく願いいたします。

過去の話になって申し訳ないんですが、屯所建て替えは単独で行うのか、ほかの施設と抱き合わせで建て替えを行うのか、どのようなお考えでいますか、お聞きします。

○室井嘉吉議長 副町長。

○渡部正義副町長 私のほうからお答えをさせていただきます。

抱き合わせという形になれば、集落の集会施設との合体した建物ということになるかと思うんですが、なかなか消防団を抱えている部のほうでは、それはそれ、これはこれということで、別にしてくれという意向が強いのかなというふうに思っております。ただ、今後部の再編等もございまして、ここに挙げました各屯所につきましては、実態を踏まえて考えていきたいと。場合によっては効率的な公共施設の運用ということで、集落との話合いの場面も生じてくるのかなというふうに思っております。

○室井嘉吉議長 5番、室井英雄君。

○5番 室井英雄議員 集落の集会所と併用してということで屯所計画が流れたという苦い経験もあるんで、屯所は屯所でお前ら頑張れよと、そういう意味も込めてそのような計画で推し進めてもらいたいなと思っております。

とりあえず財源のことを聞いたんですが、町長のお話でいうと、過疎債、緊防債、多分これは過疎債で行っていくのではないかなという憶測なんです、国の補助制度など効果的なものに情報を集めてそれに充てるというお話だったんですけれども、今までにそういう補助制度で建てた屯所というのは過去にあるんでしょうか。

○室井嘉吉議長 副町長。

○渡部正義副町長 財源の話をしていただきまして、過去にこの起債を使わないで対応したものがあるかということでございまして、私が知る範囲では過疎債等の充当でございまして、他の補助金を導入して建築したものはなかったというふうに記憶しています。

○室井嘉吉議長 5番、室井英雄君。

○5番 室井英雄議員 了解いたしました。

最後の質問で、再編の話に移るんですが、第二支団第二分団、今年4月から現在の11部が6部になると。本当に今初めて驚きの数字を知ったわけなんです、第二分団という、町長のお膝元ですよ、伊南ですから。4月からということで、担当課長にお伺いしたいのですが、多分合併した当時は伊南も12部あったと。第4部が廃止になったということで、現在11部で組

織を組んでいるんですが、これは相当なことです、11部が6部になるというのは。団員の数が少ないといえはそれまでなんです、比較できる数字というのは持っていますか。合併のときこれで、現在これで、仕方なく6部になりましたというその数字的なものがあれば。

○室井嘉吉議長 伊南総合支所長。

○星 正信伊南総合支所長 お答えいたします。

第二支団第二分団が今年4月から11部から6部ということで、再編されるということでございますけれども、伊南地域におきましては、以前から各部の団員が減少傾向にあるということから、部によりましては3人しかいないところもございまして、平成30年4月から、支団の見直しが行われましたが、それと並行しまして、部の再編についても検討をまいりました。その結果といたしまして、先ほど申し上げましたように、全11部から全6部ということで、今年4月から再編するということですが、現時点での本部員を含めました総人数でございますが、94人ということで、それが4月1日からも総数としては94人ということになるわけですが、各部におきましては、先ほど申し上げましたように、少ないところで3人、多いところでも17人という状況なものですから、各部がおおむね10人程度になるようにということから、隣接する部での再編を検討をまいりました。その結果といたしまして、再編後でございますが、第1部が21人、第2部が14人、第3部は8人でございますが、第4部が16人、第5部が12人、第6部が11人で、総数94人という体制で4月1日から再編して活動するというふうになるということでございます。

以上でございます。

○室井嘉吉議長 5番、室井英雄君。

○5番 室井英雄議員 今ほど総数で94人ということで伺いました。

確かに11を6にするんですから、統廃合で隣接する部同士が一緒になるのが一番いいんでしょうけれども、ちなみに、伊南でポンプ車は何台所有しているのですか。

○室井嘉吉議長 伊南総合支所長。

○星 正信伊南総合支所長 お答えいたします。

ポンプ車は1台でございます。

○室井嘉吉議長 5番、室井英雄君。

○5番 室井英雄議員 併せて、それは何部か、お願いします。

○室井嘉吉議長 伊南総合支所長。

○星 正信伊南総合支所長 お答えいたします。

ポンプ車は現在第1部に配備されておりまして、再編後におきましても第1部上町、多々石、白沢でございますが、ここでポンプ車を管理するというところでございます。

○室井嘉吉議長 5番、室井英雄君。

○5番 室井英雄議員 ということは、1部と5部が一緒になったと。

1部が上町、多々石とか、2部が下町、第5部が白沢と、部は地名が分かるんですが、どこにあるかというのはちょっとまだ認識できない議員なんですけど、隣に入っているから隣同士という認識なんですけど、支所長、組織図はそこにありますか。

普通考えれば、1と2が一緒になるとか、1、2、3が一緒になるとかと、そういう単純な発想なんですけれども、ちなみに、1部はどこどこがくっついた、2部はどこどこが統廃合しましたということを教えていただけますか。

○室井嘉吉議長 伊南総合支所長、詳しく説明してください。

○星 正信伊南総合支所長 答えいたします。

今現在第1部が上町と多々石でございますが、4月1日からの再編後は第1部といたしまして上町、多々石、白沢、この3つをもって第1部ということでございます。白沢は第5部でございました。

第2部につきましては、今現在下町でございますが、ここに道城が一緒になりまして、下町と道城で第2部とするということでございます。

〔発言する者あり〕

○星 正信伊南総合支所長 失礼しました。今現在第2部が下町、第3部が道城でございます、これが再編後第2部となるということでございます。

今現在第6部青柳でございますが、ここはこのまま単独で第3部として青柳ということでございます。

続きまして、現在第7部小塩、第8部宮沢でございますが、これが再編後第4部となります。

続きまして、現在第9部浜野、第10部内川、耻風でございますが、これが再編後第5部となるということでございます。

続きまして、現在第11部大原、小立岩、第12部が大桃でございますが、これが一緒になりまして第6部になるということでございます。

以上でございます。

○室井嘉吉議長 5番、室井英雄君。

○5番 室井英雄議員 すみません、支所長にはご迷惑をかけて、副町長に小言を言われて、

本当に申し訳なかったです。

何でこんなに詳しく聞いたかというのは、第一支団でも遠からず再編の話は、実際出てきているんですけども、第一支団でも消防活動が単独の部ではできないということで、隣接する部で協力しながら夜警をやったり、そういう状況にあります。

こういう状況で、消防団もプラスサラリーマン化していると。初期消火にどのように対応するかということが一番懸念されることなのではないかなと、私は思うんですけども、そこで、2013年12月定例会で、五十嵐 司元議員が、町職員の庁舎に消防隊を置いてはどうかと、そういう一般質問をされました。その当時の町長のご答弁が、現状のままでいいということで、編制する考えはないというご答弁だったんですけども、伊南地域を思うと、もし本当に火災が発生した場合、どのくらいの消防団が対応できるのかと、しみじみ思うんですけども、そこで、今回の質問でここまで立ち入るつもりはなかったんですが、これは日を改めまして別の定例会のときに一般質問しようと思っているんですけども、そういう状況で、約6年何か月前の当時の答弁というのは、町長お変わりはないか、考えが変わったか、お聞かせください。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 確かに議員が団の班制のことまで及んで、どうかと気にされている。屯所をどのように計画するのかで、班以上の屯所は逆に言えば要らないかもしれないし、そこら辺は十分検討する必要があると思いますが、いずれにしても、非常に激しい中で、団員の減少、確保ができない、そういう中での消防団としての実際に活動できる最小限の班の今の現状の中で、班編制を伊南地区でやったと思います。南郷もやっていますし、館岩もそうです。ですから、今度第一支団のほうにくるんでしょうけれども、言われていますから、ですから、それはそういう固定的な考えではなくて、しっかり現状にあった対応を、そして、いざというときに消防団が実際に活動できるような体制づくりをするということが大事でありますので、私としては、現状にあった考え方の中で対応していきたいと思っています。

いずれにしましても、町がこうやれ、ああやれではなくて、消防団のほうで、皆さん方のほうがしっかりいろいろなことを考えてこの班編制もされていますから、町としてもそういう中でできる限りの支援をできるように頑張っていきたいと思っています。

重々承知の中で質問されておられると思うので、精いっぱい町としてやるべきことはやりたいと思います。

○室井嘉吉議長 5番、室井英雄君。

○5番 室井英雄議員 すみません、本当に二の句が継げないご回答で感服いたしました。

屯所の件に話を戻しますが、今後どのように消防団が推移していくかというのは誰にも予測ができないと。でも、一応計画には8屯所がのっている。状況を踏まえながら計画を実施していくんでしょけれども、すみません、1つ聞き忘れたんですが、第二分団の旧伊南支団、統廃合によって機械器具、車両等を含めてその扱いはどういうふうになっているんですか。

○室井嘉吉議長 伊南総合支所長。

○星 正信伊南総合支所長 答えいたします。

消防車両につきましては、まず、ポンプ車が1台ございまして、そのポンプ車は1台そのまま使用するということになります。それから、小型ポンプ付積載車が今現在10台ございまして、再編後は使用するのが5台ということで、5台不要になりますので、この5台につきましては、次の車検満了、令和3年度でございますけれども、その時点までそれぞれの各部で維持管理を行って、車検を迎えます令和3年度の段階で廃止をするというふうな考え方でございます。

○室井嘉吉議長 5番、室井英雄君。

○5番 室井英雄議員 古い資料なんですけど、消防車両整備計画というのが手元にあるんですけど、その中で、旧伊南支団に関わるものでして、車検が切れるまでは管理すると。積載されている小型ポンプはどのような扱いか。

ポンプ車のほかに乗っていますよね、可搬式と俗にいう小型ポンプが。今の廃棄の話は車両の話であって、ポンプはどのような扱いになるんですか。

○室井嘉吉議長 伊南総合支所長。

○星 正信伊南総合支所長 答えいたします。

先ほど申し上げましたとおり、小型ポンプ付積載車10台につきまして、再編後は使用するのが5台ということになるものですから、小型ポンプの管理につきましても、まずは車両と同様に令和3年度までそれぞれの旧各部で維持管理を行うということでございまして、それで、令和3年度をもって廃止するというところでございますが、小型ポンプにつきまして、その時点で使用できるものはどういうふうなやりくりをして使用するのかということになるかと思いますが、現時点でそこまでまだ決定はしていないということでございます。

以上でございます。

○室井嘉吉議長 5番、室井英雄君。

○5番 室井英雄議員 まだ決定されていないということなんで、もし使用できるものがあれば、有効に活用していただきたいと思います。

取り留めもない質問ばかりで本当に申し訳なかったんですが、最後、中心市街地活性化にし

ろ、屯所建て替えの件にしろ、年々財政が厳しくなっていく中での対応ということで、町当局に関しましては、大変な作業になるのではないかなと思います。どうか町民の暮らしを守るために、なお一層のご尽力を賜りますようお願い申し上げまして、久々の一般質問、これにて終わります。

○室井嘉吉議長 以上で、5番、室井英雄君の一般質問を終わります。



◇ 湯 田 芳 博 議 員

○室井嘉吉議長 次に、4番、湯田芳博君の登壇を許します。

4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 議席番号4番、湯田芳博であります。通告により一般質問を行いますが、本日は3月11日であります。私から、9年前の巨大地震、東日本大震災に対する現在の気持ちを少しだけ申し述べさせていただきます。

誰もが予想だにしなかったあの未曾有の苦痛と難儀は今も続いております。復興は世界中からの応援を受け、確実にその成果を出現させているものではありませんが、被災された多くの方々の心の安らぎは拭い去られたとは言い難く、今後さらなる寄り添いの深い復興支援を続けてほしいものと考えております。私も微力ではありますが、支援の力を緩めることなく、今後でもできる限りの見守りをしていくことをここにお誓いを申し上げたいと思います。

一方では、今でも信じ難い積雪地帯における異常な少雪期を過ごした今冬の地方経済は、計り知れない衰退に陥っていると言っても過言ではありません。世界的な気候変動に起因する憂慮すべき事態であり、これまでの生活形態を揺るがしかねない不安要素と捉えております。私にはこれらの状況を打開するに十分な力は与えられておりませんが、しっかりと実態を深掘りし、不安解消に向けて力の限り町民各位に寄り添ってまいります。今後とも可能性の道を探り続けていくことをここにお誓いを申し上げたいと思います。

それでは、一般質問に入ります。

初めに、住民自治と総合振興計画樹立・検証の在り方についてであります。

将来の町のあるべき姿とそれを実現するための政策や施策を定めた南会津町総合振興計画は、まち・ひと・しごと創生総合戦略と緊密に連携するものであり、絶え間なく実態と目標の検証を行い、随時必要な施策展開を実行すべきものと考えます。

そこで伺います。

1つ目、当該計画の作成に関する有識者等団体の範囲、そしてさらには、これの作成手順について伺います。

2つ目、当該計画を検証するに当たり、行うであろう実態把握の体制はいかになっているか伺います。

3つ目、総合振興計画施策マネジメントシート作成内容に基づいて、次の計画展開が行われるわけですが、この内容の信憑性はいかがかということをおたじいたします。

次に、南会津病院における医療体制への取組についてであります。

1つ目、福島県立南会津病院は、南会津地方の自治体にとって地域医療体制上どのような位置づけにされているか伺います。

2つ目、同病院における令和2年4月からの常勤医師による診療科目は何かを伺います。

3つ目、南会津町総合振興計画の基本目標（政策）には、早期医療の充実を図るとありますが、早期医療の充実する環境をどのようにイメージされているか伺います。

次に、みなみやま観光株式会社の経営実態と今後の在り方について伺います。

令和元年12月議会定例会における私の一般質問、第三セクターと位置づけられているみなみやま観光株式会社は、出資全額が南会津町であり、外部からの企画提案や経営上の問題、指摘の機会がない状況にあるので、外部からの出資を募る考えはあるか、この質問に対して、答弁は、外部からの出資を募る考えはないということでありました。そこで、改めてお伺いをいたします。

1つ目、第三セクターの定義づけは地方自治体と民間の団体・企業が共同で設立し、公益性と収益性を併せ持った事業を行う法人、このように記載した町の資料がありますが、現在のみなみやま観光株式会社の経営体制は適法といえるか。

2つ目、みなみやま観光株式会社の経営主体はどこにあり、その人事権と経営責任は誰にあるかおたじをいたします。

次に、町有施設の指定管理基準の在り方についてであります。

指定管理者制度による施設運営についてお伺いをいたします。

1つ目、指定管理に供する施設の中で、収益性が求められる施設等については、指定された管理者の企画・提案に対する自由度を広げるとともに、指定期間を長期にする考えはあるかお伺いいたします。

2つ目、令和元年12月議会定例会における私の一般質問、指定管理に供する各施設の経年変

化に対する町の修繕方策を尋ねた答弁では、修繕等方策については、事業者の要望を踏まえ、緊急度や重要度を考慮してということでしたが、対応する職員が緊急度や重要度を公正に処理できる具体的な選択マニュアル等は用意されているか、また、事業者から出されている要望書等は公開できるか、このことについておただしをいたします。

これらの質問は、いずれも町長に答弁を求めるものであります。

以上、壇上での質問要旨を申し上げました。この後は与えられた時間内において再質問を行いたいと思います。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 4番、湯田芳博議員のご質問にお答えいたします。

初めに、住民自治と総合振興計画樹立・検証の在り方に関する1点目であります。

当該計画の作成に係る有識者等団体の範囲と作成手順についてのおただしであります。平成23年に行った総合振興計画の策定においては、一般住民、町民と職員で構成される総合振興計画策定部会において、6つの検討分野に分かれ、ワークショップを行いながら策定材料の収集を行いました。

その後、そのワークショップの内容や住民アンケート等を基に、策定部会のリーダー及び担当部局の職員で構成される総合振興計画編成会議において素案を策定し、さらに各課の所属長により構成された総合振興計画策定委員会において、素案の内容について協議・調整を行っております。さらに、修正を加えた素案を基に、パブリックコメントを実施し、その意見を反映させ、提案が議会において議決されることで最終的な計画となります。

なお、原案を作成するまでの過程において、学識経験者や幅広い分野の町民で組織される総合振興計画審議会において意見をいただくこととしております。

次に、2点目であります。

当該計画を検証するための実態把握の体制についてと、3点目、総合振興計画施策マネジメントシート作成内容の信憑性についてのおただしは、関連がございますので、一括してお答えいたします。

総合振興計画の検証は、施策マネジメントシートを用いて事業担当課において施策の状況に関する検証と評価を行っております。また、第三者評価として総合振興計画審議会において、マネジメントシートを用いて検証と評価に対して客観的に検証いただいております。その役割は果たしているものと考えております。

次に、県立南会津病院における医療体制への取組に関する1点目であります。

県立南会津病院は、南会津地方の自治体にとって地域医療体制上どのような位置づけにされているかとおただしであります。県立南会津病院につきましては、南会津地方における地域医療の中核医療機関として、地域住民の命と健康を守る大変大きな役割を担っていただいております。これまでそのように担っていただいておりますし、これからも変わるものではないと思っております。

地域医療体制上の位置づけとしては、南会津地方唯一の救急告示病院として24時間365日体制で救急搬送等に対し対応し、また、僻地医療拠点病院の指定医療機関として診療所医師を派遣し、診療応援をしていただいております。このような県立南会津病院は、南会津地方の中核医療機関として診療体制の充実強化が必要であることから、本町も含め郡内の4町村が共通認識に立って、会津総合開発協議会南会津地方部会の最重要事項として、中山間医療の充実と南会津病院の整備拡充を掲載し、長年にわたり福島県に対する要望を展開しているところであります。

次に、2点目であります。

県立南会津病院における令和2年4月からの常勤医師による診療科目は何かとおただしあります。県立南会津病院からの説明によりますと、まだ正式な決定にはなっていないということではあります。常勤医師の配置される診療科目は、内科、外科、小児科、この3科になると伺っております。

次に、3点目であります。

南会津町総合振興計画の基本目標（政策）には、早期医療の充実を図るとあるが、早期医療の充実環境をどのようにイメージされているかとおただしあります。住民の皆様が身近にある医療機関において、迅速かつ病状が進む前の早期において、質の高い適切な医療サービスが受けられることが安心して生活できる環境づくりへとつながっていくものと考えております。そのためには、南会津地方唯一の病院であり、地域医療の中核医療機関である県立南会津病院において、外来診療科目の充実、常勤医師の配置を含む安心できる診療体制の確保、さらには医療スタッフの安定確保が図られることが地域医療を支えていく上で極めて重要であると認識しております。

また、公共交通機関の利便性が悪いため、通院に苦慮しているという声が多く寄せられておりました。これが早期受診を阻害している原因の一つでもあると考えられることから、先頃策定いたしました南会津町地域公共交通網形成計画に基づき、地域の実情に応じた通院体制を構築することが早期医療の充実を図る上でも大変重要な条件になってくるものと考えております。

次に、みなみやま観光株式会社の経営実態と今後の在り方に関する1点目、現在のみなみやま観光株式会社の経営形態は適法といえるかとのおただしであります。第三セクターの法的な定義はないものの、総務省からの通知では、地方公共団体が出資、または出捐を行っている一般社団法人及び一般財団法人並びに会社法人をいうと示されております。議員おただしの定義は、一般的に説明する場合に用いる表現方法であり、みなみやま観光株式会社が100%町の出資であっても、違法であるという認識はございません。

ちなみに、湯田町長の時代にみなみやま観光が平成22年3月設立されました。このとき町100%の出資比率でございましたし、株式会社みなみあいづ観光公社も町100%と言っていいくらいの状況の会社でございました。リゾートが入っていましたから、多少民間の株主も入ってございましたけれども、そのような過去の事例がございます。現在みなみやま観光はそのようなことで続けております。

次に、2点目、みなみやま観光株式会社の経営主体はどこにあり、その人事権と経営責任は誰にあるかとのおただしであります。株式会社では、株主が株主総会で選出した取締役等に事実上経営を任せる資本と経営の分離が特徴となっております。この点を踏まえまして、経営主体はみなみやま観光株式会社にありまして、株式を過半数所有している町に人事権があり、そしてまた、経営については会社の取締役会に責任が及ぶものと認識しております。

次に、町有施設の指定管理基準の在り方に関する1点目、指定管理に供する施設の中で、収益性が求められる施設等については、指定された指定管理者の企画・提案に対する自由度を広げるとともに指定管理期間を長期にする考えはないかとのおただしであります。指定された管理者の企画・提案に対する自由度につきましては、指定申請時に事業計画書を提出いただいておりますので、指定された管理者が持つノウハウを生かした計画に基づき、管理運営を行っていただくこととなりますが、新たな企画・提案に対しましては、施設の設置目的、利用状況、運営状況、利用者ニーズ等への対応などを踏まえて、担当課と協議いただき、精査の上、その都度判断していきたいと考えております。

また、指定管理期間を長期にする考えはないかとのおただしであります。指定管理者による管理が適切に行われているかどうかを一定期間ごとに見定めることが重要であると思っております。社会情勢の変化を踏まえ、特に合理的な理由なく長期的な期間を指定することは適正ではないと考えております。指定管理期間を長期にする考えはございませんので、ご理解願いたいと思います。

次に、2点目であります。

事業者の要望に対応する職員が緊急度や重要度を公正に処理できる具体的な選択マニュアル等は用意されているか、また、事業者から出されている要望書は公開できるかとのおたがしであります。具体的な選択マニュアル等は用いておりません。施設の修繕等につきましては、事業者から出される内容を担当課で聞き取り、現地調査等を実施の上、予算要求がなされておまして、予算査定の中で精査し、予算計上しているところであります。

なお、要望につきましては、要望書としての形式で提出をいただくまでもなく、担当課での聞き取りや協議により対応しております。

また、事業者から出されている要望書は、公開できるかとのおたがしであります。関係書類につきましては、情報公開条例に基づき、手続を行い、その上で公開の判断を行うこととなりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては、担当課長等より答弁させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 初めに、総合振興計画について再質問をいたしますが、ここで、基本理念として、人が集まるまち、人を育むまち、みんなが輝くまちと、こういう基本理念を掲げられておりますが、ただいま答弁のあったワークショップ、あるいは策定部会等のことでありますが、今までやっているこれらの形式で振興計画策定が十分だと思っておりますか。もう一度お答えをお願いします。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

計画そのものは、現状を踏まえ将来を見据えながら計画するものでありまして、状況が変われば当然それに不足するもの、また変えなければならないものが出てくると思います。ですから、常にこれは動いているものと思いますし、ましてや少雪であったり、コロナウイルスとかございますれば、基本計画があってもそれは基本でありますけれども、当然基本振興計画はローリングしながらやっていくものと私は基本的にそう思っています。

ですから、この方向でいきますと、皆さんにも理解いただくための基本振興計画、それを基準にやっていきますよということでは、そういうものが絶対的に必要だというものでありますので、振興計画そのものは常に状況判断の中で変えなければならない部分も出てくると私は認識しております。絶対に変えられるものではなくて、十分であるものでもなくて、十分なものかもしれませんけれども、十分でないものかもしれません。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 それでは、少しかみ砕いて聞いていきたいと思いますが、まず、人が集まるまち、このテーマ、基本理念に対して、現在は執行部としては4地域の中で具体的に人が集まる状況がどの程度なのか、そういう認識を持っておられるかどうか、あるいはほど遠いのか、ここのところを概要としてお聞きしたいと思います。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

議員もご存じのように、町長もやられましたし、いろいろな思いもあるでしょうから、原発の事故等あり、大震災あり、災害があり、そしてまた、このようなかつてない少雪の状況もございまして、私どもは町の人口、それから交流人口、関係人口、今いわれていますけれども、そういうふうな中で、先ほどの一般質問の中でも答弁させていただきました。かなりこの10年間で交流人口も減っております。ですから、そういう意味では、教育旅行などはかなり多くの人に来てはいますが、その部署によってはかなり減少しているということもございまして、そのようなことも十分に計画どおりにはっていない部分もあると認識しております。それらを達成するために、今後の努力は十分必要だと、そういう意味ではまたいろいろな計画も必要になってくると考えています。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 政治というのは非常に時代の要請に敏感に反応していくというものと私は認識しておりますので、様々な外的な要因の中で、目標がずれていくということは当然あると思います。しかし、外的要因のほかに、私は格差があるのかどうか分かりませんが、住民の中に一体本当に私たちの今の現状の生活、暮らしが分かっているんだろうかと、こういう意見があるのも現実なんです。

そこで、もう一度伺いますが、様々なイベントをされていると思いますが、基本目標に、これは総合戦略になりますが、南会津町への新しい人の流れをつくる、南会津町で子どもを産み育てたいと思える環境をつくる、南会津町の特性を生かした仕事や働き方を創出する、魅力と活力あふれる安心・安全な南会津をつくる、政治課題としては当然表に出てくることだと思います。これらをどういうふうに出現させるか、現実化させるか、実態をつくり上げるか、ここのところが実は大きな宿題になるわけです。これで、例えば今までやってきたような策定の手順でいいのか、私的には、いわゆる中心といわれる田島地域以外の地域の人たちの実態がまだ十分に議論として挙がってきていないと理解しているんですが、ここのお考えはどうでし

ようか。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 答弁いたします。

私は4地域の特性を生かしたまちづくりということで、これまでも行政、皆さん方に訴えてまいりました。そういう中で、いろいろな施設の建て替えであったり、イベントであったり、そういう中で、ご自身のやってこられたことと今の状況、一番違いを感じておられるのは議員だと思います。そういう中で、私もそういう思いがあって、いろいろな施策の中でもやってまいりました。これは町全体も、私たちの町もそうでありますけれども、全体的に、一部のところには人口は集中しますけれども、我々のような地域はいずれ過疎地域、人口の減少が激しい地域となっておりますし、そういう中でどのようにして人口減少を食い止めるかということが課題であることは重々承知でございます。

そうした中で、確かにエリアとしては西部地区が人口減少が激しいです。全体としては合併して以来、西部地区の人口がほぼゼロになったと、そのような今の現状の人口状態でありますので、町として、それを十分踏まえた中で、全体としての考えはそうありますけれども、町も西部地区をどうする、西部地区でも館岩、伊南、南郷、明確に分けるわけではありませんが、そういう地域でそれぞれのいろいろな事業をやって、そして、その地域に住みやすい環境をつくる、そして、いろいろな町の施策の中で暮らしやすい政策をやるということが町の役割でございますので、そのようなことを努めてきたところでございます。

そういう意味で、なかなか実効が現れない部分もあると思っています。そうしたことも踏まえて、これからその状況もしっかりもう一回検討しながらやらなければならないことは当然ありますし、現実、今度高校の話も、県のほうの話になりますが、県立南会津高校が田島高校に統合されるということも、あの地域にとっては非常に重要な問題でありますから、いろいろ我々の町でできること、県にお願いしてやらなければならないことがあるわけでありまして、私としてもその辺を踏まえた中で、それぞれの地域の特性を生かしたまちづくりを今後進めていきたいと思っています。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 今お話しされたことは、恐らく政治を志している人はほぼ理解できると思います。それが実際に実行部隊としてどう取り組んでいるかということを私はもう一度検証してほしい。

例えば、合併当初につくられた地域協議会、この地域協議会を形態を変えて、こういう振興

計画の策定の場所にするにはできないか。とにかく集まってもなかなか発言できないという人もいます。しかし、それはそれとしておいて、絶えず機会を与えていくというお考えで、地域協議会の再編といえますか、組替えを考えているかどうか、お伺いします。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

実は私、町政を引き継いだときに、ほとんど地域協議会は開かれておりませんでした。私になって地域協議会、さっきの町の事業に対してとか、そういうこともやっていますし、そして、地域の意見、館岩地区もそうですけれども、保育所、幼稚園が保育所にならないとか、あと給食センターのこととか、いろいろ地域の意見を私としては聞いてきたつもりです。そういう意味で、いろいろな手段はあろうかと思えますから、その辺は今の状況を踏まえた中で、いろいろな方法で地域の皆さんの意見を聞いて、そして、これからの振興にもっとも役立てるということは非常に大事だと思いますので、そういういろいろな手法はあるかと思えますので、その辺はまた検討を進める必要があるのかなと思っています。

ですから、現状のあるものにこだわる部分もありますが、こだわらなくてもっといい方法があれば、私としてはそのように改善していきたいと思っています。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 こういう計画が立てられる、いわゆる策定上の住民参加の問題、それから策定されて、議会が承認をして実行に移られた。移ったけれども、社会的な要因の変化によってそれは絶えず検証されていく。その検証の方法が言ってみればマネジメントシートであるはずですが。このマネジメントシートを、私たち議会にお示しをいただいて、それを拝見すると、例えば、南会津病院というか、医療関係のところ、結論として施策の振り返りも踏まえてどうしようかという欄があるんですが、そこで医療のことに触れているのは、県立南会津病院の常勤医師による医療体制の確保については、今後も関係機関に対して要望活動をするとなっています。でも、県立南会津病院は、後でもまたおただししますが、中核病院ではあるけれども、西部地区には西部地区の医療機関があるんです。早期の医療をするというイメージには、当然それぞれの伊南地域、南郷地域、館岩地域のイメージがなされていないと対応できない。そこで、これらのことでは、私が聞いたのは、確かかどうか分かりません。実際に小野木医院には確認しておりませんが、小野木先生が病弱だと。診療が定期的に行われていない。隣にある薬局ももう薬局としてなかなか経営が難しい。こういう話を聞いているんですが、このシートには上がってこない。つまり、どういうふうな実態把握をしているのかということをお伺いします。

配している。これは職員だけがやっているのでしょうか、お聞きします。

○室井嘉吉議長 総合政策課長。

○小寺俊和総合政策課長 答えいたします。

施策マネジメントシートについてですが、毎年夏頃に作成を開始いたします。そのスタートの時点は当然職員の中で行っておりますが、8月頃から9月頃にかけて全課で事務を、自分の課の事業見直しをして、マネジメントシートの作成に取り組むということでございます。

その後、経営会議等にかけて、経営会議といいますのは、課長会議メンバー、財政関係、総合政策関係等におきます経営会議ということで、全体的な流れを調整いたします。さらには、職員、主査以下のほうで若手職員にその内容について評価研修会というのを行いまして、議員がおただしたような中身について再度見直しを図っております。さらには、事務事業の優先度評価会議も、役場の職員トータルで60人、70人の延べ人数になりますが、その人数におきましてもこの施策マネジメントシートの中身について検証を行っておるところでございます。それらにつきまして、町ホームページ等に掲載をしたり、議会のほうにお示しをしたりしながら、あらゆる過程の中で、検証、その実効性について、また、改善を図っているところでございます。

したがいまして、議員おただしのような内容があるのは承知しておりますが、その時点で本来は直していくところでございますが、そこには手が回っていなかったというところも確かにあるのかなというふうに思っております。これは前回の全員協議会の中でもお話をしておりますが、我々の内部資料として、PDCAを回していくための資料というふうに認識をしておりますので、そういうご指摘を、今申し上げましたような機関の中でいただければ、その中で振り返りをしながら新たな展開をしていく、次のステップに努めていくというような流れを毎年続けていくものでございますので、そのようなご指摘がありましたら、ぜひ執行部のほうにお伝えをいただければというふうに思っております。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 今の説明を聞いた限りでも、かなりプログラムの長いといいますか、様々な形態を全部精査していかなければならない。かなりの業務になると思うんです。私がただしたいのは、実態を正確に把握することが大事だということです。いろいろな事務作業があると思いますけれども、実態を正確に把握するための体制はどうなっているのかということを知っているんです。

つまり、私が一例として申し上げたのは地域協議会けれども、地域協議会だけではなくて

いいんです。役場の職員の方々は、通常業務というのがもうプログラムされているわけです。その中でこういうことをやりながらやっていくということが、一番状況を知っている者がやる方がいいのかもしれませんが。しかし、地域の実態を調査して歩くのには、別な機関であつてもいいと私は思うわけです。そういうことを今後考えているかどうかということをお聞きしているんです。

○室井嘉吉議長 総合政策課長。

○小寺俊和総合政策課長 答えいたします。

現在の南会津町総合振興計画につきましては、平成23年度からのものございまして、当時平成22年度にこの作業を進めて、そこからスタートして10年を経過するというものございまして。

議員おただしのように、職員だけではなくて、総合振興計画審議会という会議を通じまして、この中身については議論を、またご意見をいただいているところでございます。昨年も10月17日に、このお話も前回全員協議会でお話をさせていただきましたが、審議会の中で、あらゆる現場の意見をお伺いしております。

例えば、南郷地域の方が乗合タクシーの現場について、なかなか乗りづらいというようなお話が細かくありましたので、今後の話として今のものをどうにか新しいものに変えられないかということで、デマンドタクシーというような方式はできないかということでまた展開をしていく。さらには、婚活事業というものを町で行っているんですが、なかなか結婚が進まない。原因としては、結婚する子どもよりもその親御さんのほうが心配しているという状況なので、親御さんのほうにアプローチをかけることのほうが結婚が進むようなことになるのではないかとこのお話もあつたりしまして、来年度は親御さんセミナーという新しい視点から事業を展開していく等々、そのほか幾つもの現場のほうの意見から聞いて、施策の展開、そして次の年の予算に反映するというような中身はしております。

議員がおただしのように、それが十分でないというお話もあるかもしれませんが、次の総合振興計画の策定に当たりましては、そのような現場の意見を吸い上げるような仕組みづくりというのにも貴重なご意見として考えていきたいというふうに思っております。

ただ、各4地域の地域協議会があるんですが、この中にも振興計画のお話は地域協議会の中でもお話をさせていただいておりますので、そこも現場の意見としてご意見をいただく機会であるのかなというふうには感じております。

以上です。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 まだ私の意図するところが分からないようですが、役場の職員が、あるいは支所の職員を含めて、業務としてやるには私は限界があると思っています。それは、仕事の内容を全部精査したのかといわれると、それは精査していませんので、言い切ることはできませんが、まだまだいろいろな考え方を捉まえば、一方で今雇用の機会がない、しかし、逆に言うと、オーバーワークになっているところがある。これをシェアしながら、つまり大切な南会津の将来を決定づけるような計画をつくるには、そういうことも考えるべきであると。地域協議会と言ったのは、地域協議会が結局若手とか、そういう将来南会津を担う人たちが今そこに参画しているかということ、なかなか参画しにくい。そういうものを考えながら、組織を変え、実態のある、実態把握のできる実働部隊に変えていく、そういうことは考えられないかということなんです。

ですから、皆さんがやっていることに対して、批判や不満を言うということよりも、せっかくこれだけ立派な基本理念があり、基本目標があるわけです。これに近づけていきたいというのが当局であり、私たち議員の願いなんです。どこにその問題点があるのか、どこをもう少し考え直して改正していけば、手直ししていけば、これに近づけるんだろう。このところは人なんです。どんなに立派な人でも一人の人の能力は限界があります。でも、最初は分からないかもしれませんが、いろいろと教えながら、人を育てながら、その人の役割をしっかりと見つけてあげていったら、その人はその人なりの能力を発揮します。そうして、こういう南会津が将来にここに掲げているような目標の町になるようにしていきましょうということを申し上げている。したがって、これから多層的な計画樹立ができる体制、しかも、体系的に連結的に検証できる体制、これをぜひ今後考えていただきたい。こういうふうに期待を申し上げて、次の質問に移ります。

次は、南会津病院であります。確かに答弁でおっしゃったとおりのことだと思う。中核的な立場に置かれている。では中核的に置かれている南会津病院がどこまで医療を提供する体制が弱まっていくのか、弱められていくのか。県立病院ですから、県に要望に行くのはそれはそれとして第一段階だと思います。でも、町長は、行政のトップであると同時に政治家です。政治家として、南会津病院をこの地域の僻地医療の重要な医療として今後どういう政治的な、例えば判断をしたりと、もしお考えがあればお聞かせいただきたい。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

私としては、高校の話もございますけれども、南会津病院、これだけ気候のいいところがございますから、ぜひそれこそ療養施設とか、そういう意味で、治療ばかりではなくてそういう回復期を迎えた人を迎え入れたりするような病院になったらいいなど、県のほうにもそういう話をしています。人口が少ないから病院をだんだん少なくするのではなくて、そういう気候を生かした南会津としての南会津の活用もあるのではないですかと。これはなかなか県がうんとは言ってくれません。いずれ県立病院なんで、私としてはそのような活用の仕方はどうですかと。

話はちょっと違いますけれども、高校も統合の話がありますけれども、全国から来るような高校をつくったら、例えばふたば未来みたいなああいう高校をつくったら南会津にも来ますよと、県でできませんかと私は言いました。

ですから、人口が少なくなるから利用者が少ないからということで、どんどん切り離されていくのが私は今の何となく県の動きに感じて仕方がありません。ですから、その辺は、それはそれとして、利活用はしっかり町としても考えていきたい。ですから、県立病院に対しては、そういう意味では、総合病院というかどうか分からないにしても、そのような気候を生かした本当にここで落ち着いて療養ができる、そして元気になって戻られる、そのような病院の施設ができれば、この地域を最高に生かせると、私はそのように思っています。

これまでは眼科の先生とか、産婦人科の先生とか、麻酔科の先生とか、精神科の先生とか、要望してまいりました。しかし、これもなかなか厳しいです。でも、理想としては、私はそういう生かし方はないですかというふうな提案はしています。ですから、私として、この地域が医療であったり、この地域を生かした、気候を生かした、風土を生かした病院の経営の在り方もあるのではないかなと私はそう思っています。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 県立病院という信頼度といいますか、県立病院だからとか、あるいは国立病院、格付するわけではないけれども、国立病院と県立病院といった場合には、国が経営に参画しているので、医療体制もしっかりするだろう、町民的にはこういうふうに見るかもしれない。

そこで、もう一回お聞きしますが、町立病院にする考えはありませんか。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

現在のところ、私はそこまでは考えておりませんが、先ほど西部地区の医療体制の話

もございました。それぞれの合併前の3村の中で、それぞれの先生に頑張ってもらっていますけれども、いずれ厳しい状況になるのかなということも想定しております。そうした中で、病院の在り方が、町立病院がいいのか、県立病院がいいのか、そこら辺は形態の問題と思いますが、いずれにしても、背に腹は代えられない場合には、そのようなことも考えざるを得ないのかなと思っています。しかし、いろいろな科はそろえられなくても、今この田島地区にはそれぞれの開業していらっしゃる先生方もいらっしゃいますから、その先生方とも、むしろ医師会の先生と私はそういう話もしますが、そのような中で、将来をしっかりと実感を間違わないような対策は必要なのかなとは思っています。今すぐ町立病院を考えるということは、今現在は思いません。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 例えばこのまま県立病院ということで、町長をはじめ議長が県の関係部署に要望に行く。要望に行った結果がこういう結果になる。それに対して県はどう考えているか。恐らく県も町長のように今の時点では答えは出せないということになるでしょう。しかし、ここに私たちは現に住んでいるんです。そして、南会津病院には、聞いてみると、スタッフとしてお医者さんはもちろんですが、看護師もいます。しかし、看護助手もいます。そして、医療事務も必要です。この人たちはほとんど南会津の住民です。これをいつまでも県立としておいて、何か解決しないか。恐らく町長だって、それで納得しているわけではないと思いますけれども、私はそれをするにも時間が必要でしょう。だけれども、この辺で県にどうなんですかと、こういう提案をして、今すぐではなく、何年か後には南会津にきちっと南会津町が責任を持つ、あるいは南会津地方の広域が責任を持つ中核病院をつくりましょう。そして、医療体制、あるいはそこで働く雇用の問題もしっかりとそこに対応してまいりましょうというようなことをぜひ今後政治判断としてご期待を申し上げたいと思います。

そこで、次に移りますが、みなみやま観光株式会社ですが、先ほど適法ではあるということですが……

○室井嘉吉議長 すみません、4番議員の湯田芳博議員に申し上げますが、間もなく黙禱がございまして、議事を一旦中断をさせていただきたいんですが、いかがですか。

○4番 湯田芳博議員 了解しました。

○室井嘉吉議長 すみません。

では、黙禱はサイレンで合図になりますから、合図になったら全員立ち上がって1分間の黙禱に入りたいと思いますので、よろしくをお願いします。

46分ですから、サイレンが聞こえないときは、私、号令をかけますので。

全員起立願います。

〔黙 禱〕

○室井嘉吉議長 それでは着席願います。

4番議員には大変ご協力ありがとうございました。

引き続き会議を再開します。

4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 第三セクターの定義づけについて、もう少しおただしをしたいと思いますが、法には触れないということですが、第一セクターと第二セクターでは立ち行かない、あるいはそこだけのセクターでは問題が解決しにくい、あるいは問題解決に向かうシナリオが十分に担保できない。だから第三セクターをつくった。その第三セクターをつくった中で、いろいろな経過があったとしても、現在これだけ大きくなった第三セクターに外部の考え方、判断、それが入らないでもいい。それは私的には第三セクターとして位置づけをした第三セクターに期待する役割として十分でないというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○室井嘉吉議長 総合政策課長。

○小寺俊和総合政策課長 答えいたします。

第三セクターといいましても、株式会社ということで、みなみやま観光、今後統合されます株式会社みなみあいづでございます。株式会社では、資本と経営の分離という原則がございます。資本は資本、経営は経営ということが特徴になっているというふうに聞いております。株式会社である株主は最高の意思決定機関ではありますが、人事権などのほか基本方針については町がこれを定めることによります。経営主体につきましては取締役が全て責任を負って経営をしていくということでございますので、町以外の資本が入ることによって、経営の状態が変わるということではなくて、基本方針が変わるということはありませんが、実際の実務での経営につきましては、取締役会のほうに一任されているというふうに理解しております。

以上でございます。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 前にも話しましたが、みなみやま観光に会津高原リゾートが統合するときの資料だと思うんです。ここに第三セクターの現状というのがあって、それぞれ維持管理とかありますが、町の意向という名の強制が行われないか心配だと、こういう1行が入っています。これに対しては、入らないと確約できますか。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

確かに見かけ上、100%町出資、そして、役員の決定権も株主にあるという中で、そういう意味ではそのような状況ということはあるかもしれませんが、性質上、この業務上、そのようなことは正直言って、第三セクター、今やっているのはほとんどもうからない部分というか、町にとっては非常に必要な部分なんだけれども、なかなか民間では参入しにくい分野でもあると思います、現時点で。一時スキー場はもうかって、民間でも入りましたけれども、今は全く逆です。ですから、そういう中での判断なんで、町としては、先ほど課長からも答弁ありましたが、人事権はありますけれども、決定権はいろいろな提案の中で町としても協議する部分もありますから、強引に押しつけるとか、そういうことはならないようなことをきちっと守れるような組織にする必要があると、そこは確かに懸念されるようなことはあるかもしれませんが、私としてはそういうことのないように十分気をつける、そして、役員も十分責任を果たすという組織をつくっていかねばならないと思っています。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 これは過去のことなので、執行部側でさせないといえればそれまでなんですけれども、会津高原リゾート株式会社がみなみやま観光株式会社に統合する経過、プロセスについて、誰がイニシアチブを取って、どういうふうな権限の配慮があつてここまでできたかということの後でお示しできるかどうか、お伺いします。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 その考え方ではありますが、町は先ほども申し上げましたみなみやま観光の前にはINAさゆりの里、南会津観光公社、夢開発がございました。あとカントリークラブ、それから、第三セクターにはまだ館岩農産、伊南の里、いろいろあります。そういう中で、観光部門を主にやってきた。その分野を統合するということは、いろいろな中でお互いにシェアを争ってきたといいますか、競合してきた部分もありますので、また、リゾートに関しては、館岩村時代に負った大きな借金というものもございます、東武に対しての。そういうことも踏まえた中で、町としてそれを解消して、大きな組織にしてやるのが今後の活動にも大きなメリットがあるというようなことで、そういう意味で、協議を進めてきたところでもありますので、それ以外の何物でもあるものでもありません。ですから、体質強化をやって、これからの地域の発展に寄与する、そういう会社の組織にしたいということからであります。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 それでは、最後に聞きますが、第三セクター等の健全化ということで、第3次南会津町行政改革大綱が平成28年3月につくられています。この中で、第三セクター経営評価委員会によるチェック機能を維持してとあるんですが、今回の統合問題について、経営評価委員会からは何か意見が出されましたか。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 これに関しては、経営評価委員会等からの話ではありません。経営評価委員会というのは、その答申はいただいております。そうした中で、今後の考え方を出示してもらいましたけれども、町としてのそれに対するまた判断もありまして、今そのような形の中で進めているところでございます。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 時間も迫ってまいりましたので、この問題についてはまた改めて審議をする機会をつくりたいというふうに思っております。

それから、最後になりますが、指定管理基準ですけれども、いろいろと町には町の考え方があるでしょうけれども、ぜひ応募者がいなくなるというような事態は避けて、指定管理制度が有効に働くことを心からご期待を申し上げて、私の一般質問を終わります。

○室井嘉吉議長 以上で、4番、湯田芳博君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。

再開は15時10分といたします。どうぞよろしく申し上げます。

休憩 午後 2時56分

再開 午後 3時10分

○室井嘉吉議長 それでは、休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を行います。

◇ 湯 田 良 一 議員

○室井嘉吉議長 8番、湯田良一君の登壇を許します。

8番、湯田良一君。

○8番 湯田良一議員 議席番号8番、湯田良一です。

通告に従いまして、ただいまより一般質問を行います。大きく2点について質問します。

1点目は、介護職員の育成をすべきではとの質問でございます。

南会津町の介護施設では、介護職員不足に悩んでおります。今後、団塊の世代の方の施設利用希望者が多くなると予想されます。現在の介護職場では、ローテーション、早番、日勤、遅番、夜勤等に対して、非常に頭を悩ませながら対応をしています。また、今後、職員の高齢化等も考えれば、ますます介護職員の不足が予想されます。

今、介護職員の育成を図る大事な時期ではないでしょうか。募集をしても希望者がいないのが実情です。たとえいたとしても、他の施設にいた方が退職をして応募するという、非常に悪循環の繰り返しで、職員不足の解決にはなっていません。

町は、看護師に対しては、奨学金の制度の支援を行っていますが、この介護職員の育成に対しても支援策が必要と思うが、介護職員不足に対して町の取組はどのようになっているのか。

また、前回、2番議員の質問の返答の中で、町では、介護職員の調査をするとのことでしたが、調査をしたのか伺います。

続いて、2点目であります。

高齢者の運転者に対して、安全装置の設置に支援をであります。社会問題にもなっている高齢者の交通事故対策に向け、南会津町として高齢者に安全装置の設置に対しての支援をしてはどうか。東京都をはじめ、県内の自治体でも高齢者の事故減少へ向けた取組として、安全装置の設置者に対して9割の助成をするということが決定しています。

国土交通省では、2021年11月に自動ブレーキの義務化へと進めています。また、国産の新車では、2018年販売分の8割が搭載済みのようです。運転免許証の自主返納も大事なことです。町長の施政方針の中にもありました返納者の配偶者にも支援の輪が広がるとのことですが、それでも返納できない高齢者もいます。年金暮らしで新車への更新もできない高齢者のためにも、南会津町から高齢者の交通事故を1件でも減らしていくため、安全装置の設置が大変重要ではないかと思えます。町として支援をする考えはあるのか伺います。

以上で、壇上からの質問を終わり、あとは再質問席から質問したいと思えます。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 8番、湯田良一議員のご質問にお答えいたします。

初めに、介護職員の育成に対する町の支援についてのおただしであります。町内における介護施設の職員数は、現状ではおおむね定員を満たしております。直ちに経営に影響を及ぼ

すような施設はないと、そのように思っています。

私も理事長をやらせてもらっていますので、いろいろ懸念はするところではございますが、しかしながら、町が定期的に行っている現状調査の中で、休暇がなかなか取れない、時間外勤務が増えているといった、そのような声が上がってきています。町といたしまして、さきの12月定例会において、2番議員の質問にお答えしましたとおり、現在、介護実態調査及び介護予防ニーズ調査の2つの大規模調査を実施しておりまして、その調査結果を踏まえて、人材確保に対する具体的な支援策についても、第8期南会津町介護保険事業計画の中に盛り込みたいとそのように考えております。

私も、これまでちょっとイレギュラーでありますけれども、3期連続という言い方のほうがいいかな、理事長をやらせてもらっているんですが、そういう中で、それぞれの施設の職員とも意見交換もさせていただいております。それぞれの状況の中で、大変な中で仕事をしておられますが、またそれぞれ個人の事情の中でもございますので、本当に厳しい状況の中で今あるなど、そのように認識しております。

これが少しでも働きやすい職場はもちろんでございますけれども、やはりそれぞれの働くための、落ち着いて働いていただけるような、そのような職場の配置とか、そのようなことも必要かなと、そのように感じております。

なかなか、それぞれがいろいろな人が密接に絡み合うので、本当になかなかそういう意味でも職員の確保が難しいというのが現状であります。精いっぱい努力していきたいと思えます。

次に、高齢者の運転者に対する安全装置の設置に支援をしてはどうかとのおたかしであります。南会津警察署に確認をいたしましたところ、昨年、1年間の県内でのアクセルとブレーキの踏み間違いによる交通事故は県全体で人身事故40件、物損事故166件、本町は人身事故はありませんでした、物損事故で3件ございました。

政府としては、社会問題となっている高齢者の運転による交通事故防止対策のため、昨年12月にサポカー補助金制度を閣議決定し、本年1月に補正予算が成立したというところであります。

内容としては、高齢運転者が衝突被害軽減ブレーキ、ペダル踏み間違い急発進等抑制装置を搭載する車を購入する場合、10万円以内の補助を行い、また、既存の車にペダル踏み間違い急発進等抑制装置を後づけする場合、4万円以内の補助を行うというものであります。

なお、申請対象は令和元年12月23日以降、新車新規登録届出した車となっております。本年3月から申請受付を開始するものであります。

議員おただしのように、高齢運転者の安全対策のため、東京都をはじめ、県内では南相馬市が安全装置購入費用の一部を補助する制度を実施しておりますが、本町としては、国のサポカー補助金制度の周知を行い、有効に活用いただけるよう誘導するなど、高齢者の交通事故抑止に努めてまいりたいと思っています。

私たちのこの広い地域、そして長い間車を使い慣れた生活をしていきますと、なかなか車を手放すということは非常に勇気がいることと思いますが、事故を起こさない対策も必要であります。町として、どれだけ支援できるのか、いろいろな方法があるかと思いますが、町として精いっぱい公共交通の見直し等もございますし、そのようなこともいろいろな対策を含めた中で、町としては対応していきたいと思っています。

私も先日、国のほうのサポート装置装着車限定の免許を認めたらどうだというような国のほうの動きもあるみたいですので、その辺も含めた中で、町としても対応できることは対応していけたらなど、検討してみたいと思います。よろしくお願ひしたいと思っています。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては、担当課長等より答弁させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

○室井嘉吉議長 8番、湯田良一君。

○8番 湯田良一議員 介護士の件なんですが、町でやっている看護師に対する奨学金制度の利用者、今まではどのくらいあったのか、ちょっと教えていただけないでしょうか。

○室井嘉吉議長 健康福祉課長。

○阿久津勝英健康福祉課長 お答えいたします。

看護師の奨学金制度の利用人数ということでお答えいたします。

平成26年から実施しております、これまで7名の方がご利用されております。既に町内の病院等に就職されている方が2名おまして、10年間の勤務を有しますと免除になるというような制度になっております。

○室井嘉吉議長 8番、湯田良一君。

○8番 湯田良一議員 会津方部でも、この看護師の養成学校、これが何校あると思うのですが、前、昔は県の看護学校があったんですが、今はないんですか。元県立病院の前に看護学校、県立のがあったんですけれども、今はやはり竹田さんとか、中央さんとかの大きいやはり看護学校だけになっちゃっているんでしょ。

○室井嘉吉議長 健康福祉課長。

○阿久津勝英健康福祉課長 お答えいたします。

大変申し訳ございません、私、今、ただいまその件については把握してございません。

○室井嘉吉議長 8番、湯田良一君。

○8番 湯田良一議員 分かりました。

介護士さんもさっきの町長さんの答弁にもありましたように、やはり定員は満足しているというような感じなんです、やはりそこで働いている方は子供のために休みを取ろうとしてもなかなか取れない、その定数だけでは余裕を持ったローテーションのつくり方にならないので、やはりある程度は余裕を持った介護職員の数が必要ではないのかなというふうに考えます。

そして、子供のために若い方は子供のために休みを取りやすくしたり、そんな姿の中でやっていただければなというふうに考えます。

そして、今、町長さんからもありましたように、こういった育成に向けての今後精いっぱい努力もしてみるというような、町としてもありましたので、介護職員の質問はこれで終わりにしたいと思います。

あと、高齢者に安全装置の件なんです、昨日の新聞にも載ってました。免許証の返納者が全国で60万人以上で過去最多を更新しましたと。政府では、返納者以外の新たな選択肢として、先ほど町長さんも言われましたが、安全運転サポート車を条件とする限定免許の導入を目指しています。サポート車に対しても補助金を設定しています。これも高齢者の事故減少に向けた取組の一つとしてやっております。

町としても、こういったそれでもやはり今までやっていた、運転していた人が、なかなかこういうふうな交通の便の悪い地域ですと、なかなか返納できないという方が多いものですから、そういった高齢者の事故減少に向けて新たな支援を本当に検討はすると言いましたが、検討ではなく、支援をしますというような形にならないのか、ちょっと伺います。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 国のほうの動きもございますし、ようやく本当に大変な状況だったですけども、あのような悲惨な事故もございましたしね、国もようやく動き出したのかなと、私どものほう、これまで運転免許返納者に対しては、年1万5,000円、そして5年間というような、タクシーと申しますか、乗り物に対しての補助はありましたけれども、今年また今度配偶者まで広げたいと思いますが、これでとても万全ではないと思いますし、そして私としても毎回毎回言っていますが、そもそもの人たち、そもそも免許を持っていない人たちがそういう恩恵にもあやかれない。そして同じ町内であって、かなり利用度によっては、かなり偏った制度であると私はそのように思っています。

そうしたこともなかなか万全な体制はできないわけではありますけれども、皆さんがうちに閉じ籠りにならないような対策も含めて、いろいろな影響がございますので、その辺のことも含めた中で、これらのことについてどのようにしたらできるかという方向性の中で検討を進めたいということだけ申し上げさせていただきます。いろいろございますので、実施するに当たっても課題もございますので、その辺も十分に検討した中で、検討していきたいと思っております。

○室井嘉吉議長 8番、湯田良一君。

○8番 湯田良一議員 この問題で、一番心配するのは、やはり農家の方、農家の高齢者などが実際若い人がうちにいない、そして高齢になっても今一生懸命に働いている、そういった方がやはり同じ畑に1日のうちに何回も行くような、そんな姿の中で、免許返納してタクシー券を頂いても、そういうのはちょっと不可能かなというようなことも思いますので、こういった方を支援するということをお願いしたいというふうに思っていたのですが、今、町長のほうから、そういった方向性の中で、やはり検討するというようなことでありますので、ぜひとも免許証の返納ができない、高齢者の方のために、この町から悲しい高齢者の交通事故を1件でも減らしていただくように、こういった支援の姿をしていただきたいと思います。これで私の質問を終わりたいと思っております。どうもありがとうございました。

○室井嘉吉議長 以上で、8番、湯田良一君の一般質問を終わります。



◇ 湯 田 哲 議員

○室井嘉吉議長 次に10番、湯田哲君の登壇を許します。

10番、湯田哲君。

○10番 湯田 哲議員 議席番号10番、順序に従いまして一般質問をさせていただきます。

最後になります、よろしくお願いいたします。

少雪経済対策のさらなる充実を、先日の全員協議会にて町の少雪経済対策についての説明を受けました。私たち議会でも、この冬の少雪による地元経済への影響などを調査し、それぞれ議員間で議論し、今後、予定される工事の早期発注や、新たなる融資制度の創設など、幾つかの支援策を町へ提言書として、先週、議会初日に議長、副議長、議運委員長、3委員長で町長、副町長に手渡しました。

1、スキー場指定管理者への支援策として、過去3年間の収支の平均値を基に、今シーズン

の営業落ち込み分の差額を町の予算で補填するという支援策が説明されました。純粹なる町営スキー場であるなら、その支援策も問題ありませんが、第三セクターであるスキー場の赤字補填をし、さらに平年並みの利益分までを加えた額の支援には理解できません。

しかも、シーズン半ばでの支援の計算式の2月、3月については、減収の見込額によって計算されています。この支援策の決定までの経緯と、その財源措置は。

2、スキー場指定管理者の支援も少雪対策資金融資利子補給金と同等であるべきだと考えます。ただし、融資の上限が3,000万や8,000万円の高額になることは考えられます。返済期間も3年から5年、場合によっては8年になったとしても、町に返還する融資策支援でよいと考えますが。

3、スキー場の営業がない期間が長かったことは、スキー場と冬季雇用契約をした方々の出勤もなかったこととなり、冬季間の収入は激減したことは間違いありません。子育て世代の人、大学生の子供に仕送りをしていた人もいたかもしれません。少雪対策資金融資利子補給金の対策範囲をスキー場との雇用契約をした人まで支援策対象者に加える考えは。

4、スキー場と冬季間の雇用契約書には、出勤日数の減少によって、給料が激減してもその給料補償はありません。各スキー場に対して、その給料補償としての給料予定額の何割程度か支払うように指導し、その支払いの財源として町が支援する考えは。

2、ICT戦略室（仮称）専門課を創設し、ICTコスト削減を推進せよ。

毎年、予算書のICT関連予算は、ある金額に落ち着くことなく、毎年増加していくのは、本町に限ったことではありません。積極的なICT化による事務作業化の効率化、職員の職場環境の改善が進められることは有効であると考えます。

1、今年度予算書の中の事務作業の自動化のためのRPA実証実験が計上されていますが、その詳しい内容は。

2、誰もが見やすく、利用しやすいホームページ更新に600万円ほど計上されていますが、その詳しい内容は。

3、今後のICTコストの増加に対し、そのコストを少しでも減らすことは重要な課題です。学校教育のICTコスト削減も含め実施していることは。

4、ICTについては、総合政策課内にありますが、ICTコスト削減と同時に、実質的、効果的なICT化を推進するため、独立したICT戦略室（仮称）専門部署を創設する考えは。

3、今後の公共施設の大規模な設備更新予定は、昨年度は、御蔵入交流館の音響映像等設備更新で約1億8,000万円、今年度は御蔵入交流館の照明設備改修工事で3億3,360万円、防災行

政無線設備更新事業で約1億6,700万円が予定されています。

学校関係では、ICT活用教育推進事業で、電子黒板導入、PCからタブレット化など、約2,500万円が予定されています。

1、予算規模からすると、何百ページにも及び更新見積詳細であることは予想されます。更新内容の確認に、電気関連、機械関連、コンピューター制御関連など、多くの専門的能力が必要です。今年度のこれらの事業の詳細と、その内容のチェック作業や更新内容変更などは誰が行っているのか。また、他の自治体の同様な設備更新事業費なども参考にしている作業をしていますか。

2、今後の公共施設内の大規模な設備更新の予定は。

3、学校関係では、ICT活用教育推進事業の予算が一般財源で2,500万円により実施されるが、昨年12月に政府が2023年までにPCを生徒1人1台、学校のICT化を加速するとして、国の予算で全国の小中学校全ての学校内のLAN環境もタブレット化も含め、実施すると発表しています。本町はなぜこの時点で、一般財源により今回の事業を実施するのか。

4、役場機能保持のためのテレワークの環境づくりを。

新型コロナウイルスの感染拡大が全国的に広がり、さらなる拡大が心配されます。東京都内の会社等では、全社員が出勤を取りやめ、テレワークによって会社が通常どおりに機能しているといいます。テレビ会議システムによってお互いの顔を見ながら、多人数で会議や打合せも通常どおり実施されています。

今後、本町でも災害や何らかの原因で、役場機能に支障を来すような状況も考えられます。様々な状況に対応するため、職員のテレワークにより役場機能が保持できる体制を整備する考えは。

5、児童生徒が自宅でテレビ授業を受けられる環境づくりを。

本町でも新型コロナウイルス感染防止のため、3月4日から町内小中学校は休校に入っています。学期途中での休校により、授業時間が減ることでの学力低下なども心配されます。

このような状況に対応するために、授業をネット配信することで児童生徒が自宅から学校の授業を受けるテレ授業、遠隔授業の環境を整備しておくことは有効であると考えますが。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 10番、湯田哲議員のご質問にお答えをいたします。

初め、少雪経済対策のさらなる充実をに関する1点目。

スキー場指定管理者への支援策の決定までの経緯とその財源措置はとのおただしであります

が、懇談会の中で説明させていただきました。

なお、申し上げますが、今シーズンの雪不足により、各スキー場のオープン日が延期になるほか、南郷スキー場に限っては、1月の営業日が10日間しかなかったことなどから、各スキー場の指定管理者から、スキー場経営が深刻な状況に直面しているため、町の支援をお願いしたいとそのような相談がありました。

町では、少雪に起因した地域経済への影響は広範囲に及んでいるものと判断いたしまして、2月14日、南会津町少雪経済対策本部を設置いたしました。今年度の雪不足による影響は指定管理者の努力によってはどうしようもない、そのような特殊な要因であることから、各スキー場、指定管理者への支援を早急に調査、検討した結果、今回の支援となったところであります。

指定管理者への支援につきましては、スキー場営業期間である12月から3月までとしております。財源措置につきましては、今年度の除雪委託料の支出が極端に少なくなる見通しとなったことから、予算の組替えを行い、補正予算の中で対応となったものであります。

このスキー場の事業、いろいろな広範囲の業種に及ぶものと思っております。そういう意味で、この支援、先ほどもいろいろ質問の中でもございましたけれども、未曾有の少雪で災害だと捉えております。そうした中での対応ということでご理解願いたいと思います。

次に、2点目、スキー場指定管理者への支援も町に返還する融資支援でよいと考えますがとのおただしであります。今回のスキー場指定管理者への支援には、スキー場をはじめとする様々な業種など、広範囲な波及効果をもたらしております。

今年度の異常な雪不足による緊急的措置として、経済的損失を支援するものであり、スキー場経営を安定させることで、今後のスキー場運営の継続を目指すものでありますので、融資支援ではなくて、指定管理料としての支援を行うことが適正であると、そのように判断いたしました。

次に、3点目であります。少雪対策資金融資利子補給金の対象範囲をスキー場との雇用契約をした人まで支援対象者に加える考えはとのおただしであります。少雪対策資金融資利子補給金は、今冬の少雪により著しい影響を受けた中小企業者に対して、運転資金を限定とした融資借入金の利子補給を行うことにより、商工業経営の安定を図るものであり、被雇用者を対象にしたものではないことから、支援対象者に加える考えはございません。

次に、4点目であります。各スキー場に対しての給料保証として、給料予定額の何割程度から支払うように指導し、その支払いの財源として町が支援する考えはとのおただしですが、このような状況に至っている最大の要因は異常少雪によるものでありまして、指定管理者

の努力だけでは対処できない状況にあると、そのように判断しております。

そのスキー場の運営がもたらす効果は、地域経済に多大な貢献をしていることから、その母体を根幹的に底支えすることが、スキー場の設置者である町としての責務と、そのように考えております。

町といたしましては、本来、従事すべきだった従業員に対しては、何らかの手当の支払いをしていただけるよう、各スキー場の指定管理者へお願いをしているところであります。給料補償につきましては、指定管理料の範囲内で手当をしていただくようお願いしたいと、そのように考えております。

次に、ICT戦略室の創設と、ICTコスト削減についての1点目であります。

RPA実証実験の内容についてのおただしであります。まず、RPAとは、IT技術やAIを活用し、定型業務や単純作業を自動化する技術をいいます。本事業については、昨年度から導入の検討を始めまして、令和2年度に第一歩としてふるさと納税事務、これの実証実験を行います。

この事業の財源は、RPA関係事業において、全国で初めて創設される福島県ICT推進市町村支援事業を活用する計画と、そのようにしております。この実証実験では、業務プロセス、導入コストなどの検証を行うことはもとより、このシステムに広く職員が触れる、体感できる機会を設けるための研修会等を開催いたしまして、RPA化が可能な業務の掘り起こしを行いたいと思います。この技術を活用することにより、職員の単純作業の時間を減らしまして、作業効率を向上させることで、行政サービスの充実を図ってまいりたいと、そのように考えております。

次に、2点目であります。町ホームページ更新の内容に関するおただしであります。現在の町ホームページについては、平成24年の更新から、8年が経過しております。その間、スマートフォンやタブレット端末の爆発的な普及が進んだことや、障害者や高齢者をサポートするための技術が進歩するなど、情報を利用する環境が大きく変化してまいりました。

様々な利用者が様々なデバイスを使い、様々な状況で、ウェブサイトを使うようになった現在、誰もが使いやすく、見やすく、そして内容、中身が分かるような内容コンテンツ作りが求められております。このため令和2年度予算では、それらに対応するための機能面を強化し、閲覧する利用者にとって見やすいホームページへの改良と、情報を発信する側の町職員においても確かつ迅速に対応可能となるホームページの環境整備のための経費を計上いたしております。

3点目、ICTコスト削減のための実施状況に関するおただしであります。現在までの主な取組といたしましては、財務システムをはじめ、31のシステムについて、段階的にクラウド化を進めてまいりました。システムのクラウド化により、サーバー導入時の初期費用、サーバー保守費用やソフトウェアバージョンアップ等のランニングコストを抑えることができます。

また、新たなシステムを導入する際は、業務の効率化にどれくらい貢献し、人件費の抑制につながるのか等、費用対効果を中心に精査しているところでございます。

また、学校教育のICT環境整備につきましては、国の財政支援を活用することで、導入コストの抑制を図ってまいりたいと思っております。

次に4点目であります。ICT戦略室（仮称）であります。専門部署の創設についてのおただしであります。ICT技術については、年々重要度を増し、人口減少や地域経済活性化など、町が抱える様々な課題に対応するため、各分野におけるICT技術の効果的な活用は必要不可欠であると、そのように思っております。

先ほど、答弁いたしましたRPAやホームページ更新などを進める上で、ICT技術を活用する担当職員はもとより、幅広い職員のスキルアップが必要であります。このことから、昨年度、役場内の若手職員を中心としたITリーダーミーティングを立ち上げました。ペーパーレスや電子文書管理の効率化、新たなツールを活用した情報発信など、幅広く検討を進めまして、これらの取組が人材育成にもつながっているものと、そのように考えております。

今後は、福島県ICTアドバイザー派遣事業や、NTTドコモと締結した5Gパートナーシップ協定を活用いたしまして、さらに踏み込んだ議論を展開していきたいと思っております。

当面は、これらの取組を進めることに傾注してまいりますので、ICT戦略室等の専門部署の設置については、現時点では考えておりませんので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、公共施設の大規模な設備更新予定に関する1点目であります。事業の詳細とその内容、チェック作業や更新内容変更などは誰が行っているのか、また、他の自治体の同様な設備更新事業費なども参考する作業をしていますかとのおただしであります。事業の詳細とその内容、チェック作業や更新内容変更などにつきましては、施設担当課で行っているところであります。

また、大規模な施設修繕や設備更新を行うためには、対象施設の現状把握が不可欠なため、より高度な知識を有する専門的業者に実施設計や工事監理を依頼しているところでもあります。

大規模な施設修繕や設備更新につきましては、概算事業費の算出に当たり、他の自治体の同様な設備更新事業費や事業内容、設計業者、工事施工業者等も参考としているところであります。

す。

次に、今後の、公共施設内の大規模な設備更新の予定はというおただしではありますが、令和2年度当初予算に計上しております。防災行政無線設備更新事業を令和3年度も引き続き実施する予定であります。

本事業は、災害時等における情報伝達設備機能強化のほか、令和4年12月から電波法の使用規制に対応するため、令和3年度において、南郷地域の簡易中継局や屋外拡声支局等の設備更新を予定しております。

また、令和4年度以降につきましても公共施設の空調設備更新や、照明設備のLED化といった事業を想定しておりますが、詳細な実施時期につきましては、各施設の現状と充当可能な特定財源の確保について、庁内ヒアリングを実施し、検討しているところであります。

次に、役場機能保持のため、テレワークの環境づくりに関して、様々な状況に対応するための職員のテレワークにより、役場機能が持続できる体制を整備する考えはとのおただしではありますが、テレワークは多様な人材の確保やワークライフバランスの推進など、働き方改革を進める上での取組として、国や民間企業での導入が進んでいると聞いております。地方公共団体においては、窓口業務や住民の個人情報を取り扱う業務など、職員の自宅やレンタルオフィスなどでの業務には向かない事務が多くあります。

国では、日常業務で使用する業務用端末の持ち帰りや、私用端末によりテレワークを行っており、資料の作成や文献調べなどが最も多い業務となっていると、そのように聞いております。

町で導入するに当たっては、端末のセキュリティーへの確保やテレワークが可能な業務の選定、個人情報の取扱い、職員の勤怠管理など、導入までには多くの設備投資や制度の確立が必要になってくるものと、そのように考えております。

地方公共団体の業務は住民と直接対応することで成り立つものと、また、庁舎に職員がいるからこそ、防災拠点として住民のよりどころになるものだと、そのようにも考えております。

テレワーク勤務の導入は現在のところ考えておりません。ただ、情報の収集はいろいろとしてもいいのかなと思っていますが、これは先ほど申し上げましたように、職種であったり、業種であったり、可能になっているところはやられている情報も知ってはいます。

町として、やはり実際にみんなが仕事をしている姿を見せるということ、うちで何をやっているだろうと疑われるようなことがないようなやはり対応も町としては必要だと思っています。そうしたことも含めまして、いろいろしっかりとした個人情報の管理、いろいろ個人情報の漏れも問題になりました。ですから、そんなことの対策も必要になってまいりますので、今現在

のところは、このテレワークについては考えてはおりません。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては、担当課長等より答弁させますので、よろしく願いいたします。

○室井嘉吉議長 教育長。

○星 英雄教育長 それでは、私から、学校関係のICT活用推進事業についてお答えします。

国の予算で全国の小中学校全ての学校内LAN環境も、タブレット化も含め実施すると発表しているが、本町はなぜこの時点で一般財源により今回の事業を実施するのかとのおたただしありますが、本町の来年度の当初予算に計上しました2,500万円につきましては、実は平成28年度と平成29年度で整備しました電子黒板と、平成30年度と本年度で整備しました教育用パソコン、タブレットのリース用の計上であります

おただしのとおり、国ではGIGAスクール構想の実現として、校内通信ネットワークの整備と児童生徒1人1台端末環境の整備を進めることとしており、本町でも1人1台端末環境の整備した場合の学習効果や使用方法等について、研究しながら、整備を進めることとしております。

次に、2点目、新型コロナウイルス感染防止のような状況に対応するため、児童生徒が自宅で学校の授業を受けられるテレ授業の環境を整備しておくことは有効で考えるがとのおたただしありますが、長期休業を余儀なくされた場合などは、自宅のテレビ等により授業を受けられることは有効であると考えますが、現時点では、整備する考えはありませんので、ご理解をよろしく願います。

以上、答弁を申し上げましたけれども、具体的事項につきましては、担当課長等より答弁させますのでよろしく願いいたします。

○室井嘉吉議長 10番、湯田哲君。

○10番 湯田 哲議員 まず、少雪対策、これは所管でもあるんですけども、何度も同じ説明を受けました。理解できませんという部分で自分で作文しながら、純粹なるスキー場なら理解できるかみたいな表現でしたけれども、スキー場そのもの自体が町のものだ、それを誰かに頼んでやっていただいているという考え方がというところが大分強調されたところもあるんですけども、この至る経緯も聞きましたけれども、割と一つのスキー場という経営の中でいけば、リフト券が売れる、食のものが売れる、そうやって売上げが上がる、経費もかかる、そして今回は雪不足、災害的な部分で減っていました。

その分でいえば、素人からいけば、その減った分、今回、3,000万とか8,000万という金額が、

スキー場ごとに違いますけれども、その分でいえば、我々民間であるならば、民間じゃないからと言われるんだけど、町営スキー、純粹なるスキー場なんだから、町の予算を投入しながら、8,000万円を指定管理料という名前に入れるというのは、やはり聞くところでは理解できない。

もう一つ、こんなことがあるんです。例えば、今回、猫魔とか裏磐梯は260%という、先ほど、午前中の質問でも答えありましたけれども、もし、これが黒字で260%になって、黒字で2億、3億上がったときに、その町のお金の行方は、この論法でいけば、町に、我々に入ってきてもいいような気がしますけれども、けれどもこの部分というのは考えられないですよ。今後、積立てなのかどうか、逆の部分の論理だったらどうでしょう。町はどういうふうに捉えるのでしょうか。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 その逆の場合、もうかった場合、それは指定管理者というか、営業努力ということで認めざるを得ないのかなと、そのように思っています。

○室井嘉吉議長 10番、湯田哲君。

○10番 湯田 哲議員 僕は、それをなぜ引用したかという、実際、それが僕は今回3年貸すという形をちょっと提案していますけれども、それは違うだろうと言う方もいるかもしれませんが、例えば、8,000万でも、それは5年スパン、10年スパン、利子がないにしても、そういう場合の中には、町から投資、借り受けているならば、もうかった段階で5,000万が入って、通常の本当に裏磐梯の部分、今回なんか一極集中みたいになっていましたけれども、そういう場合は、じゃ今まで借りた5,000万のうち、1,000万でもというような論法になると思うんです。そのときに、もうかって我々企業努力したんだから、そのままいくだろうという論法に、今、多分、町長の説明はそうだと思うんです。企業努力でやったんだ。

だけれども、やはり町から一般財源でその部分を埋めたのなら、その分でいえば、それがどんどん伸びて、20年になってもいいではないですか。それが返ってくるという部分でいえば、我々だってだんだん厳しくなっていくわけだから、それは場合によっては返せなくなってしまような状況になるかもしれないけれども、そういう体系を取れば、町民的説明でもそれは10年で返すんだね、1億かけたら1,000万ずつ返す、あるいは20年かけたら500万ずつ返すんだというような論法で僕はやったほうが、全然違うことを言っていますよ、今回の結論とは全く着地点の話をしているんですが、今回は、いきなりマイナスで3年の平均の、そしてそこを指定管理で埋める支援という形でやりました。だから、僕は幾つかの選択肢があったのかなと思っ

たんですよ。その分で、政策まで至った経緯ということによっていたんですけども、それは2月の部分で、各スキー場からの意見を聞いた中で、今こういう状況で、今後シーズンをやっていくには大変だというような部分も聞いたことだと思うんです。その場合、この着地点、今回、町が提示した指定管理料でその差額分を埋める、幾つかの選択肢はあったの、いきなりこれだったんだと推測するんですが、ありましたでしょうかね。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

これまでも、スキー場、大変厳しい状況の中でやってきました。辛うじて黒字というか、とんとんというか、赤字のときもありました。ですけども今回の状況は、災害と言っているように、非常に厳しい状況であります。それも桁外れです。そういう中で、多少、黒字が出る分は出るかもしれませんが、やはり運営する中で、当然、年間のものとしては立ち行かないような状況と私は判断しました。

町が貸付けとか、そういうことはできないかということで、高杖のリゾートには、毎年5,000万ずつ、1年という限定の中で貸して、また返してもらうというようなことを繰り返してまいりました。

そのような経営をぎりぎりやってきたところで、それが精いっぱいの中で、これだけの災害が起こった中で、町としては、町の貸付金を与えても返済は不可能だろうと、そして、実際に、スキー客が、本当にどんどん来て、回復できるというような、来年またそれが挽回できるというよう状況であるならば、それは可能かもしれませんが、私たちは、そういうことで、今回、ここで、やはり町がしっかりした支援を、底入れをしておかないと、本当にこの事業そのものが行き詰まると、これが2年にまたがってしまったらもっとひどくなると、そういう判断の中で、このような対応をしました。

議員は、今のスキー場を、総務委員長をやられているから、スキー場の経営状況を見て、そして、今年の特別なスキーの雪不足の状況を見て、本当に貸付けで、それで対応できると思いますか。

○室井嘉吉議長 10番、湯田哲君。

○10番 湯田 哲議員 先ほど、高杖の5,000万の話で、借換えで返ってくるということを申しましたけれども、僕としてみれば、例えば、一般で言えば、僕は今回8割減、うちも商売をやっていますので、実際売上げ2割ぐらいしかなかったですよ。計算したら1割かと思ったら、2割ぐらいにはなっていました。でも、考えてみれば、それとこれとは違うと言うかもし

れないけれども、住民的な言い方で言えば、それは借りという形をしようが、これから、株式会社みなみあいづになって、そのスタートの中での運転資金的なものの要素で今これが多分投入される、それはもちろん理解しています。そこでやらないなんては思っていない。その分のそのお金の意味、それがどんなふうになるかが僕は気になっているので、それが来年のグリーンシーズンの準備にもなるだろうし、先ほど町長が言われたこの後の部分で、そうってから冬季の契約者の部分も範囲内で給料をある程度払うようなことは言うということでは言われたので、ここに関してはごく明るい話題だったと思うのですけれども、だからそういう意味でいえば、指定管理でもあるし、この部分はあまりやるとしてもあれなんですよ、こういうことなんですよ。この部分で言いたかったのは、一応、この説明、もっと聞きました。例えば、雪つけ作業でさらに1,000万以上はかかっていますよね、そういう説明もないですよね。僕は今回、調べているときには、通常より経費がかかったというわけです。そういう論法からいくべきだと僕は思うんですよ。単なる3年の収支平均を取る、その落ち込みと平均値の部分埋めるような説明で文書がなされるよりは、やはり通常よりは努力してやって、雪もやる、トラックで何台も送る、南郷スキー場については手によってやったわけですよね、そういう部分の部分が我々に見えていないので、そういう部分のさらなるいつもよりかかっているなんていうことの説明がなかったんですよね。だから、それは、聞いていて、そしてこのことを調べていて気がついたことなんですけれども、そういうのを明確に、この基になるものを言ってほしかったなと思います。

僕はここで、このことでは終わりますけれども、ぜひ、その辺の説明の分が、僕はかなり不足していたと思います。全員協議会するときもかなり説明してくれたと思うし、他の議員からも幾つか出ていますけれども、そういう部分でいえば、少しそういう部分がちょっと不足していた、言われれば言われるほどお金もかかっていたということも、そう言われれば、トラック入れればかなりの金額が入っています、雇用にもなったかもしれない。

だからそういう部分が私としては、ちょっと担当でその答え、ゴールしか見ていないので、僕は一人の町民の代表としてここに立っていますので、議員は総務委員長だから、おまえは理解したろうなんていうことで押しつけるのではなくて、素朴な疑問をここで投げかけていますので、丁寧な説明もぜひ欲しかったなと思います。

これについて、考えはどうですか。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

私どもも、できるだけ丁寧な説明を心がけるようにはしておりますが、それは漏れる場合もあるかもしれません。ですけれども、総務委員会も所管ですので、逆に私たちにも情報をいただきたいと思えますよ、それはね。ですから、それはお互いギブアンドテイクの分だと思いますよ。ですから、私たちもできるだけそういう情報は、議員の皆さんにもお知らせします。説明もさせていただきます。それは精いっぱいやろうと思っても、漏れることも正直言ってございます。それは本当に申し訳ないとも思っています。100%やればよいんですけれども、なかなかできないことも確かにそれも認めざるを得ない部分もあるかと思えます。

そういう意味で、精いっぱいの努力をしていますので、ぜひ、その辺は認めていただきたいなど、そういう意味で、この少雪対策だということの中で、これをしっかり先につなげていきたい。そのための対策だということ、町としてはこのような判断をしました。そして、その判断としては、この間の議員懇談会の中で皆さん方に説明したとおりでございますので、漏れた分は申し訳なかったですけれども、いろいろスキー場としても、我々に報告できなかったことも、努力しているのも確かです。ですから、そういうことで、ましては高杖なんかもそうですけれども、正直どのくらいの数字がかかったか私は分かりませんが、降雪機はふだんの年よりもかなり使ったと思えます。ですから、収益はある程度あったにしても、中の経費、内容は全く違うと思うんですね。ですから、そんなことも含めて、総合的な判断だということでご理解を願いたいと思えます。

○室井嘉吉議長 10番、湯田哲君。

○10番 湯田 哲議員 今、高杖のスノーマシンの話をしましたけれども、まさにそうだと思うんですね。かなり暖かかったので、やっても解けて、やっても解けという部分を繰り返したので、多分通常の何倍も、数千万、1,000万以上かかっているかと思えますけれども、分かりました。

では、次に移ります。

指定管理、これは少雪の同じく2番の部分は今答えていましたので、これについてはよろしいです。

3番についても、企業の対象者を拡大する部分は、中小企業に対するものですので、これも理解しました。本来ならば、それによって、金額は大きくはないけれども、金融政策公庫が窓口のようなので、四、五十万でも教育とか何かの分ではその家族が助かったのではないかなというような提案のつもりなんですけれども、そういうのをぜひ拡大してほしいんですが、これも理解しました。

最後の、大きな1番の中の最後の部分についても、これは先ほど町長の答弁の中にありましたように、指定管理者のほうにそういう部分で補償できる限り、範囲内でやっている、下るということを指導するというので今お話を聞きましたので4番については了解しました。

それでは、2番目について、質問させていただきます。

RPA実証実験、先ほどふるさと納税の事務化の簡略化でありましたね。これはロボティクス・プロセス・オートメーションだそうです、調べてみました。要は、こんなことでした。要は、働き方改革の中で、単純作業が多くなるので、それを自動化するような説明がありました。今後、こういうソフトウェアロボットみたいな、まさか事務の机の前でキーボードたたくようなロボットではないみたいですから、事務的にソフトウェアロボットという表現をしていますけれども、そういうタイプなので、ぜひ、それによって職場環境が楽になって、別なものに集中できるような、ぜひそういう改革というか、ICT化の研究段階みたいですが、ぜひ、成功することを願っています。説明は了解しました。

その2番についてなんですが、これも理解しました。ただ、僕はこの2番について一言だけ聞きましょうか、600万円って、多分当たり前なんだと思うんですね。相場、ちょっと分かりませんが、僕のホームページなんて、23年たっても昔の紙芝居のままなので、5,000円くらいでできたホームページ、今でも動いていますけれども、今はスマホの時代なのでその分ではすごく改修しなければならないのも分かっているんですけども、見やすい、障害者にも見やすいという表現もしているし、高齢者はスマホでも使えるという部分ですが、この部分、もう少し深く、それがどんなふうになるか、ちょっと説明があれば助かりますけれども、どれが優しくて、声で見られるのか、何かちょっとイメージできますか。

○室井嘉吉議長 総合政策課長。

○小寺俊和総合政策課長 答えいたします。

議員がおただしのように、ホームページ600万という、これは上限でございまして、この範囲内でプロポーザルのコンペ方式で提案をいただいて、金額と、また内容を吟味して、いいものを選定させていただくという方式になっております。

その中の条件の一つに、アクセシビリティチェックということで、障害者に優しいホームページということで、例えば、目が見えない方に対して音声読み上げで対応するとか、それから字が大きく表現、表示されるとか、そういうようなものが可能なものを提案していただきたいというのが条件に入っております。

その他、幾つかのこれまではなかった条件等を含めまして提案をいただきまして、その中

一番いい会社のほうと契約をするということでございます。

○室井嘉吉議長 10番、湯田哲君。

○10番 湯田 哲議員 ぜひいいものを作ってほしいなと思っています。

彼らがRPA技術を使ってすると、これがかつてある古いコンテンツ、あるいはテキスト、あるいは画像を一瞬にして飲み込んで、ぽこんと20万ぐらい作っちゃうかもしれないような時代になっているのかもしれないなという余談ですけれどもね。彼らだって、こういうことは自動制作機というのがありますので、そんな受け込まなくて、多分一夜にしてできるような時代になってくるんだと思いますが、その辺をちょっと言いたいなと思いました。

ホームページに関しては分かりました。すごく音声で読み上げるなんていうのもやはりこの時代に合っているのかなと思います。分かりました。

それから、3番目のコスト削減に対しては、学校と両方聞いたんですけれども、これに関しても教育長のほうの後のほうでまとめて言おうと思いましたがけれども、後のほうに動かしますか、最後にあるんで最後にお伺いします。

あとそこに関して、4番については、今のところ考えてはなくて、多分、それはもちろん予想した答えですが、ぜひ僕がコスト削減、削減と言っているとみんなに怒られちゃうので、本当に今の金額が妥当かどうか、ちょっと調べてみました。総額、今回、当初予算で141億の部分で、1億4,000万何がしが今回の高度情報化推進費という名前で、科目で上がっていますけれども、約1%、これは若松市のほうにちょっと電話して聞いてみました。友人議員のほうに電話したらば、あちらは情報管理費という形で、今回の若松市議は今回485億5,900万という、485億だから、我々の3倍ぐらいの予算で動いていますけれども、その情報管理部分に3億5,000万、0.7%、だから、言われると1%、0.7%、自治体によっては0.5%もあり得るのかと思いますけれども、大体、その辺が落ち着くところなのかもしれません。

ただ、僕としてみれば、先ほど説明でクラウド化とかがいろいろありました。これによって、クラウド化してサーバーレンタル料が下がる、あるいはその使用料ですか、そういう部分が下がっていくから、安くしているというような表現も町長答弁の中に入っていましたけれども、ぜひ自分たちでできることはと言っても、もうクラウド化しちゃっていますので、できる範囲はもう超えてしまっているんで、何を言っても今後クラウド化によって、もっともっと下がるような時代になってほしいなと思います。この部分の戦略室に関しては了解しました。

では、大きな3番にいきます。

ここに関して質問いたします。公共の大規模の部分です。誰が行っているかは担当課でした

ね。あとは他の自治体も参考にしているよというのと、あと専門的な業者、電気業者にも投げているので、その部分の適正化はあるということで了解しました。

ただ、ここも入札とか何か取っている、結果的には取っているのはかなり金額がでかいので、その分はやっているのはもちろん毎回確認していますけれども、その担当課では、作業をやっているというのはどういうチェックというか、どれくらいの見積りというか、考えは、こちらから先にするものなのでしょうか。

例えば、LED化に関して気がついたのは、LED化はここでいいんですよ。ここの分で、設備の分で言わせていただくと、3億というと、あれは二十何億か、30ぐらいで3億というと、僕は目ん玉が飛び出たんです、聞いたときに。多分、全部剥がして、昔の金を全部剥がしてつけてというのを、僕は予想していました。でないと3億にならないと、その部分なんかのときに、町からどんなふうにも業者に行っているのかも、全面的にアクリル管という設計図を渡せばどこに照明というのは分かりますから、そうやって投げかけて3億という数字を出すのでしょうか、その流れをぜひ教えてほしい。我々がこうしてほしいという要望なんかは、どこかに入る余地があったのでしょうか、要請の中で。

○室井嘉吉議長 生涯学習課長。

○遠藤知樹生涯学習課長 答えいたします。

今回の照明設備の改修に当たりましては、御蔵入交流館を建設した際の設計、それから施工管理を行った業者に実施設計を依頼しております。この段階で、今ネックとなっている部分であったりとか、照明の全体の考え方、こちらのほうはお伝えして実施設計を組んでいただいているというところでございます。

○室井嘉吉議長 10番、湯田哲君。

○10番 湯田 哲議員 その業者なんだから、プロですから、算出も分かるんでしょうけれども、僕は自分のうちのLED化をして、95%LED化したんですけども、素人から言わせていただくと、例えば、この照明なんかも考えてみれば、40ワット、20ワットというのは直管でそのまま取り替えられるなんて素人考えで、今、最近安くなったので、それをつけちゃってLED化、壊れないで、全然、四、五年切れずにあるし、廊下の電熱球も全部LEDの、例の500円ぐらいのでやっているんですけども、この5年間、普通だとみんながどたどた歩くとフィラメントが切れちゃうんですけども、今全然切れなくて、四、五年たっても1回も取り替えていないという、我ながらこんなことができちゃうのにも3億というのが、やはりちょっと電気畑の人間としてみれば、何をするかなというのがちょっと興味があるので、これを入れま

した。何せ建てとった当時のメーカーが言っているのだから間違いはないのだろうけれども、ぜひその辺の精査なんかも本当はできたのかなというのがあります。

例えば、3億だから、照明器具そのものを外すんだと思いますけれども、そこまでやるのかなというのが僕の疑問です。これに関しては言っても後戻りもできないと思いますので、そういう精査もぜひしてほしいなという考えなんです。どんなふうになるか分かっていますか、どこまでやるのかもちょっと聞ければ。

○室井嘉吉議長 生涯学習課長。

○遠藤知樹生涯学習課長 答えいたします。

照明設備については、今おただしのとおり、全て本体を交換しまして、ケーブルのほうも全て交換いたしました。それに伴いましてLED化するというので、その照明設備をコントロールをしている操作卓、それから操作卓からLEDに信号を送る機械、こちらのほうの更新も出てくるということで3億円という金額になったということでございます。

○室井嘉吉議長 10番、湯田哲君。

○10番 湯田 哲議員 言わせれば言われ放しだなと思います。それはいいです。お金はあるんですからやったほうがいいです。そこが気になりますけれども、いいでしょというのもあるね。ただ、LEDだから、調光部分は今言った信号でやるようになっているので、普通よりは単価が高いとは思うんだけど、ちょっとやっていることが分からないと言いたいね。これに関しては了解しました。ただ、それは気にはなりました。すごく金額を聞いて分かったのです。

あとは、テレワークに関しても、役場の分は人間があつての部分は理解していますので、町の当局の考え方的には、その分は理解していますので、今後、そういう研究してもいいかなという考え方で質問させていただきました。

あと、それから学校関係の、ちょっとあちこち飛ぶかもしれませんが、3番、③の部分の教育長が話したことについてちょっと聞きます。ちょっと質問させていただきます。

僕もこの質問を書いた後に、学校関係のこれを調べたらリース料が2,000万なんだね、ずっと2,000万です。皆さん、びっくりしますよね。僕もこれは毎回10年間同じような質問しているよね。本当にこのリース料に関しては、例えば、PCだけで1,400万、今、タブレット化しようということは、今、タブレット化に全国がなろうというときに、まだ、我々は古いPCに1,400万というリース料を払って、電子化のほうで650万だから、足すと2,000万ですよ。だから、今回のこの計上されたのは2,000万だから、確かに借りているものを払うものだから、

全然問題ないんですよ、新規に投資するようなイメージで見たものだから、何で今国がやろうとしているのに、何でそこで思ったので、これは完全に毎年出る最低限の2,000万だということだったので、あと500万はいろいろな事務費があるでしょうけれども。

だからそういう意味では、ここの精査、今回、国のほうで進めます、すごくこれは期待しますよね、今まで、例えば、タブレットは生徒に1台も入っていませんよね。これから1人1台だから、タブレットが全生徒、全児童1,800人にわたることが、国の予算で行くのですごく期待します。だからそれではこれは減る可能性ありますかというのはどうでしょう。今回、これでリース料があります、国がやるので更新料も何か国が見るそうですね、更新するのも国が出すと言っていますから。そのときにこの分で、古いのは多分5年もたっているから、これはいつも耐用年数で、まだ耐用年数がありますからまだのっていますとかいう説明で、この経費は減らないことでリースがずっと平行してくるんですけれども、これについてはどうでしょう。今回、23年までに1人1台の政策が国で予算をかけますので、それでこれは減るか、どんなふうになるか、これは予想つきますか、どうでしょう。

○室井嘉吉議長 教育長。

○星 英雄教育長 それでは、私のほうからお答えしたいと思います。

ちょっとおただしの件と、ちょっと情報がずれているところがありますが、一つは、リース料の中に含まれるのは、先ほどご説明申し上げましたけれども、28年、29年で整備しました電子黒板を、これを入れましたからそのリース料と、あとタブレットのリース料、古いPCではもうありません。昨年度と今年でコンピューター室にあるコンピューターは全てタブレット化しました。ですので、そちらのリース料です。古いパソコンはもうコンピューター室にはありませんということで、ちょっと訂正をさせていただきたいと思います。

なお、電子黒板を入れるときにも、すぐに必要だから入れたわけではなくて、モデル校を設置して、そのモデル校で実際に1年間使っていただいて、その様子を皆さん見ていただいて、これはいいものだという事で導入に踏み切っていました。

ですから、今回、国のほうからタブレット化というお話が来ましたがけれども、いずれタブレット化に1人1台のタブレット化はやってくるなど、そのためには、やはり慣れておいて、これはやはりいいものなので、1人1台ずつ必要だと、必要ではないと、やはりそういうふうな流れではないと、ただタブレットを入れて、じゃ使ってくださいという形では、これはやはり十分な形にならないかなと思ひまして、コンピューター室にある古いパソコンをとりあえずタブレット化して、ですから、学校によっては1人1台使えるんですよ、コンピューター室に行

けば、それはもちろんコンピューター室からタブレットですから持ち出して、教室に持ってきて使うことも自由だし、学習。だからそうやって1人1台ではないですけども、そうやって使い方によってはその授業、全員が一斉に使うということは不可能ですけども、そうやってあるクラスは持ってきて全員が1人1台ずつ使うという環境を、今回、昨年度と今年で整備したんです。

ですから、その状況を踏まえまして、使い方とか学習効果とか、そういうところを十分に検証した後で、やはり国でおっしゃっている1人1台化ということに流れを持っていければ一番いい導入の形になるかなということ考えています。

以上です。

○室井嘉吉議長 10番、湯田哲君。

○10番 湯田 哲議員 では、2年以内に更新したんですね、すごく最近の話ですね。僕はちょっとぎりぎりのPCの時代のレンタル料の1,400万を見ていたので、この段階で、今回2,500万ということは、逆に上がっていますね。

つまりタブレットの分で、500万ほど単純計算でいくと上がっていますね、これは確認できますか。

○室井嘉吉議長 学校教育課長。

○渡部浩明学校教育課長 答えいたします。

タブレットの分と、電子黒板、分けた形での費用というようなことです。すみません、今のところちょっと資料のほうをちょっと持ち合わせておりませんので。

○室井嘉吉議長 10番、湯田哲君。

○10番 湯田 哲議員 全然問題ないです。

ただ、これはすごく直近だと思うんですね。1年ずれずれ、前回の決算書が出るので、平成31年度の皆さん決算書のほうを見て、これは9月に出てきた数字を見ているので、ちょっと2年で、最近だと思って僕は話していたわけなんだけれども、この間で、このPCが消えちゃって、タブレットになったのは今回の9月に多分その一覧表が変わるんだと思うので、ちょっと僕の言っていることがずれてしまったことは本当に申し訳なかったと思っています。

ただ、先ほどの教育長に聞いた部分でいえばこんなことなんですよ。せっかく国が来る段階でタブレット化して、パソコン室だけは関わってしまったけれども、1人PCで各部屋、学校内、校内はどこでもタブレットできる状況に国がするはずですよ、しますね。その段階でタブレットを買うのは国だから、生徒の数は買えると思うのだけれども、この間は残るわけだか

ら、要は何をいいたいかというと、心の底では、2年待ってくれとか、1年待っていたらその時代が来たのかなという、この部分の考えは間違っていますか、いいですよ、時代で振り返ってもしようがないんですけれども、どうですか。

○室井嘉吉議長 学校教育課長。

○渡部浩明学校教育課長 お答えいたします。

今現在、児童生徒3人に1人ということで整備されております。この整備については、教育のICT化に向けた環境整備5か年計画というものがございまして、2018年から2022年、5か年の計画の中で整備したものでございます。

以上でございます。

○室井嘉吉議長 10番、湯田哲君。

○10番 湯田 哲議員 ぜひ、国のほうで進めるのに、ぜひこれから予算とか、細かいことがこれから通達があるだろうということですが、更新とか、この分、いわば本当に学校によっては遅れていたところが一気に1人1台ですから、本当に2,000万、3,000万持ち出さずにできたかもしれない、振り返ってもそんな仕方ないことなんですよ、それを何とも言っているわけではなくて、ただ、今後こういうレンタル料が、ぜひ国のほうで、じゃ買うのは、与えるけれども、レンタル料はあんた払えよで、毎回2,500万では意味がないと思うんですね。それは国が判断するんだと思うんですけれども、その辺なんかもぜひ下がることを期待して、あるいはそして有効なるタブレットを使った授業の充実、今回、教育長がいらして、教育長がいるので一つ聞きたかったんです。休校に入るときに、僕、テレ授業のことをちょっとまだ振り返っていませんけれども、テレ授業をやらないって言いましたけれども、これに関して例えば休業に入るけれども、こんなことってアドバイスしました。学校によっては、例えば、今回、西会津のテレビが民友新聞に出ていましたね、2日前の新聞に、あそこ町内が全部西会津町になっていきますので、その分でテレビ中継で先生の授業、先生が何か録画したものを放送するみたいですね。先生と体操をしたり、先生の顔が見れて安心したなんていうインタビューを受けていましたけれども、そういう部分でいえば、本町内においては休みだから外に出ないではなくて、そういうメディアを使って勉強しようとか、そういうあれはないですよ、普通なくていいんです、自宅で宿題やりなさいって言えばそれきりなんです。そういうメディアの部分で何かアドバイスかなんかしましたか。そういう部分で、つまり授業特に押しますから宿題だけやりなさいと言うような、自習して休みだから頑張らなさいと言うような、そういう徹底的なものはありましたか。

○室井嘉吉議長 教育長。

○星 英雄教育長 お答えします。

私のほうから特にメディアを使った学習をしてくださいというお話はしませんでした。各過ごし方については、各学校のほうで十分にご指導をしたと思います。私のほうからは、変な話ですけども、こういう機会はないので、ぜひマイナスにならないように、何かを学ぶ機会にしてほしいというお話はしました。ですので、大人から見ると、無駄な生活をしているなどと思われるところも多いと思いますが、子供たちにとっては、大事な大事な学びを今していると思いますので、ご理解願います。

以上です。

○室井嘉吉議長 10番、湯田哲君。

○10番 湯田 哲議員 分かりました。

今日、お昼のニュース、ちょうど見ましたら、NHKのコマーシャルでこんなことやっていました。全国的に休校です、学ぶ何とかでNHK for schoolというのかな、それは結局コンテンツで、教育番組で7,000番組の、例えば、炎とか酸素の何とかとか、いろいろな日食とか、そういうのが全部7,000番組上がっていますから、ぜひ皆さん見てくださいというNHKのテレビのコマーシャル、ニュース終わったあたりでちょっとやったかな、皆さん、私たちがこんなのを提供しているので、ぜひ、勉強に行けば、摩擦の勉強ができたり、プラスコ使った何かもできたりという、7,000番組ですからね、かなりそれが全部教育の中身みたいだったので、それを見た親が自分の子に見せているかもしれないけれども、そういう意味では、そういうテレ授業の可能性なんかもすごく期待していましたが、ぜひ研究してほしいなと思います。

以上をもちまして、質問を終わります。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 私からは、先ほどのLED化の交流館の、そのことでちょっと私の考えというか、話させていただきたいと思います。

私、この予算、3億、非常に大きな数字です。これが高いか、安いか、正直に言って分かりません。しかし、あれだけの施設です。そういった中で講演の最中にライトが切れたとか、そういうことは絶対あってはならないことです。それは整備点検できちんとやっても、それなりの設備をしっかりと整えないと、その可能性は十分あるわけで、私たちの個人のうちの茶の間の電気が切れたなんて、そんなことで済まされる話ではないですよ。

ですから、しっかりした対応をするということで、こういう考え方の中でやったということです。高いか安いかはそれぞれいろいろあるかと思いますが、そんなことで万全を期してやりたいという思いでございますので、ぜひご理解願いたいと思います。

○室井嘉吉議長 以上で、10番、湯田哲君の一般質問を終わります。



◎散会の宣言

○室井嘉吉議長 以上で、本日の議事日程は全て終了をしました。

本日はこれにて散会といたします。

明12日は午前10時から開議し、一般質問及び議案審議を行います。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 4時30分

令和2年第1回南会津町議会定例会 第3日

議事日程 (第3号)

令和2年3月12日(木曜日) 午前10時開議

日程第1 一般質問

3番 川島 進 議員

6番 渡部 訓正 議員

9番 大桃 英樹 議員

日程第2 報告第2号 専決処分の報告について

専決第2号 工事請負契約の一部変更について(御蔵入交流館音響設備改修工事)

専決第3号 工事請負契約の一部変更について(さゆり荘建設事業パブリック棟建築主体工事)

日程第3 議案第2号 南会津町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

日程第4 議案第3号 南会津町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

日程第5 議案第4号 南会津町職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例

日程第6 議案第5号 公益的法人等への南会津町職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

日程第7 議案第6号 南会津町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例

日程第8 議案第7号 南会津町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

日程第9 議案第8号 南会津町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第10 議案第9号 南会津町立幼稚園預かり保育条例の一部を改正する条例

日程第11 議案第10号 南会津町立学校給食センター設置条例の一部を改正する条例

日程第12 議案第11号 南会津町小豆温泉窓明の湯条例を廃止する条例

- 日程第13 議案第12号 南会津町保養所条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第13号 南会津町生活改善センター条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第14号 南会津町木材加工保管施設条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第15号 南会津町町営住宅条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議案第16号 南会津町町営住宅管理条例の一部を改正する条例
- 日程第18 議案第17号 南会津町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例
- 日程第19 議案第18号 南会津町小豆温泉せせらぎオートキャンプ場条例を廃止する条例
- 日程第20 議案第19号 町道路線の廃止について
- 日程第21 議案第20号 町道路線の認定について
- 日程第22 議案第21号 町道路線の変更について
- 日程第23 議案第22号 公の施設の指定管理者の指定について（南会津町地区集会施設 25か所）
- 日程第24 議案第23号 公の施設の指定管理者の指定について（南会津町公民館 2か所）
- 日程第25 議案第24号 公の施設の指定管理者の指定について（南会津町田島体育館）
- 日程第26 議案第25号 公の施設の指定管理者の指定について（南会津町老人デイサービスセンターみさわ荘）
- 日程第27 議案第26号 公の施設の指定管理者の指定について（南会津町老人福祉センター 2か所）
- 日程第28 議案第27号 公の施設の指定管理者の指定について（南会津町高齢者生活福祉センター 2か所）
- 日程第29 議案第28号 公の施設の指定管理者の指定について（南会津町在宅介護支援センター 2か所）
- 日程第30 議案第29号 公の施設の指定管理者の指定について（南会津町生活改善センター 4か所）
- 日程第31 議案第30号 公の施設の指定管理者の指定について（南会津町農村公園 14か所）
- 日程第32 議案第31号 公の施設の指定管理者の指定について（南会津町和泉田農村環境改善センター）

- 日程第 3 3 議案第 3 2 号 公の施設の指定管理者の指定について（南会津町会津高原ふれあい農園）
- 日程第 3 4 議案第 3 3 号 公の施設の指定管理者の指定について（南会津町館岩生活環境施設 2 か所）
- 日程第 3 5 議案第 3 4 号 公の施設の指定管理者の指定について（南会津町農業生産拠点施設 5 か所）
- 日程第 3 6 議案第 3 5 号 公の施設の指定管理者の指定について（南会津町総合交流促進施設 2 か所）
- 日程第 3 7 議案第 3 6 号 公の施設の指定管理者の指定について（南会津町久川ふれあい広場）
- 日程第 3 8 議案第 3 7 号 公の施設の指定管理者の指定について（南会津町木伏転作センター）
- 日程第 3 9 議案第 3 8 号 公の施設の指定管理者の指定について（南会津町伊南林業総合センター）
- 日程第 4 0 議案第 3 9 号 公の施設の指定管理者の指定について（南会津町木材加工保管施設）
- 日程第 4 1 議案第 4 0 号 公の施設の指定管理者の指定について（南会津町館岩広域観光案内所）
- 日程第 4 2 議案第 4 1 号 公の施設の指定管理者の指定について（南会津町ものづくり伝承館）
- 日程第 4 3 議案第 4 2 号 公の施設の指定管理者の指定について（南会津町川衣交流センター）
- 日程第 4 4 議案第 4 3 号 公の施設の指定管理者の指定について（南会津町前沢曲家資料館 ほか 7 施設）
- 日程第 4 5 議案第 4 4 号 公の施設の指定管理者の指定について（南会津町ふるさとビューポイント 2 か所）
- 日程第 4 6 議案第 4 5 号 公の施設の指定管理者の指定について（南会津町館岩展示販売センター ほか 5 施設）
- 日程第 4 7 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 4 8 諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（16名）

1番	五十嵐 芳 道	議員	2番	馬 場 浩	議員
3番	川 島 進	議員	4番	湯 田 芳 博	議員
5番	室 井 英 雄	議員	6番	渡 部 訓 正	議員
7番	丸 山 陽 子	議員	8番	湯 田 良 一	議員
9番	大 桃 英 樹	議員	10番	湯 田 哲	議員
11番	高 野 精 一	議員	12番	山 内 政	議員
13番	菅 家 幸 弘	議員	14番	星 光 久	議員
15番	楠 正 次	議員	16番	室 井 嘉 吉	議員

欠席議員（なし）

説明のための出席者

大 宅 宗 吉	町 長	渡 部 正 義	副 町 長
星 英 雄	教 育 長	渡 部 浩 治	総 務 課 長
小 寺 俊 和	総 合 政 策 課 長	馬 場 純 也	税 務 課 長
居 倉 雅 彦	住 民 生 活 課 長	阿 久 津 勝 英	健 康 福 祉 課 長
室 井 利 和	農 林 課 長	羽 染 正 巳	商 工 観 光 課 長
月 田 啓	建 設 課 長	渡 部 敏 明	環 境 水 道 課 長
渡 部 さつき	会 計 室 長	五 十 嵐 小 一 郎	農 業 委 員 会 事 務 局 長
渡 部 浩 明	学 校 教 育 課 長	遠 藤 知 樹	生 涯 学 習 課 長
阿 久 津 弘 典	館 岩 総 合 支 所 長	星 正 信	伊 南 総 合 支 所 長
酒 井 浩 哉	南 郷 総 合 支 所 長		

事務局職員出席者

鈴木雄蔵 事務局長 星 貴夫 事務局長補佐

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○室井嘉吉議長 どうも皆さん、おはようございます。
これから会議を開きます。



◎議事日程の報告

○室井嘉吉議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。



◎一般質問

○室井嘉吉議長 日程第1、一般質問を行います。
登壇順序に従い、順番に発言を許します。



◇ 川 島 進 議員

○室井嘉吉議長 3番、川島進君の登壇を許します。

3番、川島進君。

○3番 川島 進議員 おはようございます。

議席番号3番、川島進です。私からは2点お伺いをいたします。

まず、1点目ですが、町有財産、土地・建物の登記に関する点であります。

町には、多くの固定資産、土地・建物等があると思いますが、その全てに登記がなされているかどうか、もし、未登記のものがあれば、その件数とあとは登記ができていない理由を伺います。

2つ目、湯ノ花地区にあります館岩高齢者生活福祉センター高夕の居住棟の利用率の向上対策をとということであります。ここ数年、高夕には10床の居住棟があるわけですが、ここ何年か

利用者が少なく、利用率が落ちているという調査をしました。その利用率の向上対策について町の考えを伺います。

以上、檀上より質問を終わります。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 おはようございます。

3番、川島進議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、町有財産の未登記物件に関する1点目ではありますが、未登記物件の件数はどのおただしではありますが、本年2月末現在で土地が1,378件で、建物はありません。

次に2点目ではありますが、登記ができない理由はどのおただしではありますが、未登記の多くは道水路の分筆漏れ、相続手続きや抵当権抹消に関するものであります。

町では、案件ごとに条件を整えば、登記可能なもの、困難なもの、非常に困難なものに分類し、未登記解消に向け事務を進めており、平成28年度は14件、平成29年度は11件、平成30年度は39件、本年度は2月末現在で10件を解消いたしましたところでございます。

引き続き、資料の収集、分筆測量を行い、未登記物件の解消に努めてまいりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、舘岩高齢者生活福祉センター高夕の居住棟の利用率向上に関して、ここ数年、高夕の居住棟の利用者が少なくなっています。利用率の向上対策について町の考えはどのおただしではありますが、現在町の対応といたしましては、高夕居住棟は冬期間のみの受入れであることから、毎年9月に入所に関する案内を「まちのお知らせ」に掲載し、周知を図っているところがあります。また、民生委員の定例会等において、冬期間の生活支援が必要な高齢者がいないか、利用促進をお願いしているところでもあります。

しかしながら、利用者は年々減少傾向にあり、居住棟の定員は9世帯10人ではありますが、今年度の利用者は4世帯4人と、そのような状況であります。利用者減少の大きな要因としましては、高齢化に伴い、自炊等が困難となった方、要介護となり、特別養護老人ホームや介護老人保健施設等へ入所をされた方、それらが高齢者が増加したと、そのように聞いています。

町といたしましては、「まちのお知らせ」への掲載及び民生委員の協力依頼を継続するとともに、全戸配布の広報みなみあいづへの掲載、または社会福祉協議会や在宅介護支援センター等の関係機関と連携を密にして、利用率の向上に努めてまいります。そして、冬期間の安全といたしますか、落ち着いて生活できるような対応も町としてしてはいかなければならないと考えています。

南会津会、これもそういう傾向がありまして、ショートステイが減っているという地域もございませう。そうした中で、いろいろ経営の課題もあるんですが、南会津会としてはそれを長期入所に切り替えると、そのような対応もしているところでもあります。非常に高齢化率が高い、そして介護の入所者も待機者も多くいらっしゃる中で、いろいろな複雑な要素の中で、そのようなちょっとひずみが出ているわけでもありますけれども、南会津会としてもそのような努力をしておりますので、町としてもしっかり連携して、そしてこれは町ばかりじゃなくて、南会津全体のことにも関係するわけですけども、そのようなことで努力をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上、お答へ申し上げましたが、具体的事項につきましては、担当課長等より答弁させますので、よろしくお願ひします。

○室井嘉吉議長 3番、川島進君。

○3番 川島 進議員 今、お聞きしましたら建物はないうことで、土地が1,378件、かなり多くの物件が未登記というふうにお答へがありました。

その中で、過去4年のデータですが、それなりに解消に努力をされているといううことで、まだ、それでも計算しますと1,300件ほど残っているという状況にございませう。これから町がそういう物件に箱物を建設するとか、または第三者に貸すとか、そういう事態が出てくれば非常に煩わしい、面倒くさい事態になりかねないとも限りませうので、この多くの物件はかなり古いものかと推測をされませう。最近のこういう土地・建物のやりとりは司法書士を介し、すぐその場で代金のやりとりまたは登記というものが両方速やかにスピーディーにされているのかと思ひますが、多くは合併前の物件であろうかというふうにおもわれますが、その辺は私の一個人的な思ひでありますけれども、多くのまだ未登記物件が残っているといううことであれば、これは速やかに時間も経費もかかろうかと思ひますが、大変な作業になるかと思ひますが、とにかく町民の財産でありますので、できるだけ早く全件の解消をお願ひしたいと思ひます。

一応、この土地登記に関しては以上で終わりますして、今度は2つ目の高夕の居住棟の利用率の向上にございませうが、高夕のパンフレットを入手したんですが、旧館岩村が平成7年の10月1日に開所をした建物にございませう。もうすぐ丸24年と、独居居住棟が9つで、あとショートステイ2人部屋が1室、合計10床ありませうして、平成19年から25年までは9人、8人、8人と、ほとんど9人、8人で平均しますと7年間60人で平均8.5人と、平成26年度が5人、それから平成27年、28年は7人ずつ入っていたんですが、平成29年、30年、31年と4人、6人、4人と、今年先ほど町長からも答弁ありましたように4人といううことで、この平均が6年間で5.5人

ということで3人、前の7年から直近の6年で比較すると3人少なくなっております。

それは、少なくなっているというのは、強制的なものではありませんから、個人の思いもあるでしょうし、周りの人が家族が入れといっても私は嫌だと、うちにいたほうが良いというような考えの人もいらっしゃるでしょう。ただ、これから高齢化がどんどん進んできますので、確かに自炊される方、もしくは要支援の方のみの入所対象というふうにお聞きしました。要支援の方が入所されても、ヘルパーさんが行って、週に一、二度お伺いをして面倒を見ていただけるということにもなるということです。

センターのほうに、周知はどうしているんだと聞いたところ、秋に一度チラシを出してお願いしておると。あと、民生委員の方をお願いをしていると、今の町長の答弁と同じことをお伺いいたしました。

私考えるには、あと行政連絡員の方、それから地区の区長さん等々にもお声かけをいただき、そういう方々はその地区、部落にはどういった方がいるかというのは我々よりもより分かりますので、そういう方を介して、そういう対象者となり得る方にこういう施設があるんだ、どうだ、入って見ないかというようなお声かけをしていただければ、より部屋が塞がるのではないか、利用率も上がるのではないか、このように考えます。ただ、強制はできないので、あくまでも本人の希望と。

日中は職員の方もいらっしゃいますし、あとは週末、祝日になれば、日直者、それから宿直者という対応もあり、定時に巡回をされますので、火の心配も自分のうちで過ごすよりは非常に安全かなと。今年みたいに浅い雪の場合は自宅にいても高夕さんで生活しても、雪に対しての心配、苦労は要らないわけですけれども、豪雪のときは自宅で1人でいると、なかなか雪との格闘がございます。あとは火の不始末等も考えられますので、僅か10床ではありますが、啓蒙、PRをより強固にさせていただいて、利用率の向上に努力をお願いしたいと思います。

利用金額も1か月1万円と最低必要経費を頂いているんだと。それは通年でないから、12月から3月までの4か月だけだから、まだまだ部屋も空いていますし、いろいろな周知をなさって、せっかくな建物があるわけですから、そういったところを利用促進をお願いしたいと思います。

回答は結構ですので、一応、私の思いをお伝えし、これから町当局が努力をしていただければということで、質問をこれで終わらせていただきます。

○室井嘉吉議長 以上で、3番、川島進君の一般質問を終わります。

◇ 渡 部 訓 正 議 員

○室井嘉吉議長 次に、6番、渡部訓正君の登壇を許します。

6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 議席番号6番、渡部訓正です。これから一般質問をさせていただきます。

大きな質問事項としては、2点でございます。

まず1点目、地域医療を守るため、県立南会津病院は郡内唯一の総合病院として、診療科は12科となっておりますが、常勤医師は4科のみで、他の診療科は他病院からの応援に頼っている現状にあります。

私は、これまで町内はもとより、南会津地域の医療を守るためには、南会津病院の充実強化を図っていくことが必要と訴えてきました。そんな中、常勤医師が配置されている4科の中で、整形外科の医師2名が4月から常勤でなくなるとの話を聞きました。さらに、内科の医師1名も減らされるとも聞きました。整形外科の常勤医師がいなくなることは、整形外科の診療は応援に頼ることになり、手術や入院はできなくなり、町民にとっては、会津若松市などほかでの受診が必要となります。これにより患者本人はもとよりですが、家族も送迎に仕事を休んで対応せざるを得なくなり、大変な負担増になります。

町内だけでなく、南会津郡全体で地域医療の衰退に拍車をかけることとなります。

私は、一昨年的一般質問において、南会津2次医療圏が会津医療圏に統合されれば、会津全体では医療法上は医療過密とされ、南会津地域の医療の充実は図れなくなる。南会津病院の充実も図れなくなると訴えてきましたが、現実のものとなってしまいます。加えて、会津と南会津の2次医療圏を統合する提案がされた際、県の説明では、医療圏が統合されても、南会津病院はこれまでどおり、僻地中核病院として充実に向けていくと言ってきたことが偽りであったのではないかと、県に対し強く言わなければなりません。町全体で整形外科医師の常勤廃止に対し、強く反対の意思表示をしていくべきと考えます。

以上を踏まえ、以下、質問をいたします。

①4月からの整形外科医師の配置はどうなるのか。昨日の中ではまだ正式な発表はないという答弁もなされていますが、よろしくお願ひし、併せて、内科医師の配置はどうなるのか、県からの説明はなされてるのか、お聞きします。

②点目、町は今ほど申し上げた①について、県に対してどのような働きかけを行ってきたのか。

③県は南会津2次医療圏が会津2次医療圏へ統合されても、先ほども言いましたけれども、南会津病院は僻地中核病院として充実の方向で考えると言ってきました。しかし、今回の整形外科を配置しないことは全く反対の方向と考えます。町長から県に対し、南会津の地域医療をどのように考えているのか問いただすべきではないか。

④南会津病院は南会津地域唯一の総合病院であり、診療科が少なくなれば、地域住民の生存にも関わることを考えます。町長の考えは。

⑤南会津病院の充実に向け、あらゆる手だてを尽くしていくべきと考えます。議会もこれまで地域医療の充実に向け、意見書の提出や郡内議員大会などでの決議等を県に提出し、県に働きかけてきました。今議会でも医師確保に向けた意見書の提出を予定しています。今回についてはぜひ町長と議会が一体となった取組が必要と考えますが、どうですか。

⑥今回、整形外科の診療科が廃止となれば、医師以外の医療スタッフの削減も危惧されます。これまで進められている一般病棟がケア病棟となれば、さらに医療スタッフの減がされると考えますが、町の考えは。

また、医療スタッフが減となれば、次年度以降の対応というか考えでございますが、今回なくなる診療科の常勤医師が来年度配置をされた場合、態勢が取れず、診療できないことも想定されます。医療スタッフは減としないことも要望すべきと考えますが、どうですか。

⑦ケア病棟の開設には、理学療法士の専属配置が必要と聞いていますが、整形外科医師の常勤配置がない中で開設は可能かどうかの説明は聞いていますか。

⑧平成31年には、内科2名と整形外科1名、そして令和2年4月からは整形外科2名と内科1名の常勤医師が廃止となれば、南会津地域全体の医療衰退に直結します。南会津町として、医師確保の署名を各種団体に呼びかけて取り組み、さらに、南会津地域全体でも取組を呼びかけ、県に働きかけていくことが必要と考えますが、どうか。

1点目については以上でございます。

2点目、町民の安全・安心を目指して。

近年、児童・生徒の誘拐事件や殺害事件等が多発傾向にあり、それらは都市部、山間部を問わず発生しています。本町では、このような事件はありませんが、首都圏と直結しており、最初の窓口となることから、決して対岸の火事ではないと思います。

本町は、4町村が合併し、面積は広大ですが、急激な少子高齢化により、これまでのように、

地域は地域で守ることも困難な地域も生じているのではないかと考えます。このような中、田島地域の荒海地区では、児童・生徒に対する地域ボランティアの見守り隊が高齢化により引退し、見守り隊を受け持つ人の担い手不足に危機感を持ち、それを補う手段として機械化、防犯カメラを検討しています。近年の事件、事故に対しては防犯カメラによる犯人、容疑者の検挙が著しく大変な効果を上げています。防犯カメラを荒海地区全域に設置することは犯罪に対して大きな抑止力となり、地域の安全、安心が担保されるとともに、地域の生活環境が一段と整備されることとなり、大変住みよい地域となると考え、検討を進めているとのことです。これらは、町が進める移住政策にも寄与するものと考えます。

以上を踏まえ、以下質問します。

①点目、これら荒海地区での検討を進めていることに対し、町としてはどのように考えているか。

②点目、このような事業に対し、地方交付税などの財政措置はないのか。

③点目、町、県にはこのような事業に対し、助成措置はないのか。ないとすれば、町単独でも検討すべきと思いますが、どうでしょうか。併せて、県に対し助成措置の働きかけを行う考えは。

④荒海地区で現在進められている取組を町全体に広げる考えは。

以上、壇上からの質問については、以上で終わりたいと思います。よろしく申し上げます。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 6番、渡部訓正議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、地域医療を守るために関する1点目であります、4月から整形外科医師の配置はどうか、また内科医師の配置はどうか。県からの説明はありましたかとおただしでありますけれども、現在のところ県当局からの正式な説明は頂いておりませんが、去る2月10日、県立南会津病院長が来町されまして、整形外科については現在の常勤医師2名体制から、非常勤医師による体制になると、そしてまた内科についても常勤医師5名体制から4名体制になる可能性が高いと、そのような説明を受けております。

次に、2点目であります。

町は1点目の質問について県に対し、どのような働きかけを行ってきたのかと、⑤点目、今回については、町長と議会が一体となった取組が必要と考えますが、どうかのおただしにつきましては関連がありますので、一括してお答えさせていただきます。

これまでも南会津郡内4町村と議会が協力しながら、県立南会津病院への常勤医師の確保に

向け、県に対して要望活動に取り組んでまいりました。ご質問前にも、一般質問の中でもお答えしますが、これまで整形外科というよりも、産婦人科、それから眼科、精神科、そしてまた加えて麻酔科とか、そういう医師の配置を県に要望してまいったところがございます。また、去る2月12日に、このように以前から要望しております、そのような科への常勤医師の配置について、町の室井嘉吉議長さんとともに、県立医科大学と県病院局に対しまして、行ってまいりました。さらに整形外科の常勤医師が見送られるかもしれないという今回の情報を耳にいたしましたので、早急に郡全体が一体となった要望活動をすべきということで、早速、これも町村会が一体となった話の中で、南会津町村会、そして南会津地方町村議会議長会へ働きかけを行いました。全町村が即賛同を頂きまして、2月26日に郡内全ての町村長と、町村議会議長とで県保健福祉部を訪問いたしました。医師確保の配置継続を含めた医師確保に関する特別要望というところで全員そろって要望してまいりました。

今後引き続き郡内町村と議会とが一致団結して、県立南会津病院の充実強化について、福島県等に対し、粘り強く要望活動を続けてまいりたいと考えております。

次に、③点目であります。県は南会津2次医療圏が会津2次医療圏へ統合されても、南会津病院は僻地中核病院として充実の方向で考えると言ってきました。町長から県に対し、南会津の地域医療をどのように考えているかとおたがひでございますが、以前は会津と南会津は別の2次医療圏として設定されていましたが、平成30年3月に策定された第7次福島県医療計画において、会津と南会津が統合され、会津・南会津医療圏として設定されました。

議員おたがひのとおり、県からは2次医療圏が統合されたとしても県立南会津病院は僻地医療拠点病院として充実を図っていくと説明を受けてまいりましたし、これまでも私もそのような考え方を県のほうから伺っていますし、南会津病院の役割、そして重要性は変わらないものと私も思っています。

第7次医療計画の中にも、将来の医療需要や地域の医療実態を踏まえ、必要な医療機能を確保しますと、そのように記載されています。

今回の常勤医師の配置見送りについては、まだ県による正式な決定がなされておませんが、実際に決定になった場合には、南会津地方の地域医療を大きく揺るがす重大な事態に陥ると予想されます。その影響は計り知れないものがあると危惧しているところであります。町といたしましては、引き続き県へ働きかけを一層強めるとともに、県立病院事業経営評価委員会、私も委員になっております。町民の切実な声を届けてまいりたいと思っておりますし、これまでも、今、私が答弁申し上げたようなことをその会議の中でも言っております。ですから、この状況、私

たちの気持ちは県も、この病院の評価委員というのは、医大の竹之下理事長さんなんです。ですから、委員長さんがそうでありますし、当然伝わっています。私も、そのような認識の中でこれまでも委員として申し上げておりますので、私たちの意見は把握しているものと、そのようにも理解しています。また、南会津地方の地域医療について、県がどのような考えを持っているのか、しっかりと今後問いただしてまいりたいと思います。

診療科が少なくなれば、地域住民の生存にも関わるのではないかとのおたただしではありますが、県立南会津病院からの説明によりますと、整形外科の常勤医師配置が見送られた場合、令和2年4月から常勤医師の診療科目は内科、外科、小児科の3科のみになる可能性が高いと伝えられています。こういうことなので、ほぼ決定なのかなと、そう推測はできます。そういう中で、なお、整形外科に非常勤医師が配置されなくなった場合に想定されることは、手術ができなくなることで、議員がおっしゃるような危惧が当然あります。入院ができなくなることもあります。そしてまた、夜間や休日における骨折等の救急対応も難しくなり、救急医療体制全体にも大きな影響があると、そのようにも思っています。

実際に、そのようになれば、骨折等された場合には、もう南会津病院でなくて、若松の病院に行かざるを得ないと。そのような現状も南会津病院長は危惧されていました。そのようなことが大変考えられます。このようなことから、診療体制の縮小は地域住民にとって利便性が阻害されるばかりでなく、場合によっては早期発見、早期治療が遅れることで生命に関わる重篤な事態に陥る可能性もあるのではないかと、そのように危惧しているところであります。

⑥点目であります。これまで進められている一般病棟がケア病棟となれば、さらに医療スタッフの減がされると考えられますが、町の考えは。医療スタッフは減らないことも要望すべきと考えますが、町の考えはとのおたただしではありますが、県立南会津病院からの説明によりますと、この4月から地域包括ケア病棟に転換する計画がありましたが、このたびの新型コロナウイルス感染症の対応を急がなければならないために、しばらくの間様子を見ることになったと、そのようなことがありました。

なお、この状況が終息に向かえば、令和2年度内に地域包括ケア病棟に転換したいと考えているということでありました。また、医療スタッフにつきましては、現在も定員以上の看護師を配置しており、地域包括ケア病棟に転換したとしても、すぐに配置人数を減らす考えはないとの説明を受けております。

町といたしましては、県立南会津病院の医療サービスが将来にわたって維持されるよう、常勤医師だけでなく医療スタッフの安定確保につきましても、関係医療機関に強く要望してま

たいと考えております。

次に⑦点目であります。ケア病棟の開設には、理学療法士の専属配置が必要と聞いていますが、整形外科医師の常勤配置がない中で、開設は可能かどうかの説明は聞いていますかとおただしであります。議員おただしのとおり、地域包括ケア病棟の設置基準には専従の常勤理学療法士等を1名以上配置することと規定されております。この件については、県立南会津病院に確認いたしましたところ、地域包括ケア病棟の設置に当たっては、常勤の整形外科医を必ず置く必要がなく、ケア病棟設置に必ず必要な講習を受けた医師が病院内に入れば設置は可能であると、そのような説明も受けております。

⑧点目であります。町として、医師確保の署名を各種団体に南会津全体地域でも呼びかけ、県に働きかけてはどうかとおただしであります。県立南会津病院は南会津地方の地域医療を担う中核医療機関であることから、今後も地域住民の命と健康を守るという大きな役割を担っていただくためにも、南会津地域の住民が一丸となって署名活動をするは大変意義あるものとそのように思っています。有効な手段であると考えられます。

つきましては、南会津町が中心となり、他の郡内町村と連携を図りながら、署名活動の実施について準備を進めてまいりたいと考えております。

次に、町民の安全・安心を目指してについての1点目であります。

荒海地区で進めていることに対し、町としてどのように考えているかとおただしであります。防犯カメラは誘拐、殺人事件等の犯罪における未然防止の観点で犯罪者への抑止力となり、大いに効果があるとそのようにも考えております。家庭用防犯カメラを設置し、玄関先等の周辺を監視する場合、個人で整備しなければならないと、そのように考えておりますけれども、地域全体としてどのように対応するかということ、これも一つの対策であります。防犯カメラにつきましては、設置箇所や周辺において、これもいろいろ直接私も調査したわけではございませんが、一般論として、地域住民のプライバシーを考慮しなければならないため、地域全体での理解と協力が欠かせないものになって来るのかなと、そのように考えております。

次に、②点目、このような事業に対し、地方交付税などの財政措置はないかとおただしあります。平成30年度及び令和元年度に限り、通学路の緊急安全対策に係る緊急合同点検の結果、把握された危険箇所に関して、登下校の際、子供が1人で歩く区間であることを理由に、防犯カメラを設置する場合の費用について、特別交付税が措置されておりました。ただし、来年度以降、この財政措置があるのかについては現在のところ未定であります。

次に、③点目であります。町・県にはこのような事業に対し、助成措置はないか。ないとす

れば、町単独でも検討すべきと思いますが、どうか。併せて県に対し、助成措置の働きかけを行う考えはとのおただしであります。現在、町・県には防犯カメラの設置に関する助成措置はございません。東日本大震災で被災した浜通り地区の一部の市や町では単独助成措置を設けているところもございますが、現在、本町では、行政区に対する防犯灯設置補助金の実施により犯罪等の未然防止等にも努めているところでございます。

確かに、無人区になった地域ではかなりの空き巣とかそういう犯罪が発生しましたものから、そのような事例がございますけれども、今現在では町としてそのような状況の中にあります。

なお、県に対する助成措置の働きかけについては、近隣町村との意見をすり合わせを行った上で次のステップに進むべきと、そのように考えております。

次に、④点目であります。荒海地区で現在進められている取組を町全体に広げる考えはとのおただしであります。事業の展開に際し、地域住民のプライバシーの保護や設置に関する理解、さらには設置費用の捻出、設置後の維持管理費用の負担方法など、調整を要する事項が多々生じてくるものと思います。また、優先順位もあろうかと思えます。以上のような理由から、現時点において、町全体への導入は想定しておりませんので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長等より答弁させていただきますので、よろしくお願いたします。

○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 今ほど町長から答弁を頂きました。私前から話をしていますように、この問題については、私も町長も同じ気持ちだというような気持ちで私も考えています。ただ、今回の県の提案の、そういうふうに正式な提案もまだされていないというのは本当に私自身憤りを感じます。

本来、ああいうふうに医療計画、そして2次医療圏が廃止される。つまり会津と南会津に一応統合になるに当たっては、もう統合になったら、ベッド数が会津のほうは1,000床も超えていて、そして南会津は南会津医療圏であれば、現在唯一ベッド数が足りない。だからそういう医療過密のところにもう包括されてしまって、それらが南会津のほうは会津にまとめられてしまって、そういう医療の充実というのは図れないので、医療法上なくなるということは大変な問題じゃないかというふうに私も考えて、何回も一般質問の中でも訴えてきたわけですが、そのところは本当に、確かに町長もいろいろ憤りを感じているというのは考えます。結果的に

こういう結果になっているという部分で、本当に県側の姿勢に対して町長としてどう考えるのか、お伺いをしたいと思います。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

とにかく県立南会津病院は、私たちのこの地域にとっては非常に重要な病院である。その認識は一緒であります。どんどん医師が減らされる、あるいは診療科目が減らされる。これまでも小児科等の要望は聞いていただきましたけれども、ですけれども、今回のこれは多分正式な発表がないにしても、かなりもうそうだと思います。先ほども申し上げましたけれども、議長と私と県に行ってまいりました、急遽、この情報の中で。ですから、県はまだ明確なことはその時点では言いませんが、ほぼ間違いないと思います。

これまでと事情が違ってきたのは、一つには、南会津病院等、私たちのような地域の医師の人事権といたしますか、これが県にあるんでなくて病院のほうにあると、福島医大のほうにあるということです。私はちょっとこれは異常だと思います。そのことと、それからあともう一つは専門医制度、医師の研修制度、この制度によって、私たちの地域ばかりでなくて、全国的に大きな問題をまた一方で抱えたと。研修はいいんですが、結果的に研修医のまず試験を受けるための条件といたしますか、それとしては専門医の指導をできる病院とか医療施設で一定の期間働くことが条件になってくるということなので、指導医のいないところにはなかなか医者が来ない。それも一つの大きな要因だと思います。

ですから、国の制度、県の在り方、そしてもう一つ、県の地域医療枠というか、医師を要請する奨学金の制度でありますけれども、これが、私どももこれは勝手な勘違いだったんですが、保健福祉部に行ってそして確認しましたところ、この奨学金を利用したら、我々のようなところに来てもらえるのかと聞いていたら、福島県全体がそのエリアだということで、全く地域医療枠というのは機能していない。ですから、このことも含めて、これは町村会そして議長会の皆さんとともに県のほうにもその改正といたしますか、改善を要望してまいりました。

ですから、条例改正とか、あるいは医師の研修の改善とかそういうこと、もろもろの制度の改正をしていかないと、なかなか我々のようなところに医師が来てもらえないのかなと、それを実感しました。

ですから、我々ができることは精いっぱいやりたいと思いますし、住民運動に広げていくことも大事だと思っています。本当にそういう意味では、我々も教育力等も誘致しても、そこにすぐそういう緊急対応、救急対応できる医療機関ありますかということも大きな課題になって

いるんです、条件に。ですから、我々のこの地域としては本当に致命的な状況になると、そのように認識しておりますので、これからも、これまで以上に私としてもこのことについては県それから医大のほうにも要望を強めていきたいとそのように考えておりますので、ぜひご協力をお願いしたいとそのように思います。住民の皆さんにもぜひ応援いただいて、この解消に努めていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いしたいと思っております。

○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 町長の力強い決意といいますか、伝えてもらって、私も当然できることは精いっぱい頑張っていきたいというふうに思います。

これらも町長はもう十分に承知をしているというふうには考えますが、田島地域だけのみならず、館岩地域、伊南地域、そして南郷地域から通院している方もいるというふうに、私もちょっと病院に行って聞いてきました。そしてバスで通院している方もいます。そして子供さんなり家族の方が来るまで、一応朝早く送ってきて、そして来ている。これも南会津病院だから通院できるんです。これが他の病院に行くといっても、年配の方というのは1人で行けないです。家族の方が田島で、ここの病院で、ここから降りて車椅子でちゃんと送って行ってそこに受付済ませて、あと仕事やってくるからというような感じでやっていて、それで一応今医療がされている。これが若松のほうになれば、家族が仕事を休まざるを得なくなって1日ばかりになるわけです。そこになると本当に大変な、医療費のみならず家族全体にも負担がかかっているというふうに思います。

町長からは、このようなことは十分に承知をされているというのは、今までの質問の中でも分かっておりますが、ぜひ今回の医師の未配置というか、それについては先ほども最終的な回答として、一応署名運動、そういうものに発展をさせていかないと、なかなか県側というのは動かないと思います。ぜひそのところを頑張ってもらいたいというふうに考えます。

次に、先ほど来医療スタッフの件は、南会津病院の院長とも話し合っただけはされないように病院としても頑張っていきたいというような形なんですけど、これはどうなんでしょうか。実際、県立病院今赤字というようなこともありまして、すごくそういうところが今ちょっと動きとして、今現実的に県立病院というのがご存じのように、矢吹にあります精神科の専門病院の矢吹病院とあと宮下病院、そしてこの南会津病院、3つの県立病院なんです。

そういう中で若松の医療センターは県立医大の一応附属病院みたいな扱いになってはいますが、本当にスタッフの確保というのは、私は今回もちゃんと申入れをしておかないと大変だというふうに見ているんです。先ほどもちょっと一番最初の質問の中で申し上げましたけれども、1

回減った人員というのはなかなか今度は次の年、例えば整形外科医者が専属で配置をします。そうすると診療をやります。手術をやります。そして入院もやりましょうというような形になったときには、それなりのスタッフがそろっていないとその体制が取れないというような形になってしまうんです。そこまでちょっとしつこいような感じなんです、ぜひそのところ、先ほど町長は強くこのスタッフの配置についても頑張っていくと、そういうところまで踏まえてちゃんと申入れをすべきではないかというふうに考えますがどうでしょうか。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

何かもう議員に一つ一つ質問されているんですが、全てやっています。心配はいろいろされると思うんだ。スタッフのことから全て医師のことから全てやってきています。

今回の特殊事情と思ったのが、これまでもその事情もあったのかもしれませんが、今回は医大の事情で急遽整形外科医2名が減らされる、内科医もそうだろうと思いますが、そういう中で県は医療スタッフは減らしませんと言っています。また、医師が確保できれば、県としては南会津病院に派遣しますとも、県側では病院局側では言っています。

ですから、今回のいろいろ要望した活動の中で感じたのは、県立医大側で整形外科のスタッフが足りなくなったから南会津から引き揚げた。これについても具体的にもっと近隣の融通の利く病院から医大に異動してもらうことはできないのか、我々のほうに置いてもらうことはできないのかと、そういうことも申し上げましたが、人事権はなんせ医大の理事長なんで、ですから我々の言うところはそこまでなんです、そういう感じを受けました。だとは断言できませんが、そういう感じを受けました。

ですから、全てその医療スタッフのことも、お答えしたことも全て県側、あるいは病院側、医大側、それらに伝えてありますし、そして保健福祉部のほうにもそのような意向を言いながら、条例改正までやってくださいと。そうしないと医師の確保は、我々のような僻地の中で確保できない。行く医者がいなくなると。本当にそういう意味では地域の町で開業していただいている先生方は本当にありがたいですけれども、この南会津病院の医師の確保については厳しいということを申し上げてきましたので、それらも含めてこれからも皆さんと一致団結して頑張っていければと、まして、会津郡内の4町村力を合わせてやっていく本当に重要な案件だと思いますので、ぜひご理解願いたいと思います。

○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 すみません。しつこいように取られるんですが、それだけ私もちょっ

とこれ実はこの一般質問、医療関係の問題では6回目でございます。2期の1年目で5年間の中で6回目というのはちょっと異常だというふうに私も思いますが、それだけ絶えず危機感を持ちながらやっていかないとちょっと大変だなというような気持ちでございますので、ご理解をお願いします。

そして、次に町民の安全・安心を目指してということで、一応先ほど申し上げた防犯カメラ設置が会津地区のほうでは柳津町が河川の水量の監視も含めて一応防犯カメラでそういうところも危険予防しているというふうにも聞きましたけれども、それらについては町のほうで把握しているでしょうか。

○室井嘉吉議長 住民生活課長。

○居倉雅彦住民生活課長 答えいたします。

柳津町の防犯カメラの設置でございますけれども、防犯カメラの設置箇所が6か所ありまして、それを設置しております。それから河川のカメラについてはまた別でございますが、防犯カメラを平成30年12月に6か所を設置して、犯罪や防犯を減らし、安心・安全な町を目指してということで稼働を開始しているということでございますので、よろしくをお願いします。

○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 一応これらについて、今ほど設置されているということでの効果検証とか、どのような捉え方をしておるでしょうか。

○室井嘉吉議長 住民生活課長。

○居倉雅彦住民生活課長 この件に関しまして、荒海地区からもちよつとあれがあったものですから私も調べまして、昨年、柳津町のカメラの運用に関する要綱とかもありまして調べたんですが、犯罪への抑止や町民の安全確認、車両通行量、施設利用者、そのような防犯における危険箇所について6か所設置したということでありまして、町で設置したものであります。その中で、もちろん個人のプライバシー保護と調和を図りながら撮影区域をここですと明確にしまして、防犯カメラを設置したということでありまして、その機能につきまして、担当課のほうでも映像の確認とかそのようなことで管理責任を負いながら、防犯体制の確立を図っているということで担当課のほうに聞いております。

よろしくをお願いします。

○室井嘉吉議長 副町長。

○渡部正義副町長 町として検証したのかというご質問だと思います。それについては具体的な町での導入に向けた検証には至ってございません。

○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 一応、実際にやっている箇所のを参考にするというのも、そしてそれがどのような効果が出ているのかということが、この後じゃ本町においてどのようにしていくかということで考えるきっかけにもなるのではないかとというふうに思いますので、ぜひそういうのも、そして今ほど申し上げました柳津町だけじゃなく、ほかのところではどうなのかというのも参考にすべきではないのかというふうに思いますので、ご検討をお願いしたいと思います。

それであと、先ほど来からプライバシーの保護とか、そういうものについては当然私もこれらは充分に一応検討しないと大変な問題になりますが、以前地域でちょっといなくなった人もいまして、すごく国道に今そういう防犯カメラで、防犯カメラといいますか、国道に設置されているのは、そういう車の流れとかそういうものを調査するものというような形になっているんでしょうけれども、それが一つの調査の対象に、そういうのを参考にしながら、行方不明になった方の発見なんかにも寄与しているということもあるのではないのかなというふうに思います。そういうことでの検討というか、それらも含めての検討についてはどうでしょうか。

○室井嘉吉議長 副町長。

○渡部正義副町長 1つ例を申し上げますと、道の駅に防犯カメラがございます。警察署のほうから犯罪捜査の上での協力が求められればデータの提供をするということで、具体的には何か所か提供できるものもあろうかと思えます。

提案いただきました他市町村の事例を調査をして、本町で導入する場合どういう課題があるのか。町長答弁の中で申し上げましたように、設置費用、それから設置した後の維持管理コスト、それからプライバシーの問題、設置の箇所、南会津町の場合大変広大な面積を持っておりますので、そういったところも十分考慮しなくてはならないというふうに思います。

そういう意味では、公共施設等に取付けをして、そこが犯罪抑止のデータの提供につながるというような流れで、動いていくのが入りやすい導入の考え方かなというふうに、このように思います。

○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 一応ついさっきのはちょっと過ぎてしまっていますが、県庁の正面玄関のところ、ガラス割られたりそういうものをされたというのが、現実的に全く誰がやったものか分からなくて、そして急いで防犯カメラを設置をするようにしたというようなニュースも

つい最近見たわけですが、そういうのをあらかじめそういった人の配置をしなくても一定程度課題に、先ほど言ったようにプライバシーの保護も当然対処しないとこれはまずいことになりますから、そういうのも踏まえて、これらの安全・安心というような立場で今後検討をお願いをしたいというふうに思います。

とりとめのない話になって、そして町長から先ほど来地域医療の問題、地域と併せて郡内全体の署名活動等の取組をこれから協力要請をしていきたいというような強い回答でございましたので、私も議員の立場、あとは地域に戻れば一住民として精いっぱい署名等の協力を惜しまないでやっていきたいというふうに思いますので、全体でそれらをいい方向に向くように、この署名活動取り組んでいきたいというふうに思います。

以上で、私の質問については終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○室井嘉吉議長 以上で、6番、渡部訓正君の一般質問を終わります。

ここで、9番、大桃英樹議員にお諮りをいたします。

正午まで40分以上を残しておりますので、一般質問を継続したいと思いますが、いかがでしょうか。

○9番 大桃英樹議員 はい。

○室井嘉吉議長 了解をいただきましたので、一般質問を続けます。



◇ 大 桃 英 樹 議 員

○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君の登壇を許します。

9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 議席番号9番、大桃英樹。これから一般質問を開始いたします。

一つ目でございますが、町の宣言、みんなの力は地域の力、実現のためにということで、以下質問いたします。

平成29年6月に制定いたしました町の宣言の一つ、みんなの力は地域の力、みんなで創る協働のまちづくり、この宣言におきましては、協働のまちづくりを目指す宣言であるとともに、広大な面積を持つ町の4つの地域のよさを生かし、そして魅力ある地域、町をつくっていく理念であり、願いが込められていると、そのように理解しております。

このことから、町内4地域の地域活性、そして教育について、以下質問いたします。

1つ目でございます。地域には様々な人・もの・仕事・残していきたいものがたくさんございます。身近な地域の情報を町民や町外の方がより知ることのできる状況をつくるために、新たな広報事業として、地域ごとに情報を集め、コミュニティペーパーをつくってはどうか。また、その広報事業に当たりましては、情報提供、収集する広報特派員制度を設置いたし、そして町民とともに作るコミュニティペーパー、そして広報事業の確立を目指してはどうか。

2つ目です。文教厚生委員会では、館岩地域の少子化による教育環境、学校運営への影響について調査を重ねてまいりました。その結果、今後どうやって館岩地域の少子化、この状況を改善していくか、そしてもう一つは長期的視点に立った上で館岩小・中学校の運営をどのようにしていくか、このことに課題があると認識しております。この課題を克服するためには町民とともに検討していく必要があると考えますが、町の考えについて伺います。

大きな2つ目でございます。介護保険事業について伺います。

同じく文教厚生委員会では介護保険事業に関し、調査を重ねております。町内の特別養護老人ホームは建設から長い時間が経過し、老朽化による施設維持や経営について課題があると明らかになったことから、以下について伺います。

郡内にある特別養護老人ホームは昭和58年に開所した下郷ホームを初め、昭和62年の伊南ホーム、平成8年の田島ホーム、そして平成12年の南郷ホームと、長い月日が経過し、施設の老朽化が危惧されますが、状況について町の考えは。

2つ目、また特別養護老人ホームを運営している社会福祉法人南会津会の経営状況についてどのように把握しているか、伺います。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 9番、大桃英樹議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、町の宣言、みんなの力は地域の力の実現に関する1点目であります。

身近な地域の情報を町民や町外の方がより知るための新たな広報事業として、地域ごとの情報を集めたコミュニティペーパーの作成及び地域の情報提供を収集する広報特派員制度の設置による町民とともに作る広報事業を目指してはとのおただしであります。現在の町の広報事業は、広報紙やホームページ、SNS等を活用して各種情報の発信を行っております。

この中でも町民の手元に直接届く広報紙、広報みなみあいづに対しましては、各種大会やコンクールでの活躍など、町民の方々から記事のご提供や取材依頼が寄せられておるところであります。しかしながら、議員おただしのよう、身近な地域特有の、もの・仕事・残してい

たいものなどの情報収集及び発信は、広報紙の役割というより、地域に精通した特派員などによるコミュニティペーパーを通じた情報提供のほうが、身近で効果的に感じられるものと、そのように感じております。

一方、現段階のこれらの町の広報事業としての取り組むことは、地域ごとの情報収集の方法や、提供する手段、編集作業など運用面で多くの課題が想定されます。このことから当面は町民の方から寄せられる情報を基に、現状の広報事業を充実することで今後も見やすく分かりやすい広報紙の編集と、紙面の充実に努めるとともに、町民の方々が情報を提供しやすい方法を検討してまいりたいと思います。

いろいろな情報が行き交う中で、受ける側も情報の取捨選択あろうかと思いますが、町としてもよく議会でも皆さん方から提言いただきますけれども、どのようにその情報を皆さん方に伝えるんだと、そういういろいろな手段であったり、方法とか、それらに対しての対策とか呼びかけが大きな課題であることも事実でありますので、いろいろな方法を考えながらやっていかなければならないと思っています。

ましてや、このような少雪であったり、それからまたコロナウイルスの関係です、特に情報のしっかりした情報を提供することは非常に重要なことだとも思っています。しかし、私も議員時代でありますけれども、ずっと広報委員やっけていまして、これもなかなか大変だったです。皆さん、今やられていますけれども。その実感も自分としてございますし、そんなことも含めてどのようにしたらいいのかなということは検討する必要があると、私はそのように思いますが、現在のところ、今の現状の中での広報紙の一部の中に、その地域の取材とかそういうのも取り入れられないかなと、そのような検討は加えていきたいと思っていますので、ご理解願いたいと思います。

次に、介護保険事業に関する1点目ではありますが、郡内にある特別養護老人ホームの老朽化の現状に関するおただしであります。郡内の特別養護老人ホームは、社会福祉法人南会津会が経営しております6つの施設と、社会福祉法人桜寿会が経営しております優雅の計7つの施設がございます。

このうち、南会津会が経営しております下郷ホームは昭和58年建設です。伊南ホームは昭和62年の建設になっています。田島ホームも平成8年建設と建設後20年から30年経過する施設が多くなってきております。この中で本町にあります施設の現状を申し上げますと、過去6年間の維持修繕費は田島ホームで8,766万円、伊南ホームで3,956万円、南郷ホームで4,418万円、このようになっています。それらの施設の建設年度や各設備等の経過年数を踏まえまして、今

後の修繕計画を立てましたところ、今後5年間で田島ホームで6,015万円、伊南ホームで2,703万円、南郷ホームで1億400万円と多額の修繕費用を要すると、そのような現状になっているとそのように聞いています。自分も理事長なんで、現在のところ、大きな課題です。

次に、2点目であります。特別養護老人ホームを運営している社会福祉法人南会津会の経営状況に関するおただしであります。特別養護老人ホームにデイサービスセンターや在宅介護支援センター等、全ての事業を加えた南会津会の経営状況につきましては、平成30年度決算で2億2,530万円の数字上黒字となっております。部門別には特別養護老人ホームで下郷ホームがマイナスの1,053万円、あさくさホームでマイナスの1,232万円、この2施設は赤字となっております。

本町にあります田島ホームは8,987万円、伊南ホームが4,977万円、南郷ホームで3,517万円と3施設とも黒字経営となっているほか、只見ホームにつきましても6,698万円の黒字というような状況でございます。

この内容は、そうは言いますが、いずれこの黒字施設であっても、有価証券等これらを売却収入、これらを補填しての辛うじての黒字決算というものでございますので、実質いずれの施設も赤字経営というような状況でございます。非常に経営状況は厳しい状況であります。

一方、特別養護老人ホーム以外のデイサービスセンターや在宅介護支援センターにつきましては全事業ともに一定の収益を計上いたしておりまして、安定した経営が行われております。今後は、施設老朽化に伴う多額の修繕費用も発生することから、町としましては、介護保険事業自体の収支改善と、経営を圧迫しない計画的な修繕について指導していく考えでありますし、私も現在は理事長としてそれぞれの理事の皆さんにも訴えながら、評議委員にもいろいろな対策を説明しながら、今後の対応を考えていかなければならないと考えております。

そのようなことで、今後この改善策、できるだけ本当に皆さんが安心して、まだ待機者大勢いらっしゃいますが、この施設を利用できるような対策を考えていきたいと考えております。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長等より答弁させていただきますので、よろしく願いいたします。

○室井嘉吉議長 教育長。

○星 英雄教育長 それでは、私からは町の宣言、みんなの力は地域の力実現のためについての2点目、今後の館岩地域の少子化の改善及び館岩小・中学校の長期的視点での運営の検討についてについてお答えいたします。

館岩地区の少子化の改善及び長期的視点での館岩小、館岩中学校の運営につきましては、両

校とも地域にとりまして必要不可欠な学校であることやよりよい学習環境のためには一定規模の児童生徒数が必要であることなどを踏まえて、地域の皆様と十分な話し合いを持ち、検討していきたいと考えております。

なお、少子化の改善や一定規模の児童生徒数の確保のためには、他地域から子供たちを受け入れることも一つの策と考え、令和2年度から計画づくりが始まる予定であります山村留学事業の候補地の一つとして検討してまいりたいと考えていますので、ご理解をよろしくお願い申し上げます。

以上、お答えを申し上げましたけれども、具体的事項につきましては担当課長等より答弁させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 それでは、再質問させていただきます。

まず、町の宣言に関する事で、コミュニティペーパーに関する事でございました。課題は感じているものの、なかなか運営面であったり、手段方法について悩ましいところがあるということで、確かにそのとおりだと思っております。したがって、具体的な提案ということでさせていただきたいのですが、その前に現状の認識というところ、皆さんと共有しながら進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

まず一つは、この質問の趣旨、私にとりましては2つございます。1つは地域力ということでございます。前回の質問でも人口減少率ということがありまして、西部3地域においては減少傾向、しかし町全体としては他の町村、近隣町村と変わらない。つまり住民移動が田島地域に起こっている。あと、それ以外の住民移動に関してはほかの地区と同じ程度あるというようなことです。したがって、全体としてはおおむねそんなに心配する必要はないとは言わないですが、ほかと同じ平均的である。しかしながら、町内に目を向けると、西部3地域の課題というのは明らかだと思っております。

また、南会津高校の問題であったり、今回のスキー場の問題であったりということで、私は南郷出身としては、地域課題をどうやって改善していくか、結果が望まれるところでございますので、そこについては徹底していろいろな提案とか、課題の共有を提案しながら進めていきたいと思っております。

まず、そこで確認させていただきたいところではありますが、地域力が少し失われつつある、この原因についてなんです、私が考えるところによると、地域の共同参画が足りないのではないかと思っております。

今回この質問に当たり、南郷地域もう一回改めて見てみました。以前の資料であったり、広報なんごうというものを見ていくと、地域に身近なところに情報があつたということ、また南郷地域を語る人間が多かつたということです。南郷地域はどういう地域で、地勢についてもそうですし、伊南川の恵みを受けながら、そして南郷スキー場の観光面での有用さ、そしてさゆり荘の活用の在り方、この辺について、しっかり南郷の住民として持っていた。これは当然一つの村だつたわけですから振興計画等があり、そのように進めてきた。

しかし、合併したことによって、町全体で均衡ある発展ということでやってきましたので、少し南郷地域を語れる人間が少なくなつてきたのではないかな。距離が遠くなつたことによって、全て地域のことに関しては町にお願いするようなムード、雰囲気、そういったものが生まれている。ここに対して非常に危惧を持っているところです。

何でも、何かあると町に要望しろ、何か改善策を示せ、しかしながら地域はどうやって培われてきたかという、長い年月をかけて地域住民と共に進めてきた。したがいまして、協働のまちづくり宣言した我が町においては、もう一度、地域力を高めるために支所機能をしっかりするべきではないか。この趣旨の下の提案でございます。

支所機能に関しましては、今、窓口業務がメインになっております。したがいまして、地域振興ということに関しましては、オリジナルの独自の策を、例えばボトムアップで提案していくシステムであるとか、そういったことについては非常に薄いように感じています。

例えば予算上で言いますと、南郷豊年まつりというものが予算として上がっているものの、南郷地区、南郷地域全体でどういったことを振興していきますかということに関しましては、少しぼやけているような印象がございます。私はこのような課題を持っておりますが、町長の認識について伺います。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

私も就任して10年たちました。そのときに一番感じたのは、その当時からですけれども、地域力をどうするんだと、地域がだんだん減退していると。それは非常に大きな課題でありました。元気な手を挙げるところを応援するのも、これもいいんですが、私はこの減退している原因なんだろう、そう思いました。そういう意味で、元気がないところを元気出させるのはどのような方がいいのかということも考えて、いろいろな施策も今もやっているところですが、評価はいろいろあろうかと思ひます。充分とも思ひていません。

そういう中で、防災といひますか、大きな災害も何度も経験しましたし、そしてまた地域で

もいろいろなイベントをやっています。これの参加者の内訳と申しますか、これを見てもやはりほとんどが公社と役場職員でやっているような状況なんです。ですから、これらも含めて、そういう意味で、みんなの力はこの地域の力なんだと、みんなで一緒に頑張るんだと、そしてみんなで町をつくっていきましょうという意味合いの中でこの宣言をさせていただきましたし、それらに対しての町の事業を進めているところでもあります。

ですから、その現状は非常にどんどん厳しくなってきていると、そのように思っていますが、ただ、一方で災害に関しては、公助、共助、自助といろいろやってもらって、行政のもちろん防災の対策もごさいますけれども、それらいずれにしても行政そのものは行政だけでは成り立たない。地域の住民であったり、本当の関係者、それらの関係者が協力して理解してそれを実行していくということが一番大事なんだというふうに私は思っています。

ですから、そういうことも含めて今いろいろ懸念も、議員も申されましたけれども、私も本当にそういう懸念持っています。ですからそれを醸成するために今後どのようにするのかということ、そして支所機能いろいろ言われています。それも支所機能そのものも先ほど申し上げましたが、じゃ、みんな行政が手を出してやっていいのかということもごさいますから、しっかりその地域の人たちの声を聞いてそして連携してどのようにするのかということ、そして地域の人たちの考え方を、自助の努力を促すということも大きな役割を果たすんだろーと思えます。そうすれば、いろいろな相談に来られても、自分の考えの中で、いろいろ行政に対して物申される人が多くなってくるし、ただ行政に頼る人ばかりでなくなってくると思うんです。

ですから、実際に自分で何とかできる人まで行政に頼るような、そういう雰囲気だけは町としては出したくないと、そのように考えていますので、支所機能の充実、言葉の上ではそうですが、皆さんと連携した支所になれるように努力していければと、そのようにも考えています。

ですから、みんなで共につくる、この町をつくっていきたくいと、そのように考えているのが基本でありまして、来年度の予算にもなりますけれども、そのようなこともこれまでの検証も含めて町としては今後も実情に合った対応をしていきたいと思えます。

ただ、少雪であったり、コロナウイルスであったり、こういう突如として、このような外的な要因が出てきますので、それらに対しても町としてはしっかり対応していきたいと思えます。

○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 認識の上では同様なことをおっしゃっていただきました。

そんな中で、じゃどうするんだというところが大事だと思っています。時代の認識ということに関しまして最近課題を感じています。というのは、我々やはり昭和世代と呼ぶのですか、

戦後世代、そして昭和世代というのはどうしても右肩上がりの思考の仕方をします。しかしながら、こういった防災のことで地域力が試されるというケースが出ている。時代によって求められるものが違うのだらうと思うと、じゃ、どういう考え方で臨むべきか考えます。

そうしますと、今は地域課題に目を向けるということ、今までは地域活性だ、観光だ、人にどんどん来てもらってみんなで盛り上がっていきましょう。お祭りのようなやり方、イベント型、こういったことに力を注いできましたが、人口減少傾向になってきますとなかなか難しい。

ではどうしたらいいかという、地域の課題がそれぞれ明らかになってきている。こういったことをやっていく中で、我々やり残してきたことがあったんではないか。そういうような視点に基づいて、それぞれの地域の課題をしっかりと見詰め、住民の皆さんと、じゃどうしましょうということをご提案していくということが必要ではないでしょうか。そうしますと、やはり地域の教育、この後、館岩地域については教育、あと人口減少について質問をさせていただきますが、今、南郷地域に限って言えば、地域力の、もう一回自分の地域を見詰め、どういう地域なのか考えなくてはならないということだと思っています。それで、今回の新しい広報事業の一つとして、支所の職員と地域の住民の皆さんが手を携えて地域の情報を探したり、聞いたり、そして皆さん提案する。提供する。そのような体制をつくってはどうかということです。

確かに、町長おっしゃるように、住民からは求められる傾向が本当に強くて、このまま行ったらどうなってしまうんだらうと、非常に危惧するところです。運営上も非常に難しいところはあるものの、こちらからボールを投げてあげない限り、住民にとっては身近になっていかないんじゃないかなと思っています。お願いしたからオーケー、こんなことで物事が解決するのであれば、何も苦勞することはない。でも、ここはやはりもう一度手間をかけて、一つ一つの情報をしっかりと確認し合い、地域の価値について確認し合う。このようなことから広報事業、新たなことという部分で提案させていただきました。

恐らくそういった趣旨、理念に関しては賛同いただけるものとは思いますが、先ほどあったように運営面、じゃどうやったらいいのかというと難しいところもあるというような課題も明らかになっています。

ぜひ町長、今後課題を解決するためにも、一歩前に進むためにも、この事業に関して、しっかりと精査していただいて、町民の皆様にも問いかけていただいて、もう一回地域へ愛着を持てるような、長い目で見れば子供たちが地域に愛着を持てるようなことになるために、情報、分からなければ、地域のこと分からなければ愛着も生まれません。田島のことを知っていて、南郷のことは知らない。これも一つ町にとってはいいことですが、やはりもう一度根差して、しっ

かり地に足をつけて地域づくりを進めていく、このような視点からぜひこの事業について検討
いただきたいと思います。いかがでしょうか。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 広報のつくり方だと私は今現在できるのは、かなと思っています。いろいろ
広報は何となく今の状況ですと、町からの情報提供だけになっていると。ですから町民から頂
く情報もこれも全体に知っていただくというようなそういう手段もあろうかなと思いますので、
担当課とその辺は充分練りながら、そのようなことができるような方法を検討してまいりたい
と思いますので、ご理解願いたいと思います。

○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 ぜひよろしくお願ひしたいと、ぜひ進めていただきたいと思います。いま
す。やはり一歩がなければ、その先もございませんので、小さなことからやれるように、そし
て1つ参考になったのは地域における生涯学習カレンダーの存在です。南郷村時代からその存
在を知っていたわけですが、現在も続いているんです。生涯学習課分室が伊南支所に移ったと
してもその機能というのは残っている。そして住民の皆さんも各戸に貼ってあるんです。小学
校、中学校、さらには高校の話題、地域の話題までそこに網羅されている。非常に素晴らしい
ことだなと思っています。子供たちがいない家庭においても、今日は学校生徒がここでこうし
ているということが何となく分かっている。この距離感というのは非常に地域ならではのもの
でございますので、ぜひこのようなことを継続する。さらに拡張していくような方向で進めて
いただきたいと思います。

次に、館岩地域の教育に関して、こちらに関しましては今回の文教厚生委員会の報告書でも
報告させていただいているとおりでございます。

現状から確認させていただきますと、最新のもので、今回の事務調査の中で児童生徒数につ
いて、見込みについてお知らせいただきました。

その中で、令和5年度、この質問には令和5年度ということで申し述べておりますが、館岩
小学校におきましては入学者が7名なんです。7名になりまして、中学校においては、中学校
もこれは全体の人数になりますが、令和5年度で館岩中学校は17名になろうかと思ひます。令
和4年度で22名、そして令和5年度で17名、令和6年度で18名、令和7年度で16名というよ
うなことで、20名を切るような状況になっております。小学校についても恐らく同じようなこと
が言えるのではないかなと思っています。町全体といたしましても、例えば令和元年度、今年
度と比較いたしまして、田島小であっても令和7年度の時点では現在247名いるのが192名まで

減ります。減少率としては77.7%、館岩小においても70%ぐらいなんです。全体としても74.7%ということで、3割ぐらいの子供たちが少なくなっていく、令和7年度です。これはもう小学校入学ですから、6年後のことです。今年、今年度生まれた子供たちが全体で57名しかいないということで、非常に危惧されるところでございます。

このような全体を俯瞰しながら、この質問、再質問させていただきたいと思っておりますが、館岩地域においてはもう本当に目に見えて少なくなっているということ、現状としてでございます。しかしながら、一方で少人数教育ということも町としては一生懸命やっております。そんな中で、館岩地域の少人数、減少することが、教育上においてどのような課題につながるのか、教育長の認識を伺います。

○室井嘉吉議長 教育長。

○星 英雄教育長 それでは、私のほうからお答えいたしたいと思っております。

やはり教育の場というのは、切磋琢磨とか、他の考えを知る絶好の機会かなというふうに考えますと、ある一定規模の児童生徒数の確保が必要かなというふうに考えています。児童生徒数が減ってくると同時にそういう機会がだんだんと失われていくかなということも考えます。あと地域で過ごすと言っても、前は子供たちがいれば、子供たち同士で地域で過ごすとか、そういう自主性があったんですけども、だんだんそれも失われてきて、自立の面でも非常に危惧されるかなというふうに、こう考えております。

以上です。

○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 一方で、少人数教育ということで一生懸命やっております。そんな中でこれでどこまで対応していきますかというボーダーラインと申しますか、そういったものがあるのかなと思っております。

少人数教育ということで、複式化につきましては保護者の心配も非常にあるところですが、館岩小における現在の複式学級の状況と、その複式におけるメリット・デメリットについて伺います。

○室井嘉吉議長 教育長。

○星 英雄教育長 それではお答えしたいと思います。

複式学級というふうになりますと、2つの学年を1人の先生が指導するという形で、大変その辺が心配されていることかなというふうに考えています。しかし、現実的に複式学級がどうしても駄目だという声もそんなに多くはないです。現に今まで、過去の例を言いますと、針生

小学校辺りは完全複式といいまして、1年・2年、3年・4年、5年・6年ということで、3人の先生で6学年を指導していましたが、一切地域のほうからそれで困ったということは上がってなかったように感じます。また、逆にそういう複式学級で学んだ子が、中学校に進学したときに、大変優秀で、優秀というところとちょっと表現があれですけども、いろいろな面で積極的に活動するというので、大変自立心がついていたのかなというふうに考えています。

複式学級になりますと、当然1人の先生が2つの学年を持つわけですから、課題の違いがあるような教科に対してはしっかりと小学校ですから45分、向き合うことはできなくなるかもしれませんが、逆に利点としては教師に指導を受けない分だけ、子供たちが自主的に学習する時間も確保されるというメリットがあるかなというふうに思っています。

少人数教育は確かに、子供たち一人ひとりに応じて大変優れた教育方法だと思うんですけども、逆に手をかけ過ぎるという課題もあるんです。面倒見過ぎるというのも結構課題としてありますので、複式学級になればそういった課題も逆に解消される可能性もあるということです。そういうことと同時に昔からよく言われているのは、子供たちが2回勉強できるという、これは俗に言われることだと思うんですけども、先輩たちの学習を傍らで聞いていて、少し覚えて、また今度自分たちが先輩になれば後輩の学習を聞いていて、そこで復習するということで、そういうメリットもあるんじゃないかなというふうに言われています。

また、先輩になれば、当然同じ学級で学習するわけですから後輩の面倒を見てあげるとか、そういう面で主体性、自主性も身につくというメリットもあるというふうに言われています。

以上です。

○室井嘉吉議長 学校教育課長。

○渡部浩明学校教育課長 議員のほうから実情というふうなお話しございましたので、そちらのほう、私のほうからご説明させていただきます。

1年・2年で複式学級1クラスと3年・4年で1クラスという状況になってございます。それぞれの学年の児童数で申し上げますと、1年生が1名、2年生が7名、合計8人で1クラス、3年生が8名、4年生が3名ということで、11名で1クラスというふうな状況になってございます。

以上です。

○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 現状について伺いました。

このようなことからいろいろなメリット・デメリットある。また保護者の負担ということも

少し伺っております。学校訪問した際に、小・中学校にまたがって例えばお子さん持つ保護者におかれましては、例えば草刈りであったり、維持活動、奉仕活動等におきましても2回やらなくてはならない。そして、以前の規模で学校はそのままございますので、少子化による保護者の減少というのも当然ありまして、その手間が非常にかかるということもございました。

また、館岩中学校の老朽化ということも確認しております。こういった観点からしっかり町として方針を持って、どうしていくのかというビジョンをつくっていくべきだと私は思っています。しかしながら、一方でやはり住民理解というのも必要でございます。先ほど少人数教育に関して、デメリット・メリットというのをしっかり示していただきましたので、そういったことをしっかり示しながら住民と皆さんと向き合っていく必要があるのかなと思っておりますが、今後の方針について教育長の認識を伺います。

○室井嘉吉議長 教育長。

○星 英雄教育長 今後の方針につきましては、まず地域の方に今の現状というか、そういうものを共に話す中で、認識を共通化していきたいというふうに考えています。地域協議会とかそういう会があると思っておりますので、そちらのほうに参加させていただきまして、地域の皆様の声担当を聞いていきたいというふうに考えています。

場合によっては、館岩地区の教育を考える会とか、そういうものを立ち上げまして、地域とともに今後の館岩小学校・中学校の在り方、ましてや幼稚園もありますので、それらを含めた教育環境、そういう在り方について地域の皆様にご意見を頂きながら、どのようなやり方で進めるか、またどのような考えで持っていくかなどを、ご意見を頂きながら進めていきたいと思っております。

以上です。

○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 私もPTA会長を田島中でやっていた時期がございまして、そのときに、檜沢中と田島中の統合ということを経験しました。統合する前と統合したとき、どちらも保護者でおりましたので、非常に未来のことについて語るときに、保護者、当事者性というのが非常に難しいところでございます。現在いる人にとっては自分には関係ないということになりかねない。これからという人は心配する傾向にあります。非常に心配して、どちらかという慎重な態度をとられるんだなと思っております。

我々、報告書にもあるように、統合というのを何度か経験しております。そのときの反省を生かして、しっかりとした組織、そして情報発信、こういったものが必要かと思っております。地域

協議会での説明等もちろん必要かと思いますが、未来のことを語るに当たっては、しっかりとした組織そして方針の下に進めていただきたいと思います。教育を考える会については、非常に私は賛成でございます。この後、再質問の中でお話ししようと思いましたが山村留学に関しましても、それぞれの地域でどのような価値なのか把握した中で住民の皆さんと懇談深めていただきたいと思います。例えば館岩の教育を考える会、発足いつごろを考えていると、そのような考えはありますか。

○室井嘉吉議長 教育長。

○星 英雄教育長 それでは私のほうからお答えします。

館岩の教育を考える会というのは現時点で私が構想として持っている内容で、まだ具体的な動きはございませんので、ご理解願いたいと思います。

以上です。

○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 町民の皆様は不安なことに対して非常に慎重になられますが、一方で我々やらなくてはならないことを行政執行する、そして未来を描きながらやっていくということに関しては、やはりしっかりとした態度が必要かと思いますが、ぜひ主体性を持った運営のほう、お願いしたいと思います。

今ほどありました山村留学については、文教厚生委員会でもかつて長野県大町市のほうに伺って教育長と一緒に伺って現場を拝見いたしました。非常に子供たちが生き生きしている。今、田舎が失っている、私たちの子供たちが失っているようなものを都会から来た子供たちがそこでの生活を通して、非常にバイタリティあふれる、活動的で前向きで積極的で、そして地域となじんでいる、そのような姿を拝見いたしましてすばらしいと思っています。

昨年、10月に教育委員の皆様も現地を視察したというようなことですが、昨年の懇談会我々やった中でも非常に肯定的な意見が多かったところでございます。ぜひ減少する子供たちを補うためというのは一方ではありますが、外部からの子供たちが来ることで地域のよさを再確認することになりますので、私としてはぜひ積極的に進めていただきたいと思います。次第でございます。

そこで、アンケート調査をさいたま市の子供たちを取られたというようなことで、アンケート調査結果についても伺っております。その中では、かなりの保護者、そして子供たち、半数以上の方が田舎での暮らし、山村での暮らしについてやってみたいというようなことを書いてありました。

しかしながら、一方で教育長、懇談会の中では5%ぐらいはニーズがあるんじゃないかというようなことがありましたが、実際にはどれぐらいの子供たちが数として母数が分からなければ具体的な数も少し分からないので、例えばさいたま市の子供たちのアンケートにおいては、どれぐらいの子供たちがこちらで生活してみたい、そういった山村留学に興味があるというような意向を示しているのか、伺います。

○室井嘉吉議長 教育長。

○星 英雄教育長 それでは、お答えいたします。

アンケートはさいたま市の館岩少年自然の家を利用している学校、小・中学校の1年間の利用者の中の中の中の抜粋した学校にお願いしたという内容でありまして、大まかな概数を知るためにということで実施しました。その中で、1年以上そういう山村に来て、その学校で勉強してみたいというおおよその子供の数と大体保護者の数は大体約5%ぐらいということで出ています。年間2万人ぐらい利用すると考えますと、5%ですと1,000人ぐらいの数になる。大分さいたま市だけで考えてみれば、そういう希望する方が多いのかなというふうに考えております。さいたま市の場合は小学校のとき1回と、中学校のとき1回、自然の家利用していますので、大変館岩地区というああいふ環境については理解されている方が多いのかなということで、そういうのも数の中に反映されているのかなというふうに考えています。

以上です。

○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 友好都市との関係において、都市との関係において、そういった好印象をいただいている。そして南会津という地域を保護者の皆さんも理解していただいている結果、つまり館岩地域が以前から行ってきた交流がそのような結果になっているんだろうなと思っています。そういった意味では、非常にニーズ調査も行っていて、対象となるような人たちもこの地域を知っているということで導入しやすいのかなと思っていますので、ぜひ地域においてしっかり理解されるように努めていただきながら進めていただきたいと思います。

続きまして、介護保険事業について伺います。

これにつきましては、先ほど町長からあったとおり、介護保険に関しましては非常に現状厳しいと言わざるを得ないのかなと思っています。

それは介護報酬、国全体でもう10兆円を超えるような社会保障の負担になっております。今までなかったものが、いきなりではないですが、徐々に増えていって10兆円を超している。そして、これから2025年に向けて団塊の世代が増えていくというようなことで、非常に地域にお

いても課題だと思っています。国における態度が非常にあいまいで、介護報酬を変えることによって、自分たちの負担を減らして地域に押しつければ、自治体独自の動きをつくってください。また、財政負担を担ってくださいというようなことで非常に厳しいと思っているところがございます。そのような観点から、特養ホームにつきまして南会津会の皆さんと懇談をしたところ、このような経営状況について非常に厳しいというようなことが明らかになり、今回質問に至りました。

市町村にとっても、安心した老後を送るために、家族のためにも、ご本人様のためにも、非常に大切な施設ですので、計画的に進めていかないと大変なことになる。そのような視点から再質問をさせていただきたいと思います。

先ほど町長からも、それぞれの施設の収支状況明らかになったわけですがけれども、よく見えますと非常に多くの有価証券の売却を昨年度行っております。決算書を拝見いたしますと、2億2,500万円を超える有価証券の売却を行っているというようなことが明らかになっていきます。これについては事実かどうか、まず伺います。

○室井嘉吉議長 健康福祉課長。

○阿久津勝英健康福祉課長 答えいたします。

今ほど、昨年度行われた有価証券の売却についてのおただしでありますけれども、ちょっと数字が違っていましたので、改めて申し上げます。

伊南ホームでは4,995万円、同じく南郷ホームも4,995万円、田島ホームが9,980万円、もう一つ只見ホームのほうがございまして7,980万円、合計しますと2億7,950万円ということになっております。恐らく国債で持っていたということで、手数料差し引かれて入ったので、各施設で5万円ほど、例えば田島ホームが1億円の国債の額面だったところ、5万円の手数料が引かれて9,950万円と、そういったことでこういったことになっていると。4施設合わせまして、約2億8,000万円という金額になっております。

○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 有価証券が聞き取りを行ったところ満期になったからというようなことはあったものの、やはり2億数千万円の黒字は出ているものの、実質的には本当に赤字で、手持ちの有価証券もなくなりつつあるのかなと思っています。その財産という部分でお聞きしますが、このような有価証券、現金に換えられるようなもの、あと保有しているのでしょうか。

○室井嘉吉議長 健康福祉課長。

○阿久津勝英健康福祉課長 答えいたします。

法人のほうに確認しましたところ、これ以外には有価証券の保有はないというふうに伺っております。

○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 ということですが、決算書からすると、毎年事業においても2,000万円程度赤字が出ている状況で、さらに設備投資が再投資が必要になってくるという状況考えますと、今、繰越金が2億数千万円あったとしても非常に厳しいだろうかと、また、南郷ホームにおいては、今エアコンの改修事業に入っている。どうしても快適な生活、暮らしをしていただくためには、エアコンの改修等も必要になってくるわけですが、これについても多額の負担が必要と補助があったとしても、自分で持ち出しが必要だというようなことでありましたが、これも単年度で解決できないので、複数年度にまたがってやっていくような状況がありました。先ほど、長期的な計画を立てているというようなことで、非常に多額の修繕費を示されましたが、この計画に当たってはどのようにしてこの計画を遂行していくのか、その執行に関する計画について伺います。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 私からちょっと今までの経過も含めてお話しさせていただきたいと思いますが、今回が急に有価証券の取崩しとかになったわけじゃなくて、もう過去ずっと留保資金あったわけですけども、そういう流れの中で、修繕であったり、あるいは経営の中でそういうことをやってきたところが、有価証券の取崩し、実際にございました。ないところは結局はその時点で取り崩したからないということで、今あるところはそのような対応の中でやっているということでもあります。

ですから、先ほどもこの修繕計画等もありますし、これから介護計画、そして介護従事者への人件費とかいろいろな、あとは国からの条件とかあって、昨年もいろいろ話題になりました優雅に対する対応といたしますか、そういう中で人件費のアップとそれからあと国からの施設の介護保険の取り分と、その辺のいろいろな内部での動きがございましたものですから予期しない分もあったことは確かです。ですから、そういうことを今後どのようにするのか、国のほうがもっと力を入れていただきたいというのは、それぞれの自治体あるいは団体の考え方だと思いますが、そういうこれからますます厳しくなるということは確かなんで、その辺も踏まえた中で、町としても何らかのてこ入れは町自身も必要なかなと思っています。

これは、全体的な話になりますが、1つ資金的な問題と資格者の職員の問題とありまして、そしてまた特にこの南会津会の場合、非常に広範囲なんで、職員の配置に関しても大きな問題

があります。それは1つは職員の採用の問題があるんですが、採用の問題も希望者が田島地区は結構多いんです。只見地区は少ないんです。そうすると、南会津会全体で職員を配置しようとすると、どうしても我々の地区から只見に配置しなければいけない。そうして資格者、看護師この方たちもなかなか只見地区で確保できないとなると、私たちの地域から派遣しなければならないということになる。だけれども南会津会としては一つなんで、ですけれども、内部としてはできるだけ職員のサービスとか、何と申しますか、職務の内容が平準化できるようにしたいとは思ってはいるんですが、そのような事情の中でなかなかできないというような状況にもあります。非常に職員の方、個人の家庭の事情にしても厳しい方もいらっしゃるので、南会津会としてはそれらも改善加えた中でいろいろ対応していきたいと思っっているんですが、もろもろのいろいろな問題が、これが重なるとなかなか解決しにくいぐらいの状況になっているのも事実であります。そういうことも一つ一つ、職員の方と昨日は懇談をさせていただいたというのは、そういうことも含めて考え方、理事の皆さんにも、首長ですけれども、そのような実情があるということを報告しながら、その対応をお互いの町の中で何とか解決できることは努力しましょうというようなことで申合せをしているところであります。

ですから、私たちの町でできること、全体としてできること、それらがいろいろありますし、あと職場の中でできることと、課題がそれぞれございますので、それらを綿密に精査した中でこれからの課題を具体的な解決に向かってやっていくというのが今事務局との話しになっていますので、ご理解願いたいと思います。今すぐ改善できるものはやりますが、時間のかかるものも当然ありますので、その辺も皆さん方のご理解もいただかなければならないと思っております。当然今入所されている方もいらっしゃいますので、その人たちにも理解いただくようなことになろうかと思えます。

○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 我々も事情聴取、お話し伺う中で組織内でもいろいろな課題かあるということを伺いました。サービスが施設によってまばらになってしまうということ、あと財政的に言うと、発足当時、先ほど20年、30年前の施設ということでその当時若かった職員が年を取りますので、そうするとどうしても人件費が大幅に上がる。少し単純計算してみますと、決算書からすると66%ぐらいが人件費にかかっているような形になっています。ほかの全国的な例を見ますと六十数%ですので、若干やはり高めなのかなということは感じました。また優雅の補助金の件に関しましても、介護保険の状況、特養ホームの状況については、全国的な傾向はつかんだところでは。

そうしますと、全て50床程度なんです。56床から48床ぐらいの間で入所者がいる中で、一つ一つの採算をとっていくというのは非常に厳しい。つまり50人未満の施設においては全国的にも3割ぐらいは赤字なんですというようなことが明らかになりました。しかし、一方で待機者がたくさんいるということで、これを減らしたり、統合したりということはなかなか考えにくいのかなと今のところは思っております。しかしながら、今後長期的な中においては、そういったスケールメリットをどうやって生かしていくか、必ずピークが来てその後減少に転ずるといふこともありますので、施設に対する修繕の在り方も含めて、長期的な計画を立てていただきたいと思うところです。

町との関わりについて、前回優雅の件でいいますと、社会福祉法人ですので、県の監査は入る。法的には毎年県の監査が入る。問題がなければ3年に1回の監査になるというようなことを法的にはあるのかなというようなことを確認しておりますが、町として南会津会に対する監査であるとか、経営の在り方等についての関わり方というのはどのようになっているのでしょうか。

○室井嘉吉議長 健康福祉課長。

○阿久津勝英健康福祉課長 お答えいたします。

今ほど議員がおっしゃられましたように、直接的な監査は県のほうが行っております。町としましては、決算書の提出については任意でお願いをいたしまして頂いております。その中で、今回もそうだったわけなんですけど、気づいた点については確認をしながらご説明を頂いているところでございます。

○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 町長は理事長であるところから伺いますが、内部的なところで監査委員も設けていらっしゃるって、内容と伺いますか、組織の構成見ますと。理事長が町長でいらっしゃるしまして、常務理事1人、事務局としております。そして、郡内の下郷町長、只見町長、檜枝岐村長がそれぞれ理事ということになっております。あと、田島ホームの園長さんがもう一人理事ということでいらっしゃいます。理事会の在り方とか、例えばこういった長期的な課題であるとか、現状の課題であるとか、長期的な計画に関して、これはどこで計画したり、議論しているのでしょうか。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

理事、経営者、これはそれぞれの首長なっているわけでありましてけれども、監査は民間の方

を頼んでいるということ、それからあともう一つは、運営に対して評議委員がございますので、評議委員会の中に図りながら、皆さん方にご検討いただいているということでもあります。

ただ、いろいろ状況が変わっているような状況なものですから、当初の方向性というものがちょっと変わってきていることは確かであります。いずれ厳しい状況には変わらないんですが、そうした中で今後、町との関わり方はより密接になって、資金的な面でそのようになっていくのかなと、そのようにも考えています。

これから修繕とかいろいろ出てくるわけですが、当然留保資金がなくなれば当然それぞれの町になろうかと思えますし、設置時はそれぞれ共同で設置して、あとのそういうものはこれまでは南会津会に関してはそれぞれの施設がやってきましたけれども、今後は、私としては南会津町が一番この施設が多いわけでありまして、それらを逆な意味でよその町村の負担を頂くということはなかなか考えにくい。そうなれば、南会津会の中の事業であっても、それぞれの設置町村、そういうものが責任を持って今後経営に当たる、経営というのか、支援に当たっていく必要が出てくるのかなと、そのように思っています。

○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 これまで緩やかな人口減少だったわけですが、このように財政的に今非常に厳しい時代になってきました。転換期を迎えているのかなと思います。組織的にも拝見いたしましても、経営に詳しい人が特にいるわけでもなく、代表的な立場の方が参集されてそこでやられるので、それぞれの町村の考え方のようなものの戦いといいますか、すり合わせという部分、非常に困難があるのではないかなと思っています。その中で一番施設を持っている南会津町がどうやってリーダーシップを取りながら、イニシアチブを握って、住民福祉のために進めていくかということが問われる。まさに町長のリーダーシップにかかっているような、私はイメージしております。

ぜひ、いずれ町の負担しなくてはならないような時期も来るんでしょう。前回あった優雅の件と同様に町の関わり方をしっかりスタンスを持ちながら、定期的なチェック、そして経営状況、そしてサービスの在り方、これについてももしっかりチェックしていただきながら進めていきたいと思えます。

以上で質問を終わります。

○室井嘉吉議長 以上で、9番、大桃英樹君の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

ここで昼食休憩といたします。

午後 1 時から引き続き会議を開きます。大変ご苦労さまでございます。

休憩 午後 零時 03 分

再開 午後 1 時 00 分

○室井嘉吉議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで議長から申し上げます。

これから議題となります議案等の審議については、議会基本条例第10条の規定によって、質疑応答は一問一答方式で行うものとし、会議規則第55条のただし書の規定によって、質疑の回数が3回を超えることを許し、同規則第56条第1項の規定によって、その発言時間は答弁を含めおおむね30分に制限しますので、質疑は簡単明瞭に願います。

なお、会議規則第54条の規定により、発言は議題以外にわたり、またはその範囲を超えてはならないこととなっておりますので、ご留意願います。



◎報告第2号の質疑

○室井嘉吉議長 日程第2、報告第2号 専決処分の報告について、専決第2号 工事請負契約の一部変更について（御蔵入交流館音響設備改修工事）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、専決第3号 工事請負契約の一部変更について（さゆり荘建設事業パブリック棟建築主体工事）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、報告第2号 専決処分の報告についてを終わります。



◎議案第2号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第3、議案第2号 南会津町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番、高野精一君。

○11番 高野精一議員 この印鑑の条例なんですが、私もこの条例を初めて目にしていたんですが、非漢字圏のものは印鑑証明として今までは認めていたということでございます。それから、この下に書いてある中において、この名前の片仮名まで印鑑証明として今度は発行するというところでございますが、これは日本人の片仮名なのか、または外国人の片仮名なのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○室井嘉吉議長 住民生活課長。

○居倉雅彦住民生活課長 お答えいたします。

ただいまおただしの件については、外国人の住民登録がされている方でありますので、よろしく申し上げます。

○室井嘉吉議長 11番、高野精一君。

○11番 高野精一議員 そうするとこの印鑑証明というのは、通常私たちが必要とするときは、銀行に融資をお願いする場合に提出する書類の一部であったりするわけですが、この外国人の人もそういう面に対して、その証明は使うことができるという理解でよろしいのでしょうか。

○室井嘉吉議長 住民生活課長。

○居倉雅彦住民生活課長 外国人の方も住民票登録ということで、住基登録ということでなされておりまして、その方が印鑑証明する場合についても、このような形で印鑑を登録して銀行に出すとか、そのような形で実施できるということでありますので、よろしく申し上げます。

○室井嘉吉議長 11番、高野精一君。

○11番 高野精一議員 私も何年か前に浅草とか、そういうところで外国人が印鑑をかなり作っているというようなニュースを見ておったんですが、そうするとこれは何年頃から可能な業務になったのでしょうか。

○室井嘉吉議長 住民生活課長。

○居倉雅彦住民生活課長 住基法の改正で、国内登録と外国人登録と分かれていたんですが、それが一緒になりまして、もう外国人登録というのがなくなりまして、その住基法改正の段階でこのような改正になったということでございます。よろしく申し上げます。

〔「了解」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りをします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第3号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第4、議案第3号 南会津町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りをします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第4号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第5、議案第4号 南会津町職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番、山内政君。

○12番 山内 政議員 これは会計年度任用職員に対する条例の改正ですが、そもそも会計年度任用職員、今年度から始まるんですけども、総人数は記載してありますが、それぞれ本庁、あるいは3総合支所、そのほかで採用されたのか。その総人数144人のそれぞれの内訳をお知らせください。

○室井嘉吉議長 総務課長。

○渡部浩治総務課長 お答えいたします。

今回の条例改正につきましては、議員おただしのとおり、会計年度任用職員制度が入ったことにより改正ということになります。その中で、会計年度任用職員なんですが、それぞれの今回提出しております予算の中で申し上げますと、一般会計分で144名、国保で3名、介護で2名、公共下水道と水道で合わせて1名、合計150名となります。そのうち、一般の144のうちになります。館岩で3名、伊南で5名、南郷で2名、あと保育士で29名ということになります。

以上でございます。

〔「了解」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りをします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第5号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第6、議案第5号 公益的法人等への南会津町職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りをします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第6号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第7、議案第6号 南会津町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りをします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第7号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第8、議案第7号 南会津町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りをします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第8号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第9、議案第8号 南会津町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りをします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第9号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第10、議案第9号 南会津町立幼稚園預かり保育条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りをします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第10号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第11、議案第10号 南会津町立学校給食センター設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りをします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第11号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第12、議案第11号 南会津町小豆温泉窓明の湯条例を廃止する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 先日、産建委員の中でも伊南支所の支所長から説明ありましたが、まだちょっと分からない疑問の点があるので、ちょっと数点質問させていただきます。

町民の利用が多くということで、町民の声を聴いて今度は条例を改正して、保養条例にするということですが、指定管理を任せている共立メンテナンスのまだ指定管理の期間がある中で、確かに町民の声もいいですよ。まず、指定管理の会社から、これでは駄目だからこういうふうにしてくれという意見を交えての改正だったら分かるんです。そうでしょう。指定管理の契約をしているんですから。契約してまだ2年ですよ。それで、町民の声がこうだからこうしてくれという、指定管理している会社のほうからもこういうふうにしたほうがいいんじゃないかという提案でやったなら分かりますけれども、指定管理して経営を任せている、運営を任せているわけじゃないですか。それなのに2年でこの条例を変えて、低料金の方向でやるということもちょっと私は疑問に思うんですけれども、いかがでしょうか。

○室井嘉吉議長 伊南総合支所長。

○星 正信伊南総合支所長 お答えいたします。

今回、提案に至りました経過の中には、今現在指定管理を受けていただいております共立メンテナンスともこの間、四半期に一度打合せの場を持ちながら、今の経営状況、それから先方からの経営するに当たっての要望事項等について協議を重ねてまいりました。

その中で今現在の料金、統一の料金でございますが、大人の方につきましては500円の利用料金、それに入湯税を頂くということでございますけれども、なかなかオープン当初の30年は若干オープン需要もございまして、町民の方に利用いただいております数字からした場合に、今年度利用が減少しているというふうな状況がございます。

そしてまた、その中で指定管理者側といたしましても、曜日によりましてサービスデーということでポイントカードの2倍というふうなものであったり、町民の方への割引というふうなことで実施してきております。

そういった経過の中で、もう少し現場のほうとしても、町民の方から少し利用しやすい料金体系にしてほしいというふうな声も受けているというふうなこともございまして、そういった指定管理者側のそういった協議の中での要望等も踏まえまして、今回の提案に至ったということでございます。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 リピーターが減少しているというふうに捉えていいんでしょうか。もしそうした場合に、最初の1年目はみんな興味を持って行きます。ところが、2年目になったら減少した。これは料金が高いこともあると思うんです。だけれども、それ以外の要因というのは考えてみたんでしょうか。

○室井嘉吉議長 伊南総合支所長。

○星 正信伊南総合支所長 お答えいたします。

減少の要因として、我々として想定いたしました、また、利用された方の声からというふうなことで判断をいたしましたのは、1つといたしましては、利用料金を町民の方についてもう少し低料金で利用しやすいという料金にすることによって、利用者の増を図ることができるのかなというふうなことから、1つは減少の要因として利用料金があるのかなと。

それからもう一つといたしましては、地理的なことも要因の一つとしてはあるのかなというふうに思っております。スキーのお客様という部分で見ましても、帰路の途中にあるということであれば利用しやすいという部分もございますけれども、高畑スキー場を利用された方ありますと、若干3キロ程度戻らなくてはならないというふうなこともあろうかと思っております。

あと施設の設備的な部分で、何点か不備の部分もございます。そういったことで、例えば目隠しが高過ぎて景色が見えないというふうなことにつきましては、そこは改善できる部分といたしまして改善をいたしました。

それから、今現在、かけ流しということで非常に源泉が熱いものですから、そこにつきまして温度調節機能を設置しまして、それによりまして2つある浴槽の熱いほうの浴槽も、熱いほうが好きな方には利用していただけるというふうな改善もしながら、今後利用増に結びつけばいいなというふうに考えているところでございます。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 私は一番心配しているのが、この小豆温泉窓明の湯が新しくできまして、そして、指定管理をやるときに、もし私の情報が間違っていればごめんなさい。なかなか引き受ける人がいない。その中でようやく共立メンテナンスがやってくれたというふうに実は聞いています。これは人の話だから分かりませんよ、内情は。

その中で、今回こうやって指定管理料、予算を見ると300万出ていますが、ただ赤字になるから、300万を指定管理料としてやりますからやってくださいとやった場合に、本当にこのお客、利用者が増えるんでしょうか。それがすごく不安なんです。そして、行く行くはもう採算が取れないからやめますというふうになってしまわないかが一番心配なんです。そこら辺はどうでしょうか。

○室井嘉吉議長 伊南総合支所長。

○星 正信伊南総合支所長 答えいたします。

平成30年4月7日にオープンいたしました。そのオープンするに当たりまして、共立メンテナンスが指定管理者に決定したわけですが、我々といたしましては指定管理の公募をした際に、応募されたのが共立メンテナンスのみであったということ。そして、その審査に当たりまして、適切に運営していただけるということで、共立メンテナンスに決定したということでございます。

それから、指定管理料の部分につきましては、委員会の中でもご説明を申し上げましたが、開設年度、それから2年目の今年度の中で、非常に厳しい単体のみで、単体でとんとんであったり、黒字にするには非常に厳しい施設であるというふうな中で、指定管理者側のほうに努力していただく部分はあるにいたしましても、なかなか収支の黒字に持っていく、または赤字の幅であっても、そこを圧縮するということが難しい、そういった状況の中で、我々として努力する部分も必要でありますけれども、共立メンテナンス側のほうで経営努力していただく部分も考慮した中で、指定管理料をお支払いして施設を維持していきたいというふうな考え方でおるところでございます。

〔「了解です」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 いいですか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りをします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第12号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第13、議案第12号 南会津町保養所条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りをします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第13号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第14、議案第13号 南会津町生活改善センター条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りをします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第14号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第15、議案第14号 南会津町木材加工保管施設条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番、山内政君。

○12番 山内 政議員 青柳のチップ生産保管施設が普通財産に移行するというわけですが、この間、一般質問等を通じながらも存続を要請してきたものでありますが、それは町の循環型社会の中核をなす施設であったり、あるいは林業政策の一端で展開してきたというふうに私は捉えておりました。この条例改正により、今までの政策は完了したと、ここで政策の転換として、この条例改正案は捉えているのか伺います。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 政策の変更かということなわけで、私から答弁させていただきますが、これまでこの青柳のチップ加工場をやってきたわけでありまして、実際にこれに供したところが南郷のきらら289、それから、たかつえということでありました。

一番最初、きらら289でありますけれども、やはり私たちがこの機械を導入したとき、私も議員でありましたけれども、実際にその機械を利用して作ってみますと、チップに均一性が無いと。物すごく大きな物まで出ちゃうということで、そのボイラーに一度入れてみて、やはりボイラーが故障しました。最初は、最初のことなので、私どものほうの何と申しますか、チップの問題があったにしても、ボイラーの業者が最初は修繕していただきました。

それを続ける中で、やっぱりこれは何回も故障が起きるということで、あそこの施設そのものがちょっと目をつけて、何とかふるいにかけて均一性を図れないかということでやってきましたが、なかなかそれが改善できない。そして、チップが均一性がないものですから、一般のところに売ることもしません。

当初これはやっぱり実証実験という形で導入したという、私はそういう理解でございましたし、それなりの役割は果たしたのかなと思ひまして、そして、今度は新しく林業成長産業化、この中で今度は民間との提携の中で、そのチップの生産は行っていく考えであります。そういう総合的な考え方の中で今回切り替えて、あそこは今、1回これはそのようなやめるということ

で判断しますが、その機械が森林組合で活用したり、あるいはどこかで活用するというようなことになれば、それはそれで町としては活用を考えられますが、もしもない場合は、またそれはそれで判断していきたいと思います。

ですからそういうことで、もっと何とといいますか、商品性を考えた中で、もっと発展ある改善ということで捉えていただければいいかなと、そのように思っています。そして、あの施設そのものは、今後また急に壊すとか、そういう意味じゃなくて、あれを普通財産にして、また別な用途で、あるいは森林組合で引き続きアイデアをもらって、いろいろ協議もしながら引き続き利用することは可能でありますので、そういうことであそこのチップの生産は、一度そういうことではじめをつけるということでございますので、ご理解願いたいと思います。

○室井嘉吉議長 12番、山内政君。

○12番 山内 政議員 私もずっとこの政策に携わって、現場でも只見町議会とか、あるいは見たいというような方からも要望があって現場を案内したり、チップの利用のところも研修会等やっていただいたりした、そういう思いがあるものですから、非常に一抹の寂しさといいますか、そういう思いはありますが、やはりしっかりとここは検証という捉え方であったというのであれば、次のステップにつながるようなことでしっかりとこれからも林業政策の中で位置づけていただきたいなというふうに思います。

それで、今話の中に出ましたけれども、あの破碎機械を今後どういった形で利用されるのか、あるいはどこか持っていかれるのか。現状、今後どういうふうにされるのかちょっと伺いたいと思います。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 私は農林課のほうで、もちろん森林組合と協議はしているわけでありましてけれども、町の方向性としては森林組合が今管理しておりますので、まずは森林組合と協議をして、そして、その利活用を考えるということがまず最初の段階だと思っています。いろいろ考え方、私も聞いていますが、その辺も十分協議した中で決定していきたいと思います。

〔「了解」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 10番、湯田哲君。

○10番 湯田 哲議員 僕もそのときにいたし、パンフレットを見せてもらうと多分10年後の機械だと思うんです。あの当時、自走タイプなんかいろいろ、自走だろうなんて僕は思っていた一人でありましたけれども、あの巨大さと、移動できなかったもので、ああいうものがログオフ整備のところに行って、チップロードなんかあの現場でできるというイメージが

あったほうが僕は理想だというイメージがあったですよ。

結果的にあれを選んだのを執行部がオーケーを出したというのも、何で僕がここで質問したかということ、今後そういうものを導入したときには、5年先、10年先を見ていかないと、どうしたってそれが荷物になる時が来るわけですよ。あれが電気タイプじゃなくてエンジンタイプだってあったわけですよ。チップだから動力ももらえたでしょうけれども、そういう大きな買い物、あれはもともと2,000万から2,500万だったか、かなりの金額をしたわけですから、そういうものに対して執行部は森林組合、オーケー取ったのは我々なので、我々にも一責任はあるので、大きな声を上げればよかったのかもしれないですが、僕も機械畑なので、そういうのも詳しいはずなんですけれども、というか、そういう部分では必ず見直すべきだなと、反省を込めて僕も言わせていただいていますけれども、ぜひそういうのを加味しながら、出したからそのままやるとかじゃなくて、もっと専門的な意見、将来こんなものが必要だよ、チップがでかくなるのはパンフレットを見れば分かったはずですよ。俺も多分分かったんだろうね。

だから、そういう意味では、ぜひ反省の意味で、皆さんぜひ執行部も含めて我々もオーケーを出すときには、その機械の調査をしっかりと、後でこうやって、これは反省品ですよ。すごくいいものができなかったのは、我々も含めて反省だと思って質問していますけれども、ぜひそういう部分では、今後そういう大きなものの買い物をするときには、その精査についてしっかりとしてほしいというような意見なんですけど、考えは。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

私も今はこの立場ですけれども、そのときの立場だった方が湯田議員であります、執行部ね。我々も反対側、議会のほうにいて、いろいろ説明を受けました。パンフレットを見せていただきました。どんな現場にも行ってチップが生産できるというような、そういう説明でありましたし、エンジンは確かについていないことは確かです。牽引して行って、でも、かなり大きな重機でないと牽引できないよというような条件は、それは分かっていました。

しかし、実際に購入してみたら、デフ装置がないとか、前進、バックしかできないような。ですから、確かに確認してやらなきゃならないということは、それは確かだと思います。いろいろ確認された中でこのような過去の話ですので、ただ現物は今ありますけれども、ですから、そういうことも含めて、私としてもそういうもろもろのことも含めた中で、今、町政の執行に当たっているわけでありましてけれども、いろいろな中でそういうようなことがあろうかと思いますが、そういうことも含めてしっかり対応できるような、そして、その事業を進めるに当た

っては、その辺も皆さん方にも十分説明させていただきますし、皆さん方にもいろんな議論いただいて、そして、それを参考にこれからもいろいろ町の執行に当たっていきたいと思います。

本当にあれもある意味で画期的な機械だったと私も思います。本当にどこに行ってもできると我々は説明を受けたから。ですから、これからまた活用の仕方はいろいろ森林組合のほうとも実際詰めています。ですから、あろうかと思いますが、先ほど一番最初、山内議員の質問にお答えしましたように、できるものが均一じゃなくて、1メートルぐらい長いものが出てきてしまうと。だから、今度は何というのかな、チップボイラーのチップ供給のらせんのスクリューというのかな、そこのところで引っかかって、故障が何回か起きているということでもありますし、ですから、そういう今の設置されているボイラーには使いにくい。ですから、確かに言われるように、林道のチップロードみたいなものには使えると。

そういうことでございますので、いろんな役立て方はあろうかと思えます。あるいは現場に持っていければ、いろんな枝とか何とかなの処分もできるというようなことも可能だと思えますので、十分調査した中で、町としては今後対応していきたいと思えますので、ご理解願いたいと思えます。

○室井嘉吉議長 10番、湯田哲君。

○10番 湯田 哲議員 今、町長の答弁の中にありましたように、本当はまだ動きますし、燃やすにはできないチップかもしれませんけれども、本当に僕はこれから森林の時代なので、発電機があれば今、山村の発電機はもちろんでかいので動きますから、現場に行ってチップロードのためと町長も言われましたし、そういう意味では、そういう整備に有効に今後いいものだと思います。ただチップを燃やすにはちょっと不便なものかもしれませんけれども、ぜひ有効に今後そういう方向で進めてほしいなと思えます。

終わります。

○室井嘉吉議長 ほかにございせんか。

2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 今の皆さんのやり取りを聞いていますと、まだまだ可能性がこれはあるんじゃないですか。そうすると指定管理はわざわざ外さなくたって、やっぱりチップ工場として残してもいいじゃないでしょうか。先ほどの町長の答弁にもいろんなこれから模索していくということでしたが、もしこれをチップ工場として指定管理を外したら、ただの機械小屋ですよ。そこら辺はどうでしょうか。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 お答え申し上げます。

青柳チップ工場につきましては、今現在、町長から答弁があったとおり、様々な森林組合等のほうと活用方法について検討していくというような状況ではございます。

その中で森林組合の意向といたしましては、やはり倉庫等、特に冬場の活用等も考えていきたいというようなお話もお伺いしておりますので、今現在のそれと社会状況がちょっと若干変わりました、荒海のほうで平成30年度から針葉チップの生産が始まりました、さらにはこの令和元年度につきましては、新しい会社、森林資源株式会社、こちらのほうで針葉チップの燃料チップのほうを作製を始めているところでございます。

そういった観点から考えますと、やはり今現在の青柳チップでは、ほかの製品としてなかなか売ることができないということもございますので、施設利用につきましては、やはり森林組合と協議をしながら、倉庫等の活用がベストじゃないかなということで考えております。

〔「了解です」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りをします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第15号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第16、議案第15号 南会津町町営住宅条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

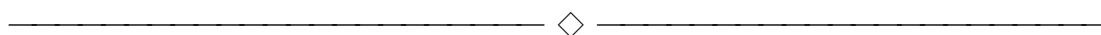
お諮りをします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第16号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第17、議案第16号 南会津町町営住宅管理条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りをします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第17号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第18、議案第17号 南会津町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 一応この住宅の利用者というか、中堅所得の方が入れる住宅という説明を受けたと理解しますが、それが間違いないかどうか1点と、あと需要はどうなんでしょうか。お願いします。

○室井嘉吉議長 建設課長。

○月田 啓建設課長 お答えいたします。

先ほど議案第16号が町営住宅ということで、低所得者世帯向けの住宅と、今ほどありますのが特定公共賃貸住宅、こちらが中堅層の住宅ということになっておりまして、現在の利用状況でございますが、特定公共賃貸住宅5棟、14戸ございますが、空き家になっているところが今現在、伊南地区の2戸あるような状況でございます。

以上です。

〔「はい。わかりました。了解」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りをします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第18号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第19、議案第18号 南会津町小豆温泉せせらぎオートキャンプ場条例を廃止する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 一応このせせらぎオートキャンプ場というのは、花木の宿の上のほうですよね、場所は。あの橋を渡って。それで、実際この後ここで廃止をして、そして、施設関係のものはその後に今度は撤去というような形が出てくるのでしょうか。

○室井嘉吉議長 伊南総合支所長。

○星 正信伊南総合支所長 お答えいたします。

本施設につきましては、本条例を廃止いたしまして、その後でございますけれども、施設関係を撤去というところまでは今後の課題ということで残しまして、すぐに撤去できるというこ

とではございません。

また、今後の部分になりますけれども、普通財産といたしまして、ほぼキャンプ場という利用になるのかもしれませんが、そこにこだわらない活用方法等を内部で検討する。または、そんな提案を受けながら、そこを利用したいというふうな団体等があれば、そういった利用の方向についても検討していきたいというふうに考えております。

○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 今ほど、まだ廃止後の手当てについては考えていないということなんです。実際のところ需要は、そういった今ほど答えられたような、何というか、需要要望みたいなものはこれまでもあるんですか。

○室井嘉吉議長 伊南総合支所長。

○星 正信伊南総合支所長 そういった部分についての需要はございません。

○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 こういうその施設をそのまま置いても大丈夫なんですか。そのまま廃止も撤去等もしないで、現状のまま置いてもいろいろ何というか、支障が出るとかそういうことはないんでしょうか。

○室井嘉吉議長 伊南総合支所長。

○星 正信伊南総合支所長 施設をそのまま置くということについての支障はございません。ただ、夏場であれば周辺の草刈り等であったり、冬場であれば降雪状況によりまして、雪下ろし等をしたりする管理業務は今現在もやってきておりますし、今後もそういった管理の業務は出てくるということでございます。

〔「了解」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りをします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第19号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第20、議案第19号 町道路線の廃止についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りをします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第20号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第21、議案第20号 町道路線の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りをします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第21号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第22、議案第21号 町道路線の変更についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第22号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第23、議案第22号 公の施設の指定管理者の指定について（南会津町地区集会施設 25か所）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りをします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第23号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第24、議案第23号 公の施設の指定管理者の指定について（南会津町公民館 2か所）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りをします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第24号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第25、議案第24号 公の施設の指定管理者の指定について（南会津町田島体育館）を議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りをします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第25号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第26、議案第25号 公の施設の指定管理者の指定について（南会津町老人デイサービスセンターみさわ荘）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りをします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第26号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第27、議案第26号 公の施設の指定管理者の指定について（南会津町老人福祉センター 2か所）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りをします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第27号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第28、議案第27号 公の施設の指定管理者の指定について（南会津町高齢者生活福祉センター 2か所）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りをします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第28号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第29、議案第28号 公の施設の指定管理者の指定について（南会津町在宅介護支援センター 2か所）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第29号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第30、議案第29号 公の施設の指定管理者の指定について（南会津町生活改善センター 4か所）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りをします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第30号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第31、議案第30号 公の施設の指定管理者の指定について（南会津町農村公園 14か所）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りをします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第31号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第32、議案第31号 公の施設の指定管理者の指定について（南会津町和泉田農村環境改善センター）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

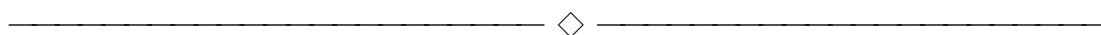
お諮りをします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第32号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第33、議案第32号 公の施設の指定管理者の指定について（南会津町会津高原ふれあい農園）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番、山内政君。

○12番 山内 政議員 会津高原ふれあい農園、かつて説明を受けたときに、都会の方の利用を推進されるということで、非常に興味を持った施設ですが、その後あまり関わっていないので、ちょっと質問させてください。

まず、これまでの利用の実績という、単年度でいいんですけれども、どのくらいの方が利用されているのかお伺いしたいと思います。

○室井嘉吉議長 館岩総合支所長。

○阿久津弘典館岩総合支所長 お答え申し上げます。

会津高原ふれあい農園につきましては、現在12名の方、これは地元のペンションの方、それから地元の一般の方ですが、その方々が使っておられます。あと地元以外の方につきましては、そばオーナーということでございまして、埼玉県の方が1名、ふれあい農園を利用されております。

○室井嘉吉議長 12番、山内政君。

○12番 山内 政議員 開園当初は都会からの利用ということも想定されて、推進をしていくんだというような説明を受けたような記憶なんですけれども、できればそういう方が増えるといいなと思うんですけれども、今後の活用策といいますか、そういったことについては指定管理者と協議をされたことはございますか。

○室井嘉吉議長 館岩総合支所長。

○阿久津弘典館岩総合支所長 お答え申し上げます。

都会の方の利用の推進ということでございますが、なかなか当初はそばオーナーということで、もう少し人数が多かったように記憶しております。今後の利活用の方針でございますが、実は現在、館岩地域、南会津地域もそうですが、教育旅行ということで実施しておりますが、教育旅行の受入れということで、農家民泊等ありますが、農家の方々も高齢者が多くなっておりまして、なかなか体験的なものについてまでなかなかお世話できなくて、農家民泊を断念するというような事態が発生しております。これにつきましては、みなみやま観光さんとも協議しておりますが、このふれあい農園で集中的にというか、そういう体験、ふれあい活動ですね。教育旅行の関係で利用できないかどうかを現在検討中であります。

〔「了解」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りをします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第33号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第34、議案第33号 公の施設の指定管理者の指定について（南会津町館岩生活環境施設 2か所）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りをします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第34号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第35、議案第34号 公の施設の指定管理者の指定について（南会津町農業生産拠点施設 5か所）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りをします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第35号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第36、議案第35号 公の施設の指定管理者の指定について（南会津町総合交流促進施設 2か所）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第36号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第37、議案第36号 公の施設の指定管理者の指定について（南会津町久川ふれあい広場）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りをします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第37号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第38、議案第37号 公の施設の指定管理者の指定について（南会津町木
伏転作センター）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りをします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第38号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第39、議案第38号 公の施設の指定管理者の指定について（南会津町伊南林業総合センター）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第39号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第40、議案第39号 公の施設の指定管理者の指定について（南会津町木材加工保管施設）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りをします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第40号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第41、議案第40号 公の施設の指定管理者の指定について（南会津町館岩広域観光案内所）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りをします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第41号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第42、議案第41号 公の施設の指定管理者の指定について（南会津町ものづくり伝承館）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りをします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第42号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第43、議案第42号 公の施設の指定管理者の指定について（南会津町川衣交流センター）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

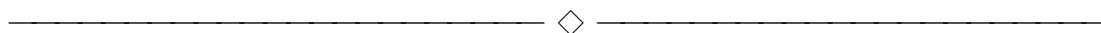
お諮りをします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第43号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第44、議案第43号 公の施設の指定管理者の指定について（南会津町前沢曲家資料館 ほか7施設）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りをします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第44号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第45、議案第44号 公の施設の指定管理者の指定について（南会津町ふるさとビューポイント 2か所）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りをします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第45号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第46、議案第45号 公の施設の指定管理者の指定について（南会津町館岩展示販売センター ほか5施設）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りをします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎諮問第1号の質疑、採決

○室井嘉吉議長 日程第47、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑を終わります。

これより討論を省略し、採決いたします。

本案は、諮問のとおり適任とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、諮問のとおり適任とすることに決定しました。



◎諮問第2号の質疑、採決

○室井嘉吉議長 日程第48、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑を終わります。

これより討論を省略し、採決いたします。

本案は、諮問のとおり適任とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、諮問のとおり適任とすることに決定しました。



◎散会の宣告

○室井嘉吉議長 これをもって、本日の議事日程は全て終了をいたしました。

本日はこれにて散会いたします。

明13日は午前10時から開議し、議案審議を行います。
大変御苦労さまでございました。

散会 午後 2時11分

令和2年第1回南会津町議会定例会 第4日

議事日程 (第4号)

令和2年3月13日(金曜日) 午前10時開議

- 日程第1 議案第46号 令和元年度南会津町一般会計補正予算(第7号)
- 日程第2 議案第47号 令和元年度南会津町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第3 議案第48号 令和元年度南会津町介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第4 議案第49号 令和2年度南会津町一般会計予算
- 日程第5 議案第50号 令和2年度南会津町国民健康保険特別会計予算
- 日程第6 議案第51号 令和2年度南会津町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第7 議案第52号 令和2年度南会津町介護保険特別会計予算
- 日程第8 議案第53号 令和2年度南会津町農林業集落排水事業特別会計予算
- 日程第9 議案第54号 令和2年度南会津町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第10 議案第55号 令和2年度南会津町水道事業会計予算
- 日程第11 令和2年請願第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願について(総務委員会)
- 追加日程第1 委員会提出議案第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出について
- 追加日程第2 委員会提出議案第2号 県立南会津病院の医師確保充実強化を求める意見書の提出について
- 追加日程第3 議員派遣の件について
- 追加日程第4 閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(16名)

1番	五十嵐 芳 道	議員	2番	馬 場 浩	議員
3番	川 島 進	議員	4番	湯 田 芳 博	議員

5番	室井英雄	議員	6番	渡部訓正	議員
7番	丸山陽子	議員	8番	湯田良一	議員
9番	大桃英樹	議員	10番	湯田哲	議員
11番	高野精一	議員	12番	山内政	議員
13番	菅家幸弘	議員	14番	星光久	議員
15番	楠正次	議員	16番	室井嘉吉	議員

欠席議員（なし）

説明のための出席者

大宅宗吉	町長	渡部正義	副町長
星英雄	教育長	渡部浩治	総務課長
小寺俊和	総合政策課長	馬場純也	税務課長
居倉雅彦	住民生活課長	阿久津勝英	健康福祉課長
室井利和	農林課長	羽染正巳	商工観光課長
月田啓	建設課長	渡部敏明	環境水道課長
渡部さつき	会計室長	五十嵐小一郎	農業委員会 事務局長
渡部浩明	学校教育課長	遠藤知樹	生涯学習課長
阿久津弘典	舘岩総合支所長	星正信	伊南総合支所長
酒井浩哉	南郷総合支所長	木下光廣	代表監査委員

事務局職員出席者

鈴木雄蔵	事務局長	星貴夫	事務局長補佐
------	------	-----	--------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○室井嘉吉議長 それでは、これから本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○室井嘉吉議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。



◎議案第46号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第1、議案第46号 令和元年度南会津町一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番、山内政君。

○12番 山内 政議員 一般補正予算の25ページ、款商工費、項の商工費、目の観光施設等管理費、節の委託料、これの少雪経済対策事業指定管理料についてお尋ねをします。

この指定管理料は、各スキー場を経営している会社に支出をするわけですが、各会社が地元の事業者ちゃんと支払いをするのか。指定管理をしている会社の中には、複数のスキー場を経営しているところもありますので、違うスキー場や、あるいは施設に支払いに充てていることも、金に色がついていないので、若干危惧をします。その辺のところの確認というのはどういうふうに行えるのか、本当に困っている南会津町の事業者にしっかりと届くのか、その辺のところを伺います。

○室井嘉吉議長 副町長。

○渡部正義副町長 私のほうからお答えを申し上げます。

議員おただしのように、事業者の中には支払いが遅れているやの情報が私のほうにも届いております。当然、今回、指定管理料として予算を計上し、執行する際には、その辺は条件付け

をして、地元への支払いを優先だというようなところは当然担保した上で、指定管理料を交付するということが求められるというふうに思っております。そのようにしなければならないと思います。

○室井嘉吉議長 12番、山内政君。

○12番 山内 政議員 その辺のところをきちっと、支払いが完了するようなところまでしっかりと、支払い完了した後も、これ4月とかになるかもしれませんが、しっかりとその辺は継続的に見ていただきたいというふうに思います。どうですか。

○室井嘉吉議長 副町長。

○渡部正義副町長 指定管理料の交付の際に、文書に明示するというのがまず1点かと思えます。それから、実際に精算をして、精算の書類を受け取るときにも、それは当然確認しなくちゃいけないと、このような二段構えでチェックをしていきたいと、このように思います。

○12番 山内 政議員 了解。

○室井嘉吉議長 ほかにございませんか。

6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 私も、今ほど申されました一般補正、ページ25、観光商工費、目が4観光施設管理費、その中の13委託料の少雪経済対策事業指定管理料についてお伺いをします。

今回、少雪対策として、町内4スキー場に対し、少雪損失補填のため指定管理料を支出するとの提案がなされています。

おとといの一般質問でも、支援内容の議論がされました。町からの説明で、異常気象による自然災害であり、スキー場の健全経営、他の産業へ波及するものが大きく、支援が必要と、こうあったと思います。

支援については、やはり町民の理解を得ることが大切と考えています。そして、今後もこのような状況が生じることも踏まえて、支援を考えることが大切だと思います。支援について、私の考えを述べます。

今回は、異常気象による自然災害であり、スキー場の健全経営のためにも、支援は賛成します。

問題と考えるのは、その内容です。過去3年間の収支の平均額と本年度損失の差額を補填するとしていますが、結果として、過去3年間の収支の平均額の合計、これは1億3,215万3,000円というふうになるかと思いますが、よりも多い補填額が計上されています。このことについて、町民からの理解を得ることはできないと考えます。少雪で営業できない今年のほうが、

降雪があって営業していたこれまでの年より多い支援が必要との説明は、他の産業に対する支援とのバランスから見ても、突出した内容となっています。支援額は、過去3か年の収支の平均額の合計額以内での支援ではないかと思えます。

2月28日の全員協議会とこれまでの説明では、今回計上された予算の範囲内で、決算状況を見ながら執行するとの説明がされています。繰り返しますが、その意味でも、補正予算について、他の内容は反対するものではありませんし、スキー場への支援についても反対ではありません。過去3か年の収支の平均の合計額以内での執行とすべきではないかというふうに考えています。それにより、補正予算についての何と申しますか、予算の範囲内ですから、それは認めてというか、そういう考えの下に執行するというのであれば、私もこの一般補正については賛成の立場で臨みたいと考えておりますが、それについてお考えをお伺いします。

○室井嘉吉議長 副町長。

○渡部正義副町長 私のほうから答弁をさせていただきます。

今回の少雪対策ということで、指定管理料を計上するに至った経過を、少し説明をさせていただきます。

年末年始、雪が少なくスキー場が大変だということで、その後、1月にかけてその状況が改善することを期待していたんですが、残念ながらそういう事態ではなかったということで、我々のほうでは1月の下旬から2月の中旬にかけて、集中的にその対応について検討をしてみました。

スキー場を経営している事業者のほうから、スキー場、それからホテル、この部分についても大変な影響があるのでお願いをしたいということでございましたが、ホテルにつきましては民間の宿泊施設との絡みもあるということから除外をして、少雪で影響を受ける分ということで、今回は12月から3月までの経費について、支援の方向性を探ったということでございます。

スキー場そのものは、議員の皆さんご承知のとおり、4月から11月までのいわゆるグリーンシーズン、ここが収益が見込めない期間、これもスキー場という性格上やむを得ないのかもしれませんが、今後はやっぱりそこは手を入れていかなくちゃいけないというふうに思っております。

ですから、その期間に対する支出も当然、スキー場の中ではございます。ですから、黒字になっているというふうに見えるかもしれませんが、その分の費用についても、スキー場を運営する側が考慮して臨まなくてはならないという背景を踏まえて、町としては、実際に雪が降らないことの影響って何だろうというふうに考察をしまして、1つは、雪が降らないから収入が

減るよねと。一方では、経費も少ないということを踏まえてその差額を抑えた、これが1点目です。

それから、過去3年間との比較をしたというのは、やはり物価だとか人件費だとか、直近3年間で見るのが妥当であろうと。それより遡ってしまえば、原発の風評被害との関係も出るので、過去3年間の平均との差を今回、指定管理料として計上して、スキー場の安定運営に寄与するというところでございます。

それで、町がなぜということですが、4スキー場はそれぞれ、そのスキー場の所有者は町でございます。町が設置したスキー場、そこを管理運営していただいているそれぞれの事業者と指定管理契約を結んでいるということで、これまでは少雪で町から支援を求めるということはなくて済んだんですが、今回の本当に記録的な少雪によって、スキー場のほうでは何とか営業を継続するための努力をしまして継続を、営業をしてきたと。そういったところを踏まえたと、町の責務としては、やはり指定管理料としてしっかり必要な分を支出をして、今後の安定運営に持っていくというようなところでの中身で精査をしたところでございます。

なお、指定管理料として計上した金額について指定管理者から言われたのは、最終的にもっとも状況が悪化した場合には、町としてさらに上積みをしていただけないかという話がありましたが、予算というものは一定金額を見たものでございますので、それについては応じることができないということで、それぞれスキー場の計上した金額の範囲の中で、最終的には精算方式という形をとって支援をするという方針をまとめて、この補正予算に計上したところでございます。

○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 今ほどの町のほうの説明についても、私は理解しているつもりです。やはり、町民目線というのを考えたときに、一応赤字分プラス、そして過去3年間の支出の平均額、私は捉え方によりましては、通常、本当に少雪対策というのは赤字分の補填と、あとプラスして、これから、先ほど来話しありましたように、クローズから再開までの金がどのくらい必要なんだと。グリーンシーズン売上げが少ない、やはりそういった、その算出根拠をちゃんと事業者にも出させて、そして対応していくというのが基本的な少雪対策の在り方ではないのかなと。やはり、そのところが今回ちょっと違うんじゃないかというふうに捉えています。

ちょっとそここのところの関係については、先ほど来からの、私もこの間、この意見を申し上げるに当たって、いろいろ調べたり、考えをまとめたり、いろんな方からの話も聞かせていた

だきましたけれども、先ほど申し上げましたように、やっぱり町民目線というのはそうなんじゃないのかな。そして、これから、コロナウイルスの問題も、多分間違いなく出てくるだろうと。7万7,000件の宿泊料減というのは、もう現在でも出てきていますから、これが出てきたとき、対応というのは考えざるを得ないと思うんですよ、三セクで町が施設運営しているわけですから。

だから、そのときにも、考えたときに何というかな、やっぱり今回のはそういう立場で、先ほど私が申したような形での対応としていって、そこで町民の理解を得ることが大事ではないかというふうに私は考えるんですが、どうでしょうか。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 私からお答えさせていただきます。

議員よく町民目線と、こうおっしゃいますけれども、私もいつもそういうつもりで行政の執行を行っているつもりであります。また、判断もそのように考えております。

コロナウイルスのことも言われましたけれども、今回は、先ほど副町長の話にありましたように、町が事業としてやってきたこと、これまでが旧町村、この中でやってきた継続のスキー場の事業、これまで、かつてない危機的な状況であります。

そして、この金額を補正予算として上げさせていただきましたけれども、これを満額指定管理者に払うわけではないんです。経費を精査して、そして払うことになっているんです。ですから、ここの金額そのものがそっくり、何の審査もなく行ってしまうわけではないんですよ。ですから、そういう意味では、しっかりした根拠の中でこの支払いをするということです。それをまずご理解いただきたいんです。

それで、ここまで支援したけれども、あとわずか、クモの糸じゃないですけども、もうすぐこれでというときにぷつんと切れたときには、町はそれなりの責任を負わなきゃならないんです。ですから、そういうものを見た中での予算計上でありますので、これを満額指定管理者に何の、何といいますか、ただ申請どおりのものをするということではないんです。いろいろ審査をして、そして町もそこはしっかり、これはどうだこうだとちゃんとやりますよ。ですから、ちゃんと説明できるように、町としてはやりたいと思います。

それから、ちょっとコロナのお話が出ましたので、これからの対策になりますが、これも、これと同じような対策が、正直言ってできるかどうか、私もいろいろこれから考えなければならぬと思っています。民間まで大きく広まると思います。ですから、そういうことも含めて、今回は町がやってきた事業だということがまず基本にあるということ、そしてそれをしっかり

守るということも町の責任であると思っています。

そして、それらの関係したいろんな方々に及ぶことも、できるだけ影響を少なく今の少雪の対応をしなければならないという町の責任もございます。ですから、そういうこともろもろ、多少といたしますか、その思いはそれぞれ違うかもしれませんが、その辺では町としての責任を果たすべく、この予算の計上をさせていただいたということでもありますので、ご理解願いたいと思います。

○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 今、町長からも説明ありましたが、私も何回も申しますが、支援について反対ではないんです。やはり、町民の方というのは、私も実は何人かに相談、ちょっと自分でも悩んでいるんだというような話をして、意見も聴きました。そして、やはり本当に赤字分と利益分のその差額というのが、そのところではちょっと理解できないんじゃないか。やっぱり、そこが大分ネックで、いろいろ検討してきましたけれども。

そして今回、過去3年間の収支の平均額の合計、この分が、一応これからクローズ後、運営をしていくに当たっての経費というのがそこで、先ほど話されたように、経費を精査して支出するんだと、審査をして対応していくんだという形で一応やって、その上でまた、私は本当にその運営が厳しいというような形のとときには、やっぱり町がこうやって施設を運営している以上、対応せざるを得ないのではないかと。そのときの、やっぱり今回の支出というのが1つの例になるのではないのかな、そんなふうに考えて、何というか、これまでの収支の平均額以内での執行ではないか。

今回予算計上されている中身でいえば1億4,200万、そして今回、過去3年間の合計が1億3,200万、確かに4スキー場の金嵩はそれぞれ異なってはまいります、第三セクターについては、3つのスキー場を4月以降は統一を図っていくような形でのその資金の運用だってもあり得るのではないかとというふうに考えて、やっぱりそうすべきではないかというふうに考えて、私も今回の質問をさせてもらっているとこなんです、それについてはどうでしょうか。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

いろんな町民の方の意見あろうかと思えますよ、私も全ての人に聴いているわけではないんです。ですが、やはり私は今、責任者としてね、これをどのように、本当に社会的に責任を取る、行政としてどう対応したらいいのかということは議員さんも悩んでいらっしゃる、私も悩んでいますよ、実際。ですけれども、どこかで結論を出さなきゃならないんです。

そういう意味で、私としては、いろいろな、100%はないかもしれない。ですけれども、これを完全に防ぐにはどうしたらいいのかということで、やっぱりやらざるを得ないんですよ。80%でやって駄目だったから、これはもう100%駄目ですから。ですから、私としては、いろんなこと、そういうことも、議員さん言われることもよく分かります。よく分かりますが、そういう中での判断だということでご理解願いたいと、本当に思います。いろんな方いらっしゃると思います、それは。

そういう意味で、これに対してはいろいろなその考え方があろうかと思いますが、何の基準もない中で、先ほども副町長が風評被害、原発の事故、それらの影響も勘案すると、また試算が違うんじゃないかと、判断が違うんじゃないかということの中で、この3年間ということで作らせていただきましたけれども、今年の場合はまた実際にね、昨日も私も話ししましたけれども、おとといになりますか。結局、少雪だった、お客さんが来ない、ですけれども、お客さんの割には経費はかかっていると思うんです、3年間の平均といえども。

ですから、いろんな要素を加味した中での私たちの補正予算の考え方なんです。ですから、そういう意味合いもあってこういう判断をしましたもんですから、ぜひこれは、皆さん方にそこはご理解願いたいと私は思います。精いっぱい対応を町としてはしていきたいとします。

○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 確かに、町がいろんな検討して提案をしたということも、私も今回のこの質問を上げるに当たっては悩みましたし、いろいろ検討……、ただ、本当に赤字分と、つまり過去3年間の差額から、そして唯一黒字になっていた、たかつえだけはその分がマイナスみたいな形の計算式になっていると、そうじゃないんじゃないのかな。やっぱり、その赤字分については、運営しているわけですから、そのところはもう既に執行をしながらやっているんじゃないかと。

やっぱり、そこからすれば、私が申し上げたこの後の、次回のオープンまでのそういった経費も、そういうのを考えたり、あとは多分、それぞれの三セクのほうでは、先ほど審査もあるということですから、本当にどのような経費節減を図っているのかということのも多分審査の対象にはなるんじゃないかというふうに思いますが、やっぱりそのところが、損失額までとその差というのの私の認識というのができないというのが実態のところでございます。ぜひその、やはり今回の補正の中で、執行に当たってそこを加味した対応として取っていただけないかなというふうに思いますが、再度質問いたします。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

災害の起こり方で、いろいろ判断の仕方が私は違うと思うんです。確かに、前例にはなりません。今回、そのようないろいろな状況の中で、私どもはこのような判断をして、そういう提案させていただきました。ですから、これ以上の説明をしろと言われても、もう私としてはこれ以上の何物もないものでありますので、そこは、申し訳ないけれども、これ以上の答弁はできません。

ですから、とにかくこの異常事態を何とか克服して、そしてみんなも落ち着いて仕事に就けるということ、これを私どもは対応としてしっかりやらなければならないと、その思いです。ですから、判断はその辺はいろいろあるかと思いますが、いずれにしましても、先ほども申し上げましたけれども、これを全額指定管理者にやるわけじゃないんです。ですから、スキー場によっても経費、過去3年間の平均といってもまちまちだと思いますよ、今年また。ですから、そういうのをしっかり精査した中で、そして実際にかかった経費、それからどのようなものがあるいろいろな影響があって必要になったのか、それを十分精査した中で支払いするようになると思います。

ですから、いずれその結果はまた皆さん方にご報告するわけですから、そういうことで、皆さん方にはぜひご理解いただきたいと思います。

○室井嘉吉議長 ほかにありませんか。

4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 多少緊張しています。この補正予算で質問する予定はしなかったんですが、ただいまの副町長が答弁した中にグリーンシーズンの、いわゆるスキーのオフシーズンに対する経費のことが述べられていました。もしそれがあれば、指定管理料は当初から見込むべきではなかったのでしょうか。

○室井嘉吉議長 副町長。

○渡部正義副町長 これまでのスキー場に対する指定管理関係については、第三セクター検討評価委員会のほうからも厳しい提言がございまして、運営に当たっては慎重を期すということでございます。

その中で、指定管理料の積算に当たっては、計上しないというようなことで公募を行い、選定してきた経過を踏まえておりますので、その結果が今に至っているということでございます。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 つまり、先ほど6番議員もお話をしておりましたが、少雪に対する経

済対策なんです。グリーンシーズンについては、それは直接的な関係はないはずだ、そのところはきちっと整理をして、その上でまた、ある意味で考えていくということだと思えます。

それから、もう1点は、町の施設だからと。町の施設だから町が関与するというのは、これとっても当たり前のように聞こえます。だけれども、町の財源というのは税金なんです。例えばの話、スキー場は問題ないとして、少雪によって多大の経済損失を被っているほかの業種というのはたくさんあるんです。この方々が、この少雪対策に対して納得をする予算措置をすべきだと、こういうことを私たちは認識として持っているわけ。だから、そのところをどう整理されたかということを知りたい。

○室井嘉吉議長 副町長。

○渡部正義副町長 4番議員おっしゃるのはもっともだと思います。我々も、この対策を講じる上で、どこに問題があるのか、どこに影響が出ているのかということ当然考慮して、対応を検討してまいりました。やはり、雪が少ないことで除雪車が稼働しない、例えば燃料店、それから雪が降らないことで車両の修繕費が発生しない修理工場さんだとか、当然宿泊関係も減っているでしょうし、お土産も減っているでしょうし、それらに対してどういうふうに支援をすべきかというの、検討材料の一つとして対応してきたところでございます。

その結果、町として、その分を十分な補助金を個別の業者に支出するということは、これは適切ではないだろうという判断から、資金繰りに窮する事業者がいらっしゃるとすれば、そこは資金の融資制度で対応していただくと。

それからもう一つ、一番影響が出ている宿泊関係、ここの部分の対応としては、誘客のための助成制度を設けて、冬場こういう状態ですから、すぐにとということでもお客さんもそう足は向かないということから、冬場落ち込んだ分を3月の補正予算、議決いただきましたらば、その後、7月ぐらいいにかけて、比較的誘客の閑散期と言われるところにお客さんを呼び込んで、宿泊事業者、さらにはプラスアルファで燃料費の補助、これはガソリンスタンド等への波及効果に期待するもの、さらにはお土産等で落ち込んでいるところの状況というようなところを加味した中身を含めて、今回の少雪経済対策としての予算組みをしたところでございますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 今説明されたことは承知しているんです。ですから、私は、この議案に対しては質問する意図はなかったんです。でも、グリーンシーズンの話が、それが視野に入ってきたということが、私としてはちょっと疑問に思うので今質問している。なぜ、グリーン

シーズンのことまで考えるのであれば、グリーンシーズンだったら、当初からスキー場運営の会社に指定管理をすべきじゃないですかということですから、そこはどうなっていますか。

○室井嘉吉議長 副町長。

○渡部正義副町長 まず、少雪対策という意味での予算計上の話をもう少しさせていただきたいと思います。雪が少ないことの影響というのは、やはりその月での比較ということで、12月、1月、この2か月で取りあえず始めました。しかしながら、スキー場事業者のほうからは、今シーズンは雪が少ないことで、もうスノーシーズンの客離れが入っているということから、できれば2月、3月までというような話があって、最終的にはそこまで延ばした経済対策、それも出し切りじゃなくて、町長申し上げましたが、最終的には精算をすると、我々のほうでもその執行状況を確認するという意味での積算になったということをご理解をいただきたいと思います。

それから、グリーンシーズンについて今、これからスキー場のあるべき点についての重要なご指摘だというふうに受け止めてございます。しかしながら、スキー場の運営については、先ほども申し上げましたように、これまでそういった指定管理料は支出しないというようなことで動いてございます。これは、湯田議員が町長のときも同じだったかと思います。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 いわゆる基本的な指定管理に対する考え方を聞いているんじゃないんです。なぜ、この時点で指定管理料を計算するときの背景と伺いますか、その何というんでしょう、経費と伺いますか、それに今回グリーンシーズンが入ったかということを知っているわけですか。

○室井嘉吉議長 副町長。

○渡部正義副町長 私の説明の中で、スキー場運営については利益を生まない期間があるということから、6番議員の質問の中で、損失を上回るような支出というようなところでご質問をいただきましたので、そういったグリーンシーズンの話を申し上げたところでございます。

これについて、なぜそのときに検討に上がらなかったのかというご質疑だと思いますが、私どもとしては、あくまでも少雪に対する対応ということで、ピンポイントでそこに絞ったということでございます。当然、今回対策を講じても講じなくても、グリーンシーズンの運営については例年と同じような形でやらざるを得ないということでございますので、その部分については雪の少ない12月から3月までで区切ったということでございます。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 それでは、ひとつ質問を変えますが、会社経営、これは指定管理であろうと直営であろうと、いわゆる純然たる民間であろうと、この経営の大きな重大な要素とはどんなことだと考えておられますか。

○室井嘉吉議長 副町長。

○渡部正義副町長 お答え申し上げます。

やはり、経営を行う上では、全体的な見通し、それに必要な経費、それから収入、さらには人員の確保、そういったものを含めて運営していくというのが基本的な立場ではないかと、このように思っております。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 そういうことだと思いますよね。もっとかいつまんでいえば、人と物と資金ですよ。今回はいろいろな特殊な事情があって、資金の注入をしようと町が。これは、私は資金の注入の仕方に多少なりともいろいろ精査する部分はあるかもしれませんが、これはやっぱり町の仕事だと思います。

あるいは先ほど町長が言ったように、選択なんです。選択をしながら、私たちは物事を前に進めていく。これ自体、私たちの全ての生活に関係しているんですね。ただ、選択の仕方なんですよ。グリーンシーズンまで入れる必要は私はない。なぜならば、最初の人ですよ。経営する人、この集まり、固まりが経営陣ですから、経営陣に対する責任、経営陣に対する今後の心構え、これをどうやって醸成させるか、どう思いますか。今後、この経営陣に対して、こういう状態に対してどういう心構え、あるいはどういう認識で臨ませるんですか、ありましたら。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

経営陣は当然、ふだんから自分のその立場、役員としての責任、先日も答弁させていただきましたけれども、そういうことを十分自覚した中で経営に当たっていくべきだろうと思います。そして、このような非常事態に当たっても、危機管理という中でやるべきだと、私は基本的にはそう思います。しかし、基本的にやっても、できることとできないことはあるんですよ。それが災害だと私は思うんです。

ですから、そういうことを、私も株主として、役員会といいますか、株主総会の中でそういう話はちゃんとしていますし、この第三セクターの業務としての役割、町民に対しての、地域に対しての役割、責任というものも十分話した中で、今の会社の運営をしてもらっていると、そのように思います、基本的に。そのような考え方の中でやっておりますので、それは十分役

員として自覚があると、私はそのように考えています。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 まず、1つ、最初に確認しておきたいんですが、事実があるんですよ、雪が降らないという事実が。雪が降らないためにどういう現象が起きたかという事実もあるんです。解釈は別なんですよ、また。そこで、町がこういう状態で、解釈をこういうふうにして、こういう措置をしていこうというのは解釈の分野。まず、私が一番言いたいのは、事実を認識していこうということ、共通。その中にグリーンシーズンが出てきたから、私は違うでしょうと、こう言っているわけです。

あくまでも少雪対策、その部分ならば、先ほど6番議員が言ったように、町民目線と言いましたけれども、いわゆるほかの事業体で、これから融資とかいろいろな制度が出てきて、多分何というんですか、助成していくんでしょうけれども、その人たちが納得できるかどうかというのはそこなんです。みんな苦しい中で経営しているんです。何とか踏ん張っているんです。だけれども、グリーンシーズンまで出てくるというのは、ちょっとこれ拡大解釈過ぎないかということなんです。もう一回聞きます。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 スキー場は、雪の降っているときばかりやっているわけじゃないんですよ。維持管理はグリーンシーズンもあるんです。しかし、今回のこの計上は、グリーンシーズンの分までは精算されません。冬の間だけです。ただ、スキー場とすれば、指定管理者とすれば、グリーンシーズンもそのゲレンデであったり、施設であったり、リフトであったり、それは管理しますよ、そういう意味です。

ですから、これは精査を本当にさせてもらいます、しっかりさせてもらいます。ですから、シーズンオープンしてから閉鎖するまでといいますか、これまた、そうするとまたいろいろね、途中で2月で閉鎖したら2月までがみたいな話になるんですが、そうではないと私は思っています。

ですから、そういう意味で、影響のある部分、ここに対しての町としてはしっかり精査しながら、この支出は図っていくということでご理解願いたいと思います。グリーンシーズンというのは、グリーンシーズンだって雪の降るシーズンだって、スキー場の管理は続いているんですよ、そういうことです。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 今の答弁ありましたけれども、そのようなことは誰しもが知っていま

すよ、誰しもが知っています。例えば、リフトが冬の間は動くかしれません。しかし、グリーンシーズンは動かない。動かないけれども、メンテナンスは必要だ。だけれども、少雪対策ということで限っていえば、そのこのところの、やはり町民目線というのはそこなんです。私すらそう考えるんです。

ですから、こういう言葉を使うと、町民は理解しようがないんです。いいじゃないですか、グリーンシーズン、いろいろメンテナンスして何して経費かけている。だけれども、それは違うでしょうということですから、私はそういう意味で、いろんなことを考えながらも、この議案については最初からしっかりぜひ対応していただけるだろうと、こう思っていました。答弁の中にそういうふうに出てきたし、あと町の施設だからと、これは確かにそういうこと、町民目線でいくと「町はいいよな」と、こうなるんですよ。だから、ちゃんと言葉を選びながらやっぱり執行していただきたいと、こう思いますが、いかがですか。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 いろいろ誤解を受けたような感じでありますけれども、決してそこまでの気はありません。説明の仕方が悪かったのかもしれませんが、いろいろな配慮はやっぱりしたということだけのご理解願いたいと思います。そういう中で、こういう結論を得たということで。

そのことは当然、町の行政全体としても、このことばかりじゃなくて、先ほどから、町民目線はどうするんだと。いろんな見方あります。そういうこともあっちこっちから突合しながら、町の行政の執行に私は当たっていきいたいし、判断もしていきいたいと、そのように考えておりますので、ご理解を願いたいと思います。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 こういう選択をされたことについては、私は基本的には応援をしたいと、こう思っています。ですから、自分たちが組織の論理で通そうと思っても、町民は別な考え方、別な見方があって、それが誤解を生んでいくという危険性もあるということ承知して、ぜひ運営に当たっていただきたいと。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

私も議員時代、いろいろそういうところに直面してまいりました。それを十分考慮しながら、思い出しながら今やっています。ですから、その辺も踏まえた中で、今後もその考えは変わりませんので、ご理解願いたいと思います。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 人は、100点満点取れる人は誰もいません。これは、前にも言ったかもしれませんが、執行部と議員側の闘いではないんです。より議論を深めていって、より町民にとって、あるいは町の将来にとってよかれと思う、そういう関係づくりがこの場にはあると理解しているので、今のお言葉のように、しっかりと対応していただければ、私の質問はこれで終わります。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 その思いは一緒でございますので、しっかりやりますので、よろしくお願ひします。

○室井嘉吉議長 ほかにございませんか。

9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 関連しまして質問させていただきます。

なぜ我々が疑念を持つ、疑念といいますか、この政策決定に至るまでの経緯について疑問を持つかといいますと、やはり収支の3年間を見ている、平均というところです。

一般商店、今回も少雪によって経営状況が悪くなったと、あると思うんです。しかしながら、一般商店に関しましては、企業に関しましては、利子補給という形であるということ。これはなぜそうなるかという、しにくい要因があります。それは、やはり収支ということで、非常に少雪だけでその収支が悪化したのか、そうではなくて、経営の面でももちろん課題があって、そこに対する積算の仕方が非常に難しく、不公平が出るからだと思います。しかし、一般商店、民間においては利子補給、しかし、指定管理者である観光関連の企業に関しましては、指定管理料の補填というような形で、比べることが難しいので、やはり疑義が生まれるんだと思います。

しかし、今ほど4番議員からあったように、我々は議会としてチェックすること、これは質疑を繰り返すことで、町がやろうとしていることを明らかにしていきたい。より明らかな形で、しっかり指定管理を行っている会社においても意思決定をしながら、よりよい選択を重ねてほしいと願うことから、質疑させていただきます。

まず、収支3年間でやられたということ、これにつきましては、先ほど副町長から、人件費とか物件費、やはり現状に見合う形、原発の補助金とか補填に関しては入れないようにしたということ、あと現状の部分でしっかり精算したいということから、そのようにしたということがございました。

この3年間の収支でやったということに関しましては、それ以外の選択肢というのは考えられたのでしょうか。我々からすると、収入に対して、例えば今回、少雪により、見込んでいたはずのものが入らなかった、これに対する補填であるべきではないかと考えますが、1つは3年間の収支平均、これとの違うもの、考え方として政策決定に至るまでに考えたこと、選択肢はなかったのか、伺います。

○室井嘉吉議長 副町長。

○渡部正義副町長 私のほうから答弁をさせていただきます。

今回、少雪による影響って何だろうというふうに、そこから入るわけです。そうしますと、雪が降らないのでお客さんが来ない、収入が減る、まず第1点、そこを押さえなくちゃいけない。

しかし、一方では、お客さんが来ないことで、支払いするほうも減っているんじゃないんですかと、当然それはありますよね。そうすると、その差額を見なくてはならない。そこをまず押さえて、次に、その差額というのは過去の状況とどれだけの開きがあるんだとかということで、3か年の平均の数字を取ったということでございます。

先ほどちょっとお話をさせていただきましたが、今回の経済対策をとりまとめる上で、1月の末から2月の中旬までの極めて短時間の中で取りまとめた。スキー場事業者との協議もございましたし、そういった意味では、それ以外の検討方法というのがあったのかもしれませんが、それについては短時間でまとめるというところから、そのところに絞って対応策を練り上げたということでご理解をいただきたいと思います。

○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 それ以外の考え方というのは、なかなか選択肢で浮かばなかったというか、案としてはなかったんだろうなと思います。しかしながら、やはり収支という、かかった分、それに対する見込みというものがありますので、我々とすれば、やはりそこに対する経営の責任というのはどうなのかというようなことも、どうしても考えなくてはならないと思っています。

また、指定管理者におきましては、どうしてもこういったマイナスがあると、役場にお願ひすればいいんだろうというような簡単な考え方していただいても非常に困るというようなこと、我々議員としては常々考えております。そういった経営責任という部分に関しまして、十分な努力をやっているのかということに関して、恐らく町民感情としても考えられるところではあります。しかしながら、それをどうやってはかったらいいかといいますと、非常に難しいとこ

ろです。

先ほど、精算方式ということがございました。この予算額にあるのを丸々やるわけではなくて、精算して、最終的にはかからなかった分に関しては精算して戻すんだというようなことでありましたが、精算とってどのようにやられるのでしょうか、具体的な方法について伺います。

○室井嘉吉議長 副町長。

○渡部正義副町長 事業者からの収入明細、支出明細、そういったものを月ごとに出していただいて、我々の積算との突合しながら、その差額について支給するというやり方になろうかと思えます。

○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 つまり、シーズンの初めである12月から収支計算書を出していただいて、収入が幾らでした、支出が幾らでマイナスが出ました、それについて積算をしていくということ。では、その精算の仕方なんですけれども、それは単純にこのようになりましてと、書面としてあったものに関して、一つ一つ精算というのは、精算業務ってやらないんですか、チェックというのは支出に関してです。

私は、だから、この際に、支出、精算いただけるんだったら額を合わせましょうという話にならないでしょうか、その精算方式、しっかりできるのか、遂行できるのか、少し疑問に思いますが、いかがでしょうか。

○室井嘉吉議長 副町長。

○渡部正義副町長 それは、事業者から提出される一覧表だけで、うのみにすることはやっぱりできないと思えます。支払いの証書を閲覧させていただくとか、そういった方法を踏まえて、出されている収支の明細が適正であるかどうか、そこはしっかりチェックしないといけないだろうというふうに思えます。

○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 その執行に当たり、期間というのはどのように考えていますか、組織的に。例えば、それぞれ4スキー場のその精算って非常に大変な業務になろうかと思えますが、その精算に関しては、具体的にどの部署で、どのように行うか、組織体制について伺います。

○室井嘉吉議長 副町長。

○渡部正義副町長 精算については、それぞれスキー場を担当している所管ということになりますので、だいくらスキー場であれば本庁の商工観光課、たかつえスキー場、高畑スキー場、

南郷スキー場については、それぞれの総合支所の振興課のほうで対応するというごさいます。

○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 恐らく、チェックする人が替われば、そのチェックの仕方というのさ変わってくるかと思さいます。非常に困難な作業になろうかと思さいますが、例えば差が出るようなことはなないんではうか。

○室井嘉吉議長 副町長。

○渡部正義副町長 今回も、この経済対策をまとめ上げる上では、各支所の課長、担当者含めて話合をして、共通の認識に立って進めてまいりましたので、当然、精算の上でも、やはりそのルール化というものをひとつ尺度をつくって、ひずみが出ないように調整をする必要があるというふうに思さいます。

○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 しっかりやっていたさきたいということと、その報告に関しては、しっかり我々議会にも、どこまでというふうになるのかと思さいますが、ある程度の精算の経緯であるとか過程であるとか、結果についてはしっかり報告してさきたいと思さいます。

以上です。

○室井嘉吉議長 ほかにありませんか。

2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 関連して、スキー場の指定管理料の配布についてお尋ねします。

スキー場が少雪でお客が来なくて減収したという言葉が何回も出ています。私は、こういう話を聞くんです。スキー場に来るお客は、大半がシーズン券で来る、1日券や回数券で来る人はほとんどない。というのは、今、スキーボードをやっている人が減少していますよね。本当に好きな人しか行かない。「その人たちはシーズン券でみんな来ているんだよ」って。そして、「雪が少なければ、暖房代だって、周りの除雪だって何だっさかからなくなるでしょう」って。その上、「稼働しないからスタッフも休んでいる。そうした中で、収入がある程度決まっているのに、経費がかからなかったら、そんなに赤字ぶつのか」という意見もあるんです、考え方も。雪が少ないからお客は来ない、収入は減る、確かに食堂でご飯食べたり、飲食ですよ、その分は減るかもしれません。だけれども、「リフト代という大本の収入というのは確保されているんじゃないの」と聞くんですよ、やはり町民の間から。

やはり、先ほども町長言われましたが、ちゃんと精査すると言われましたので、そこら辺も

しっかり精査した中でやっていただきたいと私は思います。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

スキー場は確かに、高畑スキー場はシーズン券の人が多いのかなど、スキー場によってかなり違うんですよ。いずれにしても、いろんな方がいらっしゃいます。人が来なかったら、石油代とかそういうの少ないかと、私も分かりません。内容まだ精査していないので、本当に少ないのかなのか。ですけれども、準備する側としては、お客さん来なくたって、石油たいたりすると私は思うんです、細かく言うとね。準備するわけですよ。

ですから、かかるものはかかるんです、一定以上。ですけれども、お客さんが来ればそれなりに、今度はお客さんが増えたことによってかかる経費と、恒常的に絶対的にかかる経費と、これはあると思うんですよ、私は。ですから、そこら辺は、私も今ここで、ただ一般的な話しているんです。ですから、そんな特殊な話ばかりじゃなくて、一般的な話の中で、そうやって、そういうことが、まずいろんなことが考えられる。

スキー場によっても、いろいろ条件違います。例えば、たかつえスキー場、降雪機あります。雪が降りません、温度下がりません、どんどん使います、雪降らすために。ですから、多分、私は想像ですけれども、いつもより以上にそれはかかっていると思います。ですから、いろんな、スキー場によっても、その日によっても、私は経費の在り方は違ってくると思うので、ですから、そういう意味で、これだけの対応は予算は取らせてもらいますが、しっかりその辺も踏まえた中で、精査する中で、指定管理料として今の指定管理者にお支払いしたいと、そのように話していますので。

いろいろ皆さん方の心配あるかと思いますが。私どもも実際あります。ですけれども、そのところをしっかりといろいろな協議しながら、そして先ほども副町長も答弁しましたけれども、それぞれ4か所でやるわけですが、それらが何といたしますかね、ひずみのないように、しっかり町としては統一した見解の中で対応したいと思います。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 今、町長の言われたとおり、お客さんのために、稼働するために降雪機をいっぱい使った、雪を運んだ、これはいいことだと思うんです。それに対してのやはり支援は町としてする、私はそれ賛成です。

ところが、そういう営業努力で出すだったらいいんです。例えば、従業員の、スタッフの方の支援のためということだったら分かるんです。ただ、お客が来ないから赤字になりましたか

らということが、そういうことでやったらば、例えばですよ、除雪やっている方、業者、「俺たちは5日しか見れねえんだぞ、スキー場はいいよな」って、こうなっちゃうから、丁寧な説明というか、発信をぜひしていただきたいと私は思います。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたしたのが、今まで、全てといたしますか、できる限りの答弁をさせていただきます。ですから、そういういろんな条件の中でのどうのこうのじゃなくて、この少雪に対してどういう影響があって、どのような支払いの必要が生じて、そしてそれがちゃんときちんとできるのかということを経査した中で支払いします。

ですから、ただ案分でするわけでは決してないので、除雪と一緒にしないでください。除雪は除雪の対策で、過去何年もいろんな経験の中で、いろんな調整をして、これだけの制度をつくり上げてきているんですよ。ですから、私は、いろいろ個々にはあるかと思いますが、ちょっと除雪の話になったから。ですけれども、除雪の方々からこのような話が直接もろに来たということは、今回の少雪では私はないと、そのように思っております。

それは、あるかもしれませんが、微細なことは。ですけれども、それはまた、もしもそういうことがあるならば、しっかり来年の対応の中で生かしていきたいし、今年度でそれがしっかり対応しなければならぬことであれば、それはしっかり対応すべきだと、私はそのように基本的に思っていますので、それはいろいろなところでいろいろ波及しないしてほしいです。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 私は、あくまでも町民目線で、町民がどう感じているかという、こういう疑問に対して私は言っているんです。

確かに、スキー場にこれやるはいいんです。だけれども、やはり町長が言われたとおり、その精査ですね。そこら辺も十分やっていただきたいという要望ですので、ぜひよろしくお願ひします。

○室井嘉吉議長 副町長。

○渡部正義副町長 私のほうから、少し答弁をさせていただきたいと思います。

今、2番議員、それから4番議員、6番議員、9番議員さんから、町民目線でということ非常に重要なキーワードというふうに受け止めております。そういった議論があって、今回の支援策を講じるということについては、指定管理事業者のほうにしっかり伝達をして、議員の皆さんの思いは伝達をしたいと思っております。

○2番 馬場 浩議員 了解しました。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠 正次議員 私は、25ページでありますけれども、3目13節のほうで、ちょっと質疑させていただきたいと思います。

少雪経済対策事業の観光客宿泊助成事業、この部分でありますけれども、この事業で、先ほどのスキー場のところで副町長が申されたので、1月末から2月の中旬で短期間ではなくて、短時間でこの計画をつくった、この部分もそうなのだと思います。ですから、その当時はまだまだコロナウイルスの感染症もそう、これほどなるのか、国でも首相が2週間出るといようなことをおっしゃったので、もうこの頃は終息のほうに向かう可能性があるんだらうと私も考えていました。

ただ、これが全協で説明された頃は、当然、私たちも繁忙期、5月の連休とかは除くべきだろうと。それが結局、宿泊施設等の、商店等々の長い期間でより多くの収益につながるというふうを考えられたんだと思います。違っていたら訂正していただきたいんですけども。

そこで、こういうふうになると、これは少雪経済対策ですから、ここで5月の連休を、今度は急遽、事業期間に入れましょうという話ではないんだと思うんですけども、コロナウイルス対策としてそういう部分にも、もしかすると宿泊施設等々には大きな打撃、想像以上のWHOの事務局長がパンデミックを宣言したということは、まだまだ終息は見えないのだというふうに推測もできますけれども、そういうことを考えたときには、その5月の連休等々は違った形で、そういう観光対策みたいなのは考えられるのかどうか、伺いたいと思います。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

当時、これをいろいろ私たちが考慮したのは、コロナウイルスまでは考慮していません。国のほうの動きも、正直まだ、どのような方向性なのか分からなかったし、これがこれだけ全世界的にパンデミックしていくとは、誰もが思っていなかったと思います。

そういう意味で、これから、むしろ厳しいのかなど。実際にこの指定管理者は、この話をす
る中で、春の4月、5月の予約は全てもう延期ですと、そういう話も聞いています。ですから、先ほど、もう微妙な話になりますが、そしたらその後どうするんだみたいな話になりますが、これは全体的に及ぶことだと思いますし、国も多分いろいろ考えてくると思うんですよ。

これは観光業ばかりじゃなくて、いろんな私たちの生活の中にも出てくると思います。ですから、その辺は十分注視しながら、今後また別対策で、あるいは臨時議会の中で皆さん方にお諮りするようになると、私はそのように考えています。

ですけれども、今どのようにしたらいいのかということ、なかなか正直、多様ないろんなケースがあるので、今、いろいろ情報は探っていますが、アンケートもいただいたりしているところではありますが、これから、その辺はまた別問題と捉えてやっていきたいと思っておりますし、これが合体するような話でもあると思っております。ですから、その辺は十分考慮しながら、この対応を今後考えていきたいと思っております。

○15番 楠 正次議員 はい、了解です。

○室井嘉吉議長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りをします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第47号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第2、議案第47号 令和元年度南会津町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番、山内政君。

○12番 山内 政議員 国保補正、7ページ、款が保健事業費、項が保健事業費、目が疾病

予防費、節の委託料、この中で人間ドック検診委託料158万7,000円の減額補正が出ております。これは、人間ドックを希望する人が少なかったのかということなのかなと予想するんですけども、そういう予算執行されるときに、予算の残額は多分分かっておられたと思うんですけども、これ再募集とか、あるいは募集要件の緩和とか、そういうことを図られたことはありましたか。

○室井嘉吉議長 住民生活課長。

○居倉雅彦住民生活課長 答えします。

議員おただしのとおりに、人間ドックにつきましては当初100人の予定で予算化しておりました。ただ、希望者が実績で40人ということでありまして、この分を減額したものでございます。

それで、人間ドックにつきましては、当初に各戸に希望者の配布をいたしまして、それで申込みいただくということでありまして、期限があくまでも定まっておりますので、再募集という形にはならず、その期限内で応募していただくということでありまして、よろしくお願ひしたいと思います。

○室井嘉吉議長 12番、山内政君。

○12番 山内 政議員 最近も、この人間ドックの募集について、何かお知らせを見た感じはしますが、せっかく予算を計上してやるわけですので、これは1回だけじゃなくて、もうある程度、病院のほうで受け入れないということであれば別ですけども、やはり1人でも2人でも、再募集を図って、これは推進すべきだと思いますよ、どうですか。

○室井嘉吉議長 住民生活課長。

○居倉雅彦住民生活課長 答えいたします。

人間ドックにつきましては、4月から行います特定健診を受診した方は除かれます。それで、人間ドック希望者については、40、45、5歳刻みで金額が安くなるということで、そういうふうに皆さんにお知らせしているところでありまして、病院も5つありまして、南会津病院、竹田総合病院、中央病院、それから国際医療センター、あと保健衛生協会ということで5つありまして、そのそれぞれの機関に応じて皆さんにお知らせしておりまして、その関係で、今おただしのあったように、なるべく多くの方が健診を受けられるようにということを今後考えていきたいと思ひます。よろしくお願ひしたいと思います。

○室井嘉吉議長 12番、山内政君。

○12番 山内 政議員 ぜひ、そういうふうに、多分今までこうされてきたのは、多分100

人、あるいはそれを超えて断念していただく、そういう希望者もあったのかなというふうに想定します。そういう断念させられ続けると、申込みをしないんですね。実は、私もそういうことだったので、多分そうかなというふうに思います。だけれども、あまりにも数が少な過ぎますので、そういうときには、やはり人間ドックで厳しい病気が見つかる可能性もあるわけですから、1回とか言わないでね、その辺は弾力的に、それは庁内で協議する必要もあるのかもしれないけれども、ぜひ、そういう意味では、町民に向かっていただきたいなというふうに要請したいと思います。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

せっかくの予算を取って、みんなに周知し切れなくて、残が出るというのは本当に残念です。周知し切れないというか、いろんな条件があって、やっぱりなかなか対応できなかった分ということも中にはあります。ですから、しなかったという人もあろうかと思いますが、できるだけ皆さん方に受けていただきたいと思います。

ただ、毎年人間ドックを受ける人は、町の補助金でみんな受けられるというようなことだけでも、これもやっぱり避けなきゃならないので、ある一定の中で、何といたしますか、自分の健康管理、この意識づけを町としてはしていきたいと思いますので、ぜひこれが有効に、そしてしっかり対応できるように町としてもいろいろ考えますから、よろしくお願ひしたいと思います。

○12番 山内 政議員 了解。

○室井嘉吉議長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決をします。

お諮りをします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第48号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第3、議案第48号 令和元年度南会津町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りをします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第49号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第4、議案第49号 令和2年度南会津町一般会計予算を議題とします。

一般会計当初予算の議案審議に当たりましては、各款ごとに質疑を進めることとしますので、

ご了承を願います。

それでは、歳入全般について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで歳入全般についての質疑を終わります。

次に、歳出に移ります。

1 款議会費から 2 款総務費について質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番、山内政君。

○1 2 番 山内 政議員 51ページ、款 2 総務費、項 1 総務管理費、目自治振興費、節報酬、その中で質問をします。同じく 53ページ、総務費であります。負担金、補助及び交付金、この中から質問をいたします。

それでは、51ページの自治振興費、報酬の中身について質問をいたします。

この中に地域協議会委員の報酬が計上されております。合併時に設立をされました協議会が、14年を経ているわけです。過般の一般質問の中でも、地域協議会についてはそれぞれ話し、審議がされたわけですが、議論がされたわけですが、その役割は今後とも変わらないでいくのかと、今後の方向性というものは何なのか。また、各地域協議会で出た政策提案等が今予算に反映されていることがあるのか、伺いをしたいと思います。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 私からは、今後の方向性といいますか考え方、これをお答えさせていただきたいと思います。

これまで、合併してから、地域協議会の皆さん方にもいろいろ地域の事情、あるいは本当の何と申しますか、いろんな全体的な話の中で、いろいろご意見もいただきました。これでいいのかという分も正直言ってありますけれども、いろいろこれから、いろんな課題がやっぱりありまして、公共施設の整備の問題とか、今後どうするんだとか、あるいは今現状で、例えば学校の問題、幼稚園の問題等もありました。そういうことも、一人一人の意見を聴くこともまずは大事は分かりますが、地域協議会の皆さん方からも提案いただいたり、また、私どももそういう協議をしていただいている経過もございますから、そういうことを踏まえた中で、これは方向性は今後、地域協議会の皆さんにもお諮りしながら、どのようにしたらいいのかというこ

とを、まず1つポイント。

それから、考え方としては、やはりこういう協議会は必要じゃないかと私は思っています。ですから、形はこのままでいいのかということも含めた中で、やっぱり検討する必要があるのかなど、それは思いますが、こういう体制は何とか、皆さん方の意見を、どうやって私たちが情報を得るかというようなことだけは、そういうことは考えていきたいなと基本的には思っていますので、その点をご理解願いたいと思います。

あと、それによっていろいろあったのは、確かに1つは、館岩の幼稚園のケースであります。何とか保育所にならないかという要望も、いろいろ話もございました。これに対しては、いろいろ協議をさせていただいて、町の事情も話させていただいて、今のような幼稚園を置いて、そしてそのような対応の中で運営をさせていただいているわけでありまして。

もう一つ……、ちょっと幾つかあるんですが、もっと浮かんでこないんですが、地域協議会からいろいろ提案いただいています。あ、あとイベントなんかもそうです。いろいろやっているんですが、私もこのイベントの在り方そのものも、ちょっといろいろ変えなきゃならないなと正直思っています、やはりそういうことを、地域の事情もいろいろあるので、これからはその辺も詰めていかなければならない1つの大きな課題だと思っています。

ですから、今ずうっと集まってきて、そしてやってきた中でひずみが出ている分、そのひずみの部分を何とか緩和していきたいと。そのような意味では、今の地域協議会の役割というものはあると思いますので、そういう面を含めまして、今後、この対応を町として、私としては検討していきたいと思います。

○室井嘉吉議長 12番、山内政君。

○12番 山内 政議員 継続的に今後も、やり方としてはどういふふうな、これから探られるということだというふうに今答弁されて、必要であるということではありますが、合併を経験した議員としては、合併当時、この地域協議会というものが非常に重要視をされてきて、私もそういう認識でずっと来ておりました。地域協議会の委員の方には、かつては我々の大先輩方が名を連ねまして、非常に心強いというふうな思いもしてきました。

過去を遡ると、議会より先に地域協議会に、どうしてこういう案件を示すんだみたいな話も中にはあったように記憶しているんですけども、私としては、今、町長の答弁にありましたように、地域からのそういう政策提案が、例えば幼稚園の問題でありますとか、そのほか具体的な予算に反映したものがあれば、後で答弁いただきたいんですが、そういうのって意外と我々、私にですね、議員としてもフォローができないところがありますので、今後やはり、多

分年2回だと思っておりますが、しっかりと地域協議会の機能を使っていただいて、ある意味、別な地域の声を拾って、それをやはり政策にぜひ生かしていただきたいなというふうに思うわけですが、具体的な政策提案で、予算化はしなくても進めているよというようなものがありましたら、お答えいただきたいと思っております。

○室井嘉吉議長 総合政策課長。

○小寺俊和総合政策課長 お答えいたします。

地域協議会、各総合支所、担当がおりますが、本庁の担当といたしましてお答えさせていただきます。

地域協議会につきましては、議員おただしのおり、合併当時には数多くの意見等が出て、政策に反映したり、審議をしたり、意見をいただくということがあったというふうには聞いております。

私の手元の資料ですと、昨年度の回数が少なくて2回、多い地域で5回ということで、館岩地域は5回開催ということになってございます。

その中身でございますが、先ほど町長が説明いたしました幼稚園の保育所化という話が、この中で大分議論されたようになっております。

そのほか、館岩地域ですと、獣害関係についての現状の認識を町のほうにつないでいくというような議題もあったように聞いております。

そのほか、公共交通、今再編をしておりますが、この公共交通につきましては、4地域全ての地域協議会の中で説明をさせていただいて、そこからご意見を頂戴した上で、今の計画が出来上がっているというふうに思っております。

あと、県立高校、南会津高校の統合問題につきましても、地域協議会の中で現状、地域の方々の考え方、認識等もここで吸い上げながら、町の考え方にも、方向性は同じでしたが、そこを再確認という意味での地域協議会の中の議論がございました。

あと、細かいことですが、具体的な例ですと、小豆温泉のせせらぎオートキャンプ場の件なんか、地域協議会の中に諮って、今後の在り方なんていうのも検討していったと。さらに、南郷地域ですと、さゆり荘の建設事業について、地域の方にご意見をいただいたり、説明したりということがあったということで、それは私のほうの手元の資料には残っておりますが。

いずれにしても、町長が申し上げたように、こちらから提案をして、これに対してどう思いますかというような仕組みにちょっとなっているのかなという印象を私は持っております。設立当時のように、過去にそうであったように、地域の方々から積極的なご意見をいただいて、

こうあるべきだというようなご意見を町政に反映していくというような仕組みが、どうも薄らいでいるのかなというようなイメージを、印象も私も持っております。

昨日、その前の一般質問でもありましたように、地域協議会どういうふうにしていくんだという議論がありました。町長もその中では、地域協議会からの意見を吸い上げる手法については検討したいという話も答弁させていただいておりますので、この地域協議会を残すのか、また新たな組織にするのかについては今後の課題かと思いますが、地域協議会の役割は、条例がありまして、条例の中でも「地域協議会は、住民及び地域の諸団体の多様な意見の調整を行い、地域における協働活動の要となるよう努めるものとする。」というふうに「地域協議会の権限」の中にありますので、趣旨としては、地域協議会の中で地域に根差した意見の吸い上げ、現状把握をしていく機関であるというふうに思っておりますので、その辺を踏まえた中で、今後の在り方というのは考えていきたいというふうに考えております。

○室井嘉吉議長 12番、山内政君。

○12番 山内 政議員 ぜひそういった形で、これからも4地域協議会、今ほどお話しされました館岩地域は5回というようなことで、かつて館岩地域では講師を呼んでお話を聞くと、そういった催しもされているんだという、非常に新しい考え方なのかなというようなことも確認をしております。

今後とも、創立当時の思いを地域の協議会の人にもお伝えしていただきながら、あるときは膝を詰めた懇親会等なんかも聞かされて、そういったこともお互い胸襟を開いてといいますか、政策提案を受けるというようなことでやっていただきたいなというふうに思います。

それでは、53ページの同じく項までは一緒ですが、負担金、補助及び交付金の中で、振興公社運営補助金、人件費分が1億2,293万円、それから物件費分が859万4,000円計上されております。これは、平成26年に、以前からあった田島振興公社や一般財団法人南会津町総合支援センターが解散吸収されて、公益財団法人南会津町振興公社が設立をされて現在に至っているというふうに思っております。

その当時、総合支援センター南郷・伊南も、同時に吸収されたというふうに記憶をしております。4町村合併後の地域づくりの要として支援センター機能が維持されるべきと、現在の振興公社が設立された当時、町長も答弁されているというふうに記憶をしています。

現在は、観光物産協会支部のイベント事業が前面に出ていて、私も支部長でありますけれども、地域社会の支援事業である住民サービスの向上に関する事業がやや後退しているように感じられます。予算を編成するに当たり、常に設立のときの基本に戻るべきという思いがありま

すけれども、そういったヒアリングなど、手順は踏まれていますか。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

私もこれ、非常に悩みなんです。いろいろ今の振興公社、支援センターと合併といいますか、統合した中で、どういう仕事を振興公社にやってもらうのかということ、それと住民の要望というのが合致していないんです。いろいろやろうとすると、やっぱりどこかにそのしわ寄せというか、ひずみが出るということで。

そして今、現時点、振興公社、人を募集しても、なかなか職員の確保ができないというような状況の中で、どうやってこれまでの事業を進めるかということ。やはり、機構改革なり、振興公社の中でもう一回やらないと、私はなかなかこれは大変かなと。

そしてもう一つ、やっぱりイベント等の事業を何とか整理していかないと、振興公社、そして役場の担当の職員、もう代休も取れないくらいの忙しさなんです。ですから、そこら辺もイベントの在り方、そしてその支援の在り方、これらもしっかり中を吟味していかないと、精査していかないと、なかなか大変だなと思っています。

やはり、それぞれの意見を言いますと、どこかにひずみが出てね。実際は漁業組合の事務まで入っているんですよ。ですから、もうありとあらゆるものが、みんな振興公社の中に入ってきているということなので、その辺のところは、やっぱり私としても整理しなきゃならないと思っています。しかし、整理すると、やっぱりどこかでちょっと痛い部分があって、なかなかやりにくいんですが、でも、これはそんなこと言てられないと思いますので、ぜひ、観光物産協会、特に一番ウエートを占めていると思いますので、その辺を踏まえた中で、私としては基本的にここは整理したいなと思っています。

いろいろ、時間も必要なものもあると思いますし、人の手配も必要なものもあるので、一気にはなかなか厳しいかなと思っていますが、これまでが、もうある程度のことはお互い、ここは問題だよねというのは、その問題部分はみんな分かっているんですが、では、どうするところちょっと、多少みんなの考え方が違っているのが今の状況かなと思っていますので、それも踏まえた中で、しっかりとやっていきたいと思っています。

○室井嘉吉議長 12番、山内政君。

○12番 山内 政議員 私は、片方の観光の部分で、支部ですけれども、振興公社でいうと支局なわけですが、いろんな今、町長答弁の中でありましたように、非常に課題を抱えているという、そういった中でもやはりそれぞれ4地域、それぞれみな、まだまだ地域が違いますの

で、支局機能をやはりしっかり機能し、それから維持し、そして地域に寄り添った振興公社であるべき、この振興公社の中には、先ほども言いましたけれども、合併当時、地域住民をフォローするというで支援センターというものが置かれまして、私どもはそれを非常に頼りにしていたところありますので、これからもしっかりと地域機能を残しながら、そしてさっきも町長答弁ありましたけれども、現在の振興公社の実態を、やはり再度把握していただきたいという、そういう思いでいますので、その辺のところ、もう一回確認したいと思います。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

今の振興公社の業務内容、公益財団法人とうたっていますけれども、やっぱり観光物産協会のほうが本当に公益財団法人かという部分も実際あります。ですから、やっている業務の精査をしながら、そういうことは検討していかなきゃならないと思っていますが、支援センター統合しました。しかし、支援センターそのものも、最初の目的からだんだんかけ離れて、何となく振興公社と支援センターってダブルスタンダードになっている。同じようなことやっているんだけど、やっぱり違う組織でやるということなので、これは統合させていただきましたが。

でも、その振興公社の中でも、100%営利をやってはならないということではないんですが、でも、やっぱり官物の事業がかなりのウエートを占めるという、そういうひずみも私はあると思っています。ですから、そこの辺もしっかりどういうふうに整理するかという、ここもいろいろ各関係者と話を詰めていきたいと思っています。それが、本当にみんなが地域のためにできるような組織にできるようにね、各支所ごとと、こう言われましたけれども、それも含めて、十分協議をしながらいきたいと思っています。

確かに、いろいろなエリアによって思い入れが違うので、そこら辺のところも町としてはしっかりと受け止めて、そして精査して、協議しながら進めなければならないと思っていますので、何とかこれは私としても改善したいと思っています。

○室井嘉吉議長 12番、山内政君。

○12番 山内 政議員 しっかりとその辺のところを精査しながら、やはり設立当時の思いに返って、しっかりと見守っていただきたいというふうに思いますので、よろしく願います。

終わります。

○室井嘉吉議長 ほかにございませんか。

1番、五十嵐芳道君。

○1番 五十嵐芳道議員 それでは、55ページ、1項総務管理費、11目交通対策費の12節委託料、公共交通対策費について質問いたします。

公共交通については、高齢化が進む本町にとりまして、大変重要な事業であると認識しております。なお、南郷地域の公共交通についてですが、乗合タクシーになっておりますが、町の事業報告によりますと、年間5,000人前後の利用があるということで、南郷地区にとっても非常に重要なものになっております。

こんな中で、南郷地区の委託業者であります乗合タクシーを運行する業者ですが、人手不足のために3月末をもって撤退すると申し入れているということを耳にしておりますが、これは事実でしょうか。

○室井嘉吉議長 南郷総合支所長。

○酒井浩哉南郷総合支所長 答えいたします。

本年2月の上旬でありましたけれども、南郷地域の乗合タクシーを運行する事業者から、町からの委託を3月末をもって辞退したいというお話しございました。辞退の理由といたしましては、議員おただしのおりでありまして、昨年中に社員2名が退職したということで人手不足に陥りまして、なかなか運行の継続ができない。そういった中で、支所とも何とか継続をお願いできないかということでご相談をさせていただきまして、人材派遣等によって何とか社員を確保できないかというようなご相談もさせていただきましたけれども、事業者としては、やっぱり働き方改革等もあって、これから社員の待遇についても改善したいというような意向もありまして、3月末をもって辞退したいというような意向でございます。

○室井嘉吉議長 1番、五十嵐芳道君。

○1番 五十嵐芳道議員 ということは、地元の業者が撤退するというので、4月からの運行についてはどうなるのか、町としてはどうするのか、お答えいただきたいと思います。

○室井嘉吉議長 南郷総合支所長。

○酒井浩哉南郷総合支所長 答えいたします。

本年4月からの南郷地域の乗合タクシーの運行についてのおただしでありますけれども、現在の事業者からの辞退の申し入れを受けまして、現在は会津バスと交渉させていただいております。4月からの南郷地域の乗合タクシーの運行について協議を重ねておりますが、運輸局への申請、あるいは人員の配置等、おおむねめどがつきまして、本年4月から、これまでどおりのダイヤで運行できるものと考えております。

以上でございます。

○室井嘉吉議長 1番、五十嵐芳道君。

○1番 五十嵐芳道議員 4月からは運行できるということで、安心いたしました。

高齢者の運転免許の返納など今進めている中で、地域の公共交通はこれからどんどん重要なものになっていくと思いますので、しっかり確保していただきますことを要望しまして、質問を終わらせていただきます。

○室井嘉吉議長 総合政策課長。

○小寺俊和総合政策課長 ご質問にはないんですが、私のほうでこれまで進めてきておりましたデマンドタクシー、議会のほうにも何回も説明させていただいております。南郷地域についても、これを進めるべく様々な準備をしておりましたが、今の南郷総合支所長からありましたように、山口タクシーが撤退するというので、代わりに会津バスということになりますと、会津バスがタクシーの免許を持っていないということがありまして、デマンドタクシーが会津バスでは今のところできないというような状況になっております。

これにつきましては、ちょっと今のところ打開策はないんですが、取りあえず、今の乗合タクシーを会津バスのほうにお願いをして継続をしていく中で、今後のドア・ツー・ドアのデマンドタクシーについては、またもうちょっと先に次の手を考えたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○室井嘉吉議長 ほかにございませんか。

6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 44ページ、総務費、総務管理費、企画費、委託料のところ、その中にチームビルディングツーリズム事業委託料ということで入ってございます。これは新規事業ということになっているようですが、これの予定されている、まず事業の内容と、あと委託先、これについてどのように考えているか、お願ひします。

○室井嘉吉議長 総合政策課長。

○小寺俊和総合政策課長 お答えいたします。

企画費のチームビルディングツーリズム事業の内容と委託先とのおただしでございませぬ。チームビルディングツーリズム事業につきましては、総合戦略、今回定めまして、全員協議会でも説明させていただきませぬが、人の流れを町に呼び込むということの中のキーワードとして、「関係人口の創出」というものがございませぬ。その中の一つの事業としての新たな取組でございませぬ。

内容につきましては、首都圏の企業に企業研修の場として、当町南会津町の地域資源を活用してもらおうということでございます。それによりまして、お金、人の流れを本町に向けるということ、それから来ていただいた研修の社員の方々に南会津町というのを知ってもらい、首都圏、都会の方々と南会津がつながりを持ってもらうということで、将来的には移住にでもつなげればということに思っております。

具体的には、企業研修、大企業、中小企業にかかわらず、自社の敷地内だけじゃなくて、各方部に出向いて宿泊、合宿等を行いながら研修している場面があるんですが、その場として南会津町を使ってもらおうということでございます。例えば、そば打ちでもラフティングでもスキーでも、何でもいいと思います。うちの町にある自然を生かして、企業研修の場として数日間滞在をしてもらおうというものでございます。

そこに対する企画、広告、プロモーション、それからモニターツアーなども何件かやって、それを紹介する。それから、前夜祭などをやって盛り上げるということも含めまして、委託料として上げさせていただいているものでございます。そういう企画をしていただく委託先としては、電通アドギアという電通の子会社になるかと思いますが、そちらのほうを予定してございます。

○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 古今にあるIT関連の企業の会社というか、この前、ちょっと前に新聞報道載っていたんですが、宿泊で研修などを受け入れているというような報道があったやに記憶しているんですけども、それら会社との協力なんかとか、そういうものは考えてはおられませんか。

○室井嘉吉議長 総合政策課長。

○小寺俊和総合政策課長 お答えいたします。

私もその記事見ております。IT企業のEWMファクトリーが宿泊事業ということで、クラウドキャンプということで、古今の場所を活用して行っているということでございます。

今回のチームビルディングツーリズム事業につきましても、EWMと協力をして、その場所を使って今、以前に説明申し上げましたようなことができないかということは、これから勉強してやっていきたいというふうに考えております。

○6番 渡部訓正議員 はい、了解。

○室井嘉吉議長 そのほかございませんか。

9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 議案書ではなくて、地域おこし協力隊、これ全体について伺いたいと思っています。

非常に多額な予算計上されておりますが、人員と地域ごとのテーマ、あと所属先と伺いますかそういったもの、地域ごとにございましたら伺います。

○室井嘉吉議長 総合政策課長。

○小寺俊和総合政策課長 地域おこし協力隊の地域ごとの人数、それから内容とのおたがいでございます。

地域おこし協力隊の人数は、51ページの説明にあるように、4名ということで来年度は予定しております。内訳でございますが、田島地域の奥会津博物館、こちらで藍染を行っておりますが、藍染を習得したいという希望者がおりましたので、その方々2名を協力隊として任命し、藍染を習得していただいて、藍染の普及活動をしていただくという方でございます。

それから、伊南地域、2名でございますが、1名は耻風のほうで、地域の活力のために事業おこしをしている、これは昨年度からの継続でございます。耻風については、継続の方1名ということでございます。

さらに、伊南地域全般で行うことを予定しております林業とアウトドアに関わりを持ちながらスポーツツーリズム、これを推進していこうということで事業を計画しましたところ、1名の方が応募がありましたので、伊南地域でのスポーツツーリズム活動に携わっていただくということで予定しております。以上の4名でございます。

○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 4名の方、町のために協力いただけるということで、非常にありがたいことだなと思っています。また、テーマも、随分当初から比べると、地域に非常に根差した、ちょっと手の届かないところではなくて、根差した、すばらしいものになりつつあるのかな。つまり、事業を重ねるごとにしっかり洗練されてきて、地域の課題も見えてきて、そしてそのニーズとマッチしてきているのかなというような印象を受けております。

あくまでこれは、藍染であれば、想像するに、例えば昭和村のからむし織とか織姫様とか、そういったものを連想するんですが、最終的には事業化とか、例えば新しい何か仕事づくりとか、そういったものまで考えてらっしゃるのか、伺います。

○室井嘉吉議長 総合政策課長。

○小寺俊和総合政策課長 お答えいたします。

藍染に特化した地域おこし協力隊と、まさに具体的な地域おこしをやるということで、今お

ただしのように、昭和村のからむしの織姫ですか、そこも視野に入れているといったこともあります。したがって、そこに、今回2名の方にはぜひ藍染の技術を習得していただいて、何とかそれなりにわいとしてやっていただけるような形まで持っていければなというふうに思っております。期間は3年間でございますので、3年間の中で、ちょっとできるかどうかは分かりませんが、まずスタートとしてそこはやっていただいて、最終的には南会津町に住んでいただいて、その伝統的な活動をしていただくということで、そこを想定しながらの事業というふうに思っております。

以上です。

○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 生涯学習課の調査の中でも、今回、藍染に特化したところで地域おこし協力隊の方が応募あったということで、非常に喜ばしく思っておりました。

その関連もございましたが、ちなみに文教厚生委員会の調査の中では、藍染が今、体験として非常に人気があるということです。非常に多くの方が愛好されておまして、体験としても非常に大規模な人数、高校とかまとまった中で体験をしたいということで、希望が来年度あるそうです。

町としても田島地域としても、非常に喜ばしいことですので、ぜひこういったものをどうつなげていくか、プログラム化していくかとか、非常に多くのことが発展的に考えられるかと思っておりますので、ぜひ議員の皆様にもご承知おきいただきながら、田島地域の荒海地区のそういった地域振興に寄与できるような事業になることを希望しております。

以上です。

○室井嘉吉議長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 これで、1款議会費から2款総務費についての質疑を終わります。

ここで暫時休憩します。

休憩 午前11時51分

再開 午後 1時00分

○室井嘉吉議長 それでは、引き続き会議を行います。

次に、3款民生費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 民生費、69ページ、項が社会福祉費でありまして、目は老人福祉施設管理運営費、その中の節が負担金、補助及び交付金に関する事項について、若干おただしをいたしたいと思います。

これは、9月だったと思いますが、議員懇談会の席上でも質疑いたしましたが、社会福祉法人桜寿会のいわゆる経営陣の今回の支援に至るまでの役員等の経営判断、あるいは経営に関する姿勢を知りたいということで、議事録等がありましたら提出をいただきたいと、こういうことでしたが、その場ではもちろん回答がありませんでした。その後も何ら、それに対してのアクションがございませんでした。これについてもう一度、経営陣のほうの姿勢を知りたいということを私は切望しますので、それについてお答えをお願いいたします。

○室井嘉吉議長 健康福祉課長。

○阿久津勝英健康福祉課長 お答えいたします。

経営陣の方々の姿勢についてというご質問でございますけれども、理事会等が開かれております。そして、それについての議事録というお話がありましたけれども、確認はしておりますが、詳細な内容までそこには記載はされてございませんでした。といいますのは、これについて議事が行われたというような内容の記載が中心でありまして、それぞれの委員からのご質問、質問内容についての内容は記載がございませんでした。

この件につきまして、事務局長、そして理事長にも、その理事会の内容についておただしたところ、理事会の中で、現在の経営状況について明らかにしまして、理事の皆様にもその旨お伝えし、法人としてこのまま継続して運用していくに当たっては、何らかの収入、お金が入ってこないと運営を続けることができないという共通認識を持った上で、町のほうに応援をお願いすると、そういった方針になったというふうに伺っております。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 仮に、経営というのは、当初の経営の計画が順調に進む場合、これは願ってもないことなんですね。しかし、社会の情勢というのは、いろんな意味で変化している。いわゆる山あり谷ありの、言ってみれば世界なんです。そこで、仮にこれが県が認めた施設設置であったとしても、こういう資金が行き詰まる、あるいは償還計画が当初のように思いどおりいかない、こういうことになるときには、通常ですよ、少なくとも理事としての責任を果た

す意味で、そこに対する資金提供というのがあるはずなんです。これはありましたか。

○室井嘉吉議長 健康福祉課長。

○阿久津勝英健康福祉課長 答えいたします。

理事の中からの資金提供についてのおただしでございますけれども、理事からの資金については、法人のほうに支出されてございません。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 この資金運用というか、設立に関する資金の分類を見ると、理事長と言われる人は、わずか建設費の0.6%しか出してないんです。これが正しいかどうか、私はここであえて言いません。仮に補助金等々を含めると、いわゆる自己資金と言われるのが26%です。つまり、残りの74%は借入金なんです。この借入金の返済計画というのは当然あってしかるべき。例えば、これは、設置するには設置目的があって、それが行政的な判断だったり、政治的な判断だったりする。これは解釈の問題ですから、当然あっていいんです、いろいろと。

しかし、設置者が設置をして、その法人を運営するには、運営するだけの責任というのが当然生ずるんです。ここところを、町の支援金として出すには、それだけの精査が必要だ。この精査が十分なされた上で、つまりそこに入所されている方々、あるいはそこで働いている方々の生活や、あるいは介護の体制をしっかりと将来に担保していきましょと、こういう支援の形が望ましいと思うんです。

私はこれまで、たくさん町民や町外からいろいろな意見を賜っています。そのことに対して、一つ一つ反応する立場にもありません。でも、このことは、町民や、あるいは同業関係者、この人たちから見て、この支援が、やっぱり正しかったんだと、よかったんだ、適正だったんだと言えるような、そういう体制をぜひ今後取っていただきたいと、こう申し上げておきます。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 答えいたします。

4番議員のおっしゃるとおりだと思います。

この設立の経緯ですか、これは私が町長に就任してから、もうあのときは300人以上待機者いたと思うんです。そのときは、国のほうで特養のベッド数、これが制限されていて、なかなかできなかった。

そして、ただ、待機者をどう解消するか。もう一方で、今度、介護保険をどのように町として、どの程度まで皆さん方に負担していただいても大丈夫かなとか、いろんな課題がありまし

た。それで、そういう中であってでもどんどん増える中で、これをやっぱり放置するわけにいかないという状況になりまして、それで理事長が、実はデイサービスをやりたいと来られたんですよ、町に。

いや、町はデイサービス、施設それぞれありますし、今、私たちとしてはこういうことで、長期入所の施設を何とかしてほしいんだというような話ししたら、いろいろ研究してみましようということになってこの話になったんですが、それにしても、いろいろ国のほうの話もあって、なかなか正直言って、何と申しますか、調整がいろいろ厳しかったふうにも聞いています。具体的な内容までは、私もちょっと担当でないので分かりませんが、ただ、考え方としてはそうだったんです。

それで、実際に町では、国の補助金を含め6,000万でしたっけ、それを町として「優雅」に最初準備しました。これを、実際は12億近くかかっていますから、6,000万で12億の事業ができたよ、それは町にとってすごくいいことだと私は思ったんですが、結果、いろいろ流れの中で始めました。なかなか職員が集まりません。入所が確保できません。ですから、いろんな状況が確かに事業が終わるとあって、それも理事長としての見方甘かったんじゃないかと、町としての判断どうだったんだって、そういう話にはなるんですが。

そんなことで今、流れてきて、先日はこのような説明の中で皆さん方にご了解いただいて、この3,000万はまた手当てするようになるんですが。今現在、私が聞いておりますのは、その後、理事長、それから事務局長が来られまして、本当に皆さん方の思いをしっかりと受け止めて、しっかりした経営ができるように、私どもも雇用を守り、そして皆さん方にしっかり対応しますというような話は、私には直接ありました。

いろいろ考え方は、その経過はあるんですが、確かに経営とか、そういうことの理念に関しまして、基本に関しましては4番議員のおっしゃるとおりだと、私はそのように思いますので、その辺も含めて、「優雅」の役員の人たちにもしっかりと町の気持ち、皆さんの気持ちも伝えたいと思いますので、ご理解願いたいと思います。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 今お答えをいただきましたが、私も先ほど申し上げたように、まず今のお答えは解釈であり、方策なんです。私は、解釈と方策にはそれほど問題や危惧を感じていないんです。ところが、原因なんです。つまり、事実なんです。それは、例えばの話です。頭が痛い、お医者さんに行きました。頭が痛いから頭に原因があるか、検査をしてみたら、実は違うところに原因があった、こういう場合もあるんです。それは、健康に関する例です。

もう一つ、例を例えれば、飛行機が飛ぶ場合、管制センターの力は大きいですが、でも、何とんでも、コックピットにいる、操縦席にいる操縦桿が、あるいは機長や副機長が、どれだけの知識とどれだけの見極める目を持っているかということがとても大事なことです。ですから、私は、せつかくこういう方策や解釈をきちっとし、方策をするのであれば、その原因とするところの、あるいはその方々に委ねられた経営というものにどう、町民の納得できるような対応を求めるかという。

今、町長もおっしゃっていただきましたが、ここはより具体的にしてほしい。そして、私たちもこれに何らかの責任を共有するわけですから、このことについて、今後、やあやあ、また外部要因がありました。いえいえ、経営者にちょっと問題が起きました。これも長いスパンではあるかもしれませんが、しかし、それも想定した上で、しっかりと理事長を中心に、理事会でそれらの検証を行いながら、見通しをつけながら、できればしっかりと議事録に残して、その議事録の公開をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

いろいろ話を聞いていますと、ただ事例が違うだけで、私も原因、こういうことでこのような状況に陥ったということは説明したつもりでございますが、今後の役員としての考え方、そして方針、責任、それらは町として当然しっかり、町としての何と申しますか、意向を伝えるべきだと、伝えなきゃならないと思っておりますので、その辺を踏まえた中で、今後の経営をしっかりとやっていただくように、町としても指導していきたい、そして監視していきたいと思っております。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 私たちは、町民からいろいろな期待をされてこの議場に立っています。先ほども申し上げましたが、町当局者であり、町の執行部ではない。しかし、私は、この議場にいる者は、全て考えられること、しっかりと議論として出し合いながら、我が町が、あるいはいろいろな課題にぶつかっている人たちを、できるだけ希望の持てる道に導いていく、こういうことだと思いますので、今の町長の答弁のように、ぜひしっかりと対応をお願いしたいと。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

私も町民の代表として、町の執行責任者として、しっかりと対応していきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○4番 湯田芳博議員 以上で質問を終わります。

○室井嘉吉議長 ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

○室井嘉吉議長 それでは、これで3款民生費についての質疑を終わります。

次に、4款衛生費について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。いいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 これで4款衛生費についての質疑を終わります。

次に、5款労働費について質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 ページ83、款労働費、項が雇用対策費、目が雇用対策費の節で負担金、補助及び交付金の中の企業立地促進交付金というのが昨年、令和元年度は92万というのが今回、令和2年度742万4,000円ということで、ほぼ予算が8倍ほどに増えたというふうに私理解しているんですが、それが正しいか。そして、もし正しいければ、その増えた理由についてお尋ねします。

○室井嘉吉議長 商工観光課長。

○羽染正巳商工観光課長 お答えいたします。

企業立地促進奨励金につきましては、一定の投資を行いまして、雇用の確保を図った企業に対しまして奨励金を交付しまして、産業の振興及び雇用機会の拡大と安定雇用を図る事業でございます。内容としましては、現在、EWMファクトリーに対しまして、固定資産税相当額を支援しております。

来年度につきましては、南郷地域の片貝地区に進出されました会津工場さんがありまして、これに対しまして雇用奨励金600万円、あと除雪経費等の補助ということで、これは実績に依り変わるものでありますが、50万円を見通しまして、合わせまして742万4,000円というような予算となっておりますので、ご理解願います。

○6番 渡部訓正議員 はい、了解。

○室井嘉吉議長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 それでは、これで5款労働費についての質疑を終わります。

次に、6款農林水産業費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

15番、楠正次君。

○15番 楠正次議員 それでは、88ページ、1項18節、94ページ、2項7節、96ページ、2項17節、18節について伺います。

負担金、補助金のところですが、種々、事業補助金等が記載されておりますが、畑作物の直接支払交付金というのが著しく減額されたという話を聞きましたが、ここにはこの分は入っているのかどうか、そして産地交付金は町で振り分けがされるんだと思うんですが、そういうことを含めた中で、担い手であったり、農業者対策として聞きたいと思いますが、まず最初はこの畑作物について説明をいただきたいと思います。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 お答え申し上げます。

88ページの負担金、補助及び交付金の中の経営所得安定対策推進事業、こちらの農業再生協議会補助金、そちらと経営所得安定対策事業推進交付金、こちらの件につきましてご説明をさせていただきますと思います。

こちらにつきましては、南会津町農業再生協議会を中心といたしまして、経営体育成安定対策の推進や担い手の育成・確保、耕作放棄地の再生と有効利用などに関する取組を、関係機関と連携をしながら総合的に進めていくような事業でございます。

まず、農業再生協議会補助金につきましては、こちらにつきましては農事組合長さんへの謝礼という形になっております。その下の経営所得安定対策事業推進交付金につきましては、こちらにつきましては水田管理システム使用料、さらに農業計画書送付等の郵便料ということになっておりますが、一般的な農業再生協議会へ出す補助金の事務的な部分でございます。

それと、今回の経営所得安定対策推進事業の、いわゆる直接支払交付金、それと産地交付金につきましては、今回の補助金の中には含まれておりません。

以上でございます。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠正次議員 担い手の方とか農業生産法人の方から、畑作物の直接支払いが、ここには予算は載っていないということではありますが、大幅に下落、これが令和2年度から4年

度の分、そういう説明があったということですが、この内容と対象農産物、大幅に下落したのは、幾つかの品目あると思うんですが、その中でどういうものが、どのくらい減額される計画なのか、聞きたいと思います。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 お答えを申し上げます。

まず、大幅に減額している部分につきましてはソバ、ソバにつきましては、令和元年度につきましては1万6,960円、そちらが1万3,170円となる見込みでございます。

もう一つ、菜種がございまして、菜種につきましても令和元年度9,930円が8,000円ということになる予定でございます。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠 正次議員 1万3,170円に減額されるということですが、この申請できる、これまでも申請していた、この交付を受けていた農業者というのは、本町にはどのくらいいらっしゃるのでしょうか。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 この事業の交付申請を実際国のほうに提出している農業者につきましては、約250名程度でございます。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠 正次議員 3,790円、令和元年までの交付金からすると、45キロ当たり減額になるということですが、この交付要件、それと交付金の算定根拠というのはどういうふうにして国で渡しているのかを、お聞かせいただきたいと思います。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 まず、交付要件につきましてはでございますが、交付要件につきましては、認定農業者、新規就農者、集落営農者が交付要件の対象者となるものでございます。こちらにつきましては、直接支払交付金が対象となっております。

産地交付金につきましては、販売証明がされているということで、実際、領収書等が確認されるものが交付対象になるということでございます。

もう一つ、算定の根拠でございますが、算定の根拠につきましては、平成26年から平成30年度、5か年の中の単価の中から3年間の平均を取りまして、最大と最少を除きまして、3年間の平均を取りまして、そちらの単価を決めているというふう聞いております。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠 正次議員 はい、分かりました。

そうすると、この大幅に下落した、どこかの産地が駄目で大幅に高騰したというところは除いて、平均的な3年分を足して3で割って、その平均値を出したというような形が今回の1万3,170円という、令和2年から4年の交付の根拠であるというふうに思いますが、過去にこの交付単価がこのように大きく変化したことはございますか。平均3年分の根拠で、3年ずつ変わっていくんだと思いますけれども。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 過去の交付単価の推移でございますが、平成23年から25年につきましては、ソバに対しましては1万5,200円という単価になっております。平成26年から28年で1万3,030円で、こちら2,170円の減額となっております。平成29年から平成30年におきましては、1万6,840円ということで、3,810円の増額となっております。令和元年度が、先ほど申し上げました1万6,960円ということで、120円の増額になっておりまして、来年度以降、令和2年度から令和4年度までですが、こちらにつきましては1万3,170円ということで、3,700円の減額となっております。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠 正次議員 農水省でこの制度を創設した理由というのは、中山間地域の生産効率というのは加味されているとお考えでしょうか。ただ、生産法人の方にお聞きすると、北海道で相当数ソバの栽培がされて、この中山間地域とそういう広大な面積で栽培されるのでは生産単価が変わってくる。でも、北海道が早く単価が決まるために、こっちもそれに倣わざるを得ないというような話を聞きましたが、この辺はどうですか。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 お答え申し上げます。

こちらの制度につきましては、中山間地域は特に大きく加味されている部分はございまして、あくまでも全国一律の制度でございまして、全国一律の単価を売上単価等を調査しながら、こちらの単価で決定をされるというところでございます。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠 正次議員 生産者の販売単価というのは、全国平均と、これはどこで、どのように決まって、数量払いのものであれば、売却するわけでありましてけれども、その販売単価、先ほど根拠は分かりましたけれども、それはどこかが基準になるとか、そういうことがあるんでしょうか。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 販売価格の実態につきましては、そこまで把握はしておりません。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠 正次議員 はい、分かりました。

45キロ当たりですから1俵というのか、3,790円の減額は、本町の先ほど言われた250名、ソバ栽培農業者も大きくやっぺらとやらと小さいところとあるのかもしれませんが、個人はこれには含まれていないんだと思うんですけども、相当な減収になることが予測されるのではないのでしょうか。その辺はどうですか、どこがどうとは必要ありませんけれども。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 お答え申し上げます。

おおむね50ヘクタール以上の大規模農家を該当として調査をしているところでございますが、そちらにつきましては、3つの法人がございまして、200万から350万程度の減収になるというふうに予想しています。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠 正次議員 分かりました。

200万から350万というと、相当大きな減額になるんですけども、交付単価が下がると、生産者は直ちにこの影響が出るんですね。ただ、北海道が台風の影響で相当ソバとかがやられたとき、あのおとき、農水省の私ホームページのやつをちょっと見たんですけども、上がっているんですね。上がっているんですけども、こちらで販売業者に聞くと、「いやいや、そんなに、言われているような1俵当たり2万2,000円になるということとはとんでもありません」。だから、ああいうふうに、地域によってというか、上がっても、実際に商社が入ったりとか買付業者、その人たちもこの交付金のことは承知していますから、意外に農業生産法人や担い手が収入を得にくい。ただ、下がったときは、今回なんかはすごい、過去にないほどの大幅な下落だと思うので、何か対策が必要かなというふうに思うんですけども、何かそういうのが見つけられればいいかなと思いますけれども、このことについての対策等は考えられますか。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

国のほうの所得安定とか、いろんな制度変わってきています。一番最初、ソバに対して補助金といいますか、出たときに、まず反応したのが流通業者というか、もう補助金を出したら、

値段がぐんと下がっちゃって、1俵2,000円ぐらいにしか売れない時代があったんですよ。それから、それは落ち着いて、それで私もこれ、農水省に行ったとき言いました。現実には、農水省は補助金出した。それで、その流れ見えていますかって。現実には、ソバの価格1俵2,000円ぐらいですよと、流通が。それは、結果的には補助金が出たから、生産者はそれでいいだろうみたいな話だったらしいんですよ。ですから、相場も動きますし、そして人によってもかなりばらつきがあるみたいです。

売り方も、人によっては、契約の仕方によってかなり高価に売っている人もあるし、やっぱり何というか、決まった値段でしか売れないという人もいるみたいだし、ですから、お得意さんを持っているか、持っていないかもあるし、もちろん一番大きな影響は北海道のソバの出来高がどうなるかということも影響があるみたいです、いろいろ聞いてみるとね。

ですから、なかなかこれを直接この行政、町がこれを支援するということは、どういうところを基準にしてやるのかなというような部分があって、町内の中でもいろいろあるんですよ。ですから、なかなかそこら辺は厳しいかなと思うんですが、いずれ農業政策として、いろんなかたちの中で情報をいただきながら、直接的な支援ばかりじゃなくて、いろんな支援の中でそういうことも解決するのも1つかなと、それ感じていますが、やっぱり国の制度が1つ動くとき、やっぱりそのように市場がばーんと反応しちゃうんで、そこら辺もまた1つ悩ましいこれまでの例でありましたので、なかなか、正直言って、米もそうですけれども、いずれトマトもそうでしたけれども、そういう相場のあるものというのはなかなか難しいかなと思っています。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠 正次議員 難しいということ、よく分かりました。

でも、何らか国の施策とかそういうものがあるようであれば見つけていただいて、対策をしていただきたいなというふうに思います。

それから、次の質問、先ほど申しあげました94の2項の林業費の7節の報償費について702万円上がっておりますけれども、これは鳥獣被害防止緊急捕獲ということですから、実施隊に1頭当たり幾らということで報奨金が出されるものだというふうに思いますが、これは昨年と内容は同様なのか、あと財源と、その2点伺いたいと思います。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 お答えを申し上げます。

鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業報奨金につきましては、令和元年度は1頭当たり1万3,000円ございました。令和2年度からは1万3,000円から1万8,000円へと、予算のほうを

増額する予定でございます。

それと、今回の捕獲の頭数でございますが、猿が150頭、鹿が200頭、イノシシが40頭で、全体で390頭の1万8,000円分となっております。その財源の内訳でございますが、そのうち230頭分、猿が100頭、鹿が100頭、イノシシが30頭の230頭分につきましては、鳥獣被害防止対策総合交付金ということで1頭当たり8,000円の補助金を見込んでいるところでございます。残りの金額につきましては、特別交付税で8割程度の交付がされるという見込みでございます。

以上でございます。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠正次議員 はい、分かりました。

ということは、ほぼほぼ一般財源の持ち出しはなくてできるのかなというふうに思いました。約40%程度上がると、捕獲実施隊の意気がさらに上がって、捕獲が進むこと期待したいと思いますが、県の指定管理の分、これまでもありましたけれども、元年度はとれ高が数量が多くて、途中で県のほうは補正したというような話を聞きましたが、令和2年度も県はこの事業を進める予定なんですか。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 お答えを申し上げます。

令和2年度につきましても、指定管理鳥獣につきましては県のほうでも実施する予定でございまして、令和元年度、鹿につきましては当初310頭でございましたが、その後変更させていただきまして、595頭に実際の計画になっております。イノシシにつきましては、郡内でいきますと200頭の捕獲の割当てが来ているところでございます。

令和2年度につきましても、鹿につきましては郡内で580頭ということで、令和元年度と大体同等の数字となっております。イノシシにつきましても、郡内の割当てが200頭ということでございますので、令和元年度と同数となっております。

以上でございます。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠正次議員 はい、分かりました。

これで、令和元年度の予算、同数のものが捕れるということではありますが、毎年このように捕獲され、町の分もあります。これが、今ジビエがすごく評価されているんですけども、この地域のは今でもやはり食料として、例えば人間とかペットとかありますけれども、そういう食料として活用できないものかなというふうに思うんですけども、その辺はどうでしょうか。

あと、ベクレル検査やりますけれども、これは前は1キロだったというふうに聞いていますけれども、今もそれは変わってないでしょうか。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 お答えを申し上げます。

まず、福島県といたしましては、100ベクレル以上、これ先ほどの1キロ以上の単価が検査の数量でございますが、1キロ以上100ベクレル以上ということで、やはり中通り、浜通りのほうで特にイノシシ、会津地方のほうでも若干でございますが、イノシシにつきましてはやはり超えているというところで、県のほうといたしましては、市町村に対しまして自粛の要請をしているというところでございます。そちらのほうを考慮しまして、猟友会、実施隊のほうについても、今現在はジビエ等の有効活用はしていないというようなところでございます。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠 正次議員 このところではないんですけれども、魚のベクレル検査が今、300グラムでよくなったというふうに聞いたんですけれども、肉の場合は、やっぱり野生動物の場合は1キロで変わらないんですね。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 お答え申し上げます。

野生動物に関しましては、1キロが検査対象の数量となっております。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠 正次議員 以前も私この話、質問させていただいたことがあるんですけれども、全頭検査をしても、本当に何年に一度出たとかというような前回の話でありましたけれども、これ全頭検査をしたら、このベクレル検査の費用って私存じ上げないんですけれども、全頭検査をして本当にもう1,000頭に1頭とかしか出ないようなものであれば、何年かに一遍しか前は出ていなかったような話でありましたから、結構この会津、特に南会津町は安全なのかなというふうに推測はするんですけれども、その検査とか何かの費用とかは、1頭当たりの検査をしたらどのくらいかかるんでしょうか。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 1頭当たりの検査手数料につきましては把握をしてございません。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠 正次議員 はい、分かりました。

ぜひその辺も、そう高価でなければ、ある程度試験的に検査をしてみて、もう1%もないよ

というようなことであれば、そういうふうに向けて施策をできるのではないかと、そうなる資源となりますから、そういうこともぜひ検討していただきたいというふうに思います。

それから、先ほどの96ページの17節、18節の部分について伺いますが、2,020万の備品購入費の備品とはどういったものなのでしょうか。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 お答えを申し上げます。

こちらの有害鳥獣被害対策用備品購入費の2,033万4,000円でございますが、こちらにつきましてはワイヤーメッシュ柵、それと電気柵を併用した防護柵となっておりますのでございます。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠正次議員 はい、分かりました。

ワイヤーメッシュと電気柵と、ワイヤーメッシュを張って、上を越えられないように電気柵というようなものかと思いますが、この設置の予定距離と、取りあえず予定距離を聞きます。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 約9,800メートルを計画をしております。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠正次議員 約10キロということになります。10キロというのを囲って、広い農地だったら結構な距離も取ってしまうんですけども、どのような形で、どこの申請によってこれが補助されるのか、あとは対象、全町でやるのかどうか、伺います。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 お答えを申し上げます。

まず、今回対象としている要望箇所がある地区が、田島地域の9地区でございます。こちらを対象に、山際のほうにワイヤーメッシュ柵と電気柵の併用の柵を設置する予定で、こちらにつきましては地区のほうに無償貸与して、地区のほうで設置をしていただくというふうに考えております。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠正次議員 これは、財源としては一般財源を用いないでできるものなのでしょうか。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 お答え申し上げます。

こちらの有害鳥獣捕獲対策用備品購入費につきましては、県の補助金でございまして、おお

むねほとんど100%県の補助金でございます。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠 正次議員 いい財源を見つけられたなというふうに思います。

昨年、議会報告会で、田島地域でありましたけれども、電気柵とか補助もらっても、地区がもう高齢化が進んでいて、設置とかそういうことが不可能というような地区もあるんですけども、この今回9地区というのは、区で申請されるのだと思いますけれども、そういうことは何か区できちっと管理をするというような要件でしょうか。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 お答え申し上げます。

今回、当初予算を編成するに当たりまして、地区のほう、国・県のほうに要望するにも当たりまして、県のほうと協議をさせていただきまして、県のほうで設置ができるという地区のみ今回は計上させていただいているところでございます。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠 正次議員 18節の中ほどにある、これはページは97ページになりますけれども、有害鳥獣被害防止対策事業補助金と狩猟捕獲推進活動補助金、この両方の事業内容をちょっと説明していただきたいと思います。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 97ページの有害鳥獣被害防止対策事業補助金につきましては、こちらは町の単独事業で実施します電気柵の補助金等の各地区への交付、さらには追い払い花火等の購入費の補助金ということでございます。

その下の狩猟捕獲推進活動補助金につきましては、猟友会に対する補助金でございまして、猟友会の活動経費、特に射撃等の推進や今回の射撃と保険等に係るものの補助金という中身になっております。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠 正次議員 はい、分かりました。

この540万の部分、もしかすると、農業者のある程度大きくやってらっしゃる農地のためというようなことがあるのかなと思ったんですけども、今回はずっと見てもそういう部分は、特に特出しでは農業者の個人的なそういう申請とか、そういうような事業はないんですね。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 お答え申し上げます。

97ページの有害鳥獣被害防止対策事業補助金につきましては、こちらにつきましては各地区も使用できますし、個人のほうも使用できる補助金でございます。ですので、今回は全体といたしまして540万を計上させていただきますが、個人農家も対応可能ということになっております。

○15番 楠 正次議員 はい、了解です。

○室井嘉吉議長 ほかにございませんか。

4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 ページでいいますと96ページ、項が林業費で、目が林業振興費、節が16の公有財産購入費について、ちょっとお尋ねをしておきたいと思います。

多分、木の町コミュニティ館の用地取得費というのは、林業成長産業化地域構想の中の事業と、こういうふうに受け止めておりますが、現在、いわゆる川上である当町における林業を成長させようと、成長できる産業にしようという目標があったとすれば、今、その中で一番の課題は何でしょうか、教えてください。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 お答えを申し上げます。

素材生産者につきましては、一番の課題というのは、やはり事業用地と人でございます。林業従事者数が少ないというようなところでございます。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 私も同じ認識をしておりますが、川上である当町が最も急いでしなければならない成長産業に林業を押し上げていくには、私は、木の町コミュニティ館は時期的にまだまだ先でいいと思っています。それは認識の違いでしょうか。つまり、生産をし、加工をし、流通をし、販売に乗せていく、その中で人の不足はもちろんあるんでしょうけれども、ストックヤードがないと。生産をした素材を各自がストックするのではなくて、共通のストックヤードを造って、そのストックヤードによって、場合によっては見本市を開きながら、南会津町の木材はこういった多様な種類の木材があって、これを多様な用途に利用できますよ、こういうことをして、加工部門で実際に加工の製品が幾つか出来上がって行って、その製品を展示したり、あるいは説明をしたり、そういう販売ルートに乗せたりするという場合に、初めてその施設が必要かどうかの議論がなされるべきだと、こう思っている。

そこで、お聞きしたいんですが、林道や素材生産の搬出路も、これらの整備計画についてはいかがになっているか、お聞きします。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 お答えを申し上げます。

林道につきましては、令和2年度、3路線を整備をする計画でございまして、その後、林業専用道路ということで、4路線ほど計画路線として計上させていただいているところでございます。そちらにつきましては、計画的に進めていくという考えでございます。

路網につきましては、今回、経営計画というものを作成をいたしまして、その中で専用に必要な路網整備をしていくというような方向の中で、今考えているところでございます。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 例えば、林業に従事する、いわゆる技術者が増えていくという、そういう実態、これは何を、どういう環境を整えればできると思いますか。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 お答えを申し上げます。

技術者が増えるような環境を整えるためには、やはり安定した収入と安定した労働条件と、そういったものが必要かなと考えております。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 おっしゃるように、やっぱり収入というのは、最終的に雇用を確保し、しかもそれが安定的に従事できるという前提になります。でも、その収入に入る前に、安全な環境というのが必要なんですね。その安全な環境というのは、例えばの話ですけれども、個々の事業者の努力だけで解決すると思っておりますか。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 お答えを申し上げます。

今回、令和2年度から新たな事業ということで、労働安全衛生推進事業というのを新たに創設をいたしました。やはり、事業者につきましては、我々のほうも県からも指導していただくんですが、やはり林業業界については、まだまだ労働安全に対する意識が薄いというところで、今回、国の譲与税を活用させていただきまして、労働安全推進事業を今回創設したものでございます。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 制度の創設はあってもいいでしょう。しかし、それをどう運用していくか、どういう、いわゆる実態を生むものに仕上げていくか、このところが私は聞きたいんです。時間の関係もあるので、ほかの款でも質問したいので、ここでは一応打ち切りますが、

木の町コミュニティ館の仮称ではありますが、これらの用地取得については大変な疑義を持っているということを申し上げて、私は質問を終わります。

○室井嘉吉議長 ほかないですか

9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 1点だけお聞きします。84ページ、農業委員等の報酬について伺います。

農業委員会の報酬につきましては、会長で24万円、そして委員の皆様、そして農地利用最適化推進委員で19万2,000円となっております。これは基本額でございますが、一方で能率額というものが定められております。こちらにつきましては、数年前に法改正があって体制が変わって、南会津町としても新たな条例の下で改選が行われ、取り組んでいることかと思えます。

この目的につきましては、主にはやはり遊休農地の解消ということで、いかにして国土を保全していくかというようなことで取り組んでいるかと思えます。

基本額につきましては、会議等の出席等に基づいて行われるかと思えますが、能率額につきましては資質の、例えば今年度、質の実績とか、また、この制度によりまして、遊休農地がより少なくなったとか、能動的な委員の活動につながったとか、そのような実績がございましたらお示しいただきたい等思えます。

○室井嘉吉議長 農業委員会事務局長。

○五十嵐小一郎農業委員会事務局長 お答えいたします。

おただしの農業委員会委員の報酬の能率額でございますが、こちらは国の農地利用最適化交付金を受けまして、その金額は全て能率額で分配して、報酬として支給するという内容になっております。

平成30年度の状況でございますが、まず活動実績払いということで交付金を受けておりまして、そちらは134万4,000円の支給となっております。この活動実績払いにつきましては、各農業委員と推進委員さんから毎月、活動報告書を提出していただきまして、その活動時間数等によって、規則に基づいて計算して分配するものでございます。

そのほか、成果実績払いというものがございまして、こちらは年間に、議員おただしのとおり、どのぐらい遊休農地が減ったかというものと、それからどのぐらい担い手の方に農地が集積されたか、こういった結果を基に、年度末に報告をいたしまして、県のほうから交付金を頂くものでございます。ちなみに、平成30年度では287万4,667円をいただきまして、こちらを各委員と推進委員の皆さんに分配をしてあるという状況でございます。

この取組を通しまして、各委員の皆さんが日常的に活動を活発に行っていただいているというふうにご認識をしております。

○9番 大桃英樹議員 了解です。

○室井嘉吉議長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 これで6款農林水産業費の質疑を終わります。

次に、7款商工費について質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 まず、101ページの商工費、商工費、商工振興費、負担金、補助及び交付金の欄と、あと次の102ページの商工費、商工費、観光費、委託料についてお伺いをいたします。

まず1点目、先ほど申し上げた101ページで、負担金、補助及び交付金というのがございますが、その中で地域振興緊急対策事業補助金2,739万6,000円のこの内容について教えてください。

○室井嘉吉議長 商工観光課長。

○羽染正巳商工観光課長 お答えいたします。

地域振興緊急対策事業補助金につきましては、毎年度行っております10%から30%のプレミアムをつけました商品券の発行を補助しまして、地域内の消費者の購買意欲を喚起しまして、地域経済及び商工業の活性化を図るというようなことで、プレミアム商品券の発行の経費と事務経費でございます。

○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 はい、ありがとうございます。

あと、もう1点、地域活力創生事業補助金についての内容をお願いいたします。

○室井嘉吉議長 商工観光課長。

○羽染正巳商工観光課長 お答えいたします。

地域活力創生事業補助金でございますが、これにつきましては、製造業等に対しまして雇用の安定の確保、それと競争力を高めるために、町内の製造業者等の設備投資の支援ということで計上してございます。令和2年度につきましては、新規創業で1件、中小規模企業で3件程度を見込みまして、800万というような数字でございます。

○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 それで、申し訳ありません。先ほどの地域振興緊急、これ10から30%のプレミアム商品券ということなんですが、効果としてはどのように捉えているか、教えてください。

○室井嘉吉議長 商工観光課長。

○羽染正巳商工観光課長 答えいたします。

このプレミアム商品券につきましては、ほぼほぼ外貨獲得というような面もございますが、この中で消費を拡大していくというようなことで、地域の商工業者に対して、できるだけ地元で消費をしていただくというような効果は出ているというふうに感じております。

○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 次に、ちょっと私も急いでやらないと駄目だなというふうに焦っています。

102ページの商工費、商工費、観光費、委託料で、これ1つが、東武軸連携外国人観光客誘客促進事業委託料、あと南会津ぶらり旅二次交通対策事業委託料、あと合宿誘致促進事業委託料、あと首都圏誘客強化事業委託料、人と自然が輝く観光地域づくり事業委託料というのが、それぞれ金嵩は申し上げませんが、これについて、一応これらの事業をばらばらに委託をするのではなくて、関連性を持たせてというか、あるものがあるのではないかというふうに考えるんです。そして、まとめてそれらを委託するというようなことはできないのかどうか、既にやっているということであれば紹介をお願いします。

例えば、鉄道を利用する場合、浅草発の東武鉄道をやはり主軸として組み立てることが考えられますし、それらをまとめて、長期委託事業を取り組むことによって、関連性を持った組み立てが出てくるのではないかというふうに考えました。それについてはどうでしょうか。

○室井嘉吉議長 商工観光課長。

○羽染正巳商工観光課長 答えいたします。

確かに、委託料の中でたくさんの事業が入っておりますが、この事業につきましては広域連携、会津若松市、下郷町との広域連携の中でやっている事業もございますし、委託先については重なる部分もございますが、ある種の、今、議員おただしの鉄道を利用した観光誘客のぶらり旅二次交通対策と首都圏等の部分もございますので、その分について若干委託予定先が違っている部分、一緒の部分もございますので、その辺については連携していたほうが良いというような部分を検討しまして、今後の課題とさせていただきたいと思っております。

○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 そういうことによって、これら何というかな、この事業のもっと濃い中身が生じてくるのではないのかなというふうに私自身考えましたので、ぜひご検討をお願いできればというふうに思います。

以上です。

○室井嘉吉議長 あとございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 これで7款商工費についての質疑を終わります。

次に、8款土木費について質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 ページが119ページです。項が住宅費、目は住宅管理費の節が委託料ということで、会下団地の住宅改善事業実施設計委託料というところで質問させていただきますが、これは12月の全員協議会でもおただしをいたしました。ハザードマップの0から50センチの浸水想定区域ということでありました。

それで、今あるハザードマップが見直し等をされると、こういうことも聞いておりますし、実は福島県の地球温暖化対策推進計画の中の気候変動の影響に対する適応策と、こういうものがありまして、その中の「降水量の予測」という、これが出ています。その中に、前段省略しますと、降水量については、地域によって変化、予測雨量が異なっており、会津方部で大きな増加が見込まれる。こういうことも記述されているんです。

今後、様々な想定が行われるであろう、見直しが行われるであろうと思っておりますけれども、そのデータの中に田島地域、50ミリの降水量、大変な降水量になると思いますが、それが6日間発生するおそれがある、これは2020年頃と、こういうふうなグラフがございます。

こういう予測の中で、あくまでも松下の今の団地のあるあの地区に住宅を建て替えるというのは、今も変わりありませんか。

○室井嘉吉議長 建設課長。

○月田 啓建設課長 お答えいたします。

今、118ページのほうの委託料のほうでお話しございましたが、松下団地の建て替え事業の部分につきましては、119ページの上の住宅建設のほうの松下団地建て替え実施設計及び、その部分でございまして、大変失礼しました。

ただいまのご質問にお答えさせていただきますが、現状のところ、県のハザードマップをにらみながらというふうに考えておりますが、来年度、ボーリング調査、測量設計を行います。基本的には前回お話しさせていただきましたとおり、浸水想定50センチを盛土するような形で考えていきたいというふうに考えております。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 国家百年の計ということわざといいますか、判断指標がありますが、それを準用すれば、南会津町百年の計ということで考えたら、気候変動に対する備えというのは、私はそういう長期のスパンで物事を考えていかなければ、私たちが判断したその結果が将来、町民に大きな負荷になっていくということ、これは誰もが想定できませんが、ならない最善を尽くすべきだと私は思う。

したがって、これ以上質問しても同じ答えになるでしょうから、私からはあえて細かい質問はいたしません。この予算に、いわゆる込められている思いと私がこの予算を別な場所に移してほしいという思いとを比べてみれば、私は今、南会津の議員の一人として、この建て替えには大きな不安を残す、このことを申し上げて質問を終えます。

○室井嘉吉議長 回答はいいですね。

○4番 湯田芳博議員 はい。

○室井嘉吉議長 ほかがございませんか。

10番、湯田哲君。

○10番 湯田 哲議員 今の部分についてちょっと、私のほうも感じる場所がありますので質問させていただきます。

この説明の中で、今後10年、かなり長い期間かけて完成するんですね。設計図と見取図というか、見せていただきました。僕は、増設というよりも、あそこに今後10億円以上かかって、あの世帯の数、平屋で、駐車場に2台止めるという予算があそこに投与されるということに対しては、やはり一人の人間として、ましてビジネスだったら、今回のコミュニティ館寄りのほうに高層で、100階建てでも、1,000階建てぐらいの超高層マンションというか、そういうことで、集中的にあちらのほうのところに5階建てでもいいから、あの世帯数、あれ総数で多分、四、五十……、ちょっと人数後で聞きますけれども、そういう意味では、今後10億円かけるなら、本当にこちらのほうに寄って、リオンドールがあるわ、図書館はあるわ、文化ホールはあるわ、駅も近いわという部分でいくと、あのところの場所というのは、僕は本当、現実的に自分がもしこの町を、コンパクトタウンをプランするならば、同じ投資するならば、ぜひ今スタ

ートラインに立っている段階で、もう既に走ったような感じで進むと思いますが、ぜひその辺気にはなります。1つ確認します。あそこで何人ぐらい住んでおるんでしたっけ、全部分で。

○室井嘉吉議長 建設課長。

○月田 啓建設課長 答えいたします。

まず、高齢者住宅が1棟6戸、あと少人数タイプの2DKタイプ7棟14戸、標準タイプの3DKが7棟14戸で、合計15棟34戸の計画でございます。

○室井嘉吉議長 10番、湯田哲君。

○10番 湯田 哲議員 つまり、そこに何人が、田島町民が住まいになりますか。この世帯数分かりました。平均3人ぐらいの掛け算でよろしいんですか。どのぐらいを予定していますか、住民は。

○室井嘉吉議長 建設課長。

○月田 啓建設課長 答えいたします。

高齢者住宅につきましては、元気な高齢者ということで、6戸掛ける2人が平均だと思っております。あと、少人数タイプにつきましては、ご夫婦とお子さん2人ですとか、あと標準タイプですと、お子さんが3人ですとか、ということを考えますと、百四、五十ぐらいになるんですか、そういった形で考えております。

○室井嘉吉議長 10番、湯田哲君。

○10番 湯田 哲議員 100人から100人ちょっとという答えですけれども、そういう意味ではすごく、10億で100人を住まわせるならば、僕はすごいいいものができると思います。本当になんで、ましては老人といますけれども、若い世帯がその、どういう高層の、僕のほうは1,000階建てなんていうばかなこと言いましたけれども、5階でも何でもいいです。すごいあその条件のいいところにて、一人でエレベーターを降りて、図書館に行って勉強したりする若い夫婦もあれば、ある方は高齢で亡くなったら、そこに若い世帯が入ってもいいわけだし、そういう意味ではすごく、この計画自体はすごく疑問を持ちます。

ましては、新しく造る住宅の配置図を見ても、同じような部分で、少し設計ね、都市設計的にはできていてきれいに見えますけれども、何かすごく今の時代には合わないような、もったいないと思いますね。リメイクするだけの話だし、そこに同じような百十何人住むだけで10億も投資するなら、もっと安全な場所、今4番議員言いましたけれども、そういう場所を選んだって遅くはないと僕は思います。

走り出したのを止める力はないですけれども、駅も近い、こちらの北側の駅なんかもいずれできる時代にもなるでしょうから、すごく未来を読んでいないと思います。お金10億これから出すのであれば、その辺もうちょっと、こういう計画立てる段階では、やっぱりもうちょっとディスカッションか何かするべきなんじゃないかなと思います。これに関しては疑問です、僕も。意見で終わりです。何か考えがあれば。

○室井嘉吉議長 建設課長。

○月田 啓建設課長 お答えいたします。

そうですね、利便性の部分ですとか、その辺はいろいろ考え方あるかと思いますが。松下団地に今現在住まわれる方も、その場所に結構愛着を持っていられて、この場所を非常にいいということでおっしゃっていますので、町としましても、住み替えを勧めながら、今後の建て替えを進めていきたいというふうに考えております。

○10番 湯田 哲議員 大丈夫です。終わります。

○室井嘉吉議長 それでは、ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 これで8款土木費についての質疑を終わります。

次に、9款消防費について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで9款消防費についての質疑を終わります。

次に、10款教育費について質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番、山内政君。

○12番 山内 政議員 127ページ、款教育費、項小学校費、目学校管理費、節報酬、時間ありましたら130ページで、教育費、小学校費、教育振興費、扶助費で質問します。

まず、会計年度職員の人数が15人ということで、この中には様々な職種があるんですが、以前ありました特別支援教育支援員という職種がここに入っているというふうに伺いましたが、間違いはないですか。

○室井嘉吉議長 学校教育課長。

○渡部浩明学校教育課長 お答えいたします。

127ページ、会計年度任用職員報酬15人となっておりますが、うち12人が特別支援教育支援員、残り3名が用務員というような人数でございます。

○室井嘉吉議長 12番、山内政君。

○12番 山内 政議員 改めて、確認をさせていただきます。特別支援教育支援員の任務は。

○室井嘉吉議長 学校教育課長。

○渡部浩明学校教育課長 答えいたします。

特別支援学級支援員につきましては、特に支援が必要な児童生徒への学習、生活等を支援するというような中身でございます。具体的には児童間のトラブル等を防ぐとか、あとは離席した際の安全の確保を行うとか、あとは特別支援学級等においては、通常学級で交流学习等を行う場合がございますけれども、そういった場合の個別指導等を行ったり、あとは通級指導という部分もございます。そういった部分については基本的な生活習慣の援助、あとは集団行動の不適應等をカバーするというような内容になってございます。

以上です。

○室井嘉吉議長 12番、山内政君。

○12番 山内 政議員 これの配置基準は。

○室井嘉吉議長 学校教育課長。

○渡部浩明学校教育課長 答えいたします。

まず、小学校と中学校、それぞれの人数のほうを先に説明といいますか、報告させていただきますが……

○12番 山内 政議員 小学校だけでいいです。

○渡部浩明学校教育課長 小学校、すみません。小学校につきましては12名でございます。これについては基本的には各学校からの要望に基づいて、教育委員会でヒアリングを行った上で決定をしておるところでございます。

以上です。

○室井嘉吉議長 12番、山内政君。

○12番 山内 政議員 令和元年度には、学校からの要望がありながらも、現実に対象児童を抱えながら配置されなかった学校がありました。配置されずに、教育現場の職員が身体的・精神的疲弊が起きたという事例も確認をいたしました。それにより、学校全体の各先生方に負担が多くかかるということも聞いております。

そういう学校にしっかりと配置すべきと考えますが、これは人事ですので、人事権者にお伺

いをしたいと思います。

○室井嘉吉議長 教育長。

○星 英雄教育長 それでは、私のほうからお答えします。

この配置に当たっては、各学校から要望を出していただきまして、1校1校につきまして職員が出向きまして、ヒアリング調査をした上でこれを決定しております。ですので、どこの学校もある程度の課題をかかえているということがありますので、そのヒアリングの中からある程度優先順位を決めて配置しているということもあります。

全部が全部、予算の中での配置でありますから、希望する学校全てには配置できないというのが現状であります。

以上です。

○室井嘉吉議長 12番、山内政君。

○12番 山内 政議員 教育長のその発言の中では、いろいろあるので配置されないこともあるということでありましてけれども、今、教職員がブラックの現場だというふうに言われて、現実的に教員が集まらないというような現実もあるわけですよね。それは多分、教育長一番よくお分かりになっていると思うんですけども、現場で教職員が疲弊するようなところは、しっかりと現場で確認をされているわけですから、そういうところにはしっかりと手当てをしていただきたい。再度お伺いしたいと思います。

○室井嘉吉議長 教育長。

○星 英雄教育長 それではお答えします。

議員おただしのとおり、教職員はブラック企業だということで、大変いろんな面で教職員に負担がかかっているということは、私も理解しているところであります。

子供たちも、特別支援を要する子供たちだけじゃなくて、そのほかにもいろいろと学校のほうもいろんな業務を抱えていまして、大変だということは認識しております。ただ、やはりそれは職務として、与えられた範囲内のものであれば、頑張っていたらなというふうにも思っています。職務を超えて、やはり負担が非常に多いというものについては、しっかりと教育委員会のほうでも対応していく必要があるかなというふうに思っています。

あと今、議員のほうからブラック企業とありましたけれども、私はブラックという言葉が一番ブラックを生んでいるんじゃないかなという思いもありますので、ブラックというよりも、少し大変な職場であるということだけ認識していただければありがたいと思います。

○室井嘉吉議長 12番、山内政君。

○12番 山内 政議員 私はブラックと言いましたけれども、もう全然ブラックではないというふうに思っております。現場も一生懸命頑張っておられますので、それにぜひ応えていただきたいと思えます。

人事のことです。人事のございますので話ができないということならいいんですが、この予算の中での配置予定は、簡潔にお答えください、時間がなから。

○室井嘉吉議長 学校教育課長。

○渡部浩明学校教育課長 お答えいたします。

まず、小学校ということで、田島小学校3名、田島第二小学校3名、桧沢小学校2名、荒海小学校2名、館岩、伊南がゼロです。あと、南郷小学校2名、以上12名です。

以上です。

○室井嘉吉議長 12番、山内政君。

○12番 山内 政議員 今、そのゼロの中に入っているところで、先ほど申し上げました事例が起きていますので、ここはしっかりと臨時的な予算要求も含めて進めていただきたいというふうに要請をしたいと思えます。

それから、130ページの扶助費であります。これには該当児童がいらっしゃるわけですが、人数は聞きませんので、少雪対策、これから起きるであろうコロナ対策含めて、大変な家庭に対して早期の支払いをする考えがあるか、通常はいつ頃支払われるのか、お伺いしたいと思えます。

○室井嘉吉議長 学校教育課長。

○渡部浩明学校教育課長 扶助費の支払いということだったかと思えますが、支払いの期日等、臨時の支払いは今のところございません。

あと、支払い時期についてはちょっと今、私のほうで把握してございません。

○室井嘉吉議長 12番、山内政君。

○12番 山内 政議員 これは、要保護と準要保護で、大変厳しい家庭の支援です。早期に支払いができるように、これは教育長、ぜひ要請をしたいと思えますので、教育委員会会議等でよくしっかり審議されて、支払いをされるように、これ要請したいと思えます。

最後に、各課ごとにまたぐんですけれども、議会の議決事件を要しないような工事請負費とか需用費の修繕料などは、新年度に入りましても、早く発注できるように事務を進めていただきたいというふうに思えます。要請します。

○室井嘉吉議長 総務課長。

○渡部浩治総務課長 お答えいたします。

工事費とか修繕料につきましては、できるだけ早めに、できるところから発注するという形でいきたいと思っております。

○室井嘉吉議長 教育長。

○星 英雄教育長 時間が過ぎたところで申し訳ありません。

先ほど支援員のお話がありましたけれども、支援員が入っている学校につきましては、私のほうから、支援員は普通学級に在籍していて、特別な支援を要する方を優先に支援してくださいというふうにお願いします。なぜかといいますと、特別支援学級があるところは、児童2ないし3に教員が1名配置なんです。ですから、ある程度大変でありますけれども、1名の教員が3人を見るということで、教員1人当たりの児童生徒は少ないと。ただ、普通学級に行きますと、本当に多い中でそういう支援を要する子が入っていると、やはり支援員を入れて支援をしていく必要があると。

学校によっては、要支援とって、本当は特別支援学級該当なんですけれども、人数が少ないと開設していただけないんです。最低でも3人とか、いろいろ規約がありまして、そうすると、本当は特別支援学級で学ばなきゃいけない子が普通学級に入っている学校もございます。ですから、そういう子供たちを最優先に支援していただきたいということは、学校のほうにお願いしているところです。

以上です。

○室井嘉吉議長 いいですか。

次、10番、湯田哲君。

○10番 湯田 哲議員 一般質問でもしたことだったんですが、1つ確認で、141ページの御蔵入交流館の。昨年の音響と映像ので3か月ぐらい休館した経過がありましたので、これが終わりました、工事に間もなく計画的に入って、その説明も実は先日あったのかもしれませんが、ちょっとそれ分からないので、ぜひ、ここできて、工事が入ると、図書館も使えなく、音響と映像よりはるかに、照明ってあっちこっちについていますし、今回の工事内容というのはかなり高い、作業車をつけてやらなきゃならないことが起きるような作業内容なので、休館といつ頃完成するか、あるいはコンサート等は全てなくなると思いますので、その辺のスケジュールを教えてほしいと思います。

○室井嘉吉議長 生涯学習課長。

○遠藤知樹生涯学習課長 お答えいたします。

今回の工事につきましては、文化ホールの内部だけの照明になりますので、休館になるのはホールだけということになります。休館につきましては、詳細にはお答えできませんが、今年度と同等の休館の期間になるというふうに考えております。

以上です。

○室井嘉吉議長 10番、湯田哲君。

○10番 湯田 哲議員 認識もちょっと新たなんですけど、ホールの中だけで3億なんですね。ということは、ほかはまだLED化していないんですよ、実際ね。それはまた今、説明の中で、後で言ったのがそうなのかな、ロビーとか事務所とか、トイレ含めて、この後にまた次の照明LED化が起きるということでね。確認です。

○室井嘉吉議長 生涯学習課長。

○遠藤知樹生涯学習課長 その他の部分につきましては、今後、計画をつくって、計画的に整備していきたいというふうに考えております。

○室井嘉吉議長 10番、湯田哲君。

○10番 湯田 哲議員 くどいようですけども、これだったらホール内とか書いたほうがいいですね、括弧書きで。みんな、3億といたらこれだろうと思いつつおととい質問していた自分が何か情けなくて、ホール内だけですよといたら、僕はもっと目ん玉がまた二度飛び出しましたよ。

とんでもない、大型ビジョンかプロジェクション・マッピングのシステムを多分導入されるんでしょから、すごく期待しています。入ったときに、とてつもない明るさとまぶしさと、調光は確かにエネルギーは難しいんですけども、いろんなシステムになるのは分かるんですけども、3億であのホール内だけだというのは、また僕は驚きでした。何ぼ、僕もど素人かもしれないんですけども、多分その辺は、説明、後で結果的に出ますから、このマシンが、このプロジェクションが5,000万しますとかという説明していただければ、即理解できますので、全然それは問題ないです。それで、工期的なの、いつ、ホールだけ休館だから問題ないんですね。理解しました。ありがとうございます。

○室井嘉吉議長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 これで10款教育費についての質疑を終わります。

次に、11款災害復旧費から14款予備費までの質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで11款災害復旧費から14款予備費までの質疑を終わります。

次に、その他の事項について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これでその他の事項についての質疑を終わります。

以上で一般会計当初予算の全ての質疑を終了します。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りをします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第50号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第5、議案第50号 令和2年度南会津町国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りをします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第51号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第6、議案第51号 令和2年度南会津町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りをします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第52号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第7、議案第52号 令和2年度南会津町介護保険特別会計予算を議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りをします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第53号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第8、議案第53号 令和2年度南会津町農林業集落排水事業特別会計予算を議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

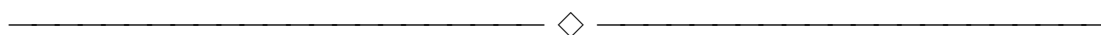
お諮りをします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第54号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第9、議案第54号 令和2年度南会津町公共下水道事業特別会計予算を議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りをします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第55号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第10、議案第55号 令和2年度南会津町水道事業会計予算を議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りをします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎令和2年請願第1号の委員長報告、質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第11、令和2年請願第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願についてを議題といたします。

本件について総務委員長の報告を求めます。

総務委員長、湯田哲君。

○10番 湯田 哲議員 ただいま議題となりました請願につきましては、今回の第1回定例会において総務委員会に付託されたもので、委員会の審査の経過と結果をご報告いたします。

令和2年請願第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願については、令和2年2月20日、南会津町字後原甲3531-1、日本労働組合総連合会福島県連合会南会津地区連合会議長渡部盛男氏から提出されたもので、紹介議員は渡部訓正議員であります。

この請願の趣旨は、非正規労働者を含む全ての労働者賃金の最低額を法律により保障するものであり、毎年、中央最低賃金審議会が作成する「目安額」を参考に、各都道府県最低賃金審議会の審議を経てされる地域別最低賃金を、毎年3%引き上げることと早期発効を求めるものであります。

現在の福島県最低賃金は798円となっているが、政府の目標金額1,000円にはほど遠い金額で全国水準との乖離是正が必要であると判断し、福島県の一層の発展を図るために、最低賃金法の趣旨を踏まえ、福島県最低賃金の引上げと早期発効が必要であるため、政府関係機関並びに福島労働局長に対し意見書を求めるものであります。

本委員会といたしましては、慎重に審議した結果、最低賃金の引上げは、非正規労働者の所得向上、内需拡大に寄与することから、全会一致で採択するものと決定いたしました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定にご賛同賜りますようお願い申し上げまして、総務委員会委員長の報告といたします。

以上です。

○室井嘉吉議長 これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番、高野精一君。

○11番 高野精一議員 これ、毎年このように春先提出されて、私もそれに対しては賛同してまいりましたが、ここ数日によってかなり世相が心配される、危惧される状況下になってまいりました。

若い人の就職の内定取消し、それから企業のベアのアップの取りやめ、また中小企業、我が地元にもありますが、この中小企業の中においても、品物が入ってこなくて工場を続けることができんのかというような心配が、危惧されてきている世相になっております。そうであれば、私はこの賃金よりは、中小企業を守るための請願とかなんかに切り替えすればいいのかなと、こう思っておりますが、これは私の意見であります。

それによって、ここで反対意見言っているのかな。

○室井嘉吉議長 いやいや、今は質疑の時間でございますから。

○11番 高野精一議員 そういうわけです。

○10番 湯田 哲議員 これに対して僕が答え、総務委員長として。

今回のコロナウイルス、様々な今、社会的に大きな、世界的にもなっていますけれども、もしこれを時間を遡って、昨年12月なり、雪不足のもっと前に行ったりしたらば、この分がそのまま行ったと思います。突発的なこの一、二か月、山かもしれませぬけれども、この先において、この部分はまた、これがあるからとかの問題じゃなくて、我々の姿勢としては、国内で31番目、栃木県は13番目です。隣の県に行っちゃうかもしれないぐらいの、全国的には栃木県は高いみたいです。

そういう意味では、高野議員が言われた部分は、確かに今の世相、今の段階、この状況、今、山の、コロナウイルスによる部分の影響についての配慮も分かりますが、最低賃金については常々、やはり毎年上がっていますように、努力すべきだし、31位というのは、やはり労働者に対してはかなり無理を、大変さを与えているのだなと思います。ぜひこれを通してほしいなと思います。

○室井嘉吉議長 ほかにございせんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

11番、高野精一君。

○11番 高野精一議員 私は、そういう緊急性あるのも議会の一つだと思っておりますので、そういうことに対して、今回は私は賛同することを拒否いたします。

○室井嘉吉議長 ほかに討論はございませんか。

〔発言する者なし〕

○室井嘉吉議長 これで討論を終わります。

これから採決します。

起立によって採決を行います。

請願第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願については、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立を願います。

〔賛成者起立〕

○室井嘉吉議長 起立多数です。

よって、請願第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願については、採択することに決定をいたしました。

暫時休憩をいたします。

休憩 午後 2時47分

再開 午後 3時13分

○室井嘉吉議長 それでは、若干時間早いようではありますが、全員おそろいのようにございますので、休憩前に引き続き会議を開きたいと思っております。



◎日程の追加

○室井嘉吉議長 先ほど委員会提出議案2件、議員派遣の件、各常任委員長及び議会運営委員長から閉会中の継続調査の申出書が提出されております。

お諮りをします。

この際、これらの案件については、お手元に配付の追加議事日程のとおり、日程に追加し、議題としたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、提出されております案件については、お手元の追加議事日程のとおり、日程に追加し、議題とすることに決定しました。



◎委員会提出議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 追加日程第1、委員会提出議案第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出についてを議題とします。

ここで提出者、総務委員長から趣旨説明を求めます。

総務委員長、湯田哲君。

○10番 湯田 哲議員 委員会提出議案第1号。南会津町議会議長、室井嘉吉様。提出者、南会津町議会総務委員長、湯田哲。

福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出について。

上記の議案を、地方自治法第109条第7項及び南会津町議会会議規則第14条第3項の規定により、下記のとおり提出します。

提案理由。福島県は、少子高齢化と人口の減少・流出が進み、震災当時と比較して、生産年齢人口は約20万人も減少し、人手不足は深刻化している。人手不足を補うための外国人労働者数も対前年比で約20%増加し、障がい者雇用数も県内民間企業で過去最高を更新、非正規労働者は雇用全体の約4割となるなど働き手の多様化も進んでいる。これら国籍、雇用形態の違い、障がいの有無等を理由に、労働者を低賃金で雇用することがあってはならない。どこで働いても、どのような就労形態でも、賃金は少なくとも生活できる水準を確保した上で、働きの価値に見合った水準とすべきである。

また、人口減少による消費者の購買力の低下は、企業活動の縮小、賃金のデフレ化を招き、地域経済へのダメージとさらなる経済の縮小が懸念されています。そして、消費税増税による物価変動への影響も無視できない。

よって、福島県の一層の発展を図るため、最低賃金法の趣旨を踏まえ、福島県最低賃金の引き上げと早期発効などを強く求める意見書を提出するものである。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、福島労働局長。

意見書は、次の別紙のとおりです。

以上です。

○室井嘉吉議長 直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎委員会提出議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 追加日程第2、委員会提出議案第2号 県立南会津病院の医師確保充実強化を求める意見書の提出についてを議題といたします。

ここで提出者、文教厚生委員長から趣旨説明を求めます。

文教厚生委員長、9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 文教厚生委員会委員長の大桃英樹でございます。

ただいま議題になりました県立南会津病院の医師確保充実強化を求める意見書の提出について、提案理由を朗読させていただきます。提案理由の説明を行います。

提案理由。南会津地方唯一の病院である県立南会津病院は、県による医師配置・派遣を受け、地域住民の安心な暮らしを支えるために、大変重要な役割を果たしております。

全国的に医師不足や偏在化が叫ばれる中、福島県では平成28年12月に少子高齢化や高齢化社会の進行による医療・介護の需要増大などを見据え、その課題解決のため、福島県地域医療構想を策定いたしました。この構想の中では、第2編第4章の「5. 将来あるべき医療提供体制を確保するために構想区域において重点的に取り組むべき事項」と設けまして、南会津地域において必要な医療機能の確保と、不足している診療科の医師確保に向けて取り組むことが示されております。

しかしながら、平成30年には南会津病院への内科医を増員するとして、南会津地方広域市町村圏組合地域医療センターの医師を引き揚げ、さらに平成31年には南会津病院の内科医と整形外科医が合計3名減員となり、また、本年4月からは常勤の整形外科医が非常勤対応になると聞き及んでおります。

住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けるには、安心して享受できる地域医療体制が不可欠であることから、県立南会津病院の常勤医師配置による充実強化を求める意見書を提出するものでございます。

提出先は、福島県知事となっております。

また、提出におきましては、今回このようなことを委員会提出議案として提出させていただきましたのは、確実な、情報の段階ではございますが、この情報を聞きつけ、我々としては大きな危機感を抱いているということ、そして南会津地域全体にとって非常に重要な問題であるということ、我々の危機感を示すためにも、いち早く情報を察知し、執行部とも協力の上、このような態度を県に示すことが重要であると考えことから、意見書の提出に至った経緯でございます。

提出におきましても、議長、副議長、そして我々文教厚生委員会の委員全員で県庁に持参いたしまして、提出したいと思っております。

南会津地方の医療体制の確保は喫緊の課題でございますので、皆様、慎重審議をいただき、よろしくご決定いただきますようお願いいたします。

以上でございます。

○室井嘉吉議長 直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議員派遣の件について

○室井嘉吉議長 追加日程第3、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りをします。

議員派遣の件については、会議規則第127条の規定によって、お手元に配付のとおり派遣することにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件については、お手元に配付のとおり派遣することに決定しました。



◎閉会中の継続調査について

○室井嘉吉議長 追加日程第4、閉会中の継続調査についてを議題とします。

会議規則第75条の規定によって、お手元に配付の閉会中の継続調査申出一覧表のとおり、各常任委員長から所管事務調査、議会運営委員長から所掌事務調査について閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査にすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。



◎町長挨拶

○室井嘉吉議長 本定例会に付された事件は全て終了いたしました。

ここで町長より発言したい旨の申出がありましたので、これを許可します。

町長。

○大宅宗吉町長 令和2年第1回議会定例会に提案いたしました全議案につきまして、慎重審議の上ご議決を賜りまして、まことにありがとうございます。御礼を申し上げます。

さて、令和元年度も残りわずかとなりまして、年度内に議会を招集する時間的な余裕がございません。つきましては、町長の専決処分が必要と見込まれる事項につきまして、事前にご了解を賜りたい案件がございますので、あわせてよろしくお願い申し上げます。

まず、第1点目でございますが、令和2年度の税制改正であります。

現在、国会において、地方税法の改正が審議されているところでありますが、これが決定されますと、町の関係条例の一部が改正が必要となります。

2点目が、令和元年度一般会計及び特別会計予算の補正であります。

歳入における国・県支出金及び特別交付税や地方債などのほか、歳出の各種事務事業、医療給付費事業等について未確定の部分がありまして、関係予算の補正を行う必要が生じてくるほか、事業費の確定見込みによる繰越明許費の補正が予定されております。

また、新型コロナウイルス感染症対策に係る予算の補正が生じることも想定されます。その他専決処分が必要と見込まれる事項の発生も考えられることから、ご理解をお願いするものであります。

以上、ご説明を申し上げますように、いずれも年度末に事由が発生するため、議会を招集する時間的余裕がなく、それぞれ専決処分を予定しておりますので、ご理解をお願いするものであります。

最後になりますが、令和2年度の町政運営につきまして、重ねて議員各位のご理解、ご支援

をお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。ご苦労さまでした。



◎閉会の宣告

○室井嘉吉議長 以上で会議を閉じます。

令和2年第1回南会津町議会定例会を閉会します。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午後 3時26分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長 室 井 嘉 吉

署 名 議 員 丸 山 陽 子

署 名 議 員 楠 正 次